愛川町地域防災計画

平成３１年３月

愛川町防災会議

目　　次

第１編　総則
第１章　計画の目的と性格 …… 7
第２章　地域の現況（防災面からみた愛川町の特性、災害危険性、
災害履歴） …… 9
第３章　防災ビジョン（被害想定及び防災対策の目標等） …… 22
第４章　町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 30
第５章　計画の運用等 …… 36

第２編　震災対策計画
第１部　災害予防計画 …… 39
第１章　災害予防計画の基本方針 …… 39
第１節　災害予防計画の目的と目標 …… 39
第２節　各課局の災害予防事務の内容と分担業務 …… 39
第３節　町の施策・事業の企画段階における防災対策の検討と各課調整 … 43
第２章　災害に強いまちづくりに関する対策 …… 44
第１節　地盤災害の予防 …… 44
第２節　水害・土砂災害の予防 …… 49
第３節　地域の防災構造化 …… 55
第４節　地震火災・危険物災害の予防 …… 60
第５節　建築物及びライフライン施設の耐震化 …… 67
第３章　応急活動体制確立のための事前措置 …… 72
第１節　応急活動体制の整備 …… 72
第２節　動員配備体制の整備 …… 74
第３節　地震情報等の受信伝達体制の整備 …… 77
第４節　災害情報等の収集報告体制の整備 …… 78
第５節　災害通信体制の整備 …… 81
第６節　災害広報体制の整備 …… 83
第７節　災害救助法等の習熟 …… 85
第８節　避難活動体制の整備 …… 86
第９節　救出・救助体制の整備 …… 90
第10節　交通確保体制の整備 …… 93
第11節　輸送体制の整備 …… 95
第12節　給水体制の整備 …… 97
第13節　食料供給体制の整備 …… 100
第14節　生活必需品供給体制の整備 …… 102
第15節　医療救護体制の整備 …… 104
第16節　防疫・保健衛生体制の整備 …… 107

第17節　ごみ及びし尿収集処理体制の整備 …… 108
第18節　災害廃棄物等の処理体制の整備 …… 110
第19節　労務供給、広域応援体制の整備 …… 111
第20節　町所管施設の災害対応力の強化 …… 114
第21節　災害警備の整備 …… 116
第４章　災害に強い人づくりに関する対策 …… 119
第１節　自主防災体制の整備 …… 119
第２節　要配慮者対策 …… 124
第３節　防災訓練 …… 128
第４節　防災知識の普及・啓発 …… 132

第２部　災害応急対策計画 …… 137
第１章　災害応急対策計画の基本方針 …… 137
第１節　活動期の区分と活動内容 …… 137
第２節　各活動期における分担業務 …… 138
第３節　初動対応期から事態安定期への移行 …… 148
第２章　初動対応期（人命確保期）の応急対策 …… 149
第１節　初動活動体制の確立 …… 149
第２節　動員配備 …… 155
第３節　地震情報等の収集、伝達 …… 163
第４節　人命に係わる災害情報の収集報告 …… 167
第５節　情報通信体制の確立 …… 171
第６節　初動対応期の災害広報活動 …… 174
第７節　消防活動 …… 186
第８節　避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動 …… 188
第９節　救出・救助 …… 206
第10節　緊急医療 …… 210
第11節　行方不明者・遺体の捜索、収容及び埋火葬 …… 220
第12節　災害警備 …… 224
第13節　交通確保 …… 230
第14節　緊急輸送 …… 235
第15節　防災基幹施設における通信、電力、ガス施設の応急復旧 …… 245
第16節　自衛隊の派遣要請 …… 247
第17節　広域応援要請 …… 251
第18節　災害救助法の適用申請と運用 …… 257
第19節　給水 …… 270
第20節　食料の供給 …… 277
第21節　生活必需品の供給 …… 281
第３章　事態安定期（救援活動期）の応急対策 …… 284
第１節　事態安定期の情報管理 …… 284
第２節　救援に係わる広報活動 …… 293

第３節　ボランティア、民間団体の活用 …… 296
第４節　防疫及び保健衛生 …… 299
第５節　ごみ及びし尿の収集・処理 …… 302
第６節　障害物の除去 …… 305
第７節　住宅対策 …… 309
第８節　文教対策 …… 314
第９節　義援金品の受付、配分 …… 318
第10節　農業対策 …… 321
第11節　通信、電力、ガス施設の応急復旧 …… 323
第12節　上、下水道施設の応急復旧 …… 325

第３部　災害復旧計画 …… 327
第１章　災害復旧・復興対策の基本方針 …… 327
第１節　災害復旧・復興対策の内容 …… 327
第２節　災害復旧・復興対策の実施担当部課 …… 327
第２章　災害復旧・復興対策 …… 328
第１節　災害に係る町民相談 …… 328
第２節　被災者のメンタルケア対策 …… 329
第３節　公共施設の災害復旧事業の推進 …… 331
第４節　激甚災害の指定 …… 333
第５節　災害復旧にともなう財政援助の確保 …… 335
第６節　民間施設等の災害復旧資金対策 …… 337
第７節　災害弔慰金の支給、災害融資 …… 340
第８節　町税の減免等 …… 341
第９節　災害復興の基本方針 …… 342
第10節　市街地復興…… 344
第11節　被災者生活再建支援法…… 345
第12節　罹災証明書の発行…… 347
第13節　要配慮者等の対策…… 348

第４部　東海地震に関する事前対策計画（参考）…… 349
第１節　東海地震に関する事前対策計画の総則 …… 349
第２節　組織及び動員配備 …… 352
第３節　警戒宣言等の伝達 …… 354
第４節　広報対策 …… 356
第５節　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 …… 359
第６節　避難対策 …… 359
第７節　火災、水害等対策 …… 360
第８節　警備対策 …… 361
第９節　飲料水の確保対策 …… 362
第10節　電力、通信対策 …… 363

第11節　児童、生徒等保護対策 …… 365
第12節　交通対策 …… 367
第13節　緊急輸送 …… 369
第14節　関係機関等との連絡調整及び応援要請 …… 369
第15節　施設、設備の点検及び緊急にとるべき措置 …… 370
第16節　地域防災体制の整備推進 …… 372
第17節　公共輸送対策（路線バス） …… 373
第18節　医療機関及び福祉施設対策 …… 373
第19節　不特定多数が出入りする施設の対策 …… 375
第20節　金融機関の措置 …… 376
第21節　事業所等の措置 …… 377
第22節　緊急整備事業の推進 …… 378

第３編　風水害等対策計画
第１章　災害予防計画 …… 381
第１節　震災対策計画に準ずる計画 …… 381
第２節　風水害予防計画の目的と目標 …… 383
第３節　台風・大雨による浸水の予防 …… 384
第４節　土砂災害の予防 …… 388
第５節　水防体制の整備 …… 394
第２章　災害応急対策計画 …… 396
第１節　震災対策計画に準ずる計画 …… 396
第２節　動員配備 …… 398
第３節　警報・注意報等の受領、分析、伝達 …… 405
第４節　災害広報活動 …… 416
第５節　水防計画 …… 419
第３章　災害復旧計画 …… 432
第１節　震災対策計画に準ずる計画 …… 432
第４章　特殊災害計画 …… 433
第１節　危険物等の災害対策 …… 433
第２節　航空機墜落事故等の対策 …… 437
第３節　放射性物質災害対策 …… 441
第４節　火山災害対策 …… 444
第５節　雪害対策 …… 450

第４編　様式、協定書及び条例等
第１章　愛川町防災会議条例、災害対策本部条例等 …… 457
第２章　様式 …… 463
第３章　協定 …… 500

第１編　　総　則

第１章　計画の目的と性格

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定により、愛川町防災会議が愛川町に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

２　計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。

第１編　総　則
第２編　震災対策計画
第３編　風水害等対策計画
第４編　様式、協定書及び条例等

【資料 1-1】　愛川町地域防災計画の構成

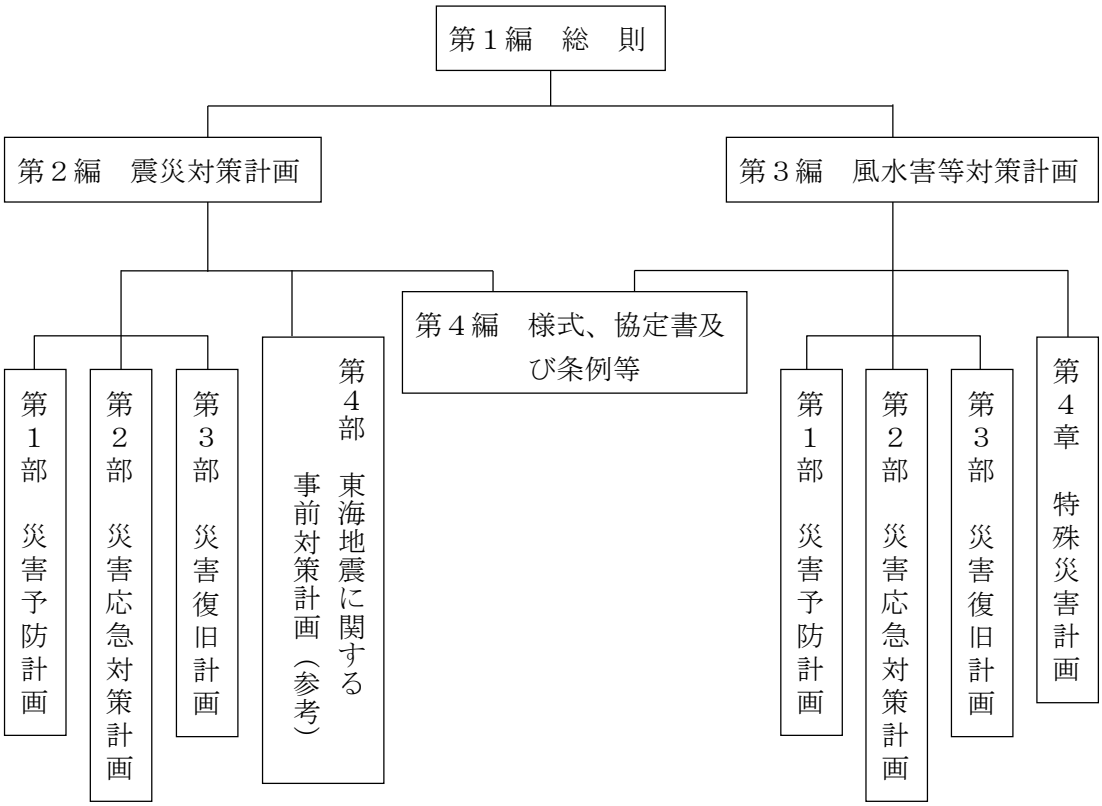

３　計画の検討・修正

愛川町防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要がある場合はこれを修正する。

また、町の各業務により予防計画が進捗し、防災力の強化が図られ、応急対策計画の活動がより整備されたものについても、これを修正する。

４　計画の性格

この計画は、愛川町域における各種防災対策を推進するうえで基本となるものであり、防災基本計画、防災業務計画及び神奈川県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、本地域防災計画第２編震災対策計画を基礎として定めている。

第２章　地域の現況（防災面からみた愛川町の特性、災害危険性、災害履歴）

１　愛川町の概況

１．１　位置及び交通条件

愛川町は、神奈川県の県央北部に位置し、東西約10ｋｍ、南北約6.7ｋｍの中央部がくびれたひょうたん型をした総面積34.29ｋ㎡の町である。県庁所在地である横浜市からは30ｋｍ圏内の位置にあり、相模原市・厚木市・清川村の２市１村に隣接している。町域内には、鉄道がなく広域道路体系は、国道412号及び県道５路線によって構成され、特に国道412号は半原台地を縦貫し、東名高速道路と中央自動車道を結ぶ重要な広域幹線となっている。また、県道54号（相模原愛川線）、県道63号（相模原大磯線）、県道65号（厚木愛川津久井線）、県道511号（太井上依知線）、県道514号（宮ケ瀬愛川線）の各路線は相互に連絡し、本町と周辺都市とを結ぶ幹線道路となっている。また、首都圏中央連絡自動車道として、さがみ縦貫道路の完成に伴い、広域交通の利便が飛躍的に高まっている。

１．２　土地利用

本町の土地利用は、山林が最も多く町域の約４割を占め、次いで、宅地、畑地が順に多くなっている。山林や田畑は減少傾向にある一方、宅地は増え続けており、都市化が進んでいる。特に、昭和41年の内陸工業団地の完成以降は中津台地を中心に宅地化が進み、近年では半原地区のほか中津川沿いの低地部にも宅地化が進んでいる。

１．３　人口

本町の人口は、平成７年までは順調に増加を続けてきましたが、これ以降は横ばいから減少基調で推移している。

年齢別では、65歳以上の割合が、平成30年9月現在で全体の28.7％を占めている。

１．４　気象

本町の年間平均気温は15℃程度で、最も寒い１月の平均気温は４℃程度、最も暖かい8月の平均気温は26℃程度と１年を通して温暖である。また、年間平均の降水量約1,733㎜、湿度約75％で冬季乾燥夏季多雨型となっている。（平成20年～29年　愛川町消防本部調べ）

２　地形・地質の条件

２．１　地形の特性

愛川町は丹沢山地の東端に位置し、町中央部を中津川が、町東端を相模川がいずれも北西から南東方向へと流れている。これら二大河川の浸食や堆積作用の繰り返しによって段丘や低地の平坦部が広く形成されており、これらを囲むように山地が分布している。このように、愛川町の地形は変化に富むものである。地形を大きく区分すると、低地、段丘、山地、人工地形となる。【資料 1-2-1】（P.10）に地区区分図を示し、以下に各地形の特性を記述する。

【資料 1-2-1】　地区区分図

六倉区
大塚区
春日台区
上熊坂区
熊坂区
二井坂区
半縄区
坂本区
小沢区
下谷八菅山区
笑輪区
三増区
角田区
田代区
原白区
細野区
両向区
宮本区
川北区

(1) 低地

① 氾濫平野

氾濫平野（河川が自由に曲流し、洪水時に土砂の氾濫・堆積を繰り返して形成された河川氾濫原。自然堤防と呼ばれる砂質の微高地、浅い皿状凹地である後背低地及び帯状の凹地である旧河道によって構成される。）は、河川の浸食作用と堆積作用とによって形成され、中津川及び相模川に沿って広く分布し、その幅は100～700ｍにも及んでいる。中津川上流域では宅地、下流域・相模川流域では水田として利用されている。

② 谷底平野

谷底平野（比較的ゆるやかな谷底につくられた広い堆積平坦地。）は、中津川や相模川に合流する中小河川（渓流）の谷底部に形成され、幅は20～50ｍ程度の部分が多く、宅地として利用されているところが多い。

③ 自然堤防

自然堤防（洪水が河岸を越えて溢れ出るときに、それが運んでいた粗粒な物質が堆積してつくられたと考えられる微高地で、現河道及び旧河道沿いに細長く分布することが多い。）は、氾濫平野中の微高地として区分され、氾濫平野よりも１～３ｍ程度高いほぼ平坦な地形であるが、分布範囲は狭い。

④ 沖積錐

沖積錐（小扇状地（扇状地は川が山地から開けた平坦地に出た所に谷口を要とする扇のような形で土砂が堆積した地形））は、渓流の出口（中津川沿いや山地の谷の出口）に多くみられる。

(2) 段丘（低地よりも一段高い位置にあり、広い平坦地をもつ卓上の地形。）

（段丘の区別については、平成７年度「愛川町防災アセスメント」を参照。）

① 低位段丘

中津川沿いに部分的にみられ、面積的には狭少な分布をしている。現河床面からの比高は５～10ｍ程度であり、ほとんどが宅地、農地として利用されている。

② 中位段丘

中津川流域では愛川大橋から日向橋にかけての和平地区や角田地区下流の中ノ平地区の他、弊山地区、二井坂地区等に分布する。相模川沿い流域では、六倉地区に分布している。現河床面からの比高は15～25ｍ程度であり、宅地及び農地として利用されている。

③ 高位段丘（立川面相当段丘）

町中央部から南東部へかけてはほとんどこの段丘が広がっているほか、愛川大橋付近の横根地区や八管山地区等にも分布している。現河床面からの比高は、中津川や相模川近くでは35～60ｍ程度であり、段丘面は河川から内陸部に向かうほど徐々に高度を上げている。宅地や農地として利用されているほか、中津地区では内陸工業団地等の工業専用地域や春日台等の第１種住居専用地域の指定を受けている地域もある。

④　高位段丘（武蔵野面相当段丘）

町西部の半原地区や日々良野地区に広く分布する。現河床面からの比高は半原地区の中津川沿いでは60～90ｍであり、山地に向かうに従い徐々に高度を上げ、日々野良地区では120ｍ程である。宅地や農地として広く利用されている。

(3) 山地

山地は、町の北部・西部・南部に分布している。町内の最高峰は西部の仏果山（標高747.1ｍであり、この西部の山地は、経ヶ岳等標高700～600ｍの峰々よりなる。一方、北部では400～200ｍ、南部では200ｍほどの比較的標高の低い山地となっている。

斜面傾斜は、西部の山地で40°前後の急な斜面が多いのに対し、北部及び南部の山地では30°前後の比較的緩やかな斜面が多い。

山地では、細かく囲まれるように小さな谷が刻まれており、浸食作用の活発な様子がうかがえる。

(4) 人工地形

①　盛土地

盛土は相模川沿いの大塚下地区や下六倉地区で広く行われているほか、中津川沿いの堤防などでなされている。大塚下では、昭和39年に住友金属鉱山株式会社の製造工場用地として最初に盛土されたもので、その後、大塚下工業団地として企業の進出に伴って広範囲の盛土がなされた。盛土の厚さは、全般に１～３ｍ程度である。

②　切土地

切土は、採石場や工場の進出に伴って主に山地でなされている。

２．２　地質の特性

愛川町の地質は、山地では小仏層群・愛川層群等の比較的古い地質時代の地層であり、固い岩盤よりなる。一方、低地や段丘では、それらに比べて新しい時代の地層であり、半固結・未固結堆積物より構成される。【資料 1-2-2】(P.13) に愛川町の地質一覧を、【資料 1-2-3】(P.13) に各地形を構成する地質の模式図を示す。

【資料 1-2-2】　愛川町の地質一覧（神奈川県「土地分類基本調査・八王子」より）

地質時代		時　　代	地　　層	地　　質	固結度
第四紀	沖積世	１万年前以降	沖積層	礫、砂、粘土	未固結
	更新世	１～45万年前	立川ローム層	火山灰層	
			武蔵野ローム層	火山灰層	
			中津原礫層	礫、砂（新期段丘層）	
			半原礫層		
			相模層群	礫、砂、泥（岩）	半固結
新第三紀	鮮新世	350～700万年前	中津層群	泥岩、砂岩互層	固　結
	中新世	700～2400万年前	愛川層群	凝灰岩、火山角礫岩	
古第三紀～白亜紀		約１億年前	小仏層群	粘板岩、千枚岩、砂岩の互層	

【資料 1-2-3】　各地形を構成する地質の模式図

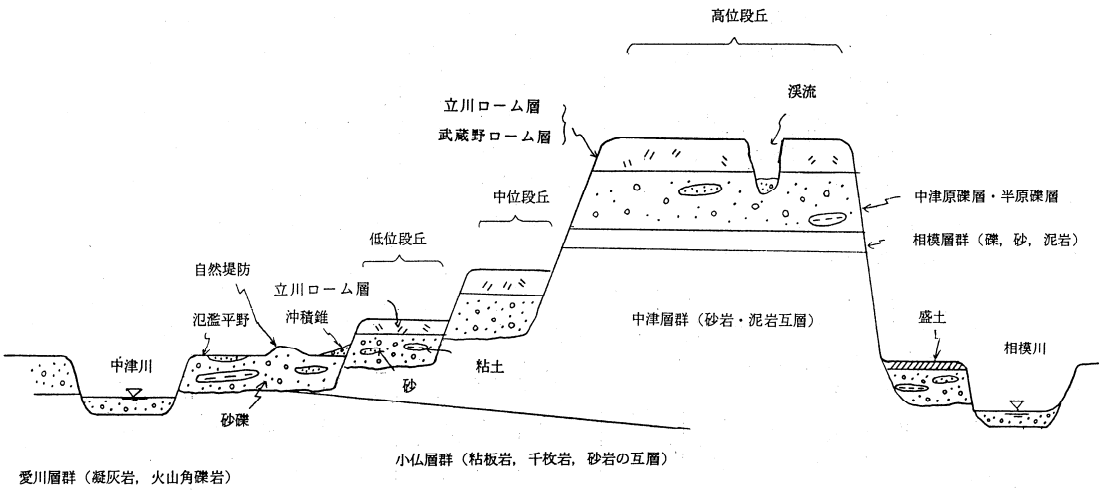

(1) 低地を構成する地質

① 沖積層

ａ 氾濫平野の地質

砂と礫の混在する砂礫層が主体で、薄い砂層や粘土層を挟むことがあるが分布は不規則である。砂礫層は中礫～大礫を含みよく締まった地層であるが、砂層や粘土層は軟らかい。これらを構成する地層は厚さ５～10m程度である。

ｂ 自然堤防の地質

氾濫平野と同様によく締まった砂礫層からなり、厚さは１～３ｍ程度である。

ｃ 谷底平野の地質

山地より供給された泥質土や砂・礫のほかに、段丘を構成しているロームや砂礫を混じえており、全体的には砂礫が優勢で締まった地層である。

ｄ 沖積錐の地質

砂礫・泥質土から構成され、層厚は５ｍ前後である。

(2) 段丘を構成する地質

① 立川ローム層

立川段丘面相当の低位段丘・中位段丘・高位段丘と武蔵野段丘面相当の高位段丘のいずれも地下浅部が該当する。層厚は10m前後である。富士山の噴火によって降り積もった赤褐色を呈する火山灰を主体とするほか、火山灰と同じく火山砕屑物の一種であるスコリアを混じえる。

② 武蔵野ローム層

武蔵野段丘面相当の高位段丘の地下深部が該当するが、部分的に上位の立川ローム層が浸食により欠如することがある。大部分は富士山の噴火による厚さ10m前後の火山灰で、箱根火山の火山灰や軽石層を挟在することがある。

③ 中津原礫層

立川ローム層の下に位置し、立川段丘面相当の段丘崖に分布する。厚さ７ｍ前後の段丘礫層で、未固結の砂礫よりなり、時折、粘土を混在する。

④ 半原礫層

武蔵野ローム層の下に位置し、武蔵野段丘面相当の段丘崖に分布する。厚さ７～10mの段丘礫層で、未固結の砂礫よりなる。

⑤ 相模層群

中津原礫層・半原礫層の下に位置し段丘崖に分布する。厚さ15m前後の礫、砂、粘土等のやや固結した堆積物からなる。

⑥ 中津層群

相模層群の下に位置し、中津川左岸の下谷地区より下流と相模川沿いのいずれも段丘崖付近に分布する。泥岩と砂岩の互層を主とする固結堆積物である。

(3) 山地を構成する地質

① 愛川層群

町南西部の仏果山周辺の山地を形成しており、凝灰岩や火山角礫岩などから構成される固結堆積物である。新鮮な岩石はかなり硬いが、全般に節理が発達し風化により崩れやすい。

② 小仏層群

町の南部及び北部の山地を形成し、粘板岩・千枚岩・砂岩の互層よりなる。これらの互層は、粘板岩や千枚岩が優勢（厚い）な場合と砂岩が優勢な場合など部分的に不規則な分布をする。また、割れ目の発達する部分では、薄く板状にはがれやすく、風化により崩れやすい。愛川層群と同様、崩壊が多く発生しやすい地層である。

２．３ 愛川町に被害を及ぼす地震活動特性

愛川町防災アセスメント（平成８年３月）によると、神奈川県のほか関東から東海にかけての地域では、関東大地震をはじめ過去に幾度も地震被害を被っている。

今後、神奈川県(平成27年3月神奈川県地震被害想定調査報告書)に影響を与えると推定される地震は、以下のものが挙げられる。

- 都心南部直下地震
- 三浦半島断層群の地震
- 神奈川県西部地震
- 東海地震
- 南海トラフ巨大地震
- 大正型関東地震

また、愛川町では活断層（注１参照）の疑いのあるリニアメント（直線的な地形。別名、線状構造という。）が町西部に二本推定されている。これら二本のリニアメントのうち北東側（田代地区を通過）のリニアメントは、山梨県上野原町付近を通る鶴川断層（注２参照）の延長上にあり、藤野木－愛川構造線の一部にも通じる。

このように、本町は大地震の影響がある地域に位置している。

【資料 1-2-4】 確実度ランク表

ランク	内　　容
確実度Ⅰ	活断層であることが確実なもの
確実度Ⅱ	活断層であると推定されるもの
確実度Ⅲ	活断層の疑いのあるリニアメント

【資料 1-2-5】 活動度ランク表

ランク	変　位　量
活動度Ａ	１m以上／1,000年
活動度Ｂ	0.1～１m／1,000年
活動度Ｃ	0.01～0.1m／1,000年

（注１） 活断層：第四紀（約180万年前から現在までの地質年代区分）に活動した痕跡があり、今後も動く可能性がある断層のこと

（注２） 鶴川断層：確実度Ⅱ(【資料 1-2-4】参照)、活動度Ｃ（【資料 1-2-5】参照)。延長60㎞にも及ぶ右横ずれ断層で地形的に顕著なリニアメントや谷の屈曲等その存在は古くより知られている。

３　災害履歴

愛川町では、台風や豪雨による水害や土砂災害のほか関東大地震等による災害を経験している。

３．１　地震災害

(1) 地震動

1923年（大正12年）の関東大地震による愛川町の被害は、死傷者25人、全壊家屋19棟、半壊家屋52棟となっており、全・半壊家屋は当時の総家屋数の約１％程度であった。火災は発生していない。

この被害状況を【資料 1-2-6】に示す。

【資料 1-2-6】　関東大地震による愛川町の被害状況

地区名	人　口	戸数	全壊	半壊	全焼	死者	傷者	倒壊率(%)
愛　　川	4,653	782	6	43	0	16	8	0.77
高　　峰	3,023	504	4	1	0	1	0	0.79
中　　津	3,261	540	9	8	0	0	0	1.67
計	10,937	1,826	19	52	0	17	8	1.08

※　昭和30年１月愛川町と高峰村が合併。翌年昭和31年９月中津村を編入合併して、現愛川町になった。

愛川地区・・・旧愛川村で現愛川町の南西部。大字半原、田代地区。

高峰地区・・・旧高峰村で現愛川町の北部～中部。大字三増、角田地区。

中津地区・・・旧中津村で現愛川町の東部。大字中津、八菅山、棚沢、春日台地区。

(2) 液状化

過去に起きた地震による液状化の発生状況は不明である。

３．２　風水害

(1) 水害

愛川町には、町の中央部に中津川が、町の北東端に相模川が流れており、これらに沿って幅100～700ｍの広い低地が分布している。町内各所に残されていた遺跡地の調査研究等によると、今から約7000年前の縄文中期には既にこの川沿いの低地や台地（段丘）に先人が住んでいたことが知られている。低地では、ひとたび河川が増水すると人的・物的な被害を受けやすく、河川氾濫との闘いが古くからあったものと想像できる。

【資料 1-2-7】(P.17) に愛川町の水害履歴を示す。

【資料 1-2-7】　水害履歴一覧

発生年月日	災　害　状　況
明治40.8～ 9月	中津川・相模川大洪水、堤防・道路・橋梁田畑流失
大正13.　9.16	中津川大洪水。半原機業被害大（流失２戸３棟、住宅浸水88戸、水車流失埋没、水路堰堤流失等）。
昭和13.　9.　1	台風房総上陸、中津川の堤防決壊、半原の原下地区床上浸水38棟、床下浸水６棟の被害発生。
昭和23.　9.16	アイオン台風伊豆半島上陸、中津川大洪水、半原、角田地先等堤防決壊。
昭和25.　9.　4	ジェーン台風、中津川天王森付近の堤防決壊。田代地区に床上浸水21棟の被害発生。
昭和33.　9.26	狩野川台風、六倉地先堤防被害。
昭和34.　8.13	台風７号、相模湾上陸、高田橋、馬渡橋の橋台摺付の一部流失。
昭和34.　8.26	伊勢湾台風、潮岬上陸。六倉地先堤防一部消失。
昭和40.　8.23	22日からの台風17号で、田代、平山橋左岸上流約120m護岸決潰す。
昭和41.　6.28	台風４号、川の氾濫により床上浸水２棟、床上浸水25棟の被害発生。
昭和41.　9.25	台風26号、床上浸水１棟、床下浸水18棟の被害発生。
昭和47.　7.12	台風による集中豪雨（雨量330㎜）中津川大洪水（馬渡橋上を高波が洗う程の出水）。被害状況①中津川添の各農業用水取水口全部破損流出。②半原伊保地先（県央愛川農業協同組合半原支所）約80m堤防決壊③伊保部落の一部と原下部落全戸浸水。④馬渡下流の塩川添浄水場南端から滝の沢流水口まで約150m堤防流出。⑤町営水道の送水管150㎜鋼管２条流出。
昭和47.　9.15	台風20号紀伊半島上陸、本町午後８時頃より午前０時頃まで風速35m、雨量298㎜。河川等氾濫し床上浸水２棟、床下浸水32棟、堤防決壊５か所の被害。
昭和49.　8.25	台風14号、床下浸水３棟。
昭和54.　10.19	台風20号、中津川左岸（角田地先）堤防一部130m崩壊。 半壊７棟、一部破損25棟、床下浸水３棟。
昭和57.　9.12	台風18号、角田海底橋の橋脚の洗堀。
昭和58.　8.17	台風５号、中津川（平山橋際、坂本）の一部浸食。
昭和60.　6.30	台風６号、中津川右岸（塩川浄水場前）一部破損。中津太田窪地域床下浸水７棟。

平成 1.　8.27	台風17号、床上浸水１棟、床下浸水２棟。
平成 3.　9.19	台風18号、床上浸水１棟、床下浸水５棟。
平成 8.　9.22	台風17号、床下浸水１棟
平成 9.　6.22	台風７号、床下浸水７棟
平成11.　8.14	豪雨、床下浸水５棟
平成20.　8.29	集中豪雨（気象庁「平成２０年８月末豪雨」命名）により、半原地区において床下浸水３棟　※半原分署観測（8 月 28 日 23 時 00 分）時間最大雨量 59mm
平成28.　8.22	台風９号 ・田代地区において床上浸水１棟 ※時間最大雨量 72.5mm（11 時 10 分消防署半原分署観測）
平成29. 10.22	台風 21 号 ・中津地区において床上浸水（４世帯７人） ※時間最大雨量 50.5mm（3 時 00 分消防署観測）

(2) 土砂災害

愛川町では、土砂災害として、崖崩れ（急傾斜地の崩壊）・地すべり・土石流の災害履歴を有している。

① 崖崩れ（急傾斜地の崩壊）

崖崩れ（急傾斜地の崩壊）は、山地斜面や段丘崖の所々で生じており、特に関東大地震時の崩壊が目立っている。【資料 1-2-8】に愛川町の土砂災害履歴を示す。

② 地すべり

地すべりの災害履歴は崖崩れ（急傾斜地の崩壊）ほどの数には及ばないが、数カ所の地すべり記録が残っている。

③ 土石流

昭和25年 9月14日のジェーン台風の豪雨により、平山橋上流約 200mの井戸沢での土石流が発生した。中津川をふさぎ、堤防を決壊し田代地区が浸水した。また、詳細は不明であるが、愛川大橋付近の横根地区の大月沢でも土石流が発生している。

【資料 1-2-8】　土砂災害履歴一覧

発生年月日	災　害　状　況
大正12.　9.1	関東大震災により、町内いたる所で斜面崩壊発生。
昭和15.　9	豪雨により中津、坂本地区に崖崩れ発生、負傷者７名、全壊家屋９棟、半壊家屋４棟の被害発生。
昭和25.　9. 4	ジェーン台風、平山橋上流約 200mの井戸沢で土石流が発生。

昭和41.　6.28	台風４号、角田弊山地区に崩壊等の被害発生。
昭和47.　6.5	集中豪雨により、町道久保・市の田線崩壊、民家に土砂流入被害発生。
昭和47.　7.12	台風による集中豪雨（雨量330㎜）中津川大洪水（馬渡橋上を高波が洗う程の出水)。被害状況①塩川添浄水場に大量の土石流木１ｍ余堆積②川北地区横根の山地崩壊、配水池・町道・民家大被害、道路決壊24ヶ所。
昭和49.　8.25	台風14号、崖崩れ６ヶ所、道路決壊２ヶ所。
昭和49.　9.1	台風16号、崖崩れ５ヶ所発生。
昭和54. 10.19	台風20号、崖崩れ９ヶ所。
昭和57.　9.12	台風18号、道路等に多数の損壊。
昭和61.　8.24	台風10号、中津地区で崖崩れ２ヶ所、道路損壊２ヶ所
平成 1.　8.27	台風17号、土石流１ヶ所。
平成 3.　9.19	台風18号、崖崩れ15ヶ所。
平成 8.　9.22	台風17号、崖崩れ１ヶ所。
平成 9.　6.22	台風７号、崖崩れ１ヶ所。
平成 11. 8.14	豪雨、崖崩れ７ヶ所（車両損害10台)。避難４世帯９名
平成 20. 8.29	集中豪雨（気象庁「平成２０年８末豪雨」命名）により、半原地区の４ヶ所で崖崩れが発生。うち２ヶ所では国道412号線を塞いでしまう規模の崖崩れとなった。 その他：①水路の破損２ヶ所（宮沢川） ②自主避難３世帯８名 ※半原分署観測（8月28日23時00分）時間最大雨量59ｍｍ
平成 23. 9.21	台風15号、崖崩れ４ヶ所、住家被害一部損壊12棟、路肩崩壊２ヶ所、負傷者３名
平成 28. 8.22	台風９号、崖崩れ３ヶ所 ・半原・田代地区内２ヶ所で路肩崩壊 ・国道412号斜面崖崩れ ※時間雨量72.5ｍｍ（11時10分消防署半原分署観測）

３．３　その他の災害

愛川町におけるその他の災害には、火災、雪害、風害等があり、家屋の建築様式の不燃化、耐風化等が進み、火災被害は減少傾向にあるものの雪害、風害等は、気象状況の変動等により被害の発生頻度が高まっている。

【資料 1-2-9】　その他の災害履歴一覧

発生年月日	災　害　状　況
平成 26. 2.14	大雪による被害 ・住家半壊１棟、工場屋根崩壊３棟、ビニールハウス19ヶ所 ・【参考】相模原市中央区積雪50cm（横浜地方気象台）
平成 30. 1.22	大雪による被害 ・負傷者1名、交通障害 ・積雪25cm（消防署）
平成 30.10. 1	台風24号に伴う風害 ・高峰、中津地区内で2棟半壊 ・町内約1,600軒停電 ※瞬間最大風速40.2m/s（1時47分消防署観測）

４　災害特性

４．１　地盤振動

地震発生の場に対しては、相模湾周辺など過去に繰り返し地震が発生している地域から離れていることから、危険性は小さいと言える。地震動に対しては、本町のほぼ全域にわたり強い揺れを起こしにくい地盤と考えられる。ただし、盛土を行った箇所では揺れが比較的大きくなりやすいので注意を要する。

４．２　液状化

中津川や相模川沿いの低地の盛土部で部分的に液状化が発生する危険性があり、氾濫平野でも砂層の存在するところでは発生する可能性がある。

４．３　風水害危険（洪水・浸水、土砂災害）

洪水等に対しては、中津川、相模川沿いの広範囲にわたり洪水浸水想定区域に指定されており、中津川上流の宮ケ瀬ダム、相模川上流の城山ダムにより、洪水調整機能があることから治水安全度は、高まっているものの、近年、局地的な集中豪雨が増加しており、また、中津川沿いでは、渓流からの土石流や流路沿いの斜面崩壊により河道が閉塞し水位が高くなるなどした場合、浸水等の被害が出る可能性がある。

崖崩れ（急傾斜地の崩壊）に対しては、96区域が土砂災害警戒区域に指定されており、山地斜面及び段丘崖の広い範囲にわたって危険性がある。山地の危険区域の斜面下はあまり土地利用が進んでいないが、段丘壁の直下は崩壊による影響を受けやすい。

地すべりに対しては、２区域が土砂災害警戒区域に指定されており、現在、水抜き対策を施し経過監視中のものが田代地区にあるため、引き続き監視の必要な地域である。

土石流に対しては、支川も含め34渓流が土砂災害特別警戒区域・警戒区域に指定されており、発生の危険性が大きいほか、大きな被害が出る可能性がある。

第３章　防災ビジョン（被害想定及び防災対策の目標等）

１　計画の基本理念－愛川町がめざす「安全・安心なまち」－

愛川町がめざす「安全・安心なまち」を次のように設定する。

〔基本理念〕	ともにつくる「人」にやさしい安心なまち
〔将 来 像〕	①　豊かな自然を配慮したうるおいのある安全・安心なまち
	②　心ゆたかで健全な文化に支えられた安全・安心なまち
	③　だれにもやさしくふれあいに満ちた安全・安心なまち
	④　ともにつくる安全・安心なまち

この基本理念から、愛川町が企画・実施する防災施策は以下の要件を満たす必要がある。

①　豊かな自然を配慮したうるおいのある安全・安心なまち

防災アセスメントにより明らかにされた地形・地質の特徴に最大限配慮あるいは活用した防災対策を選定・実施することが必要となる。また、自然を生かし、景観を損なわないあるいはむしろ強調するような手法が選ばれることになる。

②　心ゆたかで健全な文化に支えられた安全・安心なまち

豊かな防災知識と高い防災意識に裏打ちされた、うるおいのあるまちの作り方・暮らし方・住まい方を探索し、文化ともいえるような状況にまで高める。

③　だれにもやさしくふれあいに満ちた安全・安心なまち

要配慮者の視点からとらえたときに安心して暮らせるまちになっていることが必要である。そのため、わかりやすく誰に対してもやさしいまちをつくりあげるための視点を、防災対策の中に常に織り込むことが要求される。

④　ともにつくる安全・安心なまち

大規模災害時には行政の対応だけでは限界がある。行政、住民、事業所などのあらゆる人々がそれぞれの高い自覚のもとに、ともに参加と協働して安全・安心なまちをつくることが要請される。そのため、住民や事業所の潜在防災力を活性化させるための方策、あらゆる階層を対象とした系統的で効果的な防災教育、防災会議のメンバー構成などが重要である。

２　計画の前提 －想定する被害程度－

愛川町域では、以下のような被害程度が予想される。

２．１　地震災害

(1) 地震被害の想定

本町における地震被害は、神奈川県が平成25年度から平成26年度に実施した地震被害想定調査報告書（平成27年3月）を踏まえて想定している。

(2) 想定地震

神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)を踏まえ、本町に大きな影響を及ぼす可能性のある想定地震は、以下のとおりである。

ア　都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震で、県内全域「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

イ　三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の地震。

ウ　神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震。

エ　東海地震

駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。

オ　南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震で、国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町が「南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

カ　大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震で、1923年の大正関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震で国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震。

【資料 1-3-1】　想定地震（平成27年3月神奈川県地震被害想定調査報告書抜粋）

項目別 地震別	本町の想定震度	規模（モーメントマグニチュード）	発生確率
都心南部直下地震	５強～６弱	7.3	南関東地震のＭ７クラスの地震が30年間で70%
三浦半島断層群の地震	４～５弱	7.0	30年以内６～11%
神奈川県西部地震	４～５弱	6.7	過去400年の間に同クラスの地震が５回発生
東海地震	４～５弱	8.0	南海トラフの地震は30年以内70%程度
南海トラフ巨大地震	４～５強	9.0	30年以内70%程度
大正型関東地震	５強～６強	8.2	30年以内ほぼ０%～５%（200年から400年の発生間隔）

【資料 1-3-2】　想定地震の震源モデル

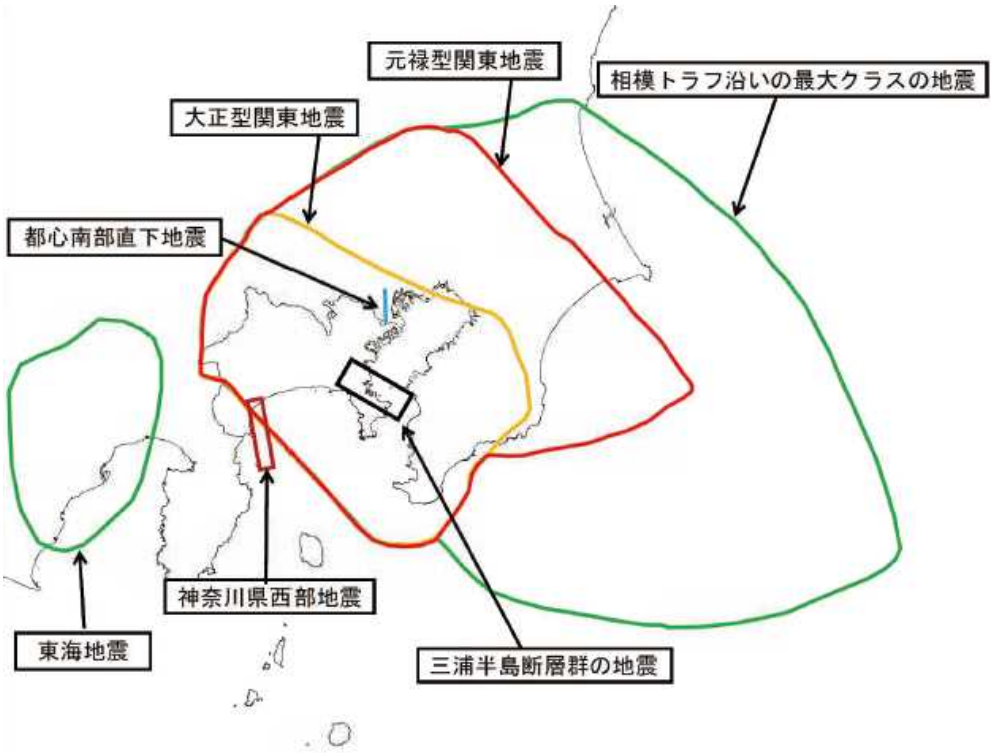

【資料1-3-3】地震被害想定調査結果一覧表

愛川町被害想定結果一覧（平成27年3月神奈川県地震被害想定調査報告書抜粋）

項目 ＼ 想定地震			都心南部直下地震（6弱～5強）	三浦半島断層群地震（5弱～4）	神奈川県西部地震（5弱～4）	東海地震（5弱～4）	南海トラフ巨大地震（5強～4）	大正型関東地震（6強～5強）
モーメントマグニチュード			7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
建物被害（棟）※1	全壊棟数		80	0	0	0	0	290
	半壊棟数		760	0	0	0	0	1,640
火災	出火件数　（箇所）		0	0	0	0	0	*
	焼失棟数　（棟）		0	0	0	0	0	0
死者数（人）	死者数		*	0	0	0	0	10
	負傷者数		210	*	0	*	*	440
		うち重傷者数	*	0	0	0	0	20
避難者数（人）	1日目～３日目		1,060	0	0	0	0	2,590
	４日目～１週間後		1,060	0	0	0	0	2,590
	１ヵ月後		1,060	0	0	0	0	2,590
要配慮者数（人）	避難者数	高齢者数（75歳以上）	80	0	0	0	0	190
		要介護者（要介護3以上）	30	0	0	0	0	70
帰宅困難者数（人）	直後数		2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
	１日後		0	0	0	0	0	2,750
	２日後		0	0	0	0	0	2,750
自力脱出困難者数（要救助者数）（人）			*	0	0	0	0	20
ライフライン	上水道	断水（直後）人口（人）	580	0	0	0	0	3,070
	下水道	機能支障人口（人）	1,410	280	*	290	290	1,440
	LPガス	供給支障数（軒）	130	0	0	0	0	130
	電力	停電件数（軒）	36,310	0	0	0	0	36,310
	通信 ※2	不通回線（回線）	14,270	0	0	0	0	14,270
エレベーター停止数（台）			20	0	0	0	0	20
災害廃棄物（万トン）			4	0	0	0	0	10

発災時間は冬18時（死傷者数は冬5時）の場合

※１　建物被害は重複を考慮の値

※２　揺れによる不通回線数：10回線、停電に不通回線数：14,260回線

(3) 世帯、人口数

【資料 1-3-4】　世帯、人口数　　平成30年9月1日現在
（住民基本台帳登載人口と外国人登録人口の合計及び世帯）

世　帯　数	人　　口
18,106世帯	40,614人

(4) 計画の短期、中長期的な目標

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上と幅がある。

したがって、本町に影響が大きい想定地震のうち、より切迫性が高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、長期的には、数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけない、まちづくりを目指していく。

【資料 1-3-5】　計画の短期、中長期的な目標

目　標	対象とする想定地震	対策の主眼
短期的目標 （５か年以内）	・都心南部直下地震 ・東海地震 ・南海トラフ巨大地震	災害応急活動 事前対策の充実 都市の安全性の向上 （防災上重要な施設を中心）
中長期的目標 （５か年超）	・大正型関東地震	災害応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上

２．２　風水害

人命損失や生活障害の程度は小さいが、最も頻度の高い災害である。

過去の災害履歴からも、堤防の決壊、橋梁の流出、崖崩れ、建物の全壊・半壊、床上・床下浸水等の被害が発生している。

近年の河川改修工事やダム建設により、治水安全度は、高まってきたが、近年、局地的な集中豪雨が増加しており、水害の発生は否めない。また、水路では局所的な氾濫の危険性を持っている。

また、砂防工事の進展により、土砂災害が少なくなっているが、土石流等の土砂災害危険箇所は依然として多く存在していることから、人命損失・生活障害・経済損失が想定される。

３　計画の目標

(1) 計画の目標－対策の緊急度・重要度－

対策の緊急度・重要度を考慮して計画の目標を以下のように設定する。

ここで、対策の緊急度・重要度にＡ、Ｂ、Ｃ、をつけ、ランクＡ＞ランクＢ＞ランクＣとし、ランクＡが最も緊急度・重要度が高い。ただし、ランクＡ、ランクＢ、ランクＣは、ランクＡの対策が終了した後にランクＢの対策に取り組み、ランクＢが終了した後にランクＣに取り組むということではなく、これらの対策には並行して取り組むのであるが、予算・人員面で競合したときは、ランクの高いものを優先する。

① ランクＡ

ア．地震による人命危険の解消（対策）

地震災害については、神奈川県においては、地震被害想定結果から被害が最大である大正型関東地震の死者数を概ね半減することを減災目標として対策に取り組んでいる。

愛川町においても地震が発生した場合の人命危険は大きいことから、地震災害対策を優先することとする。また、その場合、人命危険防止対策を最優先する。

イ．土砂災害による人命危険の解消（対策）

全国的にみた場合、近年の豪雨時の傾斜地を抱える地域における人命損失の大部分は土砂災害によるものとなっている。愛川町においては、この点を留意した対策に心掛ける必要がある。

② ランクＢ

ア．地震による重度の生活障害の解消（対策）

ランクＡの対策の達成状況を考慮しながら、順次、地震災害時の重度の生活障害軽減対策へ重点を移す。

③ ランクＣ

ア．水害による生活障害の解消（対策）

水害（浸水）については、その発生頻度と影響範囲を考慮して、中長期的に対応する。

(2) 危険性とその内容

(1)で示した危険性の具体的な内容は、次のとおりである。

【資料 1-3-6】 危険性とその内容

目　　標	内　　容
地震による人命危険	倒壊家屋の下敷き・生き埋め、転倒落下家具による人命損失、ブロック塀等の倒壊による人命損失、地震時火災による焼死、地震時土砂災害による生き埋め、高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命損失、重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命損失
土砂災害による人命危険	長雨時や豪雨時（又地震時）の斜面崩壊、土石流による人命損失
地震による重度の生活障害	長期の避難所生活、ライフライン（特に、上下水道・電力・通信・ガス）の長期機能停止・低下。（衣食住の長期不安定）
水害による生活障害	床上浸水（及び頻度の高い床下浸水）

４　対策の体系

基本理念、目標、ランク、基本となる対策を示すと【資料 1-3-7】のようになる。

なお、ハード、ソフトの分類は、計画期間を意識したものである（ソフトの方が取り組みやすく、即効性が高いなど）

【資料 1-3-7】-1　基本理念、目標、基本となる対策（その１）

基本理念	目標・ランク	基本となる対策（例）	
〔基本理念〕 ともにつくる「人」にやさしい安心なまち	地震による人命損失の危険性を解消する （ランクＡ）	ソフト対策	・初動体制、要救出現場等人命危険に係る情報の収集体制の整備、迅速な広域応援体制の整備 ・職員の防災研修、自主防災組織、事業所、ボランティアなどの育成・活性化などの防災体制の強化＝住民防災ネットワークの構築・強化 ・避難行動要支援者を対象にした「安全・安心な住み方」講座、査察時の指導などを強化 ・医療救護体制の整備（発災後における医療救護班の迅速な編成、医療救護所の的確な設置） ・発災後の避難行動要支援者への援護設置（福祉避難所、避難行動要支援者へのサポート体制など）
		ハード対策	・救出用資機材、消火用資機材の地域配備 ・老朽木造住家の耐震診断・補強、建て替え促進、この場合、避難行動要支援者がおり、地形地盤条件の悪い住宅を優先。また、家具の補強で間に合うその他の地域の避難行動要支援者居住住宅の家具の固定 ・消防活動困難区域の解消に着手（延焼危険地域の消防水利の充実など） ・道路の拡幅工事 ・避難行動要支援者用物資の備蓄体制の整備

【資料 1-3-7】-2　基本理念、目標、基本となる対策（その２）

基本理念	目標・ランク	基本となる対策（例）	
〔基本理念〕 ともにつくる「人」にやさしい安心なまち 〔将来像〕 ①豊かな自然を配慮したうるおいのある安全・安心なまち ②心ゆたかで健全な文化に支えられた安全・安心なまち ③だれにもやさしくふれあいに満ちた安全・安心なまち ④ともにつくる安全・安心なまち	土砂災害による人命危険を解消する （ランクＡ）	ソフト対策	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ・急傾斜地等土砂災害危険箇所付近の住家建設の抑制（啓発、指導）
		ハード対策	・土砂災害防止工事の推進
	地震による重度の生活障害を解消する （ランクＢ）	ソフト対策	・生活物資等の効果的な調達・輸送・配分体制、避難所の管理・運営体制、災害廃棄物処理体制の整備 ・被災者の立場に立った応急仮設住宅等の供給体制の整備 ・最低３日分（推奨7日）の水・食料等備蓄の住民啓発
		ハード対策	・ライフラインの耐震性の向上 ・避難所のシェルター機能の向上（耐震性、居住性、自立性） ・毛布等必須物資の備蓄
	水害による生活障害を解消する （ランクＣ）	ソフト対策	・水防組織体制の整備 ・浸水危険区域の把握 ・監視警戒体制の整備 ・洪水に対する警戒避難体制の整備
		ハード対策	・水防資器材の整備 ・重要水防区域における河川改修工事の早期の完成 ・下水道整備の推進

（注１）Ａ、Ｂ、Ｃは、重要度・緊急度のランクであり、Ａ＞Ｂ＞Ｃである。予算・人員面で競合したときは、ランクの高いものを優先する。

（注２）ソフト対策：体制整備、防災教育、防災訓練、土地利用計画など
ハード対策：構造物の建設、地盤改良、資機材の配備など

第４章　町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

１　愛川町の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 愛川町防災会議に関する事務
(2) 防災組織の整備及び育成
(3) 災害教訓の伝承に関する啓発
(4) 防災知識の普及及び教育
(5) 防災訓練の実施
(6) 防災施設の整備
(7) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、調達及び整備
(8) 水防、消防活動その他の応急措置
(9) 避難対策
(10)情報の収集、伝達、広報及び被害調査
(11)被災者に対する救助及び救護措置
(12)災害時における保健衛生、文教及び交通の対策
(13)被災施設の復旧
(14)その他の災害応急対策
(15)その他災害発生の防御及び拡大の防止のための措置

２　神奈川県（県の組織・出先機関等）の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 神奈川県
ア　防災組織の整備
イ　市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
ウ　防災知識の普及及び教育
エ　災害教訓の伝承に関する啓発
オ　防災訓練の実施
カ　防災施設の整備
キ　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
ク　情報の収集、伝達、広報
ケ　緊急輸送の確保
コ　交通規制、その他社会秩序の維持
サ　災害時における保健衛生及び文教対策
シ　市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
ス　災害救助法に基づく被災者の救助
セ　被災施設の復旧
ソ　その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県央地域県政総合センター
ア　県機関及び関係機関等の災害対策の調整
イ　管内区域、諸施設の被害調査及び災害復旧
ウ　災害時における応急行政、財政等の対策
エ　災害時における主食の緊急割当
オ　管内区域の農林に関する被害調査及び災害復旧
カ　県機関及び関係機関等への警戒本部の指令等の伝達
キ　所管区域の地域調整本部の設置等に関すること
ク　その他必要な災害応急対策
(3) 総合防災センター
ア　救援物資・協定物資の受入れ、配分、搬送調整
イ　輸送車両、ヘリコプターの誘導、物資搬送調整
ウ　救援、復旧対策等の災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
エ　その他必要な災害応急対策
(4) 厚木土木事務所
ア　防災のための公共土木施設の整備
イ　災害時における県の管理する道路及び橋りょうの通行確保
ウ　県の管理する道路、橋りょう及び県が管理する河川の被害調査及び災害復旧
(5) 流域下水道整備事務所
相模川流域下水道右岸幹線災害復旧
(6) 厚木保健福祉事務所
ア　医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整
イ　災害時における管内区域の保健衛生対策
ウ　医療機関の情報収集・伝達
エ　県、市町村間の医療救護に関する事項の調整
オ　市町村との協力による医療救護活動
カ　保健衛生相談・指導及び防疫活動
(7) 企業庁厚木水道営業所
ア　災害時における緊急飲料水の確保
イ　水道施設の被害調査及び災害復旧
ウ　水道施設の被害拡大防止措置
(8) 厚木警察署
ア　災害関連情報の収集・伝達
イ　被災者の救出・救助
ウ　周辺住民の避難誘導
エ　緊急交通路の確保と交通規制
オ　行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等
カ　犯罪の予防、取締り等被害地の社会秩序の維持

３　指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 農林水産省関東農政局（神奈川県拠点）
　災害時における応急用食料の調達･供給に係る連絡調整
(2) 国土交通省関東地方整備局
　災害時における国道及び橋りょうの通行確保
(3) 東京管区気象台（横浜地方気象台）
ア　気象・地震等に関する情報の発表及び伝達
イ　気象、地震等に係る防災情報伝達体制の整備
ウ　地震及び地震歪に関わる観測施設の整備及び運用
エ　地震活動に関する調査及び資料の作成、提供
オ　気象、地震等の防災に係る広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
カ　気象、地震等の防災に係る訓練の実施及び関係機関との協力
キ　二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
ク　復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等統合的な情報提供及び解説
(4) 関東財務局（横浜財務事務所）
ア　主務局の要請による災害復旧事業費の査定の立会
イ　地方公共団体に対する財務融資資金地方資金の貸付
ウ　災害発生時における地方公共団体に対する国有財産の無償貸付等
エ　災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
(5) 神奈川労働局
　工場・事業場における労働災害の防止
(6) 関東総合通信局
ア　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
イ　災害対策用通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
ウ　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨時の措置)の実施に関すること
エ　電気通信事業者及び放送局の被災･復旧状況等の情報提供に関すること

４　指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　指定公共機関
(1) 日本郵便株式会社（愛川郵便局）
　（愛川郵便局、中津郵便局、高峰郵便局、愛川田代郵便局、半原郵便局）
ア　災害時における郵便物の送達の確保
イ　災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
ウ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

エ　救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金の免除
オ　被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除
カ　為替貯金業務及び簡易保険業務の非常扱
キ　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資
(2) 東日本電信電話株式会社神奈川事業部
ア　電気通信施設の整備及び点検
イ　電気通信の特別取扱い
ウ　電気通信施設の被害調査及び災害復旧
(3) 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
ア　電力供給施設の整備点検
イ　災害時における電力供給の確保
ウ　被害施設の調査及び災害復旧
(4) 日本赤十字社（神奈川県支部）
ア　医療救護
イ　救援物資の備蓄及び配分
ウ　血液製剤の確保及び供給
エ　義援金の受付及び配分
オ　その他災害救護に必要な業務
(5) 日本放送協会(横浜放送局)
ア　気象予報、警報等の放送周知
イ　災害状況及び災害対策に関する放送
ウ　放送施設の保安
エ　緊急地震速報の迅速な伝達
(6) 日本銀行（横浜支店）
ア　銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調整
イ　資金決裁の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置
エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
オ　各種措置に関する広報

２　指定地方公共機関
(1) 神奈川中央交通東株式会社厚木営業所
ア　被災地の人員輸送の確保
イ　災害時の応急輸送対策
(2) 一般社団法人神奈川県トラック協会(県央ブロック)
ア　災害対策用物資の輸送確保
イ　災害時の応急輸送対策

(3) 公益社団法人神奈川県医師会（一般社団法人厚木医師会）、一般社団法人神奈川県歯科医師会（一般社団法人厚木歯科医師会）、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県看護協会
ア　医療助産等救護活動の実施
イ　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(4) 放送機関（株式会社アール･エフ･ラジオ日本､株式会社テレビ神奈川､横浜エフエム放送株式会社）
ア　気象予報、警報等の放送の周知
イ　災害状況及び災害対策に関する放送
ウ　放送施設の保安
エ　緊急地震速報の迅速な伝達
(5) 土地改良区（中津川左岸土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合）
ア　土地改良施設の整備
イ　農地湛水の防排除活動
ウ　農地及び農業施設の被害調査及び復旧
(6) ガス供給機関(厚木ガス株式会社､公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会厚木支部)
ア　ガス供給施設の耐震整備
イ　被災地に対する燃料供給の確保
ウ　ガス供給施設の被害調査及び復旧

５　公共的団体及び防災上重要施設管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県央愛川農業協同組合
ア　農協預金の預金者に対する非常払もどし
イ　被災農家に対する融資及び斡旋
ウ　農作物災害応急対策の指導
エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
オ　県・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
(2) 愛甲商工会及び商工業関係団体
ア　商工業関係被害調査及び応急対策への協力
イ　救助用物資、復旧資材の確保についての協力
(3) 病院等医療施設の管理者
ア　避難施設の整備と避難訓練の実施
イ　災害時における病人等の入所、保護
ウ　災害時における被災負傷者等の入所、治療、助産
エ　災害時における収容者の保護、誘導
(4) 一般社団法人愛川町建設業協会
ア　災害時における管内区域の道路橋りょう等の災害復旧
イ　災害時における応急仮設住宅建設の協力
ウ　災害時における住宅供給修理の協力

(5) 金融機関
　被災事業者等に対する資金融資
(6) 愛川液化ガス協同組合
ア　ガス供給施設（ボンベ）の耐災整備
イ　被災地に対する燃料供給の確保
ウ　ガス供給施設（ボンベ）の被害調査及び復旧
(7) 神奈川県石油協同組合厚木支部・神奈川県石油商業組合厚木支部
ア　石油供給施設の耐災整備
イ　被災地に対する燃料供給の確保
(8) 愛川管工事協会
ア　災害時における緊急飲料水の確保
イ　被災者への給水対策
ウ　給水施設の被害調査及び災害復旧
(9) 用水管路組合
　水路の開閉
(10) 愛川町森林組合
ア　県・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
イ　被災組合員に対する融資の斡旋
(11) 社会福祉施設の管理者
ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施
イ　災害時における入所者の保護及び誘導
(12) 危険物、高圧ガス施設の管理者
ア　安全管理の徹底
イ　防護施設の整備
(13) 厚木愛甲獣医師会
　災害時の犬猫等の救護の協力
(14) 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会愛川支部
　応急危険度判定士の参集及び被災建築物の被災認定調査の実施等の協力

６　自衛隊

(1) 自衛隊
ア　防災関係資料の基礎調査
イ　自衛隊災害派遣計画の作成
ウ　神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
エ　人命、又は助産の保護のために緊急に必要のある応急救護又は応急復旧
オ　災害救助のための防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第５章　計画の運用等

１　平常時の運用

１．１　防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が防災ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているか、又は反するものとなっていないかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行わなければならない。

(2) 施策・事業の防災ビジョン及び災害予防計画に基づく総合調整

（企画政策課（行政経営会議））

複数の課の施策・事業を組み合わせて行うことにより、防災ビジョンの要求を効果的・相乗的に達成することが可能なものも多い。企画政策課（行政経営会議）においては、このような視点から、各課の施策・事業を防災面から総合調整する。

１．２　災害応急対策計画及び災害復旧計画等への習熟及びマニュアル等の整備

発災時には被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。防災活動は災害応急対策計画、災害復旧計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当課・職員が担当する活動計画への習熟の程度によって左右される。そのため、関係する計画箇所については、日頃から習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを整備しておく。

１．３　防災会議への報告

各課及び関係機関は、防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を防災会議に報告するものとする。

２　発災時の運用

発災時には、応急対策計画、復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各機関は関係ある事項について毎年３月末日までに計画の修正案を愛川町危機管理室へ提出する。

４　計画の周知

この計画は愛川町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第２編　　震災対策計画

第１部　災害予防計画

第１章　災害予防計画の基本方針

第１節　災害予防計画の目的と目標

実施担当	全　課

平常時から地震が発生した際の被害を軽減するための地震災害予防計画を作成し、速やかに実施することが重要である。

災害予防計画の内容は、大別すると次のことが図られた計画になるように作成を行う。

① 地形地質の性質を十分に踏まえた土地利用の推進、防災構造化
② 防火、防災体制の確立、推進
③ 平常時における応急対策活動体制の整備
④ 防災訓練、教育、研修による災害対応力の向上

また、災害予防計画の作成においては、次のことを考慮した計画とする。

① 防災ビジョン及び想定される被害程度に対応するための予防計画
② 予防計画の進捗状況が確認できる予防計画
③ 平常時の業務に反映できる予防計画
④ 応急対策上、緊急を要する重要な対策の明確化
⑤ 災害発生による住家被害を減少するための予防対策計画
⑥ 行政機関はもちろん、住民、事業所、各種ネットワークなどの発掘・活性化

第２節　各課局室の災害予防事務の内容と分担業務

実施担当	全　課

愛川町の各課局等は、以下の災害予防事務を行うものとする。

課局等	災害予防事務	頁
全課	1　応急活動体制の整備に関すること 2　防災訓練に関すること 3　防災教育・研修に関すること 4　災害応急対策計画、復旧・復興計画等の習熟に関すること	72 128 133 137

課局等	災害予防事務	頁
危機管理室	1　防災会議に関すること	458
	2　地盤振動危険予想区域及び対策の周知に関すること	44
	3　水害・土砂災害の予防に関すること	49
	4　地域の防災構造化に関すること	55
	5　応急活動体制の整備に関すること	72
	6　動員配備体制の整備に関すること	74
	7　地震情報等の受信伝達体制の整備に関すること	77
	8　災害情報等の収集報告体制の整備に関すること	78
	9　災害通信体制の整備に関すること	81
	10　避難活動体制の整備に関すること	86
	11　救出・救助体制の整備に関すること	90
	12　交通確保体制の整備に関すること	93
	13　輸送体制の整備に関すること	95
	14　給水体制の整備に関すること	97
	15　食料供給体制の整備に関すること	100
	16　生活必需品供給体制の整備に関すること	102
	17　医療救護体制の整備に関すること	104
	18　労務供給、広域応援体制の整備に関すること	111
	19　自主防災体制の整備に関すること	119
	20　要配慮者対策に関すること	124
	21　防災知識の普及・啓発に関すること	132
総務課	1　応急活動体制の整備に関すること	72
	2　動員配備体制の整備に関すること	74
	3　インターネット等を活用した災害情報に関する収集報告系統の整備・明確化に関すること	78
	4　災害通信体制の整備に関すること	81
	5　災害広報体制の整備に関すること	83
	6　避難活動体制の整備に関すること	86
	7　救出・救助に関する町民指導の推進に関すること	92
	8　労務供給、広域応援体制の整備に関すること	111
	9　町所管施設の防災体制の整備に関すること	115
	10　防災知識の普及・啓発に関すること	132
企画政策課	1　各種施策・事業の防災面からの総合調整に関すること	43
	2　収集すべき災害情報の整理に関すること	79
	3　災害救助法等の習熟に関すること	85
	4　外国人住民・観光客の防災対策に関すること	126
財政課	1　各種施策・事業の防災面からの総合調整に関すること	43
	2　収集すべき災害情報の整理に関すること	79
	3　災害救助法等の習熟に関すること	85
行政推進課	1　収集すべき災害情報の整理に関すること	79
	2　災害救助法等の習熟に関すること	85
	3　外国人住民の防災対策に関すること	126

課局等	災害予防事務	頁
税務課	1　災害救助法等の習熟に関すること	85
管財契約課	1　町所管施設の防災体制の整備に関すること	115
福祉支援課	1　避難活動体制の整備に関すること 2　要配慮者に対する救護体制の確立に関すること 3　生活必需品等の確保に関すること 4　防疫・保健衛生体制の整備に関すること 5　要配慮者対策に関すること	86 92 103 107 124
子育て支援課	1　児童乳幼児等の保護およびケアに関すること 2　給食用施設・資機材の整備に関すること 3　医療救護体制の整備に関すること 4　防疫・保健衛生体制の整備に関すること 5　要配慮者対策に関すること	92 102 104 107 124
健康推進課	1　医療救護体制の整備に関すること 2　医薬品等の確保、医療及び助産に関すること 3　防疫・保健衛生体制の整備に関すること 4　要配慮者対策に関すること	104 104 107 124
高齢介護課	1　要配慮者に対する救護体制の確立に関すること 2　医療救護体制の整備及び運営に関すること 3　防疫・保健衛生体制の整備に関すること 4　要配慮者対策に関すること	92 104 107 124
国保年金課	1　医療救護体制の整備及び運営に関すること 2　医薬品等の確保、医療及び助産に関すること 3　防疫・保健衛生体制の整備に関すること	104 104 107
住民課	1　車両一時置場の確保に関すること 2　広域火葬体制の計画整備及び火葬施設等の運営に関することに関すること	94 106
環境課	1　災害時の飼養動物の適正な飼育や保護に関する計画及び体制整備に関すること 2　生活ごみ処理体制の整備に関すること 3　し尿処理体制の整備に関すること 4　災害廃棄物等の処理体制の整備に関すること	87 108 108 110
農政課	1　水害・土砂災害の予防に関すること 2　用水路の防災対策に関すること	49 54
商工観光課	1　落下物等の対策に関すること 2　生活必需品供給体制の整備に関すること 3　観光客の防災対策に関すること	57 103 126

課局等	災害予防事務	頁
道路課	1　水害・土砂災害の予防に関すること 2　狭隘道路等の整備に関すること 3　救出用資機材を有する関係機関との救出体制の整備に関すること 4　交通確保体制の整備に関すること	49 57 91 94
都市施設課	1　建築物の確認申請時における情報提供に関すること 2　地域防災構造化に関すること 3　建築物の耐震化に関すること 4　水害・土砂災害の予防に関すること 5　土地利用の誘導に関すること	48 56 68 49 56
下水道課	1　水害・土砂災害の予防に関すること 2　用排水路の防災対策に関すること 3　下水道の耐震化に関ること 4　し尿処理体制の整備に関すること	49 54 70 108
水道事業所	1　上水道施設の耐震化に関すること 2　供給体制の整備に関すること	98 98
消防本部 消防署	1　地震火災・危険物災害の予防に関すること 2　地域の防災構造化に関すること 3　避難活動体制の整備に関すること 4　救出・救助体制の整備に関すること 5　交通確保体制の整備に関すること 6　医療救護体制の整備に関すること 7　広域応援体制の整備に関すること 8　防災知識の普及・啓発に関すること	60 56 89 91 94 104 111 131
教育委員会 教育総務課	1　落下物等の対策に関すること 2　給食用施設・資機材の整備に関すること。 3　要配慮者対策に関すること 4　学校教育における防災教育・研修に関すること	57 102 124 134
教育委員会 生涯学習課 教育委員会 スポーツ・ 文化振興課	1　落下物等の対策に関すること 2　給食用施設・資機材の整備に関すること 3　社会教育における防災教育・研修に関すること	57 102 134
社会福祉協議会事務局	1　ボランティアとの連携及び活動体制の整備に関すること 2　災害ボランティア登録の推進と防災教育に関すること	113 123

第３節　町の施策・事業の企画段階における防災対策の検討と各課調整

実施担当	企画政策課（行政経営会議）

１．目的

財政等の制約条件のもとで、予防計画の目標を達成するには、防災に配慮したまちづくりを町の各課が一緒になって考え、相乗的な効果を上げる。

２．方策

各施策と防災計画との調整 ―― ２．１　施策・事業の防災面からの総合調整（企画政策課（行政経営会議））

２．１　施策・事業の防災面からの総合調整（企画政策課（行政経営会議））

各課の施策・事業の中には、他の課の事業と組み合わせて行うことにより、防災的な効果を生じたり、あるいは相乗的な効果を生むものもある。各課の施策・事業については、その企画段階において、企画政策課（行政経営会議）で調整を行っている。

第２章　災害に強いまちづくりに関する対策

第１節　地盤災害の予防

実施担当	危機管理室、都市施設課、各施設の所管課

１　目的

地震動又は、液状化危険の予想される地域における施設立地等の際は、防災アセスメントの結果を用い、その性質を十分に踏まえた対応をとるものとする。

２　現状

２．１　地震動

①　地震動の危険度評価

地震動の危険性を【資料 2-1-2-1】のように考える。（「愛川町防災アセスメント」を参照。）

【資料 2-1-2-1】　地震動の危険度判定の考え方

地　形　・　地　質　・　条　件　等	危険度ランク
氾濫平野上の盛土地	A
氾濫平野、氾濫平野上の沖積錐、自然堤防、谷底平野、人工改変地	B
低位・中位・高位段丘、段丘上の沖積錐	C
山地	D

Ａ：地震動が増幅されやすい　　Ｂ：地震動がやや増幅される
Ｃ：地震動がわずかに増幅される　　Ｄ：地震動がほとんど増幅されない

②　地震動の危険性

愛川町のほぼ全域にわたり、地震動の危険性は小さいものと考えられる。町内で比較的危険と考えられるランクＡは、相模川沿い低地部の多くが該当し、中津川沿いで田代地区の一部の宅地や堤防付近の盛土にみられる。ランクＢは、中津川沿い低地部の多くと相模川沿い低地部の一部が該当するほか、渓流沿い谷底平野が該当する。ランクＣに区分されるものは、台地に広く分布する。（【資料 2-1-2-2】　地震災害危険度図（地震動）（P. 45）を参照。）

【資料 2-1-2-2】　地震災害危険度図（地震動）

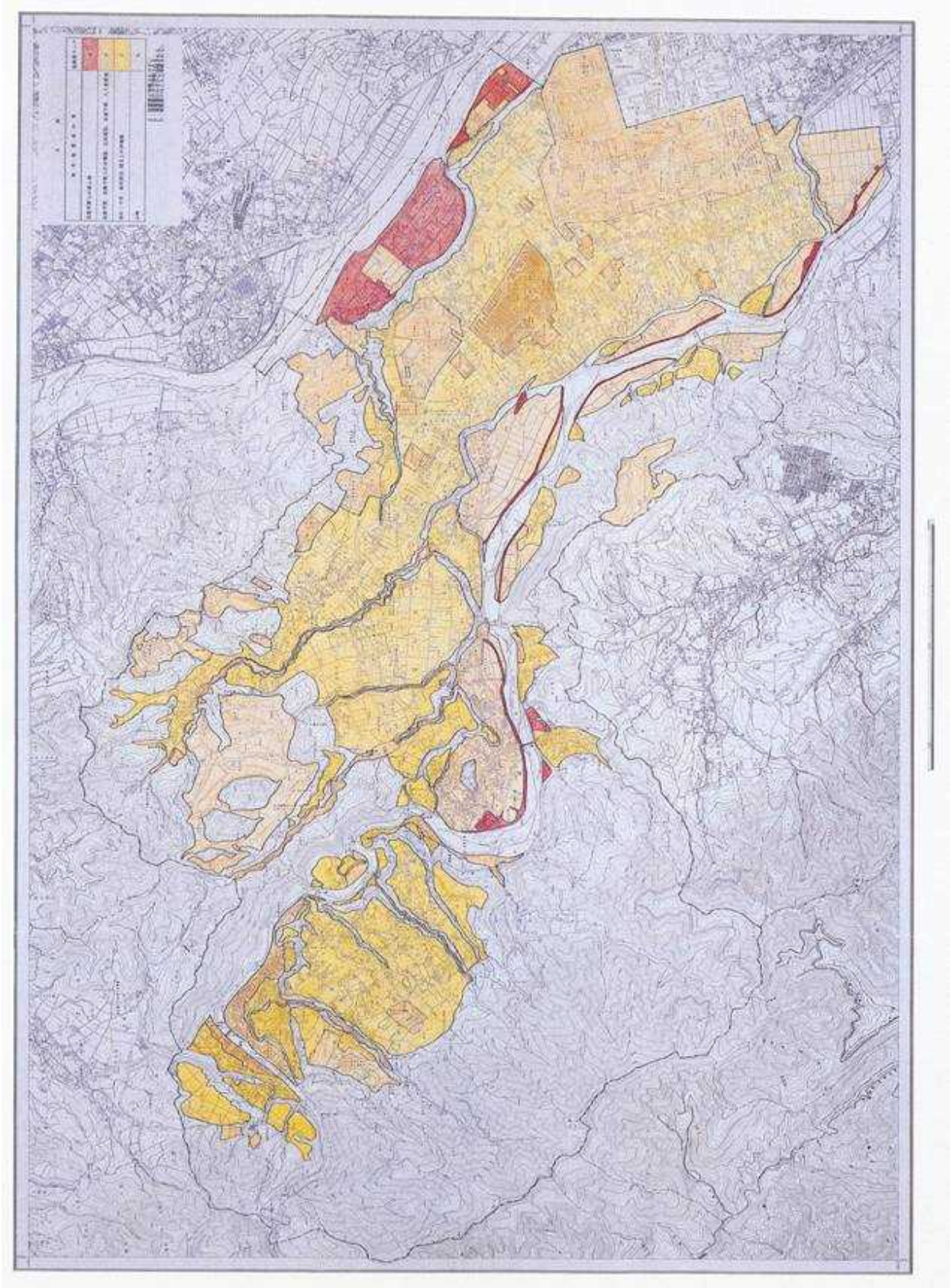

２．２　液状化

①　液状化の危険度評価

液状化の危険性を【資料 2-1-2-3】のように考える。（「愛川町防災アセスメント」を参照。）

【資料 2-1-2-3】　液状化の危険度評価の考え方

地形・地質条件等	危険度ランク
氾濫平野上の盛土地	A
氾濫平野、自然堤防	B
その他の地域	C

A：危険性がある
B：危険性がややある
C：危険性がほとんどない

②　液状化の危険性

愛川町のほぼ全域にわたり、液状化の危険性は小さいものと考えられる。愛川町では比較的危険性のあるランクＡは、相模川沿いでは低地部の多くが該当し、中津川沿いでは田代地区の一部の宅地や堤防付近の盛土が該当する。これらの地域には工場や人家が立地しており、建物等に被害が出る可能性がある。（【資料 2-1-2-4】　地震災害危険度図（液状化）（P.47）を参照。）

【資料 2-1-2-4】　地震災害危険度図（液状化）

３．方策

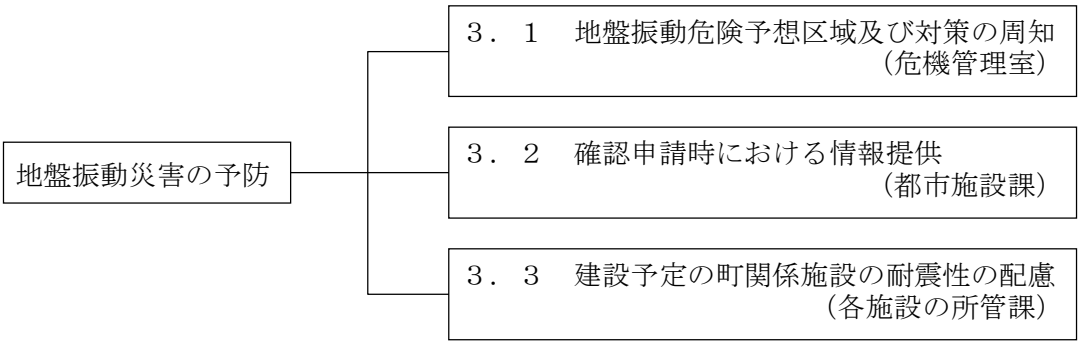

３．１　地盤振動危険予想区域及び対策の周知（危機管理室）

町民に対し、地盤振動危険予想区域及び地盤振動被害を防止する方策等について広報紙等により周知し、自主的な対策を促す。

３．２　開発行為や確認申請書の経由時における情報提供（都市施設課）

開発行為や建築物の確認申請書を経由する際に、地盤振動危険予想区域等を情報提供することにより、地震における地盤振動に強い建築物の構築を促す。

３．３　建設予定の町関係施設の耐震性の配慮（各施設の所管課）

町関係施設を新築、改築する際、地盤振動危険予想区域を十分考慮し、適切な耐震性を確保するようにする。

第２節　水害・土砂災害の予防

実施担当	危機管理室、消防本部、道路課、農政課、都市施設課、下水道課

１．目的

災害の危険性は、地形地盤条件に大きく影響されることが、過去の多くの防災研究から明らかにされている。

このようなことから、愛川町防災アセスメント、神奈川県が行った土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所、水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定及び土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定など、地形地盤条件を考慮した水害・土砂災害の予防を推進する。

２　現状

２．１　水害

①　水害の危険度評価

愛川町の水害の危険性を【資料 2-1-2-5】のように考える。（「愛川町防災アセスメント」を参照。）

【資料 2-1-2-5】　水害の危険度評価の考え方

災害履歴・地形条件等	危険度ランク
氾濫平野	A
自然堤防、氾濫平野上の盛土地、氾濫平野上の沖積錐	B
低位段丘	C
その他（中位段丘以上）	D

Ａ：危険性が大きい　　Ｃ：危険性がある
Ｂ：危険性がやや大きい　　Ｄ：危険性が小さい

②　水害の危険性

ランクＡに該当する地区は、中津川流域では、上流より、日向地区の中津川沿い、中河原地区のほぼ全域、原下地区のほぼ全域、隠川地区の下流側地域、馬渡地区のほぼ全域、田代地区のほぼ全域、海底地区の下流側の一部地域、弊山地区の上流側、下箕輪地区のほぼ全域、下谷地区のほぼ全域、棚沢地区のほぼ全域、若宮地区のほぼ全域、坂本地区のほぼ全域が該当する。相模川流域では、大塚下地区の一部と下六倉地区の一部が該当する。

ランクＢは、中津川流域では、上流より、日向地区の一部、中河原地区の日向橋付近、馬渡地区の一部、下田代地区の一部、下箕輪地区の一部、箕輪地区の全域、弊

山地区の一部、尾山地区の一部、下谷地区の一部、棚沢地区の一部、若宮地区の一部、坂本地区の一部が該当する。相模川流域では、大塚下地区のほぼ全域と下六倉地区の一部が該当する。

主要河川からの氾濫等について、近年の河川改修工事やダム建設により、治水安全度は、高まってきたが、近年、局地的な集中豪雨が増加しており、水害の発生は否めない。このような状況のなかにあって、田代地区などの一部では都市開発のための防災調整池があるが、低地の浸水等の危険性が考えられる。さらに、沢や小河川の周辺でも危険性がはらんでいるものと考えられる。

③　洪水浸水想定区域

神奈川県から相模川水系相模川、中津川における最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深等が示された。（平成29年3月指定）

２．２　土砂災害

(1) 崖崩れ（急傾斜地の崩壊）

①　急傾斜地崩壊危険斜面の分類

愛川町の斜面崩壊の危険性を【資料 2-1-2-7】－1及び【資料 2-1-2-7】－2のように考える。

【資料 2-1-2-7】－1　斜面崩壊の危険度評価の考え方

地　層　（地　質）	地形条件（斜面の傾斜）			
	30°以上	30～20°	20～10°	10°以下
愛川層群（凝灰岩、火山角礫岩） 小仏層群（粘板岩・千枚岩・砂岩互層） 立川ローム層（火山灰） 武蔵野ローム層（火山灰） 中津原礫層（礫、砂） 半原礫層（礫、砂） 相模層群（礫、砂、泥（岩））	A	B	C	D
中津層群（泥岩・砂岩互層）	B	C	D	D

A：危険性が大きい　　B：危険性がやや大きい

C：危険性がある　　D：危険性が小さい

【資料 2-1-2-7】－2　急傾斜地崩壊危険箇所の分類（神奈川県の調査基準）

分　　類	条　　件
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	人家５戸以上または主要な公共施設１戸以上を保全対象とする
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人家１戸以上５戸未満を保全対象とする
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	現在保全対象はないが将来宅地開発等によって急傾斜地崩壊危険箇所となり得る斜面

② 崖崩れ（急傾斜地の崩壊）の危険性

崖崩れ（急傾斜地の崩壊）の危険性の大きいランクＡは、町西部の仏果山周辺の山地や町南部の山地、中津川及び相模川沿い段丘崖、渓流沿い段丘崖に広く分布する。ランクＢは、町北東部の山地で多いほか、町南西部及び町南部の山地の比較的緩やかな斜面などにみられる。ランクＣは、斜面末端部や尾根付近にみられるが、その分布は少ない。

③ 土砂災害（急傾斜地の崩壊）警戒区域

神奈川県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、その結果により土砂災害（急傾斜地の崩壊）警戒区域（96区域）が指定された。（平成28年10月指定）

(2) 地すべり

① 地すべりの危険度評価

愛川町の地すべりの危険性を【資料 2-1-2-8】のように考える。（「愛川町防災アセスメント」を参照。）

【資料 2-1-2-8】 地すべりの危険度評価の考え方

条　　件	危険度ランク
現在の活動兆候の明瞭な地すべり地	A
活動履歴のある地すべり地	B
写真判読により地形的に推定される地すべり地	C

Ａ：危険性が大きい
Ｂ：危険性がある
Ｃ：危険性がややある

② 地すべりの危険性

ランクＡに区分されるものは、平山橋上流約600ｍの国道412号沿いのものであり、道路沿いの既設擁壁に亀裂やズレが生じている。ランクＢに区分されるものは、愛川大橋付近の横根地区に１箇所、馬場地区に１箇所、半原地区を流れる深沢に１箇所、馬渡橋上流の浅敷戸地区に１箇所、滝沢橋付近の向河原地区に１箇所、幣山地区に１箇所、海底地区に１箇所の計７箇所となっている。ランクＣに区分されるものは、町北部の三増峠付近に２箇所ある。

③ 土砂災害（地すべり）警戒区域

神奈川県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、その結果により土砂災害（地すべり）警戒区域（２区域）が指定された。（平成28年10月指定）

(3) 土石流

① 土石流危険渓流の分類

愛川町の土石流の危険性を【資料 2－1－2－10】-1及び【資料 2－1－2－10】-2のように考える。

【資料 2－1－2－10】－1　土石流の危険度評価の考え方（愛川町防災アセスメント）

災　害　履　歴　・　地　形　条　件	危険度ランク
土石流発生の履歴のある渓流、あるいは沖積錐の発達する渓流、渓床堆積物が多く渓床勾配15°以上の渓流	A 愛川大橋から八菅橋にいたる広い範囲に存在している
災害履歴及び沖積錐・渓床堆積物は明瞭でないが渓床勾配が15°以上の渓流、あるいは渓床勾配は15°未満でも渓床堆積物・崩壊地が多い渓流	B 愛川橋付近に存在している
災害履歴・沖積錐・渓床堆積物・崩壊地は明瞭でなく渓床勾配が10°～15°未満の渓流	C 八菅山地区に存在している
災害履歴・沖積錐・渓床堆積物・崩壊地は明瞭でなく渓床勾配が10°未満の渓流	D 八菅山地区と三増地区に存在している

Ａ：危険性が大きい　　Ｂ：危険性がやや大きい
Ｃ：危険性がある　　Ｄ：危険性が小さい

【資料 2－1－2－10】－2　土石流危険渓流の分類（神奈川県の調査基準）

分　類	地形条件等
土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流
土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険区域内に人家が１～４戸ある場合の当該区域に流入する渓流
土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等の一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流

②　土石流の危険性

「土石流危険渓流に関する調査」（平成15年３月公表）によると、土石流危険渓流Ⅰは17渓流であり、中津川の愛川大橋から下流の八菅橋にいたる広い範囲に存在している。土石流危険渓流Ⅱは愛川地区に２渓流であった。

③　土砂災害（土石流）警戒区域

神奈川県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、その結果により土砂災害（土石流）警戒等区域（34渓流）が指定された。

（平成24年4月指定、同年6月一部修正、平成28年4月一部修正）

３．方策

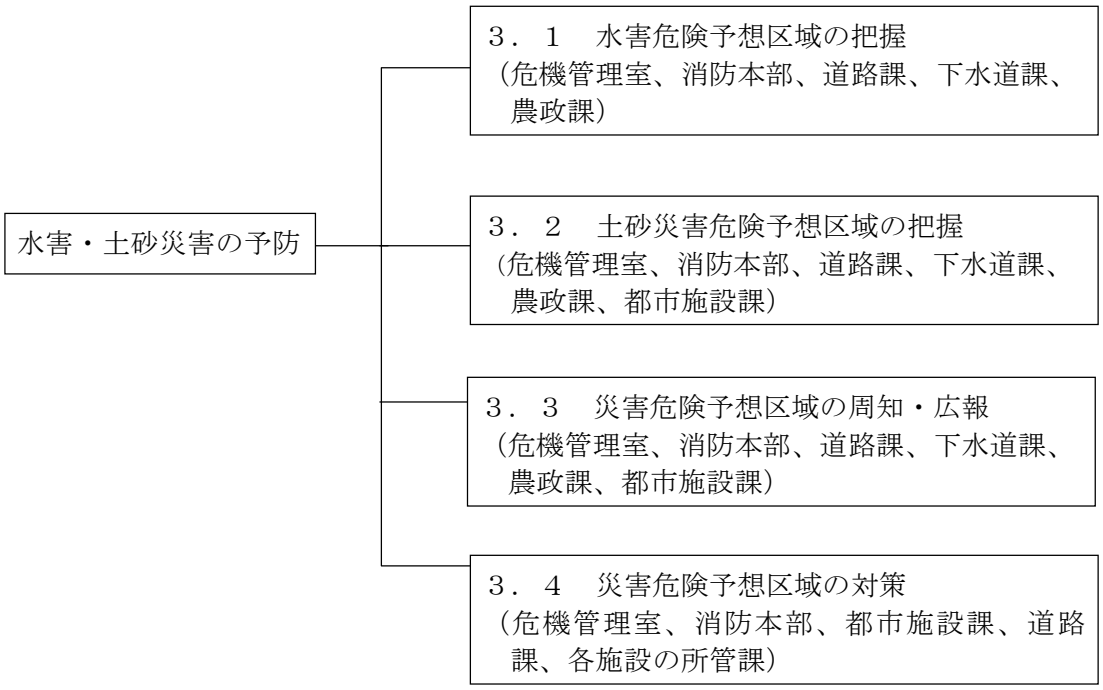

３．１　水害危険予想区域の把握（危機管理室、消防本部、道路課、下水道課、農政課）

防災アセスメントに示した水害危険度図及び町洪水ハザードマップ等を踏まえ、水害危険予想区域を把握し、継続的に熟知できるよう努める。

３．２　土砂災害危険予想区域の把握（危機管理室、消防本部、道路課、下水道課、農政課、都市施設課）

土砂災害警戒等区域及び土砂災害危険箇所から、町土砂災害ハザードマップ等を踏まえ、土砂災害危険予想区域を把握し、継続的に熟知できるよう努める。

３．３　災害危険予想箇所の周知・広報（危機管理室、消防本部、道路課、下水道課、農政課、都市施設課）

災害危険予想区域及び周辺住民については、ハザードマップや広報紙、現地掲示板、インターネット等を活用することにより、当該区域が災害危険予想区域であることを周知し、自主的な対策を促す。

３．４　災害危険予想区域の対策（危機管理室、消防本部、都市施設課、道路課、下水道課、農政課、各施設の所管課）

次のような項目について考慮すること。

(1) 警戒避難体制の整備

警戒避難体制については、第２部　第２章　第８節　避難の勧告・指示、誘導、開設運営に従って行うこととするが、実際の役割、方法については防災訓練等により検証する。

(2) 開発行為や確認申請書の経由における指導・情報提供（都市施設課）

開発行為や建築物の確認申請書を経由する際、災害予想危険区域について指導・情報提供することにより、水害・土砂災害に対応するための建築物の構築を促す。

(3) 建設予定の町関係施設の安全性確保（各施設の所管課）

町関係施設を新築、改築する際、災害危険予想区域を十分考慮し、安全性の確保に努める。

(4) 河川、用排水路等の防災対策（道路課、農政課、下水道課）

① 現況

中津川の上流には宮ケ瀬ダムがあり、相模川の上流には城山ダムがある。両河川とも堤防の築造整備が進められており安全性は高くなっているが、洪水浸水想定区域に指定されていることから引き続き未整備箇所等の整備をする必要がある。また、今後は、用排水路の整備を進めると共に、遊水池の適切な配置や整備を検討する。

② 対策

中津川・相模川の防災対策について引き続いて県に要望する。また、用排水路は町で計画的な整備を推進する。

(5) 土砂災害の防止対策（危機管理室、道路課、農政課、下水道課、都市施設課）

① 現況

愛川町では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒等区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）が指定されており、対策工事等の整備が進められているが、周辺住民や要配慮者利用施設を対象とした情報伝達・避難訓練を実施するなど避難警戒体制の強化に努めている。

② 対策

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害防止法に基づく土石流警戒等区域の指定の事業課は県であることから、県との連携をとりながら整備を促進する。

特に、土砂災害警戒区域等の指定に係る警戒区域ごとの情報伝達、予報警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒・避難対策計画を策定し、避難経路の設定や避難所の指定を進めるなど具体的な警戒避難体制を整備し、警戒区域内に居住する地域住民や要配慮者が利用する施設利用者等に対して、警戒の周知・避難対策として土砂災害ハザードマップ等の印刷物の配布や避難訓練等の必要な措置を講ずる。

第３節　地域の防災構造化

実施担当	危機管理室、消防本部、企画政策課、道路課、都市施設課、商工観光課、教育委員会、住民課、消防署

１　目的

愛川町の地形地盤条件に配慮し、地震災害等に強い都市構造の構築を推進する。

２　目標

都市の防災構造化について、各担当課が以下の方策を進めていく。

３　方策

地域の防災構造化

- ３．１　土地利用の誘導（企画政策課、都市施設課）
- ３．２　規制区域の指定（都市施設課）
- ３．３　不燃化促進（消防本部、都市施設課）
- ３．４　公園、緑地、緑道等の整備（都市施設課）
- ３．５　町道・橋梁整備（道路課）
- ３．６　落下物等対策（危機管理室、消防本部、教育委員会、商工観光課、住民課、道路課）
- ３．７　ブロック塀対策（危機管理室、消防本部、都市施設課、教育委員会）
- ３．８　建築物の安全確保対策（都市施設課）

３．１　土地利用の誘導（企画政策課、都市施設課）

①　現状

町内では全域が都市計画区域に指定されており、町の市街地は、中津地域と半原・田代地域の市街化区域及び高峰地域などの市街化調整区域における既存集落によって形成されている。

また、工業系用途地域が約６割を占め、そのうちの約４割は特別工業地区に指定されている。

②　対策

狭隘な密集した既成市街地の街路を広げ、防災設備の整った建物、公園を建設し、土地の合理的な高度利用を進め、防災防火に対処するものとする。特に、土地区画整理事業及び地区計画や民間の宅地開発事業の行政指導により防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

３．２　規制区域の指定（都市施設課）

①　現状

町内のほぼ全域に建築基準法22条の指定及び近隣商業地域に準防火地域の指定をしている。

また、一部地域では小規模な宅地開発によるスプロール化が目立っているので、土地利用との調整を図り、町開発指導要綱等により指導、誘導をしている。

②　対策

建築物の建築、宅地造成工事等の規制を行うための規制区域の指定は、防災都市建設の前提であるので、防火地域の指定及び準防火地域の拡充について検討し、その区域の適正化に努める。

３．３　不燃化促進（消防本部、都市施設課）

①　現状

町内の近隣商業地域に準防火地域の指定をし、防災対策を指導している。

②　対策

都市の不燃化及び耐震化を促進するため都市防災、土地の合理的利用に寄与する耐震、耐火の建築を普及するよう関係機関と協力に努める。

３．４　公園、緑地、緑道等の整備（都市施設課）

①　現状

本町では、都市化の進展に伴い計画的に公園の整備を推進してきており、都市公園は全体で22箇所、97.47ha、内訳は市街化区域内公園13箇所、市街化調整区域内公園が９箇所となっている。

これらのうち、街区公園や近隣公園など身近なところの公園が少なく、さらに整備が必要な状況にある。

②　対策

公園、緑地、緑道などは、平常時においては、町民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には重要な避難場所、避難路となるとともに、防火性能の高い植樹等の適切な管理が行われるならば、大きな延焼防止機能も期待できる。さらに地区公園（三増公園(陸上競技場)）、近隣公園（中津工業団地第1号公園）は自衛隊、消防・警察等の広域応援部隊の活動拠点となっている。

このように、公園、緑地、緑道、空地等は、重要な防災施設・空間であるので、その配置を含め個々の施設に至るまで、これらの点を十分配慮した計画を策定し、整備に努める。

３．５　町道・橋梁整備（道路課）

①　現状

町道・橋梁整備については、現在、消火・救急活動等の緊急車両が現場に到着困難な箇所が地域に点在し、道路耐震構造面においても、地域防災に対応した道路・橋梁の整備が求められている。

②　対策

被災時における、地域住民の生命を確保するために活用できる道路空間及び避難路・物資輸送路を確保し、被災の軽減、応急救急活動の円滑化を図るため、狭あい道路、危険箇所について計画的に道路・橋梁の整備を推進する。

３．６　落下物等対策（危機管理室、消防本部、商工観光課、教育委員会、住民課、道路課）

①　現状

実態調査を行い、通学路や通行量の多い道路沿いの建物状況を点検し、安全対策の推進に努めている。

②　対策

地震発生時には、下表のような落下物等が予想される。

ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物
ア．窓ガラス（の飛散） イ．外装材（外壁タイル、モルタル等） ウ．ウインドクーラー エ．屋上広告物 オ．高架水槽	ア．自動販売機 イ．放置自転車 ウ．突き出し商品	ア．照明器具 イ．家具の転倒 ウ．棚上の荷物

そのため、以下のような対策を行うものとする。

関係課	落下危険物の実態把握
危機管理室 消防本部	町民や建築物の管理者に対して、一般的な落下物対策を、特に、町民に対しては、家具等の転倒落下防止策の普及を講じるとともに各種広報媒体を通じて積極的に啓発、ＰＲする。
教育委員会 全課	多数の人が集まる教育施設等について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の転倒防止、蛍光管の散乱防止等の施策を講ずる。
商工観光課 道路課 住民課	不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車、陳列された商品（突き出し商品）等について事前指導を行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

３．７　ブロック塀対策（危機管理室、消防本部、都市施設課、教育委員会）

①　現状

町では、昭和54年にブロック塀の実態調査を実施してから、これまで４回の再調査を実施しており、近年では、平成30年度において実態調査を行っている。

②　対策

昭和53年（1978年）に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により多くの死傷者を出し、新たな災害要因として危険性が注目された。発災が夜間等の関係で、その後の地震においては大きな人的被害には至っていないものの、その危険性は極めて大きい。さらには、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

ア、実態調査（危機管理室、都市施設課、教育委員会、関係課）

ブロック塀等の状況調査を行い、危険度の実態把握に努める。

【ブロック塀の実態調査方法】

調査地域：避難上必要な道路沿い、通学路沿い、歩道沿い、河川・水路沿い
調査対象：ブロック塀、石塀、万年塀等の重量塀
調査項目：ア．高さと厚さとの関係　イ．控え壁の有無
ウ．基礎、鉄筋の状態　エ．老朽の程度　オ．改修の方策

イ、安全対策の推進（都市施設課）

危険なブロック塀、石塀等の撤去や撤去に併せて生け垣、フェンス化等の安全な工作物への設置を促進するため、「危険ブロック等耐震化補助事業」を創設し、安全対策の推進を図る。

ウ、広報（危機管理室、都市施設課、消防本部）

住民に対して、地震時におけるブロック塀からの危険回避（すばやくブロック塀から離れる等）方法やブロック塀等の安全対策の推進等について、事前ＰＲを

強化する。

３．８　建築物の安全確保対策（都市施設課）

①　現状

耐震改修促進法第６条第１項の規定に基づき、地震の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅・建築物の耐震化を促進する計画として、平成28年3月に愛川町耐震改修促進計画を改訂した。

②　対策

愛川町耐震促進計画に基づき、地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法などを記載したパンフレットの配布や、町のホームページへ各種情報を掲載するなど、町民への意識啓発や知識の普及を推進する。また、県や関係団体と連携して、耐震セミナーの開催や耐震診断技術者の養成に努める。

第４節　地震火災・危険物災害の予防

実施担当	消防本部、消防署

１．目的

地震による火災被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止に係る手段を整備する。
また、地震により発生する救助救急事象等に迅速、適確に対処するための体制を強化する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 消防機構図 …… 【資料 2-1-2-13】P.63
(2) 消防本部・署・消防団現有車両一覧表 …… 【資料 2-1-2-14】P.64
(3) 消防団組織一覧表 …… 【資料 2-1-2-15】P.65
(4) 消防団現有機械一覧表 …… 【資料 2-1-2-16】P.66
(5) 危険物施設等の一覧表 …… 第３編　第４章　第１節【資料 4-1-2】P.436

２．２　目標

消防署・消防団組織、車両・資機材の充実及び消防水利の確保について整備を行う。

３　方策

地震火災・危険物災害の予防
- ３．１　出火の防止（消防本部、消防署）
- ３．２　初期消火体制の強化（消防本部、消防署）
- ３．３　火災の拡大防止対策（消防本部、消防署）

３．１　出火の防止（消防本部、消防署）

(1) 火気使用設備器具の安全化

地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化を図るとともに、火気使用場所等への住宅火災警報器の設置及び維持管理など、環境整備について指導の徹底を図る。

(2) 石油等危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う町内の学校、病院、研究所等に対し、立入検査を計画に基づき実施し、保管の適正化を指導する。事業所に対しても実態調査等を行い、薬品容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の指導や薬品の混合、混触による発火防止の意識の啓発を図るとともに具体的な安全対策の指導を推進する。

(4) 電力施設の安全化

電力等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保に努める。

(5) ＬＰガス設備の安全化

ＬＰガスを取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。

(6) 電気器具の安全化

行政、電力会社、住民等に対し、出火防止のための電気器具の使用取り扱い、注意等についてのＰＲを行うことで電気器具の安全化を図る。

また、電力復旧等による通電火災の予防対策について注意喚起を行う。

(7) 査察時における出火危険排除の徹底

町内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、地震時における出火の危険排除を図る。

(8) 町民の防災意識等の高揚

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど、防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

(9) 消防団員及び防災指導員の町民指導能力向上のための教育指導

消防団員及び防災指導員に対し火災予防に関する知識及び町民に対する指導能力向上のための教育指導を行い、地域住民の出火防止に対する行動力の向上を図る。

３．２　初期消火体制の強化（消防本部、消防署）

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 町民（自主防災組織）の防災行動力の向上

町民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、町民一人ひとりの防災行動力を高め、自治会等を単位として自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

① 消防本部は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事務所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

② 防火管理者施設義務対象の事業所はもとより、設置義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 家庭への消火器等の普及

町民啓発を通じて、各家庭での消火器、三角バケツ等の備えを呼びかける。

(5) 婦人防火クラブ、シルバー消防隊の強化育成

婦人防火クラブ、シルバー消防隊の強化育成に努め、地域の初期消火体制の充実を図る。

(6) 消防団員活動能力向上のための訓練指導

地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高め、町民に対する初期消火に関する指導能力の向上を図ることを目的とした訓練指導を推進する。

３．３　火災の拡大防止対策（消防本部、消防署）

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、町民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、事前の予防対策が重要である。

(1) 消防活動体制の整備強化

大規模災害に備え、消防計画に基づき、消防車両、消防水利、通信その他の資機材等を計画的に整備するとともに震災時火災警防活動計画等により、職員の訓練等を通じて、震災時の活動要領の習熟を図る。

(2) 情報通信体制の整備強化

震災に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、震災時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、消防本部と消防団との情報通信体制の整備を図る。

(3) 消防水利の充実強化

既存消防水利の機能維持を図るほか、震災時の同時多発火災に対処するため、防災アセスメントや神奈川県地震被害想定調査等から地振動が大きいと予想される地域で建物密集地に対して耐震性貯水槽を優先して整備・配備する。また、町内の小・中学校、高校の10箇所及び町営プール２箇所の計12箇所が鋼板プールであり、拠点水利としての活用を図り、さらに消防水利の充実強化を図る。

(4) 消防団体制の強化

消防団の活動体制を充実、強化し、震災時の同時多発火災に対応できる、消防団独自の活動能力を向上させ、消防隊と連携した活動力の強化を図る。また、平常時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核

として重要な役割を担っている。

そのため、消防団用活動資機材の整備を充実し、震災時に対応できる消防団体制の充実を図る。

① 消防団員確保のため消防団活動を広報等により広め、消防団員への加入を促進し地域防災体制の強化を図る。

② 震災時における消防団の消防活動を強化・充実するため、可搬ポンプ・消火ホース・消防団専用無線等の整備・増強を図る。

③ 地域の防災指導者として適切な指導を行うために、必要な教育訓練用資機材を整備し、その強化を図る。

(5) 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから消防活動路を確保するための対策を推進する。

① 消防力の整備とあわせ、道路啓開用特殊資機材の整備を検討する。

② 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、架空線の地中化、道路隅切りの整備などを関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。

(6) 延焼危険区域の解消

木造建物の密集、道路狭隘等による延焼危険区域は市街地大火になる危険性が高いと考えられる。そのため、道路の整備等により、延焼危険区域を計画的に解消する。

(7) 地域ぐるみの防災対策

事業所の自衛消防組織と自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

【資料 2-1-2-13】 消防機構図

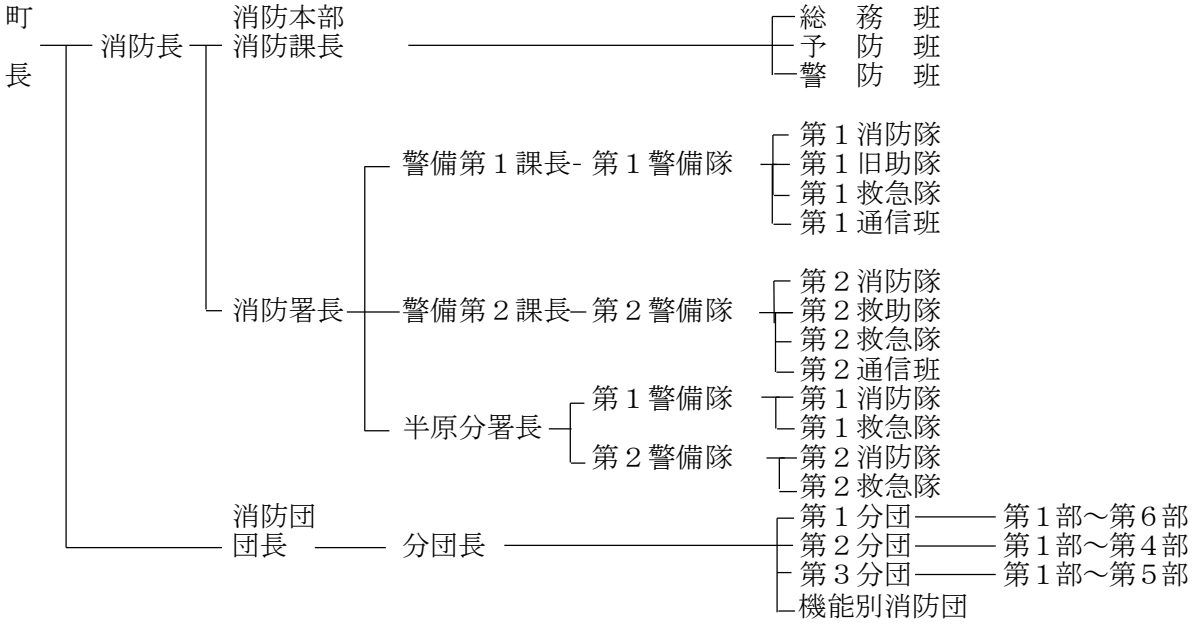

【資料 2-1-2-14】　消防本部・署・消防団の現有車両一覧表　　（平成30年12月現在）

配　　置	車両名	メーカー	車両番号	登録年月日	経過年数	MT/AT
消防本部	消防指令車	トヨタ	相模800さ7217	H14.10.16	16	ＡＴ
	広報車	日産	相模800す1468	H17.9.2	13	ＡＴ
消防本署	消防指揮車	日産	相模88た358	H6.2.18	24	ＡＴ
	化学消防ポンプ自動車	日野	相模88な3912	H25.12.18	5	ＡＴ
	消防ポンプ自動車	いすゞ	相模88た9271	H10.12.8	20	ＭＴ
	救助工作車	三菱	相模800は22	H11.12.2	19	ＡＴ
	高規格救急車	トヨタ	相模830に99	H29.11.21	1	ＡＴ
	高規格救急車（予備車）	トヨタ	相模830ち99	H22.11.25	8	ＡＴ
	資機材搬送車	日野	相模800す458	H16.11.19	14	ＭＴ
半原分署	消防ポンプ自動車	日野	相模8300せ2698	H130.10.22	0	ＭＴ
	高規格救急車	トヨタ	相模830な99	H28.11.22	2	ＡＴ
	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模88た5886	H9.3.24	21	ＭＴ
消防団	消防団１－１	トヨタ	相模830せ 729	H28.11.16	2	ＡＴ
	消防団１－２	日産	相模88た9132	H10.11.16	20	ＭＴ
	消防団１－３	日産	相模88た9130	H10.11.16	20	ＭＴ
	消防団１－４	トヨタ	相模800せ 730	H28.11.16	2	ＡＴ
	消防団１－５	三菱	相模800す3936	H19.10.23	11	ＭＴ
	消防団１－６	日産	相模800す4797	H20.10.26	10	ＭＴ
	消防団２－１	トヨタ	相模800せ1704	H29.11.17	1	ＡＴ
	消防団２－２	日産	相模800す1631	H17.10.25	13	ＭＴ
	消防団２－３	三菱	相模800す2882	H18.9.26	12	ＭＴ
	消防団２－４	三菱	相模800す3937	H19.10.23	10	ＭＴ
	消防団３－１	日産	相模800す4798	H20.10.21	9	ＭＴ
	消防団３－２	トヨタ	相模800せ1705	H29.11.17	1	ＡＴ
	消防団３－３	日産	相模800す1632	H17.10.25	13	ＭＴ
	消防団３－４	トヨタ	相模800せ2694	H30.10.19	0	ＡＴ
	消防団３－５	日産	相模800す1633	H17.10.25	13	ＭＴ

【資料 2-1-2-15】 消防団組織一覧表 （平成30年4月現在）

区分 ＼ 分団別	消防団員数									小型動力ポンプ付積載車
	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	
本　部	3	1	2							
第１分団	60			1	1	6	6	23	23	6
第２分団	53			1	1	4	4	17	26	4
第３分団	67			1	1	5	5	21	34	5
機能別消防団	13								13	
計	196	1	2	3	3	15	15	61	96	15

【資料 2-1-2-16】-1 消防団現有機械一覧表 （平成30年12月現在）

分団	部	車両別	年式	原動機		ポンプ性能		
				エンジン社名	総排気量	ポンプ社名	形式	級別
1	1	積載車	H28	トヨタ	2,980cc		LDF-KDY281	
		小型動力ポンプ		トーハツ	526cc	ﾄｰﾊﾂ	VF53AS	Ｂ３
	2	積載車	H10	ニッサン	3,153cc		QD32	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56CS	Ｂ３
	3	積載車	H10	ニッサン	3,153cc		QD32	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56CS	Ｂ３
	4	積載車	H28	トヨタ	2,980cc		LDF-KDY281	
		小型動力ポンプ		トーハツ	526cc	ﾄｰﾊﾂ	VF53AS	Ｂ３
	5	積載車	H19	ニッサン	2,700cc		U-SP8F23	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56BS	Ｂ３
	6	積載車	H20	ニッサン	2,700cc		KC-SP8F2	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56BS	Ｂ３

【資料 2-1-2-16】-2　消防団現有機械一覧表　（平成30年12月現在）

分団	部	車両別	年式	原動機		ポンプ性能		
				エンジン社名	総排気量	ポンプ社名	形式	級別
2	1	積載車	H29	トヨタ	2,980cc		LDF-KDY281	
		小型動力ポンプ		トーハツ	526cc	ﾄｰﾊﾂ	VF53AS	Ｂ３
	2	積載車	H17	ニッサン	2,700cc		U-SP8F23	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56AS	Ｂ３
	3	積載車	H18	ニッサン	2,700cc		U-SP8F23	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56BS	Ｂ３
	4	積載車	H19	ニッサン	2,700cc		U-SP8F23	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56BS	Ｂ３
3	1	積載車	H20	ニッサン	2,700cc		KC-SP8F2	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56BS	Ｂ３
	2	積載車	H29	トヨタ	2,980cc		LDF-KDY281	
		小型動力ポンプ		トーハツ	526cc	ﾄｰﾊﾂ	VF53AS	Ｂ３
	3	積載車	H17	ニッサン	2,700cc		U-SP8F23	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56AS	Ｂ３
	4	積載車	H30	トヨタ	2,980cc		LDF-KDY281	
		小型動力ポンプ		トーハツ	526cc	ﾄｰﾊﾂ	VF53AS	Ｂ３
	5	積載車	H17	ニッサン	2,700cc		U-SP8F23	
		小型動力ポンプ		トーハツ	554cc	ﾄｰﾊﾂ	V56AS	Ｂ３

第５節　建築物及びライフライン施設の耐震化

実施担当	都市施設課、各施設の所管課

１　目的

愛川町域の地形地盤条件に配慮し、地震災害等に対応するための建築物、ライフライン施設の耐震化を進める。

２　目標

建築物及びライフライン施設の耐震化について、各担当課が以下の方策を進めていく。

３　方策

建築物及びライフライン施設の耐震化

- ３．１　重要防災施設（公共建築物等）の耐震化（各施設の所管課）
- ３．２　一般建築物（既存建物）の耐震化（都市施設課）
- ３．３　通信施設の耐震化（東日本電信電話㈱神奈川事業部）
- ３．４　電力施設の耐震化（東京電力パワーグリッド㈱平塚支社）
- ３．５　ガス施設の耐震化（厚木ガス㈱、愛川液化ガス協同組合（公社）神奈川県ＬＰガス協会厚木支部）
- ３．６　上下水道施設の耐震化（下水道課、水道事業所）

３．１　重要防災施設（公共建築物等）の耐震化（各施設の所管課）

①　現状

町有施設の新設建築物については、昭和56年の建築基準法の改正に伴い新耐震基準に従って建設している。

なお、それ以前の施設については、平成８年度から学校の校舎を対象に耐震化のための耐震診断を行い、平成10年度から耐震補強工事に着手し、小・中学校校舎については、耐震補強工事は終了した。

また、校舎のガラス飛散防止措置も着手している。

②　対策

町有施設の重要防災施設（公共建築物等）については、重要度、老朽度の差による優先度をつけて、早急に耐震建築物に改善するよう努めるものとする。

また、上空のヘリコプター等から重要拠点や被災場所を把握できるよう主な施設の屋上に施設名の表示などヘリサイン等の表示に努める。

３．２　一般建築物（既存建物）の耐震化（都市施設課）

①　現状

昭和56年５月31日以前に建築された１戸建住宅で、地上２階建以下の在来軸組工法の住宅の耐震化を促進するため、平成17年度より耐震診断のうち簡易診断に係る補助事業を開始し、平成19年度からは一般診断に対する補助事業に移行するとともに、耐震改修に対する補助事業を開始した。

また、耐震改修促進法第６条第１項の規定に基づき、地震の被害から町民の生命・身体及び財産を保護するため、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進するため、平成28年3月に愛川町耐震改修促進計画を改訂した。

②　対策

愛川町耐震改修促進計画に基づき、地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法などを記載したパンプレットの配布や、町のホームページへ各種情報を掲載するなど、町民への意識啓発や知識の普及を推進する。また、県や関係団体と連携して、耐震セミナーの開催や耐震診断技術者の養成に努める。

３．３　通信施設の耐震化（東日本電信電話(株)神奈川事業部）

①　現状

ア．ＮＴＴの建築物については、震度7程度の地震にも耐えられる耐震・耐火・耐水設計がなされている。

イ．交換機を始め、交換機室内の計器類、ＯＡ機器等の耐震化とともに、ビル窓ガラス飛散防止フィルムを張る等の対策もとられている。

ウ．電力設備は、地震に強いシール蓄電池に更改し、装置架などは設置時に耐震対策を施すなどして耐震化がされている。なお、停電時においては、バッテリーと非常用自家発電装置を瞬時に切り替え、電力供給し電話回線の確保を行っている。

② 対策

ア．主要な電気通信設備等について、震度７で最低限の機能を確保するよう耐火及び耐震化等を図っている。

イ．主要な伝送路の地中化を推進するとともに、通信ケーブルのループ化を行っている。

ウ．災害発生時の通信施設の被害を未然に防止するとともに、災害対策用機器の整備を図る。

３．４ 電力施設の耐震化（東京電力パワーグリッド㈱平塚支社）

① 現状

配電設備における架空配電線路は、電気設備の技術基準に基づき地震動による荷重を考慮し設計している。

変電設備における機器の耐震は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

② 対策

ア．電力供給施設については、過去に発生した地震や風水害に伴う被害の実態等を考慮し、耐震性の確保等各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ．災害時の地盤の不等沈下、地すべり等を生じる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による防災対策を考慮するとともに、これらの地域への設備の設置は極力さけるものとする。

３．５ ガス施設の耐震化（厚木ガス㈱、（公社）神奈川県ＬＰガス協会厚木支部、愛川液化ガス協同組合）

(1) 導管供給（厚木ガス㈱）

① 現状

ア．新規に道路（敷地内も同）へ敷設する導管については、すべて耐震性の高い材料、工法で施工している。また、未対策の導管については、対策済導管に取り替え作業を継続している。

イ．製造施設については、耐震設計で関東大震災クラスの大地震に耐え得る設計で設置されている。

ウ．瞬時にカイン値とガル値を測定し、液晶モニターに表示させる地震計（ＳＩセンサー）を設置している。

エ．通信設備の損傷等を考慮し、業務無線を装備している。

② 対策

ア．製造設備については、耐震性の維持強化、緊急遮断弁の設置、防火・消火設備・保安電力・通信網の充実に努める。

イ．ガスホルダー及び導管については、耐震性の維持強化、緊急遮断弁及び放散弁の設置、導管のブロック化、耐震性の高い材料工法で施工（ポリエチレン管）等を推進する。

ウ．地震やガス漏れ等の異常時に一定の基準により自動的にガスを遮断するマイ

コンメーターの設置と併せ、ガス漏れ警報器の取付を推進する。
（一般家庭のマイコンメーター普及率100％）

エ．緊急時に備え、カセットコンロとボンベを備蓄しており、被害状況に応じて非常用熱源として無償配布する。（コンロ×350台、ボンベ×1000本）

(2) ボンベ供給（愛川液化ガス協同組合）

① 現状

マイコンメーター３点セット（ヒューズコック・ガス漏れ警報器・マイコンメーター）の設置は完了（ボンベ供給場所160世帯すべてにマイコンメーター３点セットを設置済みである。）し、容器転倒あるいは配管折損時に作動する過流（ガス）放出防止器の一般家庭への取り付けを推進している。

② 対策

安全機器においても高度の機能（感度器作動遮断等）を保有するＳＹメーターの交換を推進する。

３．６ 上下水道施設の耐震化（水道事業所、下水道課）

(1) 上水道（水道事業所）

① 現状

石綿配水管の撤去は、平成19年度に完了している。

緊急遮断弁設置状況（町水）

名　　称	容　　量	設置場所
中津配水池	2,040㎥	中津1465
志田第１配水池	2,034㎥	三増2645
志田第２配水池	4,000㎥	三増2704-2
新細野配水池	2,012㎥	半原678-1

② 対策

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮するとともに、耐震性のある管路の布設を推進する。

(2) 下水道（下水道課）（平成29年度末現在）

① 現状

昭和50年から下水道事業に着手し、汚水、雨水管渠の整備を推進している。汚水は既に下水道事業計画区域面積867.9haの整備が完了している。

汚水管渠は、大半が塩ビ管であり、ヒューム管よりは耐震性にすぐれていると言われているが、今後は、さらに耐震性を考慮した伸縮継手や可とう性継手の使用を検

討していく。また雨水管渠はコンクリートヒューム管及びボックスカルバート等を埋設し、処理しているが、汚水管渠同様、耐震性を考慮した製品を検討していく。

② 対策

ア．地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に布設されている汚水管渠を重点に老朽化の著しいものから補強する。また、新たに汚水管を布設する場合は、基礎、地盤、条件等、総合的な見地から検討して計画するが、地盤の悪い箇所に布設する場合は、接合部に耐震性を考慮した伸縮継手等を使用するなど耐震性を考慮した工法で実施するものとする。

イ．ポンプ場と汚水管渠の連結箇所で、地振動により破損しやすい箇所には耐震構造を取り入れ対処する。

第３章　応急活動体制確立のための事前措置

第１節　応急活動体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、総務課、全課
応急時の実施担当 (P.148参照)	本部事務局（本部班、総務班の一部）

１　目的

第２部　第２章　第１節「地盤災害の予防」の１の基準にあてはまる災害が発生若しくは発生するおそれがある場合には、愛川町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置することになる。

発災段階あるいは警戒段階において、本部の設置を円滑に推進するための体制整備を図る。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 災害対策本部設置基準　……　第２部　第２章　第１節【資料 2-2-1-1】P.150
(2) 町長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者
第２部　第２章　第１節【資料 2-2-1-2】P.150
(3) 災害対策本部組織図　……　第２部　第２章　第１節【資料 2-2-1-3】P.154
(4) 各活動期における分担業務　……　第２部　第１章　第２節　P.138

２．２　目標

職員に役割を明確に示すため、意思決定者を明確にし、本部の設置基準、分担業務について平常時から習熟を図ること。

また、本部を迅速に設置できるように、以下の整備等を行う。

(1) 消防庁舎に災害情報の収集、伝達等を迅速に行える機材を備えた災害対策本部を設置する。
(2) 停電時に、町の出先機関（出張所）の全体的な機能をバックアップする非常電源の設置や燃料の確保に努める。
(3) 衛星携帯電話、インターネット機器、回線、無線等通信機器、テレビ、ラジオ等情報収集機器の整備
(4) 町内地図、関係各機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の準備
(5) 災害応急対策に従事する職員に対する食糧等の確保

３　方策

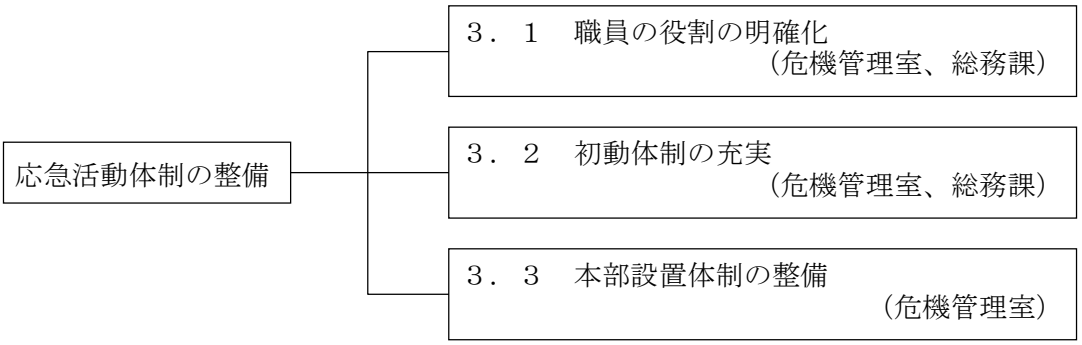

３．１　職員の役割の明確化（危機管理室、総務課）

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的でかつ的確に対応することが重要になる。

そのため、職員個々に対し、各種機会を通じて災害対策本部における役割の明確化、とくに初動期における活動の自覚（先ず、自分は何をしたらよいのか）や職員の活動に対する安全確保対策を促す。

（２．１(3) 参照）

３．２　初動体制の充実（危機管理室、総務課）

初動段階の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化、職員の居住地を配慮した配備等を考慮した初動体制の確立を図る。

３．３　本部設置体制の整備（危機管理室）

本部が迅速かつ的確に設置されるためには、平常時の準備と耐災害性の確保が必要である。そのためには、以下の点を考慮し、災害発生時に迅速な対応ができる体制を確保する。

(1) 本部の情報通信体制の充実・強化及び代替施設や通信機器等のバックアップ機能確保に努める。

(2) 円滑な応急対策を実施するため、県災害対策本部、地域調整本部（県央地域県政総合センター）及び防災関係機関等との連絡体制の強化に努める。

(3) 大規模な災害発生に備え、災害応急対策に長期従事する職員に対する安全確保のため、食料や飲料水、毛布、日常生活用品等を男女の違いによる視点に配慮し、それらの確保に努める。

第２節　動員配備体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、総務課
応急時の実施担当 (P.149参照)	本部事務局（本部班、総務班の一部）

１　目的

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 動員配備基準表 …… 第２部　第２章　第２節【資料 2-2-2-1】P.156
(2) 震度階級関連解説表 …… 第２部　第２章　第２節【資料 2-2-2-2】P.157
(3) 勤務時間内の伝達系統 …… 第２部　第２章　第２節【資料 2-2-2-3】P.159
(4) 配備体制別職員動員表 …… 第２部　第２章　第２節【資料 2-2-2-4】P.160

２．２　目標

動員配備基準の熟知、及び地震災害発生時の自主参集基準（動員配備基準と同等）の徹底、風水害等災害時による動員命令が必要になった際の動員連絡網、手段の整備を行う。

また、本計画で想定した被害が生じたときの、時間別参集率を想定し、この場合の配備編成計画を作成する。

３　方策

動員配備体制の整備

- ３．１　配備編成計画の作成（危機管理室、消防本部、総務課）
- ３．２　動員配備に対する意識の向上（危機管理室、消防本部、総務課）
- ３．３　勤務時間外の動員配備体制の整備（危機管理室、消防本部、総務課）
- ３．４　応急対策活動の交代要員の確保（危機管理室、消防本部、総務課）

３．１　配備編成計画の作成（危機管理室、総務課）

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、実戦的な動員配備体制を整備する。

各課局室長は配備区分に基づき所管の部班（課局室）ごとに配備編成計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、総務部長に報告する。

総務部長は、この報告を基に災害発生時の参集率や参集に要する時間（特に、重要意思決定者）を推定し、応急対策活動の円滑な遂行について検証し、支障が生じると予想される場合は、参集できない場合の非常配備体制や「第３章　第19節　労務供給、広域応援体制の整備（P. 111）」に基づく、対応計画を定める。

３．２　動員配備に対する認識の向上（危機管理室、消防本部、総務課）

毎年、防災研修、防災訓練等を開催することにより、職員に対し非常登庁に対する基準の徹底及び心構え等を認識させるとともに、災害に対する危機管理意識の強化を図る。

○　配備に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

（ア）職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
（イ）職員は災害が発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットによる聴視、所属の連絡責任者への電話照会等の方法によるほか自ら工夫してその災害の状況、水防警報の発令、配備命令等を知るように努めなければならない。
（ウ）職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすすんでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに参集し防災活動に従事するものとする。
（エ）万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備につくことが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は本部の指示を受けること。

３．３　勤務時間外の動員配備体制の整備（危機管理室、消防本部、総務課）

消防本部、危機管理室は、勤務時間外に起こった地震等の災害の状況について迅速に状況を把握し、総務課との連絡調整により課長以上については、携帯電話への職員専用メール配信等により伝達を行う。

知らせをうけた課長等関係者は所属職員について連絡を行い、初動期の応急対策活動の迅速な立ち上げを行う。

このため、連絡を必要とする者、連絡事項についての計画を事前に作成し、勤務時間外の災害に備える。（第２部　第２章　第２節　２．２（P.158）参照。）

３．４　応急対策活動の交代要員の確保（危機管理室、消防本部、総務課）

災害応急対策活動は、被害の状況においては、長期化することが予想される。このため、町職員が不眠不休で対応することになり、疲労状態が続くことにより、健康上悪影響をおよぼすことになる。

これに対応するため、交代要員の準備を平常時から計画しておく。

第３節　地震情報等の受信伝達体制の整備

実施担当	危機管理室
応急時の実施担当 (P.163参照)	本部事務局（本部班）

１　目的

災害応急対策を迅速・確実に実施する基本である地震情報の収集・伝達を円滑に実施するための体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 地震情報受理伝達図　……　第２部　第２章　第３節　【資料 2-2-3-1】P.166

２．２　目標

収集・伝達すべき災害情報の内容及び収集・伝達する情報の報告系統の整備について計画する。

３　方策

地震情報等の受信・伝達
- ３．１　収集・伝達系統の整備・明確化（危機管理室、消防本部）
- ３．２　収集・伝達すべき情報の整理（危機管理室、消防本部）

３．１　収集・伝達系統の整備・明確化（危機管理室、消防本部）

気象庁及び横浜地方気象台が発表する地震情報等の把握が円滑に行われるよう地震情報等の収集・伝達系統及び集約・分析、管理方法を現状に則して、整備・明確化する。（２．１参照）

また、町では神奈川県震度情報ネットワークシステムが整備されているが、これらによりスムーズな情報の分析方法の習熟が行われるよう努める。

３．２　収集・伝達すべき情報の整理（危機管理室、消防本部）

地震時等の情報収集・伝達を円滑に行うために職員各自は、収集・伝達すべき情報について、日常から正確に入手できる手段を確保し、整理しておく。

第４節　災害情報等の収集報告体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、総務課、企画政策課、財政課、行政推進課、税務課、管財契約課、議会事務局、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
応急時の実施担当 (P.167参照)	情報広報部（企画政策班、財政班、行政推進班、管財契約班、税務班、会計班、議会事務局班、監査委員事務局班、選挙管理委員会事務局班、総務班） 救出部　（消防班（消防団）、自主防災組織、愛川アマチュアラジオ・サークル、JP1YGR管理団体）

１　目的

災害応急対策を迅速・確実に実施する基本である災害情報、被害状況の把握を円滑に実施するための体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現況

(1) 各課が、収集すべき情報の種類 ……【資料 2-1-3-1】 P. 80
(2) 情報収集員担当区域表 …… 第２部　第２章　第３節【資料 2-2-4-1】P.170
(3) 人命救助情報報告書 …… 第４編　第２章『様式 2-2-4-1』P.467
(4) 災害情報等の収集・報告系統
…… 第２部　第３章　第１節【資料 2-3-1-1】P.285
(5) 人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告
…… 第４編　第２章『様式 2-3-1-1』P.488
(6) 公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告
…… 第４編　第２章『様式 2-3-1-2』P.489
(7) 確定報告 …… 第４編　第２章『様式 2-3-1-3』P.490
(8) 避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告
…… 第４編　第２章『様式 2-3-1-4』P.492

２．２　目標

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

３　方策

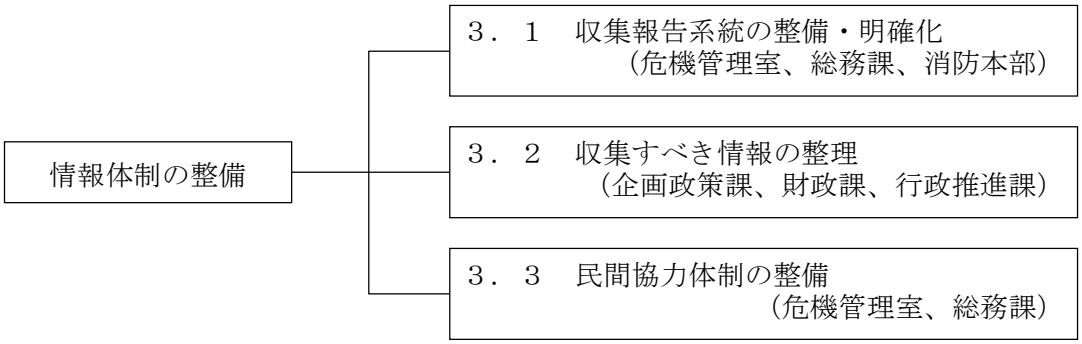

３．１　収集報告系統の整備・明確化（危機管理室、総務課、消防本部）

災害情報、被害状況の把握が円滑に行われるよう災害情報等の収集・報告系統及び集約・分析、管理方法を現状に則して、整備・明確化する。（２．１参照）

３．２　収集すべき情報の整理（企画政策課、財政課、行政推進課）

災害時の情報収集を円滑に行うために職員各自は、収集すべき情報について、以下のことについて留意し、平常時から整理しておく。

(1) 人命に係わる災害情報を最優先する。（参集時における収集内容・方法及び情報収集員担当区域の確認。）（２．１参照）
(2) 住家被害調査も災害救助法の適用、罹災証明の発行等のために重要な情報である。
(3) 各部班の応急対策活動上、優先すべき被害情報の整理。

【資料 2-1-3-1】　各課局が、収集すべき情報の種類（P.80）

３．３　民間協力体制の整備（危機管理室、総務課）

人命に係わる災害情報等の収集には、町職員のみならず町民や各関係団体、さらには民間団体の協力が不可欠である。

民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得る場合には、平常時から、災害時における情報収集連絡体制の充実を図っておくとともに、災害時協力協定等の締結を進める。

【資料 2-1-3-1】　各課局が、収集すべき情報の種類

<table>
<tr><th colspan="2">課局等</th><th>参集</th><th>初　動　対　応　期</th><th>事　態　安　定　期</th></tr>
<tr><td colspan="2">危機管理室、総務課、消防本部</td><td rowspan="22">参集時の人命に係わる災害情報
・倒壊家屋件数
・出火件数
・二次災害危険箇所</td><td rowspan="6">庁舎の被害状況及び関係機関の被害情報・集約・分析
情報収集員による人命に係わる災害情報の整理
・倒壊家屋件数
・出火件数</td><td rowspan="6">人的・建物被害等
（災害救助法の適用等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">企画政策課</td></tr>
<tr><td colspan="2">財政課</td></tr>
<tr><td colspan="2">行政推進課</td></tr>
<tr><td colspan="2">税務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">会計課</td></tr>
<tr><td colspan="2">管財契約課</td><td>公共施設の被害情報収集</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉支援課</td><td rowspan="5">医療機関の被害情報
福祉避難所の被害情報
登録要配慮者の安否確認</td><td rowspan="5">医療関係施設被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民課</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康推進課</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢介護課</td></tr>
<tr><td colspan="2">国保年金課</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境課</td><td></td><td>清掃施設被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">農政課</td><td>重要道路（橋梁）の被害情報</td><td>農林水産関係被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">商工観光課</td><td></td><td>商工業関係被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路課</td><td>重要道路（橋梁）の被害情報</td><td>道路、橋梁、河川等土木被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市施設課</td><td>重要道路（橋梁）の被害情報</td><td>町所管施設被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">下水道課</td><td>主要下水道施設の被害情報</td><td>下水道施設被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">水道事業所</td><td>主要水道施設の被害情報</td><td>上水道施設被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防本部</td><td></td><td>消防施設被害</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育委員会</td><td>教育総務課</td><td rowspan="3">避難所等の被害情報</td><td rowspan="3">文教施設被害</td></tr>
<tr><td>スポーツ・文化振興課</td></tr>
<tr><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">議会事務局</td><td rowspan="3">情報収集員による人命に係わる災害情報</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">監査委員事務局</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">選挙管理委員会事務局</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業委員会事務局</td><td></td><td>農林水産関係被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会福祉協議会事務局</td><td>ボランティア受援体制準備</td><td></td></tr>
</table>

第５節　災害通信体制の整備

実施担当	危機管理室、総務課、消防本部
応急時の実施担当 (P.171参照)	情報広報部（総務班）

１　目的

災害時における各機関の相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

現在の主な通信手段は、町防災行政無線が主であるが、その他、一般加入電話、災害時優先電話、県防災行政通信網、災害情報管理システム、情報伝達用テレファックスシステム等がある。

職員の動員方法については、一般加入電話や職員専用の情報メール配信など複数の伝達手段を確保している。

また、防災行政無線難聴地域解消対策として防災行政無線設備（デジタル化）を整備するとともに、屋外拡声子局からの放送内容がテレホンサービスで確認できる「音声自動応答装置」の導入や国が発信する、緊急地震速報や有事関係情報などの緊急情報を住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備が完了している。

(1) 愛川町における通信設備 …… 【資料 2-1-3-2～5】P.82
(2) 愛川町非常災害通信協力隊
(3) 災害時非常無線通信の協力に関する協定
…… 第４編　第３章『協定 2-2-5-1』P.520

２．２　目標

各種通信手段をより充実し、この通信手段の利用について広く研修、訓練を行い、災害時通信体制の整備を図る。

３　方策

災害通信体制の整備
- ３．１　通信手段の整備（危機管理室、総務課、消防本部）
- ３．２　通信体制の整備（危機管理室、総務課、消防本部）

３．１　通信手段の整備（危機管理室、総務課、消防本部）

(1) 災害時における、町の各活動班及び町内の防災関係施設との情報交換を円滑に行うための方策を検討するとともに、「避難情報」等の緊急情報が住民等に、より的確に提供できるよう通信手段の整備に努める。

(2) 町防災行政無線設備、携帯電話、衛星電話等の整備に努める。
　また、「土砂災害警戒情報」や「避難情報」等の緊急情報を土砂災害危険箇所周辺の住民及び浸水危険区域内の住民等に対し個・戸別に情報が提供できるインター―ネットメール等の体制整備の充実に努める。

(3) 消防団専用無線の整備を行う。

３．２　通信体制の整備（危機管理室、消防本部、総務課）

(1) 無線等通信施設は、防災担当課のみの操作だけでなく、災害の規模や参集状況において、だれでも操作できるよう、資格の取得を推進するとともに、日常から定期的に通信施設の利用についての研修、訓練を行う。

(2) 総務課は、災害対策本部を設置したときの広報、通信の担当であるため、複数の通信担当者を定めておき、日常からの操作の熟知を図ることに努める。

(3) 同時に、災害発生時における、職員の情報伝達網について、複数の案を日常より計画し、防災訓練等において検証する。

(4) アマチュア無線、インターネットやパソコン通信の活用についても有効に情報の伝達ができる体制づくりを図る。

【資料 2-1-3-2】　愛川町における通信設備（神奈川県防災行政通信網設置場所等）

通信機器	設置場所	通信機器	設置場所
電話機	消防本部通信室	電話機	農　政　課
〃	総　務　課	〃	税　務　課
〃	福祉支援課	〃	道　路　課
〃	災害対策本部室	〃	危機管理室
ファクシミリ	消防本部通信室		

第６節　災害広報体制の整備

実施担当	総務課
応急時の実施担当 (P.174参照)	情報広報部（総務班、選挙管理委員会事務局班）

１　目的

災害時における人心の安全と社会秩序の維持を図るため、町民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。広報体制が不備であると、発災初期に被災住民への生活情報の提供の遅れにつながる。

従って、発災時に町民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう平常時から広報体制について整備を図る。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 広報案文 …… 第２部　第２章　第６節【資料 2-2-6-1】P.178

(2) 一般住民に対する広報活動指針図
…… 第２部　第２章　第６節【資料 2-2-6-2】P.175

２．２　目標

さまざまな災害発生時間、規模を想定した広報手段及び広報担当を明確にする必要があり、平常時から報道機関との連携や広報案文の充実及び被災者の情報ニーズを把握し、防災訓練等で検証する。

３　方策

災害広報体制の整備

- ３．１　初動時広報体制の充実（総務課、消防本部）
- ３．２　報道機関との協力協定の締結（総務課）
- ３．３　避難所における広報体制の整備（総務課）
- ３．４　広報案文の充実（総務課）

３．１　初動時広報体制の充実（総務課、消防本部）

勤務時間外での災害発生に対しても、的確な広報活動を実施できるよう、初動時の広報担当者を確保する。また、これらの担当者の参集までの間についても、自動広報方式の採用において広報体制を確保するよう努める。

３．２　報道機関との協力協定の締結（総務課）

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関と災害時の広報のあり方等について協議しておく。

また、災害発生時に報道機関に広報する場所を事前に設定し、広報をどの様に行うか防災訓練等を通じて検証する。（第２部　第２章　第６節　３（P.176）を参照）

３．３　避難所における広報体制の整備（総務課）

避難所における広報手段としては、テレビ、ラジオ、印刷物等の掲示板への掲示、屋内放送設備、広報紙・ビラ等の配布などが考えられるが、平常時からどの手段をどう用いるかを各避難所運営委員とともに検討する。

また、広報の内容は、災害発生から初動対応期、事態安定期へと移行していくに従って、必要とされる情報が時間経過とともに変わっていくため、どの時期にどんな情報を被災者が求めているのか、被災者のニーズを理解した中で平常時から検討し、この広報体制についての計画を作成する。

３．４　広報案文の充実（総務課）

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要がある。

一方、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平常時からさまざまの状況を想定した広報案文を準備しておき、迅速・的確な広報活動に努める。

第７節　災害救助法等の習熟

実施担当	企画政策課、財政課、行政推進課、税務課
応急時の実施担当 (P.257参照)	情報広報部（企画政策班、財政班、行政推進班、税務班）

１　目的

災害時の被災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ町長の責任において実施する救助がある。
大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、法等への未習熟から、その運用に際し混乱を生じることが多い。
そのため、日頃から、災害救助法等を習熟しておくとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

２　現状及び目標

２．１　現状

災害救助法の運用について、県との連携調整に係る会議等に担当職員を派遣するなど災害救助法の習熟に努めている。

２．２　目標

応急的な救助を必要としている場合に、県知事への適用要請を迅速的確に出来るようにするため、出来る限り早い時期において、災害救助法等の運用マニュアルを作成する。

３　方策

災害救助法等の習熟
- ３．１　災害救助法等の運用への習熟（企画政策課、財政課、行政推進課、税務課）
- ３．２　運用マニュアルの整備（企画政策課、財政課、行政推進課、税務課）

３．１　災害救助法等の運用への習熟（企画政策課、財政課、行政推進課、税務課）

「災害救助事務取扱要領」（内閣府）及び「災害救助の運用と実務」（災害救助実務研究会）を充分なだけ用意しておくとともに日常から、担当者を複数名決めておき、県の担当者との協議、情報交換を行い、異動等で担当者が替わった場合は、課内の研修及び自己の研修により、その内容を充分習熟しておくものとする。

３．２　運用マニュアルの整備（企画政策課、財政課、行政推進課、税務課）

愛川町において災害救助法が適用された場合を設定し、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、わかりやすいマニュアルを作成する。

第８節　避難活動体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、総務課、消防署、福祉支援課、 各施設の管理者
応急時の実施担当 (P.188参照)	本部事務局（本部班）、情報広報部（総務班） 住民部（住民班、福祉支援班、高齢介護班、子育て支援班、国保年金班、教育委員会教育総務班、スポーツ・文化振興班、生涯学習班）、社会福祉協議会事務局班 救出部（消防班（消防署、消防団））、厚木警察署、自衛隊

１　目的

災害により避難を余儀なくされた場合において、安全・的確に避難行動・活動を行うことができるよう、平常時から必要な体制を整備しておくものとする。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 指定緊急避難場所一覧表
…… 第２部　第２章　第８節【資料 2-2-8-4】 P.202

(2) 指定避難所、福祉避難所一覧表
…… 第２部　第２章　第８節【資料 2-2-8-5】 P.205

(3) 避難所の名称と基準等 …… 【資料 2-1-3-6】 P. 87

(4) 避難所開設手順 …… 第２部　第２章　第８節　５　P.195

(5) 愛川町における通信設備
…… 第１部　第３章　第５節【資料 2-1-3-2～5】P.82

２．２　目標

地域の状況等を勘案した災害に応じた指定避難所の選定を適切に行い、案内板等を適切に設置し、広報紙や防災マップ、インターネット等を活用して住民に周知し、防災訓練等により避難の検証を行う。避難勧告・指示を行った際の各関係機関が行う避難誘導の役割の明確化を図る。また、避難所開設については、避難所運営委員会を中心とした組織体制を整備し、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営について訓練を通じ検証を行いその都度見直しを実施するとともに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、高齢者や障がい者等に対する支援、飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼育準備についても検討する。また、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等を考慮し、男女双方の視点に配慮し、着替え場所、授乳室、トイレ確保、物資の確保・提供等のほか、女性相談員の配置等、円滑な運営が図られるよう整備推進に努める。

また、避難所以外の被災者となる在宅避難者や車中泊の避難者等についてもその避難状況に応じた支援に努める。

３　方策

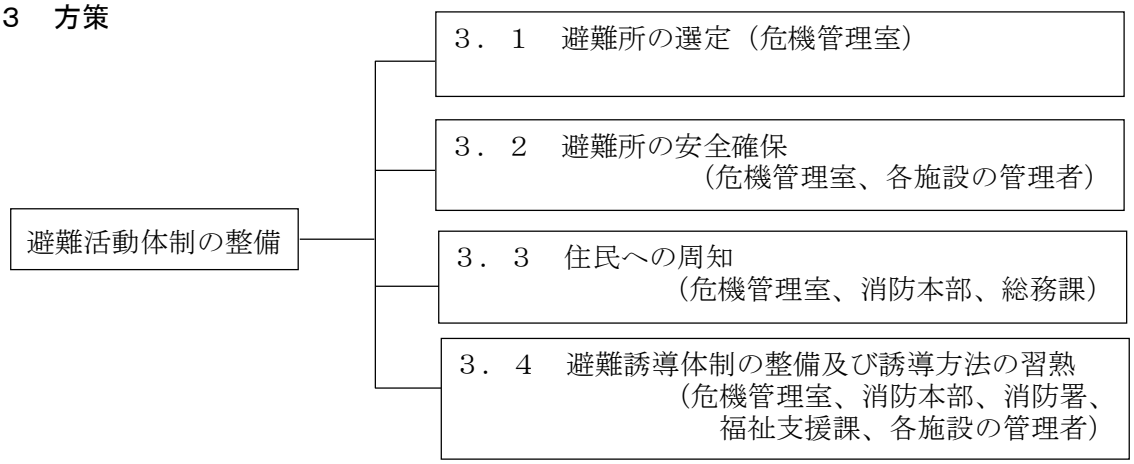

３．１　指定緊急避難場所、指定避難所の指定（危機管理室）

町は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合にその危険から逃がれる避難場所（以下、災害対策基本法に基づき指定するものを「指定緊急避難場所」という。）及び災害に伴って家屋の倒壊、焼失などにより帰宅できなくなった町民等を一時的に滞在させるための施設（以下、災害対策基本法に基づき町が指定するものを「指定避難所」という。）のほか、避難所に収容が困難な要配慮者を受け入れる「福祉避難所」の確保に努める。

【資料 2-1-3-6】　避難場所の名称と基準等

	指定緊急避難場所	指定避難所
基準等	政令に定める安全が確保できる場所又は施設（施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要がある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所を洪水、崖崩れ及び地震等の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。）	想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民等に対して確保を図るため、一定の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。） このうち、避難所において避難生活等が困難となった要配慮者当の避難場所として、「福祉避難所」を指定する。

※火災の延焼拡大等のおそれがあるときに避難する比較的広い場所を広域避難場所として位置づける。

※新規に緊急避難場所等を選定する場合には、上記基準の他、災害時の安全性（避難所や避難所までの経路）を検討の上、選定する。

３．２　避難所の安全確保（危機管理室、各施設の管理者）

(1) 避難所運営に係る避難所運営委員会での協議

避難所における災害発生時の用地や施設の運用については、日常から、避難所運営委員会で協議し、緊急時の円滑な開設、運営ができるよう運営マニュアルを避難所ごとに備え、訓練などを通じて検証し、より実践的な運営マニュアルとなるよう努める。

また、避難所開設時に必要な備蓄物資について、備蓄可能な施設やスペースへ物資を備蓄するとともに運営体制についても整備する。

避難所のペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから平常時から家庭で備えておく事項の普及啓発や避難所での生活スペースから離れた場所でゲージにおいて飼育するなどの注意事項、さらに、飼い主の役割等を運営委員会で検討する。

(2) 有線通信の確保（２．１(6) 参照）

東日本電信電話（株）神奈川事業部との協議により、災害時の避難所（小・中学校体育館等）に災害対策用特設公衆電話の整備が完了しているので、維持管理に努める。

(3) 避難所の安全化

指定済みの避難所についても、避難所としての機能や災害時の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行う。

３．３　住民への周知（危機管理室、消防本部、総務課）

(1) 避難順序の周知

避難場所等への避難についての順序、利用方法について次のとおり住民等への周知に努める。

① 災害により避難の必要が生じたときは、可能な限り指定緊急避難場所等への立退き避難（ただし、屋外避難が危険な場合は、屋内の安全なところへの避難を考慮する。）を行うこととし、自主防災組織が主体となって避難状況を把握する。

② 災害の種別、規模等により、①に危険のおそれがある場合は、速やかに、他の指定緊急避難場所等への避難行動をとる。

③ 指定緊急避難所等での避難生活等が困難となった要配慮者等を把握し、町災害対策本部長の指示により、開設した福祉避難所等へ、移送を行う。

(2) 住民への周知方法

避難場所等の所在地をはじめ、災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報を住民等に周知する。

① 町の広報紙、防災マップ、町ホームページ等

② 案内板等の設置

・誘導標識

・避難所案内図　（外国籍住民・旅行者用も用意）

・避難所表示板　（外国籍住民・旅行者用も用意）

③ 防災訓練

３．４　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟（危機管理室、消防本部、消防署、福祉支援課、各施設の管理者）

(1) 町、警察、消防等における避難誘導体制の確立

避難誘導については、第２部　第２章　第８節　４　避難誘導及び移送（P.194）に従って行うこととするが、実際の役割、方法については、種々の場合を想定した防災訓練等により検証する。

(2) 町民の避難誘導方法の習熟

関係職員をはじめ町民も避難方法、避難所の特色を理解し、災害発生時に混乱をきたさないようにする。また、地域ごとの実情にあった計画づくり及び避難の際の危険箇所の把握（ブロック塀、開水路、落下危険物等）を行い、併せて訓練による検証を行う。さらに、自主防災組織による「災害発生時の避難誘導計画」等を整備する。

(3) 避難行動要支援者に対する対策

避難行動要支援者（障がい者、高齢者等）の避難や誘導等が的確に行えるよう、災害時要援護者避難支援制度等により特に支援を要する者の把握に努めるとともに、本人同意の基作成された名簿等による要支援者情報を自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域支援者と町は共有し、避難支援の全体計画及び個別支援計画等から実態把握を行う。また、制度への登録のない避難行動要支援者についても町は把握に努め、あらかじめ名簿を作成し有事の際、関係団体から情報提供を求められた時は、名簿の提供を行うものとする。

なお、町は個人情報に関する取り扱いについて、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないよう関係者に説明し、安全確保についてもルールづくりや計画など地域全体で話し合い理解してもらうよう努めるものとする。また、避難支援者等の関係者の安全確保対策についても検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿記録事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援等を必要とする事由
⑦　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(5) 帰宅困難者対策

帰宅困難者の発生を抑制するため、町民や企業関係団体に、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を平常時から周知するとともに、「災害用伝言ダイヤル（１７１）」等の安否確認手段についても周知します。また、企業等に従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難にならないような措置を講ずることを要請するとともに、帰宅困難者の誘導体制、情報提供等の対応を検討する。

第９節　救出・救助体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、消防署、総務課、道路課、福祉支援課、各施設の管理者
応急時の実施担当 (P.206参照)	本部事務局（本部班） 重機部（都市施設班、道路班、環境班） 救出部（消防班（消防署、消防団）、自主防災組織） 厚木警察署、自衛隊

１　目的

震災時においては、倒壊家屋の下敷きになった者の救出等、人命救助が何よりも優先されなければならないが、救出を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

２　現状及び目標

２．１　現　状

(1) 一般社団法人愛川町建設業協会加入業者　……　災害対策本部管理

(2) 救出活動等指針図　……　第２部　第２章　第９節【資料 2-2-9-1】P.209

(3) 災害時における機材の出動等に関する協定
……　第４編　第３章　『協定 2-2-9-1』 P.540

２．２　目標

平常時から救出隊を明確化し、かつ救出機器類の整備、使用の熟知を図り、防災訓練等を通じて、救出のための各機関との連携化及び救出能力の向上を図る。

３　方策

救出救助体制の整備

- ３．１　救出・救助体制の整備（消防本部、消防署）
- ３．２　救出・救助用資機材・機器類の整備（消防本部、消防署）
- ３．３　関連機関との連携（消防本部、消防署、道路課、危機管理室）
- ３．４　町民指導の推進（危機管理室、消防本部、消防署、総務課）
- ３．５　要配慮者に対する救護体制の確立（危機管理室、消防本部、消防署、福祉支援課、各施設の管理者）

３．１　救出・救助体制の整備（消防本部、消防署）

救出隊の設置を円滑に行うため、平常時から、救出隊の編成方法等について消防本部、消防署、消防団及び自主防災組織と検討し、種々の場合を想定した、救出隊編成計画を作成する。また、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助・救出事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防団員の指導育成について消防本部と連携して進める。

３．２　救出・救助用資機材・機器類の整備（消防本部、消防署）

多数発生することが予想される救出（救急・救護）事象に迅速・的確に対処するため地域ごとに救出用資機材を整備するとともに、その使用、活用方法についても訓練等により熟知し、あわせて自主防災組織等に指導する。

３．３　関係機関との連携（消防本部、消防署、道路課、危機管理室）

建設資機材を有する町建設業協会等及び町内の各事業所等との一貫性ある救出体制を整備し、３．１で編成する救出隊との連携について、防災訓練等を通じて検証を行う。また、町建設業協会等と災害時の協力に関する協定等の締結が行われていることから、引き続き緊急連絡方法等の確立を行う。（２．１（１）参照）

救出活動において、応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）を要請した場合の活動体制の確保についても、計画及び防災訓練での検証を通じて行う。

３．４　町民指導の推進（危機管理室、消防本部、消防署、総務課）

町民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び救出現場の情報収集方法と連絡方法についての周知を図る。特に、町民に対しては、救出現場を作らないために日常からどのような防災に努めるべきかという意識の普及及び防災措置の指導について努める。（第１部　第４章　第４節　防災知識の普及・啓発（P.135）参照）

３．５　要配慮者に対する救護体制の確立（危機管理室、消防本部、消防署、福祉支援課、各施設の管理者）

要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

（第１部　第４章　第２節　要配慮者対策（P.124）参照）

第10節　交通確保体制の整備

実施担当	道路課、消防本部、危機管理室
応急時の実施担当 (P.230参照)	住民部（住民班） 重機部（道路班、農政班） (一社)愛川町建設業協会、厚木土木事務所

１　目的

震災により町の管理する道路施設が決壊、埋没、その他により交通が途絶した場合、救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するための道路、橋梁等の応急復旧体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 町道整備にあたっては、災害に強い道路づくりをめざし、耐震構造の橋梁整備や擁壁、落石防災柵の整備等の対策強化が必要である。

橋梁においては、阪神・淡路大震災後に策定された新しい耐震基準に基づき、点検・整備を実施し、さらに、道路においても道路事故防止総点検により地震に対する安全性について点検を実施することとされていることから、これらに基づいて計画的な対策を進めなければならない。

(2) 災害時における応急措置についての協定

……第４編　第３章『協定2-2-13-1』P.577

２．２　目標

重要道路（橋梁）について明確化し、必要に応じて整備、補強等を行っていく。

３　方策

交通確保体制の整備
- ３．１　重要道路（橋梁）の明確化（道路課、消防本部、危機管理室）
- ３．２　重要道路（橋梁）の耐災害性の向上（道路課）
- ３．３　緊急啓開・復旧体制の整備（道路課、危機管理室）
- ３．４　車両一次置場の確保（住民課）

※　道路啓開・・道路管理者の責務において障害物などを除いて通行可能にすること。

３．１　重要道路（橋梁）の明確化（道路課、消防本部、危機管理室）

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。また、ヘリコプターによる空輸も考えられるが、離着陸場からは陸上輸送が必要である。このように、緊急に輸送道路を確保することは、災害応急対策を実施するうえで極めて重要である。愛川町では今後、以下の基準に基づき、町内道路における重要道路の明確化を行うとともに、一覧表に表し、災害発生時における緊急啓開・道路復旧の円滑な体制確保に努める。

(1) 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリコプター臨時離着陸場に通じる道路）
(2) 緊急救援物資の輸送上重要な道路（町内の主要県道、物資集積所から避難所への道路）
(3) 広域応援受入れ上必要な道路

この中で、国道や重要道路となる場合は、厚木土木事務所と協議し、災害時の緊急啓開・道路復旧についての円滑な体制確保に努める。

３．２　重要道路（橋梁）の耐災害性の向上（道路課）

重要道路（橋梁）については、定期診断を実施し、危険箇所については、改築や補強、架け替え等を行い、災害に強い道路施設を確保する。

３．３　緊急啓開・復旧体制の整備（道路課、危機管理室）

土木建設資機材等を有する関係業者等との間で、応援協定を締結するとともに災害時の緊急啓開・復旧区間の役割分担等について定める。応援協定については、第１部　第３章第９節　救出・救助体制の整備と同一応援協定で対応する。

３．４　車両一次置場の確保（住民課）

災害時一般車両が、緊急救援物資等搬送車両の妨げになることが予測されるので、あらかじめ車両の一次置場を定め誘導し、町内主要県道の交通流動の確保に努める。

第11節　輸送体制の整備

実施担当	危機管理室
応急時の実施担当 (P.235参照)	重機部（農政班、農業委員会事務局班） (一社)神奈川県トラック協会

１　目的

災害が発生した場合に、被災者、必要な人員、物資を緊急に輸送するための車両の手配から始まる一連の輸送体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 緊急通行車両の届出済の町保有車両
…… 第２部　第２章　第14節【資料 2-2-14-1】P.238

(2) 町内車両用燃料業者 …… 第２部　第２章　第14節【資料 2-2-14-3】P.244

(3) 災害時における物資輸送等に関する協定
…… 第４編　第３章『協定 2-2-14-1』P.586

２．２　目標

緊急輸送体制を確保するために、町保有の車両について実施する災害応急対策に応じた配車計画を策定し、応急対策に従事する車両については、事前届出し、「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

３　方策

緊急輸送体制の整備
- ３．１　緊急通行車両の事前届出（危機管理室）
- ３．２　民間による車両の確保計画（危機管理室）

３．１　緊急通行車両の事前届出（危機管理室）

災害発生時に、町保有の車両を緊急通行車両として活動させるためには、平常時に事前届出を行うことが必要である。事前届出の申請は、緊急通行に係わる業務の実施責任者（町長）が、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（神奈川県警本部）に提出しなければならない。これにより、事前届出に係わる届出済証〔緊急通行（輸送）車両事前届出済証〕の交付を応急対策活動で使用する町保有の車両のすべてに受ける。

（『様式 1-11-1』　緊急通行車両事前届出書及び済証（P.465）参照）

また、廃車等により該当しなくなった時は、すみやかに届出済証を返還する。緊急通行車両に該当する車両は次のとおりである。

(1) 災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

３．２　民間による車両の確保計画（危機管理室）

愛川町は、災害時における自動車輸送の協力に関する協定に基づき、（一社）神奈川県トラック協会から車両を確保若しくは、バス会社、土木建設業者からの確保を行うが、平常時に必要とされる車両を把握しておくことが、災害発生時の迅速な車両の確保につながる。

このため、車両が必要になる活動について、各担当課が検討を行い、配車管理計画を作成し、危機管理室に提出する。

危機管理室は、この計画に対する配車計画を作成し、出来る限り協定の締結を進めるとともに、ガソリン等の燃料に関する協定も同時に行う。この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

第12節　給水体制の整備

実施担当	水道事業所、危機管理室
応急時の実施担当 （P. 270参照）	住民部（水道事業班）、重機部（農政班、農業委員会事務局班）

１　目的

震災時は広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備（給水施設）及び災害時の応急給水体制について整備しておく必要がある。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 配水池一覧表(県)
……　第２部　第２章　第19節【資料 2-2-19-2】P.274

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表
……　第２部　第２章　第19節【資料 2-2-19-3】P.275

(3) 鋼板プール設置場所　……　第２部　第２章　第19節【資料 2-2-19-4】P.275

(4) 給水用資機材一覧表　……　第２部　第２章　第19節【資料 2-2-19-5】P.276

(5) 町内井戸利用協力者一覧表　……　災害対策本部管理

(6) 災害時井戸水提供に関する協定
……　第４編　第３章『協定 2-2-19-1』P.619

(7) 災害時における上水道施設の応急措置についての協定
……　第４編　第３章『協定 2-3-12-1』P.656

(8) 緊急時確保水量一覧表　……　【資料 2-1-3-8】 P.99

２．２　目標

災害時には、具体的な給水量は、災害の規模、場所等によりその都度本部長が指示することになるが、概ね以下の量が目標となる。この目標を達成するための体制を整備する。

① 飲料水のみとした場合（震災後３日間）
　１人１日３ℓ 、　給水人口約40,500人
　３ℓ ×40,500人×３日分＝364.5㎥
② 飲料水＋最低限の生活用水として利用する場合（４日目以降７日まで）
　１人１日20ℓ 、　給水人口約40,500人
　20ℓ ×40,500人×４日分＝3,240㎥
　（最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度をいう。）

３　方策

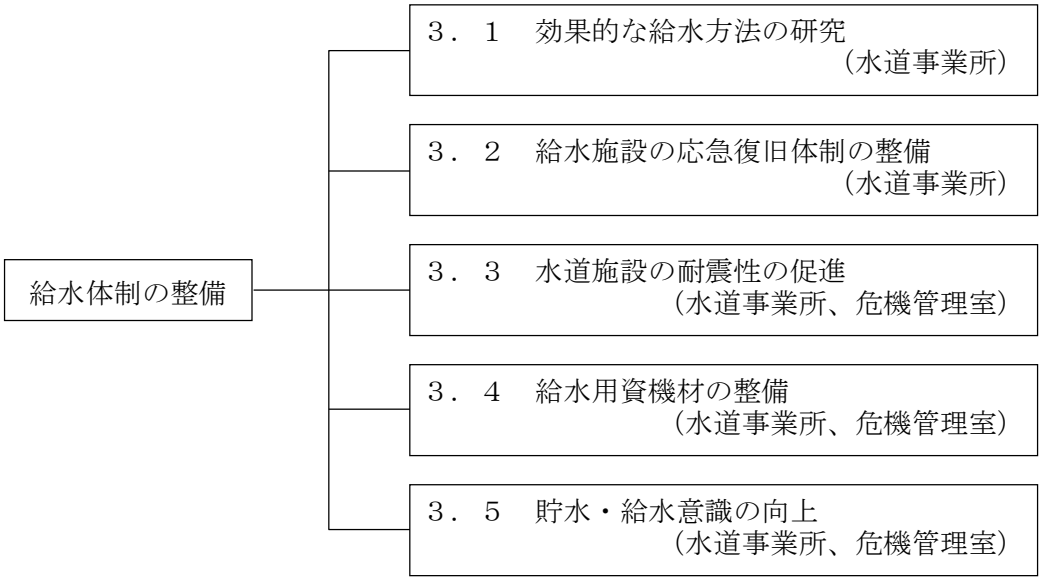

３．１　効果的な給水方法の研究（水道事業所）

水は住民生活に一時も欠かすことができないため、災害後の早い段階から水需要が増大する。この需要に適切に対応するためには、多くの人力・車両を必要とする運搬給水方式のみでは効率が悪いため、給水所に仮設共用栓を設ける等の方法についても研究しておく。

３．２　給水施設の応急復旧体制の整備（水道事業所）

取水、送水、配給水施設をすみやかに復旧して飲料水の確保をはかるために復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。また、重要度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておく。

３．３　水道施設の耐震性の促進（水道事業所、危機管理室）

あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について、調査し、一覧表にして表すものとする。また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。（２．１(8)参照）
以下の項目について、今後整備を行う。

(1) 緊急遮断弁の設置（水道事業所）
(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置（危機管理室）

３．４　給水用資機材の整備（水道事業所、危機管理室）

必要なトラック、給水タンク、運搬車、給配水連絡管等及び給水容器類を準備しておくとともに、容器の借上及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。（２．１(4)参照）

３．５　貯水・給水意識の向上（水道事業所、危機管理室）

町民及び自主防災組織、企業等に対して、災害に備えて最低３日分（推奨７日分）の飲料水の備蓄及び災害時に緊急給水の必要が生じた際の給水の方法について、広報紙による広報や訓練時の指導を行い、貯水・給水意識の向上を図る。

【資料 2-1-3-8】　緊急時確保水量一覧表

名　　称	貢	緊急時確保水量
配水池（14箇所） 緊急遮断弁設置配水池（6箇所）	第２部　第２章　第19節 【資料 2-2-19-2】（P.274）参照	町水 10,090㎥ 県水 11,500㎥
飲料水兼用耐震性貯水槽（5箇所）	第２部　第２章　第19節 【資料 2-2-19-3】（P.275）参照	200㎥
鋼板プール（12箇所）	第２部　第２章　第19節 【資料 2-2-19-4】（P.275）参照	3,773㎥
合　計（その他、災害時給水協力所79箇所、水路等あり）		25,563㎥

第13節　食料供給体制の整備

実施担当	危機管理室、子育て支援課、教育委員会教育総務課、スポーツ・文化振興課
応急時の実施担当 （P.277参照）	住民部（住民班、商工観光班、子育て支援班、国保年金班） 重機部（農政班、農業委員会事務局班）

１　目的

災害により日常の食事に支障を生じた者などに対する食料の供給を迅速に行うため、炊き出しその他による食料供給体制を整備するため、連携した応援体制構築による協定締結に努める。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 町が備蓄する食料　……　第２部　第２章　第20節【資料 2-2-20-1】P.280
(2) 災害時における食料等の物資調達に関する協定書・締結状況一覧表
……　第２部　第２章　第20節【資料 2-2-20-2】P.280
(3) 災害時における野菜等供給に関する協定書……　第４編　第３章
『協定 2-2-20-1』P.620
(4) 食糧等の物資調達に関する協定書……　第４編　第３章
『協定 2-2-20-2』P.624
(5) 災害時における食糧等の物資調達に関する協定書…　第４編　第３章
『協定 2-2-20-3』P.628

２．２　目標

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を平常時から、１日分の備蓄及び２日目以降の調達のための関係業者との調達協定締結等の方法で整備しておく。備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成するとともに、適切な町の備蓄を確保する。

３　方策

食料供給体制の整備
- ３．１　給食用施設・資機材の整備（危機管理室、子育て支援課、教育委員会教育総務課、スポーツ・文化振興課）
- ３．２　食料の備蓄（危機管理室）
- ３．３　災害時民間協力体制の整備（危機管理室）

３．１　給食用施設・資機材の整備（危機管理室、子育て支援課、教育委員会教育総務課スポーツ・文化振興課）

町立保育園、小学校には給食用施設・資機材が配備されているので、極力活用し、その他整備されていない施設では、移動炊飯器等の給食用資機材を整備・推進する。

小・中学校などの避難所における資機材の備蓄は、余裕教室等で行うこととする。

３．２　食料の備蓄（危機管理室）

事前に１日分の物資を備蓄しておき、２日目以降については、民間業者からすみやかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。なおかつ、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。食料の備蓄に関して、第２部　第２章第20節の３（P.278）の品目について考慮し、災害時即対応できるよう各自主防災倉庫等に事前に備蓄を行う。また、備蓄量についての計画を今後定めていく。

必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

> 被災想定人口約4,000人、（注）に対し、生命を守るための食料について次のとおりとする。
>
> 愛川町が手当てする総目標は12,000食（≒4,000人分×１日３食×１日分）とし、直接備蓄数は12,000食とする。それ以外の分については協定等による調達で対処する。
>
> 乳児への粉ミルクについては、１日分は愛川町が備蓄し、それ以降の分は民間業者からの調達を予定する。
>
> （注）大正型関東地震（平成27年3月神奈川県地震被害想定調査報告書）から見る建物被害（全・半壊1,930棟）を考慮

３．３　災害時民間協力体制の整備（危機管理室）

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって、質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える。

(1) 企業等との協定の締結による連携した応援体制の整備に努める。特に、スーパーやコンビニ、消費生活協同組合（生協）といった広域調達能力を有する業者との協定の締結を行う。（２．１参照）

(2) 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。

(3) 災害発生時の食料等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

　また、家庭内備蓄として、最低３日分（推奨７日分）の飲料水や食料、非常持ち出し品の確保を行うよう町民の指導に努める。

さらに、災害時の炊飯体制についても関係機関（地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等）との協力体制を整え、毎年、文書や訓練により、各団体の役割を確認しておくものとする。

第14節　生活必需品供給体制の整備

実施担当	危機管理室、福祉支援課、商工観光課
応急時の実施担当 (P.281参照)	住民部（商工観光班、教育委員会教育総務班、生涯学習班、 スポーツ・文化振興班）

１　目的

災害により生活上必要な被服寝具、その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与又は貸与する体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 災害時における物資供給に関する協定書
…… 第４編　第３章『協定 2-2-21-1』P.632

(2) 生活必需物資の調達に関する協定書
…… 第４編　第３章『協定 2-2-21-2』P.637

(3) 応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書
…… 第４編　第３章『協定 2-2-21-3』P.640

(4) 災害時における食料等の物資調達に関する協定
…… 第４編　第３章『協定 2-2-21-4』P.643

(5) 地域活性化包括連携協定書
…… 第４編　第３章『協定 2-2-21-5』P.645

２．２　目標

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。生活必需物資の確保必要量の把握とこれに対する調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成する。

３　方策

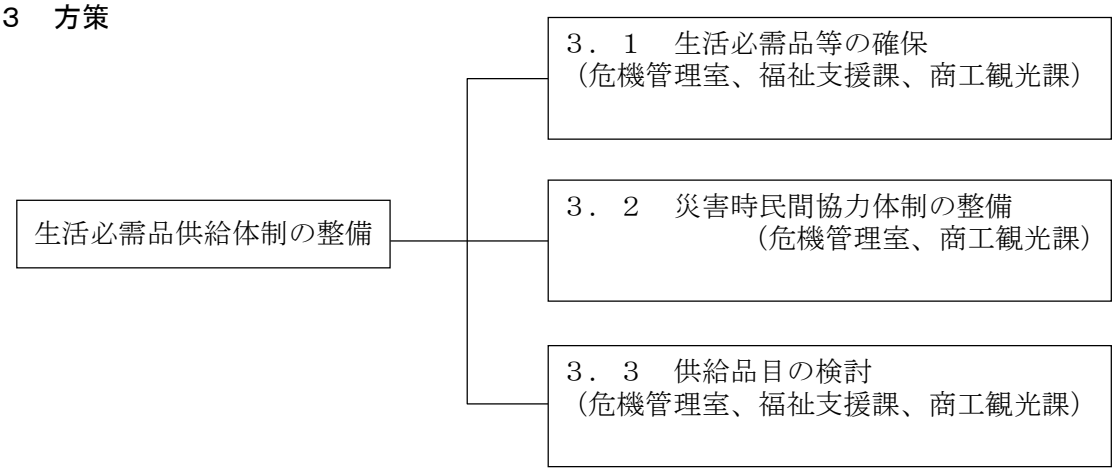

３．１　生活必需品等の確保（危機管理室、福祉支援課、商工観光課）

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者からすみやかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

協定業者にお願いする生活必需品に関しては、第２部　第２章　第21節の３（P.282）の品目について考慮し、量についての計画を今後定めていく。必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

> 被災想定人口約4,000人（注）に対し、次のとおりとする。
> (1) 毛　布（公的備蓄）
> 被災想定人口約4,000人分の毛布を手当てすることを総目標とする。
> (2) 生活必需品等
> 避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について被災想定人口約4,000人分を目標とする。
> （注）大正型関東地震（平成27年3月神奈川県地震被害想定調査報告書）から見る建物被害（全・半壊1,930棟）を考慮

３．２　災害時民間協力体制の整備（危機管理室、商工観光課）

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える。

(1) 企業等との協定締結による連携した応援体制の整備に努める。特に、スーパーやコンビニ、生協といった広域調達能力を有する業者との締結を行う。（２．１参照）
(2) 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
(3) 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

３．３　供給品目の検討（危機管理室、福祉支援課、商工観光課）

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。従って、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討していく。

第15節　医療救護体制の整備

実施担当	健康推進課、危機管理室、消防本部、住民課
応急時の実施担当 (P.210,220参照)	住民部（健康推進班、高齢介護班、福祉支援班、 子育て支援班、国保年金班） 救出部（消防班（消防署）） (一社)厚木医師会、(一社)厚木歯科医師会

１　目的

地震発生時には、家屋倒壊等による重傷者やその他多数の医療活動を必要とする住民の発生が予想される。

これらの住民に対し、応急医療又は助産を迅速かつ適切に行うための体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 愛川町内医療機関一覧表　…　第２部　第２章　第10節【資料 2-2-10-1】P.215
(2) 災害医療拠点病院　……　第２部　第２章　第10節【資料 2-2-10-2】P.216
(3) 愛川町医薬品取扱業者一覧表
……　第２部　第２章　第10節【資料 2-2-10-3】P.219

２．２　目標

災害発生時における、町内各医療機関の被害状況、受入れ可否の確認及び町外の医療機関の被害状況、受入れ可能病院情報の収集について、収集方法、連絡手段、連絡網の確立を行う。（計画書の作成）特に、時間外の対応について明確にする。広域応援医療体制について、必要とされる医療項目、要請先、受入れ体制についての計画を作成する。

３　方策

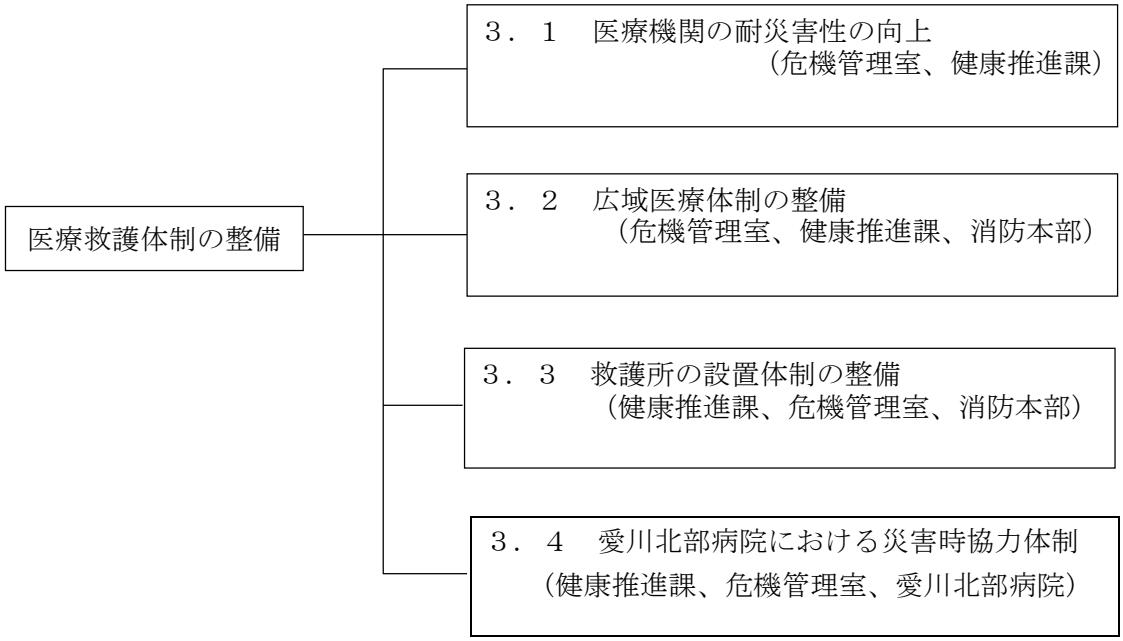

３．１　医療機関の耐災害性の向上（危機管理室、健康推進課）

初動期の応急医療基本方針は、現在、直接医療機関への搬送を主とする計画であるため、医療機関の耐災害性を高めることが必要であることを町医療機関へ普及することに努める。各病院に備蓄してある医薬品及び衛生材料の品目、量について日常より検討を行い、不足が予測される場合は可能な限り対応する。それでも不足した場合は、町内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達することになるが、その活動を円滑に行うために協力関係を構築する。

また、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう、受水槽、高架水槽、院内配管の耐震化や移動式小型発電機の配備などを検討し、ライフライン系統の不測の事態に備え水及び電力等の確保に努める。

３．２　広域医療体制の整備（危機管理室、健康推進課、消防本部）

災害の規模及び患者の発生状況によっては県をはじめ自衛隊等に広域応援を要請する事態が想定されるため、この要請方法や受入れ体制についての整備を行う。また、重傷者及び多数の傷病者の発生、町内病院の被害等の発生により、後方医療施設へ搬送し治療を行う必要が生じる。

このため、日常より次のことについて検討及び把握を行う。

(1) 災害発生時（勤務時間内、時間外を問わず）における、町内医療機関の被害把握方法
(2) 医療施設を備えた基幹病院の場所、医療可能な後方医療施設の把握方法、手段
(3) 医療情報の提供の方法や負傷者搬送体制
(4) 日常、町民の利用頻度の高い医療機関（町内及び町外）
(5) 神奈川県医療救護計画の熟知

３．３　救護所の設置体制の整備（健康推進課、危機管理室、消防本部）

初動期において、被災状況等を勘案し、かつ適時、適切な場所に医療救護所を設置する体制を整備する。救護期の避難所等については、健康診断や保健相談、栄養相談等を行うための医療救護所を設置する必要がある。このため、平常時から救護所の設置場所や設置に関する資機材についての計画を定め、エアーテント等の整備を進める。また、避難所単位に災害用救急箱を配置することについて検討を行う。

この他、災害時医療救護所では、傷病者等のトリアージや応急的な医療が必要なため、医療従事者等を確保するため県や(一社)厚木医師会等との連携体制の整備を図るほか、医療救護活動に必要な医薬品、医療器材等を備蓄するとともに、関係機関から調達する体制についても整備を行う。

３．４　愛川北部病院における災害時協力体制の整備（健康推進課、危機管理室、愛川北部病院）

医療法人社団福寿会と締結した協定書に基づき、愛川北部病院を災害時支援病院として、重症・重篤な傷病者の受け入れ等、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う。

このため、平常時から災害の発生に備え、医師等スタッフの訓練を行い有事に備える。

４　広域火葬体制の強化（住民課）

県は、県内の火葬場設置市町村等間における相互火葬応援体制の確立を支援し、さらに、近隣都県との広域的な相互火葬応援体制の確立を図る。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、遺体保存、遺体搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援する。

町は、神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、関係機関と事前に協議し、棺の調達、遺体の搬送、安置、火葬、埋葬等について体制を整える。

第16節　防疫・保健衛生体制の整備

実施担当	健康推進課、高齢介護課、福祉支援課、子育て支援課、国保年金課
応急時の実施担当（P.299参照）	住民部（健康推進班、高齢介護班、福祉支援班、子育て支援班、国保年金班）

１　目的

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 第２種感染症指定医療機関　…　第２部　第３章　第４節【資料 2-3-4-1】P.300

２．２　目標

防疫・保健衛生活動は、愛川町単独での活動は困難なため、厚木保健福祉事務所や県との連携についての体制を整える。消毒班の編成についての計画を作成するとともに、防疫器具、薬品の調達及び備蓄計画を作成する。

３　方策

防疫・保健衛生体制の整備
- ３．１　防疫班等の整備（健康推進課、高齢介護課、福祉支援課 子育て支援課、国保年金課）
- ３．２　防疫用薬剤及び器具の備蓄（健康推進課、高齢介護課、福祉支援課 子育て支援課、国保年金課）

３．１　防疫班等の整備（健康推進課、高齢介護課、福祉支援課、子育て支援課、国保年金課）

消毒担当班及び検病調査班についての編成を円滑に進めるため平常時から厚木保健福祉事務所と協議し、体制を確保するとともに、消毒場所が広範囲に渡ることを想定し、専門業者への業務委託により、速やかな対応を図る。また同時に、衛生活動、保健活動についての体制づくりについても協議を行い、体制を確保しておく。

さらに、防災訓練等により、活動の実施訓練を行う。

３．２　防疫用薬剤及び器具の備蓄（健康推進課、高齢介護課、福祉支援課、子育て支援課、国保年金課）

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から備蓄等の確保に努めるとともに調達計画を作成する。

第17節　ごみ及びし尿収集処理体制の整備

実施担当	環境課、下水道課
応急時の実施担当 (P.302参照)	重機部（環境班、下水道班）

１　目的

災害により、排出され又は処理量の増加した生活ごみやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) ごみ処理施設 …… 第２部　第３章　第５節【資料 2-3-5-1】P.303
(2) し尿処理施設 …… 第２部　第３章　第５章【資料 2-3-5-2】P.304
(3) 災害時における簡易トイレ等の調達に関する協定書
…… 第４編　第３章　『協定 2-3-5-1】P.648

２．２　目標

災害発生時に対応できるごみ及びし尿処理能力、清掃体制を把握するとともに、町で対応することが困難な場合の処理方法、貯留式仮設トイレの調達方法について、計画を整備する。

３　方策

ごみ及びし尿収集処理体制の整備
- ３．１　生活ごみ収集処理体制の整備（環境課）
- ３．２　し尿収集処理体制の整備（下水道課、環境課）

３．１　生活ごみ収集処理体制の整備（環境課）

平常時から生活ごみ処理能力についての把握を行うとともに、発災時に被害を受けた場合や処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。また、処理施設が被害を受けた場合や処理能力を越えた場合についても、仮置場を確保し一時仮置きする対応計画を作成しておく。

災害時における収集場所の変更や避難所における収集の対応方法について計画をあらかじめ作成する。町民に対しては、災害時のごみの処理方法について平常時から指導を行う。

３．２　し尿収集処理体制の整備（下水道課、環境課）

(1) 貯留式仮設トイレの整備

発災時に下水道処理区域内及び避難所等、し尿の処理ができない地域に対処するため、貯留式仮設トイレを小・中学校等避難所に整備するとともに、トイレリース業者の借り上げについても、協定を締結し、対応する。

(2) し尿処理体制の整備

平常時から、し尿処理能力についての把握を行うとともに、発災時に被害を受けた場合や処理量が増大した場合の対応計画を作成する。また、処理場が被害を受けた場合や処理能力を越えた場合についても対応計画を作成する。避難所等に設置された仮設トイレにおける収集処理の対応方法について計画をあらかじめ作成する。

(3) 下水処理施設の整備

下水道管きょ等の耐震性を診断し、補強等を行うとともに今後、整備を行う地域についても、耐震性を考慮した整備を行う。

第18節　災害廃棄物等の処理体制の整備

実施担当	環境課、道路課
応急時の実施担当 (P.305参照)	重機部（環境班、道路班）

１　目的

災害により排出された又は処理量の増加した災害廃棄物を迅速確実に収集し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

２　目標

環境に配慮し、かつ迅速な災害廃棄物等の処理を進めるため、「愛川町災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場や最終処理適地をはじめ、中間処理能力と人材等の確保策のほか、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステム等の確立に向け、関係機関との調整を行うとともに処理体制を整備する。

３　方策

災害廃棄物等の処理体制の整備
- ３．１　災害廃棄物の処理体制の整備（環境課、道路課）
- ３．２　災害廃棄物等の仮置場の整備（環境課、道路課）

３．１　災害廃棄物の処理体制の整備（環境課、道路課）

災害廃棄物の応援を求める、町内の土木建設業者については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結など体制を整えることに努める。また、町内の業者で対応ができない場合も想定して、広域の応援体制についての計画も作成する。最終処分場については、県や周辺市町村を含め、災害時の対応計画を作成する。

３．２　災害廃棄物等の仮置場の整備（環境課、道路課）

災害発生時においては、最終処分場の確保が困難になることが予想されるため、町内に仮置場を設置する必要性が生じる。このため、平常時から仮置き可能な空地等を確保する。

さらに、災害時を予測した、災害廃棄物及び生活ごみの処理に伴う仮置場の管理、運用計画を作成する。

第19節　労務供給・広域応援体制の整備

実施担当	危機管理室、総務課、消防本部、福祉支援課、社会福祉協議会
応急時の実施担当 (P.251､296参照)	本部事務局（本部班、総務班の一部） 住民部（福祉支援班)、社会福祉協議会事務局班

１　目的

災害応急対策の実施にあたり、被害の規模に応じて、迅速・確実に地方公共団体等の応援を要請し、人的、物的資源を確保するとともに、応援を円滑に受け入れ効果的に展開ができるよう、平時から応援、受援体制を整備し、活動体制を強化する。

また、他の地方公共団体区域内に災害が発生し応援が必要な場合の派遣体制も整備しておく。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 消防相互応援協定　……　第４編　第１章『協定 2-2-17-6』P.611

(2) 愛川町と清川村との消防相互応援協定書
……　第４編　第１章『協定 2-2-17-7』P.614

(3) 県央地域市長村災害相互応援等に関する協定
……　第４編　第１章『協定 2-2-17-3』P.603

(4) 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
……　第４編　第１章『協定 2-2-17-4』P.605

２．２　目標

災害応急対策計画に示された各種関係機関等と関係課との間で、平常時から連携を密にして、協力体制を整備するとともに、各課は、応急対策活動を分析し、マンパワー等が不足することが予想される活動内容やその対処方法等を検討しておく。

これを受け、県等との応援、受援に係る計画、マニュアル等を作成し、迅速・確実に応急対策が実施できるよう体制の整備に努めるとともにボランティアとも連携を図り、応援体制を整備する。

２．３　応援機関の受入体制

応援部隊等を円滑に受け入れるため、受入施設及び機材、器具等の整備をするほか、広域応援部隊と情報共有する手段、応急活動用備蓄資機材の適切な配分方法など効率的な応急対策が実施できるよう体制の整備に努める。

２．４　応援の要請、受援窓口

町は、大規模な災害が発生し、応援の要請及び受け入れが必要な場合、災害対策本部の本部事務局(本部班、総務班)が応援、受援の調整窓口となり、各応急対策班等から要請内容等を一元化して、迅速・的確な応援、受援の運用を図る。

２．５　応援派遣等

町は、他の地方公共団体等で大規模な災害により甚大な被害が発生し、応援の要請等があった場合には、可能な限り人的派遣、物的支援等を行うこととし、窓口は本部事務局(本部班、総務班)又は関係課が担当する。

３　方策

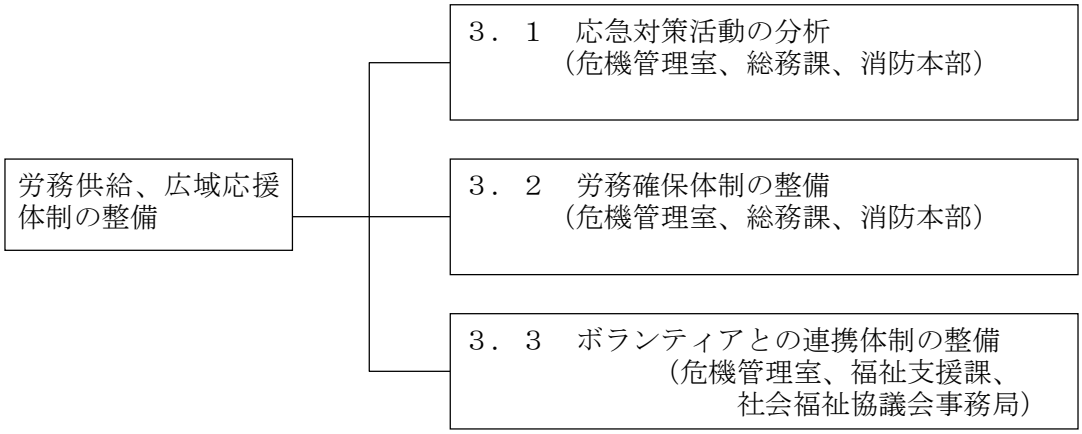

３．１　応急対策活動の分析（危機管理室、総務課、消防本部）

応急対策活動について、各課は平常時から熟知し、参集率の低下や被害の拡大が生じた場合等を想定した活動体制について検証、分析する。

その上で、支障をきたす恐れのある活動についての対策を県の職員に求めるのか、他市町村や関係機関、団体に求めるのか若しくは、ボランティアに求めるのか種々検討する。

その結果について、各課で整理し、総務課に提出する。

３．２　労務確保体制の整備（危機管理室、総務課、消防本部）

県への要請手段及び広域応援要請手段について整理し、災害発生時に迅速に行うため要請手段マニュアルとして受援計画を作成する。

また、上記３．１によって各課から提出された計画書について、事前に対処可能なものについては、協定を締結し、又は、要請手段を確保する等体制を整える。

３．３　ボランティアとの連携体制の整備（危機管理室、福祉支援課、社会福祉協議会事務局）

防災活動上有用な、特殊な技能を有した者（例：建物の応急危険度判定士、医療従事経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、コンピューター関係等）で災害時の協力を得られる者については、災害ボランティアとして登録しておくか、県で登

録したものがある時は、「かながわ県民活動サポートセンター」と要請方法について事前確認を行い、円滑な要請ができる体制を整える。

また、ボランティアの連携については、以下のことについても整備を行う。

(1) 受入窓口の整備（担当：社会福祉協議会事務局）

(2) 活動内容等を指針としたボランティアセンター運営マニュアルの整備
（担当：社会福祉協議会事務局）

(3) 宿泊場所の情報収集と提供

(4) ボランティア保険への加入調整

(5) 活動にともなう材料費等の負担についての検討（平常時から県との協議を行う）

(6) 災害情報、地域生活情報等ボランティア活動に必要な情報の提供

(7) ボランティアセンター運営マニュアルに基づく運営活動資機材の調達
（※ボランティア活動の運営支援強化）

第20節　町所管施設の災害対応力の強化

実施担当	総務課、管財契約課、関係各課

１　目的

町の所管する施設が災害時に被害を受けると、住民生活への影響が極めて大きく避難、救護、救援、復旧対策の円滑な進捗をも左右することになる。
そのため、町所管施設の管理者は、日頃から危険箇所の把握と補強を実施し、災害に強い施設づくりを進める。

２　現状及び目標

２．１　現状

第１部　第２章　第５節「建築物及びライフライン施設の耐震化」３．１　①（P.67）を参照。

２．２　目標

町の所管する施設についての耐震診断及び耐災害性の点検を行い、補強及び改築計画を作成する。

３　方策

町所管施設の災害対応力の強化
- ３．１　町所管施設の防災体制の整備（総務課、関係各課）
- ３．２　耐災害性の点検・確保（管財契約課、関係各課）

３．１　町所管施設の防災体制の整備（総務課、関係各課）

町所管施設は他の事業所と異なり、災害時において、

(1) 来庁者、施設利用者を守る。

(2) 建物及び活動職員を確保する。

(3) 災害活動拠点として活動し町民を守る。

という３つの使命を帯びている。

個々の施設の実情に応じ、次の基本的事項に留意してその体制を確立する。

(1) 防災計画及び業務継続計画の作成

震災等の災害を対象に「利用者の安全」を第一に、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を考えた計画を作成する。

(2) 体制の整備

職員は、非常時における役割及び行動がとれるよう訓練や研修を通して、必要な知識の習得、防災行動力の向上に努める。そのため、次の事項を考慮し、施設内容にあった対応マニュアル等を作成する。

① 必要な人員や資機材の継続的な確保と自衛防災組織づくり

② 利用者・職員に対する防災教育

③ 防災訓練

３．２　耐災害性の点検・確保（管財契約課、関係各課）

地形・地盤の立地条件及び建物構造・階高・建築後経過年数等から、震災時に建物自体及び内部の備品（無線関係、ロッカー、書棚、重要データ蓄積パソコン）等について安全が確保されているかを耐震診断により点検し、必要により補強、改築等耐災害性対策を講ずる。（２．１参照）

第21節　災害警備の整備

実施担当	危機管理室、住民課、道路課
応急時の実施担当 (P.224参照)	住民部（住民班)、救出部（消防班（消防署)、厚木警察署

１　目的

大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察と連携し、総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、適格な災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 警察機関一覧表　……　第２部　第２章　第１２節【資料2-2-12-1】P.225
(2) 町内関連国道・県道一覧表　…　第２部　第２章　第１３節【資料2-2-13-3】P.234

２．２　目標

平常時から厚木警察署と有事の際の混乱の防止や緊急輸送路の交通規制等について密接な連携をとる。

３　方策

災害警備の整備
- ３．１　災害時の対応と任務
- ３．２　資機材の整備・拡充
- ３．３　警備体制の充実
- ３．４　緊急輸送路の確保
- ３．５　輸送路情報伝達方法の拡充
- ３．６　大型ヘリコプター離着陸場所の整備
- ３．７　復旧資機材の備蓄と整備

３．１　災害時の対応と任務

県警察は、大地震の発生に際して早期に警備体制を確立し、総合力を発揮して人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、住民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図り、住民の社会生活の安定に努める。また、自主防犯組織等のボランティア団体との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

３．２　資機材の整備・拡充

県警察は、災害発生時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備・拡充を図る。

３．３　警備体制の充実

県警察は、地震災害時における犯罪、事故等を防止し、社会秩序の維持を図るため、警備体制の充実に努める。

３．４　緊急輸送路の確保

災害時の応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うために幹線道路の確保が必要となる。

県警察では救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路を緊急交通路としてあらかじめ選定し、大震災発生時及び警戒宣言発令時には、被災状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法第76条及び大規模地震対策特別措置法第24条に基づく交通規制を行ない緊急通行（輸送）車両の円滑な交通の確保に努める。このため、指定された緊急交通路では緊急通行（輸送）車両以外の車両は、通行禁止及び制限等の交通規制を受けることになる。

県では、復旧活動等における緊急輸送の拡大に対応するため、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域防災活動拠点、町災害対策本部等との連携を考慮し、緊急輸送路を事前に指定し、他の路線に優先して橋りょうの耐震補強を進めている。

町では、県の指定路線を補完するために、路線の多重性や代替性を考慮しながら、緊急輸送路の指定に努める。　　【資料2-2-13-3】　町内関連国道・県道一覧表(P.234)

３．５　輸送路情報伝達方法の拡充

地震による被害が発生し、又は発生しようとしている場合において、緊急交通路等を迅速に確保するためには、広域的な交通規制を迅速に行うほか、運転者に対する交通情報の提供を的確に行うことが必要となる。

県警察は、的確な交通情報の提供、迅速な交通規制などにより、災害時等において緊急交通路の確保に努める。

このため、県警察では、道路管理者等関係機関・団体との連携を密にする等道路状況の

正確な把握に努めるともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、交通監視カメラ、移動式の交通情報表示システム（サインカー）等を導入し、また、災害時の信号機、交通情報板等の機能を確保するために、自動式発電機の設置を進める。

３．６　大型ヘリコプター離着陸場所の整備

町が独自に準備している臨時離着陸場は、以下のとおりである。

町は集落の孤立化対策等のため、引き続き大型ヘリコプターの離着陸可能なオープンスペースの確保に努める。

＜町指定ヘリコプター臨時離着陸場＞

名　　称	所　在　地	面　　積
県立愛川ふれあいの村	愛川町半原3390	25,000㎡
町消防訓練場	愛川町角田字箕輪中津川河川敷	7,750㎡

３．７　復旧資機材の備蓄と整備

大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想される。このため、緊急交通路の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要となる。

町は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材の整備に努める。

第４章　災害に強い人づくりに関する対策

第１節　　自主防災体制の整備

実施担当	危機管理室、消防本部、総務課

１　目的

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の充実、強化が必要である。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、町は地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

２　現状及び目標

２．１　現状

愛川町には、２１行政区にそれぞれ自主防災組織が編成されている。

２．２　目標

「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という意識を町民が持ち、平常時から、自主防災組織の活動内容の熟知及び資機材の整備を図り、定期的な防災訓練では、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

このことにより、災害に対し自分たちが出来ることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を町と町民が連携し構築する。

３　方策

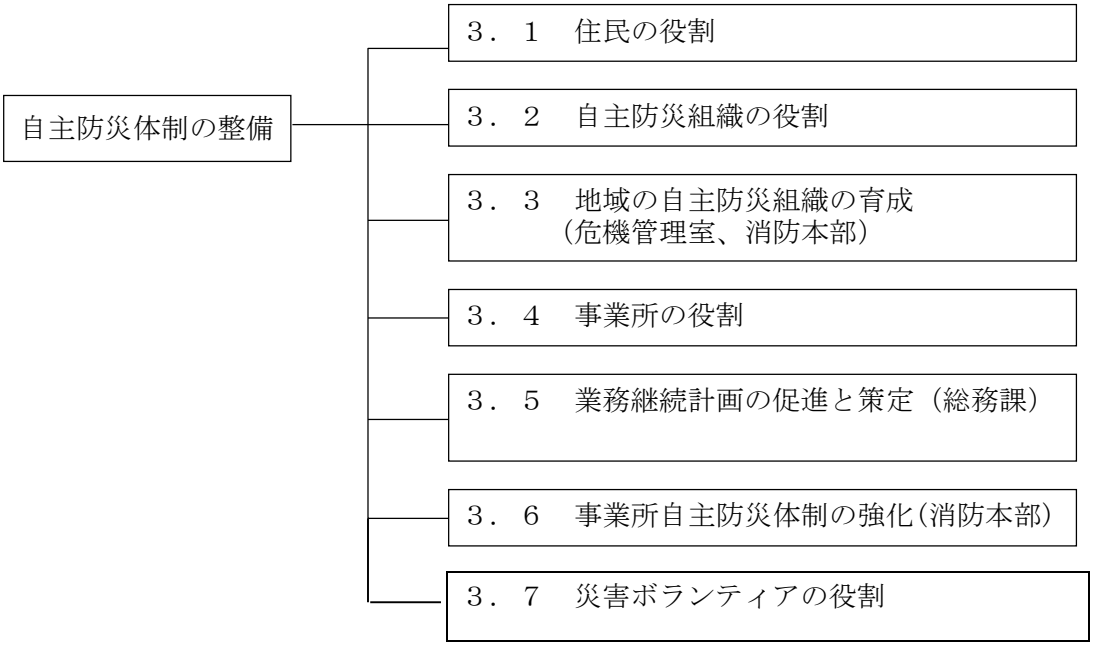

３．１　住民の役割

(1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低３日分(推奨7日分)の食料・飲料水等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、町民自らが防災対策を行う。

(2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努める。

(3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努める。

(4) 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努める。

(5) 自助・共助に自発的な防災活動を促進し、地域防災力を高めるため、地域の居住者等から提案があった場合等に、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

３．２　自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うため、下記の活動について把握すること。

(1) 平常時の活動

① 情報の収集及び伝達体制の確立

② 防災知識の普及及び防災訓練の実施

③　出火防止のため、火気使用設備器具等の点検
④　防災用資器材の備蓄及び管理
⑤　救助、救護及び避難誘導体制の確立
⑥　防災の日や防災週間などの機会を捉え、地域ぐるみで防災点検運動に努める。

(2) 災害発生時の活動
①　大地震等による被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
②　火災発生時における初期消火活動
③　避難勧告・指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
④　災害時要援護者の保護、安全確保及び生活支援
⑤　避難所の運営

３．３　地域の自主防災組織の育成（危機管理室、消防本部）

自主防災組織の育成については、次のとおりである。

(1) 組織活動の促進

町は、消防団や防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに愛川町自主防災組織活動基本計画（活動マニュアル）に基づき活動の促進を図る。

(2) 自主防災組織への助成

自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を促進するため、町は必要な助成を行う。

(3) 地域防災リーダーの育成

地域の防災リーダーである防災指導員の育成のため「防災指導員研修会」及び「防災教室」等を開催し、地域防災力の向上に努める。

(4) 自主防災組織育成・強化を図る一環として、家庭にいる女性の防災意識と知識の高揚を図るため講習会等への参画の促進に努める。

３．４　事業所の役割

(1) 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員等の安全確保に取り組むための防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

(2) 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織との連携強化を図り、地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。

(3) 地震が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

(4) 従業員の安全確保及び避難措置並びに帰宅困難者対策についての計画整備に努める。

３．５　業務継続計画(BCP)の促進と策定(総務課)

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を

継続するための業務継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、帰宅困難者発生の抑制や従業員等の保護についても取り組むものとする。

町では、こうした事業所の取り組みを支援するとともに、「愛川町業務継続計画」に基づき、重要な行政業務は中断することなく継続し、機能の障害となる事項については短期間に解消するなど、町民サービスの低下を最小限に抑え、早期に通常業務を再開するよう努める。

業務継続計画-ＢＣＰ(Business Coutinuity Plan)とは
地震等の災害により被災し業務遂行能力が低下した状況下で、非常時優先業務を継続・再開・開始するための計画であり、非常時優先業務は、応急業務だけではなく通常業務も対象とする。

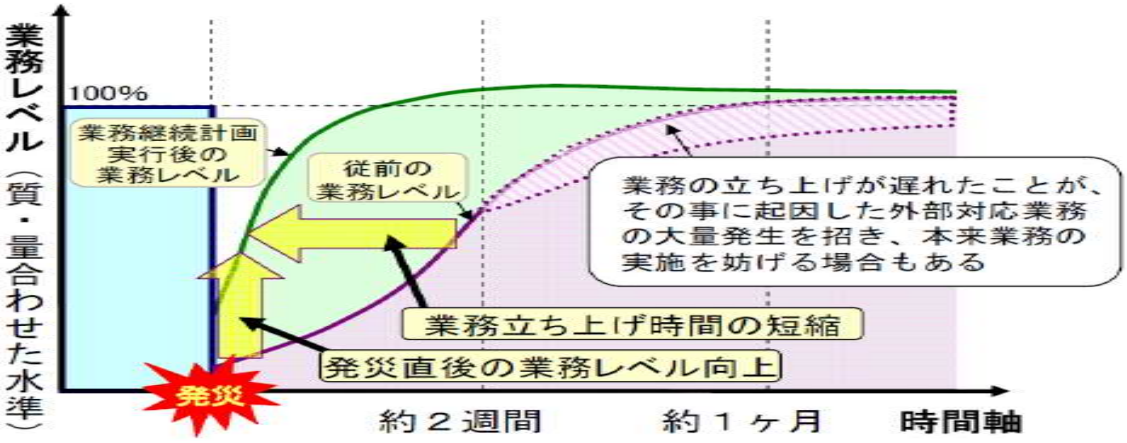

３．６　事業所の自主防災体制の強化(消防本部)

(1) 防火管理体制の強化

多数の人が利用する事業所については、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導する。

(2) 自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所について、消防資器材を装備した自衛消防隊の設置及び隊員講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

(3) 地域社会との連携

関係地域の住民、自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように依頼を行う。

特に、勤労者が町外へ出ている昼間においては、町内の自主防災体制が希薄になることが予想されるため、これらを想定した訓練や町との協議、連携により的確な体制づくりを構築する。

３．７　災害ボランティアの役割

(1) 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研究会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努める。

(2) 災害時の活動の際には、できる限り自己完結型となるよう努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。

(3) 災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と共催し防災教室(災害ボランティア養成講座)を開催するなど、活動拠点の確保等、環境整備に努める。

(4) 東日本大震災、阪神・淡路大震災、新潟中越地震等における多岐にわたるマンパワー需要にこたえた災害救援ボランティアの果たす役割は大きく、以後社会的にも、ボランティア・ＮＧＯの活動への期待が増大していることから、災害救援ボランティアの需給調整方法等について検討し、協力体制の確立を図る。

第２節　　要配慮者対策

実施担当	危機管理室、消防本部、福祉支援課、高齢介護課、健康推進課、 子育て支援課、教育総務課、行政推進課、商工観光課、住民課

１　目的

高齢者、障がい者、乳幼児、難病患者、外国人等の要配慮者に対して、実情に応じた支援体制の整備を進める。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 要配慮者支援制度により作成した要配慮者登録台帳等が、有効に活用されるよう町、自治会(自主防災組織)、民生委員児童委員等と連携し、個人情報に配慮しつつ地域の支援体制の充実に努めている。

(2) 緊急通報システムをひとり暮らし高齢者の世帯に設置し、災害時の支援体制の充実に努めている。

(3) 外国人住民の災害時の被害を防止するため、地域防災訓練への参加推進や講習会の開催、また多言語防災マップ、多言語避難所表示板、災害カードの作成などに取り組み、防災意識の普及に努めている。

(4) 災害時における要援護高齢者の緊急受け入れ等に関する協定書

・・・・・第4編　第3章『協定1-4-2-1～3』P.502

２．２　目標

(1) 災害発生時に、要配慮者の安全確保及び健康確保を適切に行うには、平常時から自主防災組織や社会福祉協議会、各種福祉団体の協力、連携により避難計画や施設収容計画、避難所での留意点等を定める。

(2) 要配慮者情報を関係機関が共有し、避難支援体制をさらに充実させるため　「関係機関共有方式」の活用を図る。

３　方策

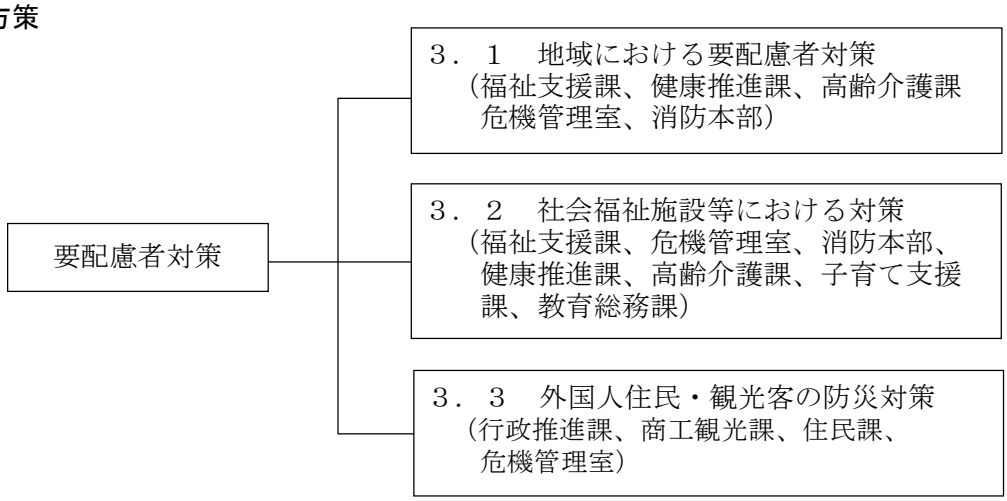

３．１　地域における要配慮者対策（福祉支援課、健康推進課、高齢介護課、危機管理室消防本部、）

高齢者、障がい者、乳幼児、難病患者等の要配慮者のうち、特に支援を要する者を特定するため、対象者名簿（避難行動要支援者名簿）を作成する。

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む次の障がい者、高齢者及びこれらに準ずる者である。

① 障がい者

- 身体障害者　　肢体不自由1・2級、視覚障害1・2級、聴覚障害2級
- 知的障害者　　療育手帳A1・A2
- 精神障害者　　1級

② 高齢者

概ね65才以上の者で、

- 寝たきりの状態にある者
- 認知症を有する者
- ひとり暮らし高齢者

③ その他支援が必要であると認められる者

④ その他

- 精神疾患
- 妊産婦、乳幼児等

(2) 対象者の把握

関係行政機関においては、それぞれの所管業務遂行上の必要から対象者名簿を整理保管する。なお、これらの名簿はプライバシー保護のため厳重に管理する。

(3) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

① 対象者及びその家族に対する指導

- 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

・　発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること。
・　地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

②　地域住民に対する指導

・　災害時要援護者避難支援制度等を活用し、要配慮者の実態を把握するとともに、自主防災組織の協力を得て支援体制を整備する。
・　発災時には対象者の安全確保に協力すること。
・　地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。

３．２　社会福祉施設等における対策（福祉支援課、危機管理室、消防本部、健康推進課、高齢介護課、子育て支援課、教育総務課）

社会福祉施設や幼稚園には、身体障がいや知的障がいの児童、成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所通所していることから、日頃から充分な防災対策に努め、これらの人々の安全を図るものとする。また、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者と災害時の協定を締結するよう努める。

(1) 防災計画の策定

災害発生時には遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者は、自力での避難が困難である者が多く、どうしても他の人の介助が必要となる。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不充分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(6) 災害用備蓄の推進

乳幼児を長時間にわたり保護する必要のある施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努める。

３．３　外国人住民・観光客の防災対策（行政推進課、商工観光課、住民課、危機管理室）

前記以外の要配慮者としては、外国人住民、観光客、旅行者等が考えられる。これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できる次のような環境づくりが必要である。

(1) 要配慮者への防災知識、訓練の普及
(2) 災害関連情報の要配慮者向け情報への変換の必要性
外国人住民に対して、外国語による放送の実施（テープ等をあらかじめ用意)、外国人向け防災パンフレット等の広報印刷物の配付
(3) 要配慮者が自分で行動できる条件の整備
(4) 地域や観光施設における要配慮者の情報やニーズの収集及びバックアップ体制の形成
(5) 外国人住民の防災リーダーの養成及び支援体制の整備

以上の対策を推進するため、関係行政機関は、情報交換を行い、要配慮者対策を実施する。

第３節　　防災訓練

実施担当	全　課

１　目的

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携強化、防災意識の高揚、技術の習得さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練（図上訓練含む）を実施する。

２　現状及び目標

２．１　現状

愛川町が計画している訓練は次のとおりである。

区　分	実施団体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	愛川町	防災週間の1日(3年に1回)	中津川河川敷(消防訓練場)	各災害対策機関が一体となって想定災害により総合的効果的活動を実施する。
自主防災訓練	各自治会（自主防災組織）	防災週間の1日(2年継続)	各自治会で指定した場所	防災指導員による指導で各自治会において計画し、訓練を実施する。
自主防災訓練避難・避難所運営	各自治会避難所運営委員会	防災週間の1日(2年1回)	緊急避難場所避難所	自主防災組織を中心とした地域住民の避難体系確立と広域避難所での避難所運営訓練を実施する。
水害対応避難訓練	自治会等	適　宜	適　宜	洪水、土砂災害を想定した避難訓練を実施する。
水防訓練	消防団	水害が予想される時期前に実施	消防訓練場等	指揮者の指揮のもと各水防工法を実施する。
職員参集訓練	愛川町	適　宜	適　宜	災害時における職員の動員が円滑かつ迅速に行われるよう実施する。
災害対策本部運営訓練	愛川町	適　宜	町災害対策本部室	災害情報伝達による対策本部運営訓練
避難訓練	小・中学校 幼稚園 保育園 各事業所	適　宜	適　宜	学校、福祉施設、各事業所の建造物内での人命保護を目的として実施する。

区　分	実施団体	実施時期	実施場所	実施方法
同時多発火災訓練	消防署 消防団	適　宜	適　宜	街区単位で遠距離のホース延長及び消防ポンプの中継並びに初動対応を目的として実施する。
応急手当訓練	住　民	適　宜	適　宜	応急手当指導員の指導で救命講習会を通じ救命処置ができるよう実施する。
図上訓練		適　宜	適　宜	DIG（災害図上訓練）により、災害のイメージ対応について訓練を実施する。

２．２　目標

応急対策計画の実効性の確認を主眼とする訓練、住民及び自主防災組織の意識の高揚、技術の習得のための訓練、消防、救出、救助力の向上のための訓練、各機関、団体との情報の伝達を主眼とする訓練、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した訓練、これらを総合して連携を主眼とする訓練等目的を明確にした訓練を毎年計画的に実施する。

３　方策

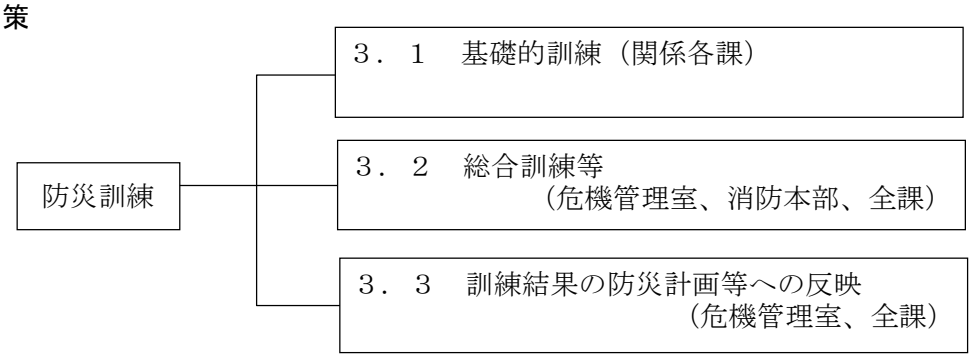

３．１　基礎的訓練（関係各課）

(1) 応急対策計画確認訓練（全課）

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。関係課においては応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、課単位で比較的容易に取り組める上に、訓練効果が大きいため、積極的に行う。

(2) 災害救助実務研修会（関係課）

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、関係職員に対し、災害救助法実務研修会を実施する。

(3) 炊き出し訓練

防災意識の高揚と災害発生時における炊き出し計画を円滑かつ迅速に推進するとともに応急救助活動に万全を期するため、職員、地区関係者に対し、炊き出し訓練を適宜実施する。

(4) 避難訓練

① 危険予想区域及び避難場所並びに避難の方法等の住民への周知徹底

② 避難の勧告、指示の伝達及び避難誘導

③ 救難、救護等の措置

(5) 職員参集訓練

職員の時間外発災時における非常配備体制を確保し、各防災機関、町民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

① 訓練内容

非常招集訓練、災害情報収集及び伝達訓練、重要意思決定訓練、本部運営訓練

(6) 災害対策本部運営訓練及び無線通信訓練

災害発生時及び警戒宣言発令時の本部設置、職員の配置、本部会議の開催等本部運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

また、災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受けることが予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、町民、各機関及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

① 実施方法

・災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練

・被害の規模により固定系無線の避難勧告等伝達訓練

・通信設備の応急復旧等についての訓練

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

③ 実施

実施期間を定め定期的に行うことが必要である。

３．２ 総合訓練等（危機管理室、消防本部、全課）

(1) 総合防災訓練

3年に1回のサイクルで、町は防災関係機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。

① 訓練内容

緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れた各種訓練、情報収集伝達訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、ライフライン復旧訓練、災害時要援護者避難支援訓練、緊急物資輸送訓練、初期消火訓練、その他の訓練

② 訓練参加者

愛川町、自治会（自主防災組織）、小・中・高等学校、幼稚園、保育園、県、県警察署、消防本部・署、消防団、自衛隊、日本赤十字社神奈川県支部、医師会、歯科医師会、地元関係団体、町災害協定締結団体、その他災害応急対策計画上必要な防災機関及びボランティア団体。

③ 訓練場所

町内の適切な場所を設定する。

④ その他

震災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報収集と伝達要領並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

(2) 自主防災訓練

地域の防災力の向上を目的として、総合防災訓練の翌年から２ヶ年継続して、自主防災組織、自治会、避難所運営委員会を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、消防本部・署、消防団等の協力のもとに実施する。

① 訓練内容

緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れた各種訓練、出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練、災害時要援護者避難支援訓練、災害図上訓練(DIG)、避難所宿泊訓練、避難所開設・運営訓練、その他地域の実情に見合った訓練

(3) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

(4) 小、中学校等の防災訓練

教育委員会指導のもとに定期的に訓練を行う。

① 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

② 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

③ 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

３．３ 訓練結果の防災計画等への反映（危機管理室、全課）

防災訓練は単に「問題なく無事終了」というのが成果ではなく、訓練を行うことで、実際の応急対策に対する問題点を掘り起こすことが重要である。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、防災計画の改正や次回訓練の際の重点課題として有効に活用する。

第４節　　防災知識の普及・啓発

実施担当	危機管理室、消防本部、総務課、教育委員会教育総務課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、消防署

１　目的

平常時及び災害時において、町民及び職員が的確に判断し、行動しうるよう防災教育・研修を行う。

２　現状及び目標

２．１　現状

地域防災力の高揚を目的として、「防災指導員制度」を導入し地域の防災リーダーの育成に努めている。防災指導員は、防災指導員研修会や防災教室等の研修参加により指導力を高め、自主防災訓練等で積極的な指導を行い地域防災力の向上に貢献している。
（任期３年、平成26年度91人）

また、親子防災教室や防災講演会等の開催、さらに、住民提案型協働事業においては、行政と住民が協働によりニーズに応じての防災知識の普及に努め、また、大地震の発生や各種講習会等の機会を捉え、防災アンケートによる町民の意識調査を実施して、町広報誌や防災ハザードマップ等の印刷物の作成配布、町ホームページなどのインターネットを活用し、防災意識の啓発を行っている。

２．２　目標

災害から自分を守るためには、防災意識を持つことと、防災の知識を得ることが重要である。このため、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、防災意識の高揚と防災知識の普及を目指す、防災教育、研修及び広報を適切に行う。

３　方策

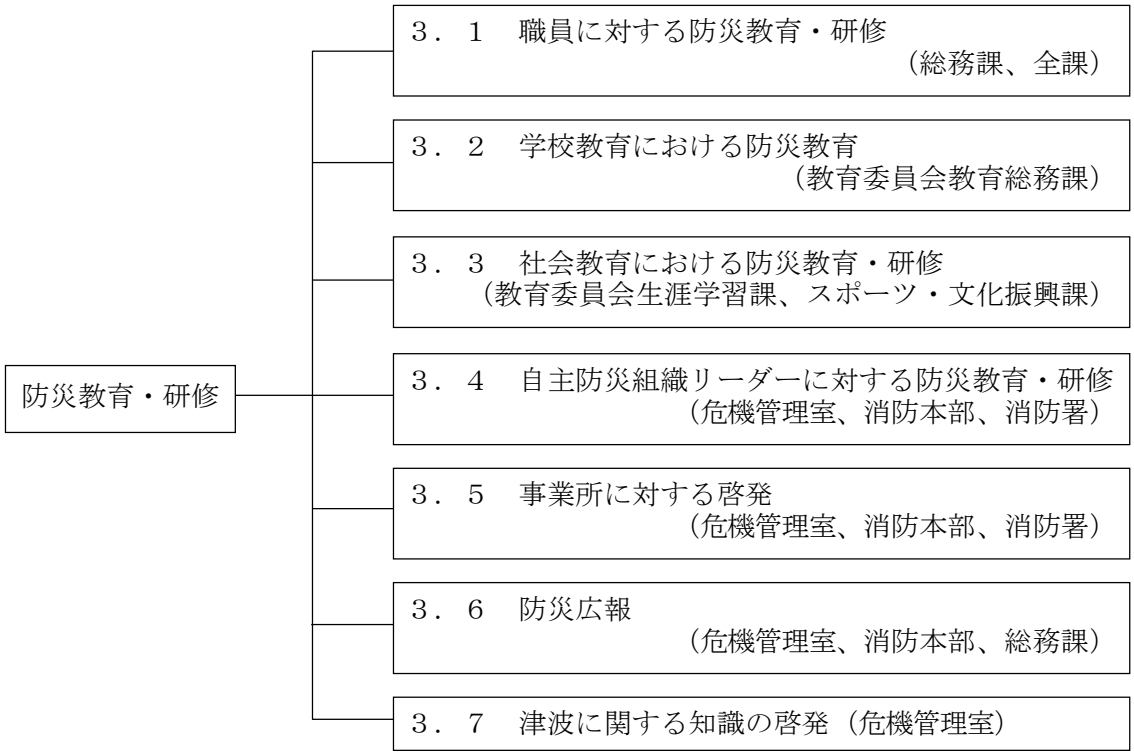

３．１　職員に対する防災教育・研修（総務課、全課）

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。

愛川町職員をはじめ、災害対策関係機関の職員の地震時における適正な判断力を養成し、自発的に、責任をもって行動しうるよう、新採用研修、職場研修、その他の研修、講習会、講演会等の防災教育・研修を行う。

また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。

(1) 新採用研修

各課（局、室、所、署）長は、あらたに職員として採用された者に対して、新採用研修を実施する。

研修は、通常の新採職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

① 活動の概要

② 防災関係職員としての心構え

③ 役割の分担

④ 防災行政無線の取扱方法

(2) 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施する。

実施の時期は、内容に応じて所属長が定める。実施の内容は、担当の応急対策業務により、実際に設営し利用して行う。

(3) その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

① 防災講習会

職員を対象とし、学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の専門的知識の習得を図る。

② 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、研修会等を行い主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに土木、水防、建築、その他防災技術の習得を図る。

③ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

④ 見学、現地調査

防災機関施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い現況の把握と対策の検討を行う。

⑤ 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配付する。

３．２ 学校教育における防災教育（教育委員会教育総務課）

児童・生徒に対しては、学校における教育活動の機会を通じて、震災に対する知識の普及に努める。

普及にあたっては、次のとおりである。

(1) 教科指導

教科課程の中に震災の種類、原因、実態並びにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得させる。

(2) 防災教育・訓練

学校行事等の一環として防災訓練等を実施し、学校（学校内、登下校路）家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動、応急手当（心肺蘇生法、ＡＥＤ使用方法）について習得させる。

(3) 課外活動における教育

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

３．３ 社会教育における防災教育（教育委員会生涯学習課、スポーツ・文化振興課）

公民館活動等における研修、集会など、機会を通じ、必要に応じて震災に対する知識の普及に努める。

普及にあたっては、次のとおりである。

(1) 講座

震災に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに組み入れる。

(2) 実習
救助の方法、特に応急手当として心配蘇生法及びＡＥＤの使用方法等の知識と技術について習得させる。
(3) 話し合い学習
カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。
(4) 見学
防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。
(5) 印刷物
防災関係資料等を収集してパンフレットを作成配布するとともに、機関紙に関係記事を記載する。

３．４　自主防災組織リーダーに対する防災教育（危機管理室、消防本部、消防署）

防災教育にあたっては、次のとおりである。
(1) 自主防災組織のリーダーの活動マニュアルを作成配布し、活動内容等の知識の普及を行う。
(2) 自主防災組織とともに地区の防災の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を行う。
(3) 防災関係機関の協力のもとに、自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等により、防災に対する種々の知識の普及に努める。

３．５　事業所に対する啓発（消防本部、消防署）

防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施するほか防火の集い、研究会、講習会等を随時、実施し、防災思想の普及を図る。

３．６　防災広報（危機管理室、総務課）

町の広報紙等の地震対策に関する記事を掲載し、町民の防災意識の高揚に努める。
(1) 広報の重点事項は次のとおりである。
① 平常時の心得に関する事項
・家族で避難場所や連絡方法などを確認する。
・非常持出用品をまとめておく。
・建物、ブロック塀等の補強及び家具等を固定する。
・火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意し、消火器等の消火用具を準備する。
・居住地周辺の危険箇所などを把握しておく。
・隣近所と災害時の対応について話し合う。
・自主防災組織の防災訓練に進んで参加する。
② 地震発生時の心得に関する事項
・まず身の安全を図る。
・すばやく火の始末、火が出たら慌てずに消火する。
・慌てて戸外に飛び出さず、出口を確保する。

・狭い路地やブロック塀などには近づかない。
・崖崩れ、浸水に注意する。
・避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
・協力し合って応急救護を行う。
・正しい情報をつかみ、デマに迷わされない。

③　風水害への備えの心得に関する事項

・ハザードマップなどで危険箇所等を確認しておく。
・大雨や暴風時には、むやみに外出しない。
・風で飛ばされそうな物は屋内へ移動させるか固定する。
・テレビ、ラジオ等により大雨や台風等の最新の情報を把握する。
・災害規模等の状況により、適切な避難行動（立退き避難、屋内垂直避難等）をとる。

(2) 広報の方法

①　ラジオ、テレビ

ラジオ、テレビの県民向け放送の中で、防災知識の普及を図る放送を行うことについて県とともに依頼していく。

②　広報「あいかわ」

町民全世帯を対象として広報「あいかわ」を通じ町民に災害対策の周知徹底を図る。

③　パンフレット等の作成

防災に関するパンフレットを作成し、これを災害対策関係者はじめ町民に配布する。

④　報道機関の協力

防災知識の普及啓発を図るために、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本町の災害対策についての計画等絶えず必要な情報記事の提供に努める。

３．７　津波に関する知識の啓発（危機管理室）

町外で海水浴・つり等で津波に遭遇した際に備え、津波に関する知識の啓発に努めるものとする。

「地震が発生したら津波」「警報を待たずに避難」の認識が定着するよう、津波に対する心得についての啓発に努め、周知を図る。

《津波に対する心得》

・強い地震（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐに海浜等から離れ、付近の高台へ避難する。
・避難については、徒歩による。
・正しい情報をラジオ、インターネット等、広報車などを通じて入手する。
・地震を感じなくても、津波警報が発表された場合はすぐに避難する。また、周辺に気づかない人などがいた場合は、呼びかけを行う。
・津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なため行わない。
・津波は繰り返し発生するため、警報、注意報が解除されるまで注意する。
・津波は、第一波よりも第二波の方が大きくなる可能性があるなど、津波の特徴を理解しておく。

第２部　災害応急対策計画

第１章　災害応急対策計画の基本方針

第１節　活動期の区分と活動内容

＜活動内容＞

応急対策計画における活動内容は、以下のように大まかに６つに区別する。

① 重要意思決定（意思決定者）
② 重要意思決定を遂行する体制確立（本部事務局）
③ 重要意思決定を判断する情報収集、広報体制の確立（情報広報部）
④ 的確な住民の避難・救護、適切な避難生活支援（住民部）
⑤ 早期の救出機材の調達、緊急の道路確保（重機部）
⑥ 災害の防御、救出（救出部）

＜活動区分＞

(1) 初動対応期（人命確保期）

災害発生時に、一番重要な人命の救出・救助・安全を確保し、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動を行う。

＜基本方針＞
1　人命の救助・救出、災害時要援護者等の安全確保活動に重点をおく。
2　緊急を要する重症者への医療活動を迅速にできるような活動体制をとる。
3　災害時要援護者等自力で避難所へ避難できない被災者へのサポート体制に最善を尽くす。
4　以上の活動を阻害及び混乱させる要因を除去する対策を講じる。
① 物的な被害状況の把握等、人命救助に直接結びつかない応急対策活動は、後回しにする。
② 災害対策本部への不急の問い合わせ、直接来庁する被災者等への対策を考慮する。
③ その他災害対策本部の人命救助・安全活動の意思決定に直接必要のない情報を統制、管理する。

(2) 事態安定期（救援活動期）

ライフラインの復旧等重度の生活障害を解消する活動を行う。

＜基本方針＞
1　り災世帯の増大に対応するため、民間業者及びボランティアの協力を求める。
2　応急対策活動にあたっては、被災地にとって最も効率的な方法を選択する。
3　道路等の復旧対策にあたっては、住宅密集地域を優先し、復旧効果の高い地域を優先する。

初動対応期から事態安定期への移行時期について、第１章　第３節に表す。

第２節　各活動期における分担業務

各活動期における分担業務については、２．１　初動対応期、２．２　事態安定期のとおりである。分担業務については、以下のことを考慮して活用する。

(1) 災害が発生した場合、まず、初動対応期の分担業務を見て、活動内容を把握する。
(2) 初動対応期の分担業務は緊急度に応じて配列しているので、活動の順番として活用する。
(3) 分担業務の活動内容は、「頁」により対応しているので、十分把握して応急対策活動を迅速に進める。

２．１　初動対応期（人命確保期）分担業務

部	班	分　担　業　務	頁
本部長　（町長） 副本部長（副町長） （教育長）		1　災害対策本部の設置 2　災害対策本部の廃止 3　避難の勧告・指示の意思決定 4　自衛隊の派遣要請依頼 5　県への要請及び広域応援依頼	150 153 188 247 253
本部事務局 【責任者】 危機管理室長 消防長 総務部長	本部班 （危機管理室、消防本部） 【責任者】 危機管理室長、消防課長	1　災害対策本部の設置に対する判断をサポート 2　災害対策本部室の設置準備、設置 3　本部連絡員に関すること 4　職員の動員人員の把握及び配備計画 5　気象予報警報、異常現象又は地震情報の受領、伝達 6　県本部へ人命に係わる災害情報の第１報 7　救出、消火活動の方針決定、消防団への活動指令 8　自主防災組織の活動事項の決定、依頼 9　避難勧告・指示に関すること 10　災害対策本部への自衛隊の派遣要請依頼及び受け入れ準備 11　県災害対策本部、他市町村、消防団への広域応援要請依頼	150 151 152 156 163 169 186 187 188 249 251
	総務班の一部 （総務課） 【責任者】 総務課長	1　災害対策本部の設置に対する判断をサポート 2　災害対策本部室の設置準備、設置 3　本部連絡員に関すること 4　職員の動員人員の把握及び配備計画 5　県本部へ人命に係わる災害情報の第１報 6　自主防災組織の活動事項の決定、依頼 7　電力、通信等各種機関との優先復旧に関する調整 8　災害対策本部への自衛隊の派遣要請依頼及び受け入れ準備 9　県災害対策本部、他市町村、消防団への広域応援要請依頼	150 151 152 156 169 187 245 249 251

部	班	分　担　業　務	頁
情報広報部 【責任者】 ①総務部長 ②総務課長	総務班 （総務課） 【責任者】 総務課長	1　本部連絡員に関すること	152
		2　初動期の通信情報体制全体の総括	171
		3　同報無線による避難勧告・指示及び「救出」に関する広報	175
		4　報道機関への広報体制の確立及び同報無線による各種災害広報	176
	企画政策班 （企画政策課） 【責任者】 企画政策課長	1　本部連絡員に関すること	152
		2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、管理、報告	167
		3　避難所開設状況の情報収集及び報告	168
		4　安否電話、災害問い合わせへの対応（統括）	169
		5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	171
		6　災害救助法適用に関係する被害情報の収集	257
	財政班 （財政課） 【責任者】 財政課長	1　本部連絡員に関すること	152
		2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、管理、報告	167
		3　避難所開設状況の情報収集及び報告	168
		4　安否電話、災害問い合わせへの対応	169
		5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	171
		6　災害救助法適用に関係する被害情報の収集	257
	行政推進班 （行政推進課） 【責任者】 行政推進課長	1　本部連絡員に関すること	152
		2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、管理、報告	167
		3　避難所開設状況の情報収集及び報告	168
		4　災害問い合わせ等への対応	169
		5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	171
		6　災害救助法適用に関する被害情報の収集	257
	税務班 （税務課） 【責任者】 税務課長	1　本部連絡員に関すること	152
		2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、報告	167
		3　避難所開設状況の情報収集及び報告	168
		4　災害問い合わせ等への対応	169
		5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	171
		6　災害救助法適用に関係する被害情報の収集	257
	管財契約班 （管財契約課） 【責任者】 管財契約課長	1　本部連絡員に関すること	152
		2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、報告	167
		3　避難所開設状況の情報収集及び報告	168
		4　災害問い合わせ等への対応	169
		5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	171

部	班	分　担　業　務	頁
情報広報部 【責任者】 ①総務部長 ②総務課長	会計班 （会計課） 【責任者】 会計課長	1　本部連絡員に関すること 2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、報告 3　避難所開設状況の情報収集及び報告 4　災害問い合わせ等への対応 5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	152 167 168 169 171
	議会事務局班 （議会事務局） 【責任者】 議会事務局長	1　本部連絡員に関すること 2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、報告 3　避難所開設状況の情報収集及び報告 4　災害問い合わせ等への対応 5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	152 167 168 169 171
	監査委員事務局班 （監査委員事務局） 【責任者】 監査委員事務局長	1　本部連絡員に関すること 2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、報告 3　避難所開設状況の情報収集及び報告 4　災害問い合わせ等への対応 5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	152 167 168 169 171
	選挙管理委員会事務局班 （選挙管理委員会事務局） 【責任者】 選挙管理委員会事務局長	1　本部連絡員に関すること 2　情報収集員による倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所の情報収集、報告 3　避難所開設状況の情報収集及び報告 4　災害問い合わせ等への対応 5　初動期の防災行政無線途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報の広報	152 167 168 169 171
住民部 【責任者】 民生部長 教育次長	福祉支援班 （福祉支援課） 【責任者】 福祉支援課長	1　本部連絡員に関すること 2　避難行動要支援者の避難誘導及び確認 3　日赤その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請 4　医療救護所の設置 5　初動対応期における死体の処理、埋火葬	152 194 211 213 221
	住民班 （住民課） 【責任者】 住民課長	1　本部連絡員に関すること 2　避難所の開設、収容及び報告 3　初動対応期における死体の処理、埋火葬 4　災害警備に関すること 5　交通確保に関すること 6　初動対応期における非常炊き出しその他による食料の確保及び配分	152 195 221 224 230 278

部	班	分　担　業　務	頁
住民部 【責任者】 民生部長 教育次長	子育て支援班 (子育て支援課) 【責任者】 子育て支援課長	1　本部連絡員に関すること 2　避難行動要支援者の避難誘導及び確認 3　医療救護所の設置 4　初期対応期における死体の処理、埋火葬 5　初期対応期における非常炊き出しその他による食料の確保及び分配	152 194 213 221 280
	国保年金班 (国保年金課) 【責任者】 国保年金課長	1　本部連絡員に関すること 2　避難行動要支援者の避難誘導及び確認 3　医療救護所の設置 4　初期対応期における死体の処理、埋火葬 5　初期対応期における非常炊き出しその他による食料の確保及び分配	152 194 213 221 280
	健康推進班 (健康推進課) 【責任者】 健康推進課長	1　本部連絡員に関すること 2　避難行動要支援者の避難誘導及び確認 3　応急医療需要の把握及び医療機関の被害状況の把握、医療可能病院の把握 4　医療救護所の設置	152 194 211 213
	高齢介護班 (高齢介護課) 【責任者】 高齢介護課長	1　本部連絡員に関すること 2　避難行動要支援者の避難誘導及び確認 3　医療救護所の設置 4　初期対応期における死体の処理、埋火葬	152 211 213 221
	商工観光班 (商工観光課) 【責任者】 商工観光課長	1　本部連絡員に関すること 2　初動期における食料の調達、輸送に関すること 3　初動対応期における生活必需物資の確保及び配分	152 279 283
	教育委員会 教育総務班 (教育委員会 教育総務課) 【責任者】 教育総務課長	1　本部連絡員に関すること 2　児童及び生徒の安全確保及び避難誘導 3　避難所の開設・収容及び報告 4　初動対応期における生活必需物資の確保及び配分	152 194 195 283
	教育委員会 スポーツ文化・振興班 (教育委員会 スポーツ文化・振興課) 【責任者】 スポーツ・文化振興課長	1　本部連絡員に関すること 2　児童及び生徒の安全確保及び避難誘導 3　避難所の開設・収容及び報告 4　初動対応期における生活必需物資の確保及び配分	152 194 195 283

部	班	分　担　業　務	頁
住民部 【責任者】 民生部長 教育次長	教育委員会 生涯学習班 （教育委員会 生涯学習課） 【責任者】 生涯学習課長	1　本部連絡員に関すること 2　児童及び生徒の安全確保及び避難誘導 3　避難所の開設・収容及び報告 4　初動対応期における生活必需物資の確保及び配分	152 194 195 283
	水道事業班 （水道事業所） 【責任者】 水道事業所長	1　本部連絡員に関すること 2　主要水道施設の点検及び被害調査 3　初動活動期における応急給水活動 4　防災基幹施設への優先復旧計画作成及び応急復旧工事	152 326 270 331
	社会福祉協議会事務局班 （社会福祉協議会事務局） 【責任者】 社会福祉協議会事務局長	1　本部連絡員に関すること 2　避難行動要支援者の誘導及び確認	152 194
重機部 【責任者】 環境経済部長 建設部長	環境班 （環境課） 【責任者】 環境課長	1　本部連絡員に関すること 2　仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策 3　避難路・輸送路等重要道路施設の応急復旧	152 231 233
	農政班 （農政課） 【責任者】 農政課長	1　本部連絡員に関すること 2　仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策 3　避難路・輸送路等重要道路施設の応急復旧 4　初動対応期における緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・配車 5　初動期における食料の調達、輸送に関すること	152 231 233 235 279
	道路班 （道路課） 【責任者】 道路課長	1　本部連絡員に関すること 2　救出・救助に関わる建設重機等の調達 3　仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策 4　避難路・輸送路等重要道路施設の応急復旧	152 207 231 233
	都市施設班 （都市施設課） 【責任者】 都市施設課長	1　本部連絡員に関すること 2　救出・救助に関わる建設重機等の調達 3　仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策 4　避難路・輸送路等重要道路施設の応急復旧	152 207 231 233

部	班	分　担　業　務	頁
重機部 【責任者】 環境経済部長 建設部長	下水道班 下水道課 【責任者】 下水道課長	1　本部連絡員に関すること 2　主要下水施設の点検及び被害調査 3　防災基幹施設への優先復旧計画作成及び応急復旧工事	152 326 331
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局) 【責任者】 農業委員会事務局長	1　本部連絡員に関すること 2　初動対応期における緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・配車 3　初動期における食料の調達、輸送に関すること	152 235 279
救出部 【責任者】 消防署長 消防団長	消防班 (消防署) 【責任者】 分署長 警備第１課長 警備第２課長	1　本部連絡員に関すること 2　火災防御活動(水防活動)等の災害防御 3　避難勧告・指示による住民の避難誘導 4　人命の救出及び救急活動 5　緊急医療救護に関すること 6　初動対応期における死者及び行方不明者の捜索 7　住民避難、消火救出活動時における交通誘導 8　災害警備に関すること	152 186 194 207 210 220 226 263
	消防班 (消防団) 【責任者】 副団長	1　本部連絡員に関すること 2　災害の警戒、人命に係わる災害情報収集報告 3　火災防御活動、(水防活動）等の災害防御 4　避難勧告・指示による住民の避難誘導 5　人命の救出及び救急協力 6　初動対応期における死者及び行方不明者の捜索 7　住民避難、消火救出活動時における交通誘導	152 167 187 194 207 220 226

(勤務時間外に地震災害等が発生した場合の留意点)

1　災害応急対策活動班員は、必ず自主参集時に人命に係わる被害情報の収集を行い、本部事務局へ直接提出すること。

2　本部事務局は、まず、人命に係わる被害情報を迅速に収集して、被害規模に応じた活動（分担業務）を作成すること。

3　同時に職員の参集状況を把握し、配備計画を決定すること。

(注)　各班の責任者が不在の場合は各班の直近下位者が行うこととする。

２．２　事態安定期（救援活動期）分担業務

部	班	分　担　業　務	頁
本部事務局 【責任者】 危機管理室長 消防長 総務部長	本部班 （危機管理室、消防本部） 【責任者】 危機管理室長、消防課長	1　本部会議の運営に関すること 2　愛川町防災会議に関すること 3　広域応援職員の受け入れに関すること 4　部及び関係防災機関との連絡調整に関すること 5　消防団の出動に関すること 6　自主防災組織との連絡調整に関すること 7　各部各班との連絡調整に関すること 8　その他災害対策に関する連絡調整に関すること	152 458 251
	総務班 （総務課） 【責任者】 総務課長	1　本部庶務に関すること 2　広域応援職員の受け入れに関すること 3　職員の給食に関すること 4　職員の医療救護及び公務災害に関すること	251
情報広報部 【責任者】 総務部長 総務課長	総務班の一部 （総務課） 【責任者】 総務課長	1　災害記録写真の撮影に関すること 2　報道機関に対する情報の提供その他連絡に関すること	287 295
	企画政策班 （企画政策課） 【責任者】 企画政策課長	1　災害救助法の適用申請に関すること 2　災害救助法の運用に関すること 3　罹災証明書の発行に関すること 4　被害の取りまとめ及び被害報告作成に関すること（統括班） 5　義援金の受付及び配分に関すること	257 257 260 286 318
	財政班 （財政課） 【責任者】 財政課長	1　災害救助法の適用申請に関すること 2　災害救助法の運用に関すること 3　罹災証明書の発行に関すること 4　被害の取りまとめ及び被害報告作成に関すること（統括班） 5　義援金の受付及び配分に関すること	257 257 260 286 318
	行政推進班 （行政推進課） 【責任者】 行政推進課長	1　災害救助法の適用申請に関すること 2　災害救助法の運用に関すること 3　罹災証明書の発行に関すること 4　被害の取りまとめ及び被害報告作成に関すること（統括班） 5　義援金の受付及び配分に関すること	257 257 260 286 318
	管財契約班 （管財契約課） 【責任者】 管財契約課長	1　町有財産の被害の取りまとめ及び被害報告作成に関すること 2　町有財産の災害対策及び被害調査に関すること 3　電力、通信等各種機関との応急復旧に関すること	286 323
	税務班 （税務課） 【責任者】 税務課長	1　災害救助法の運用に関すること 2　住家被害状況の調査に関すること 3　罹災証明書の発行に関すること 4　被災者に対する町税の減免及び徴収猶予に関すること	257 258 260 341

部	班	分　担　業　務	頁
情報広報部 【責任者】 総務部長 総務課長	会計班 (会計課) 【責任者】 会計課長	1　災害問い合わせ等への対応に関すること 2　災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること 3　義援金の保管に関すること	169 320
	議会事務局班 (議会事務局) 【責任者】 議会事務局長	1　議会関係の視察、見舞い等来町者の接遇に関すること 2　議会関係の連絡調整に関すること 3　災害問い合わせ等への対応に関すること	169
	監査委員事務局班(監査委員事務局) 【責任者】 監査委員事務局長	1　議会関係の視察、見舞い等来町者の接遇に関すること 2　議会関係の連絡調整に関すること 3　災害問い合わせ等への対応に関すること	169
	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局) 【責任者】 選挙管理委員会事務局長	1　災害記録写真の撮影に関すること 2　報道機関に対する情報の提供その他連絡に関すること	287 295
住民部 【責任者】 民生部長 教育次長	福祉支援班 (福祉支援課) 【責任者】 福祉支援課長	1　要配慮者の保護に関すること 2　医療救護所の設置及び医薬品、衛生材料の調達・配分等医療救護活動に関すること 3　死体の処理、埋火葬に関すること 4　ボランティア、奉仕団の受け入れ調整及び連携に関すること 5　防疫・保健衛生に関すること	201 213 221 297 300
	住民班 (住民課) 【責任者】 住民課長	1　死体の処理、埋火葬に関すること 2　災害警備に関すること 3　非常炊き出しその他による食品の確保及び配分に関すること 4　義援品に関すること	221 226 280 320
	子育て支援班 (子育て支援課) 【責任者】 子育て支援課長	1　要配慮者の保護に関すること 2　医療救護所の設置及び医薬品、衛生材料の調達・配分等医療救護活動に関すること 3　非常炊き出しその他による食品の確保及び配分に関すること 4　防疫・保健衛生に関すること 5　文教(保育園)対策に関すること	201 213 280 300 315
	健康推進班 (健康推進課) 【責任者】 健康推進課長	1　要配慮者の保護に関すること 2　医療救護所の設置及び医薬品、衛生材料の調達・配分等医療救護活動に関すること 3　死体の処理、埋火葬に関すること 4　防疫・保健衛生に関すること	201 213 221 300
	高齢介護班 (高齢介護課) 【責任者】 高齢介護課長	1　要配慮者の保護に関すること 2　医療救護所の設置及び医薬品、衛生材料の調達・配分等医療救護活動に関すること 3　死体の処理、埋火葬に関すること 4　防疫・保健衛生に関すること	201 213 221 300
	国保年金班 (国保年金課) 【責任者】 国保年金課長	1　医療救護所の設置及び医薬品、衛生材料の調達・配分等医療救護活動に関すること 2　非常炊き出しその他による食品の確保及び配分に関すること 3　防疫・保健衛生に関すること 4　国民健康保険税の減免等に関すること	213 280 300 341

部	班	分　担　業　務	頁
住民部 【責任者】 民生部長 教育次長	商工観光班 （商工観光課） 【責任者】 商工観光課長	1　生活必需物資の確保及び配分に関すること 2　商工業の災害対策に関すること 3　被災商工業者に対する融資に関すること	282 336 338
	教育委員会 教育総務班 （教育委員会 教育総務課） 【責任者】 教育総務課長	1　生活必需物資の確保、配分に関すること 2　教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3　保健衛生に関すること 4　文教対策に関すること 5　災害時の教育器具の調達指導に関すること 6　災害時の応急教育に関すること 7　学校その他教育機関との連絡調整に関すること	282 285 301 314 316 316 316
	教育委員会 生涯学習班 （教育委員会 生涯学習課） 【責任者】 生涯学習課長	1　生活必需物資の確保、配分に関すること 2　社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3　文教関係の義援金品の受付及び配分に関すること	282 285 317
	教育委員会 スポーツ・文化振興班 （教育委員会 スポーツ・文化振興課） 【責任者】 スポーツ・文化振興課長	1　生活必需物資の確保、配分に関すること 2　社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3　国、県、町の指定文化財及び登録文化財の被害調査に関すること 4　文教関係の義援金品の受付及び配分に関すること	282 285 285 317
	水道事業班 （水道事業所） 【責任者】 水道事業所長	1　応急給水活動に関すること 2　水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること	271 326
	社会福祉協議会事務局班 （社会福祉協議会事務局） 【責任者】 社会福祉協議会事務局長	1　配慮者の保護に関すること 2　ボランティア、奉仕団の受け入れ調整及び連携に関すること 3　義援品に関すること	201 297 318
重機部 【責任者】 環境経済部長 建設部長	環境班 （環境課） 【責任者】 環境課長	1　生活ごみの総合調整に関すること 2　し尿処理計画の総合調整に関すること 3　仮設トイレの設置に関すること 4　災害廃棄物に関すること	303 304 304 308
	農政班 （農政課） 【責任者】 農政課長	1　車両調達及び配車に関すること 2　応急給水活動に関すること 3　非常炊き出しその他による食品の確保及び配分に関すること 4　農作物、家畜、農林業用施設等の災害対策及び被害調査に関すること 5　被災農家等の災害融資の斡旋に関すること	235 271 278 321 327

部	班	分　担　業　務	頁
重機部 【責任者】 環境経済部長 建設部長	道路班 （道路課） 【責任者】 道路課長	1　災害廃棄物の処理に関すること 2　道路施設等の被害調査及び応急復旧に関すること	308 342
	都市施設班 （都市施設課） 【責任者】 都市施設課長	1　災害救助法に基づく住宅の応急修理及び建築物の危険度判定に関すること 2　町営住宅の応急修理に関すること 3　応急仮設住宅の建設、入居に関すること 4　公園関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること	310 311 312
	下水道班 （下水道課） 【責任者】 下水道課長	1　下水道処理区域における仮設トイレの設置に関すること 2　公共下水道の被害調査及び応急復旧に関すること	304 326
	農業委員会 事務局班 （農業委員会 事務局） 【責任者】 農業委員会 事務局長	1　車両調達及び配車に関すること 2　応急給水活動に関すること 3　非常炊き出しその他による食品の確保及び配分に関すること 4　農作物、家畜、農林業用施設等の災害対策及び被害調査に関すること 5　被災農家等の災害融資の斡旋に関すること	235 271 278 322 327
救出部 【責任者】 消防署長 消防団長	消防班 （消防署） 【責任者】 分署長 警備第１課長 警備第２課長	1　死者及び行方不明者の捜索に関すること 2　災害警備に関すること	220 226
	消防班 （消防団） 【責任者】 副団長	1　死者及び行方不明者の捜索に関すること 2　災害警備に関すること	220 226

第３節　初動対応期から事態安定期への移行

災害応急対策活動は、まず初動対応期の分担業務を重点的かつ総力をもって行う。

活動状況については、連絡員が本部に適宜報告する。

初動対応期の分担業務についておおむね対策を講じた初動班（初動対応期における各班）の活動責任者は、本部事務局の活動責任者と協議の上、本部長の命により事態安定期の分担業務活動へ移行する。

〔活動概念図〕

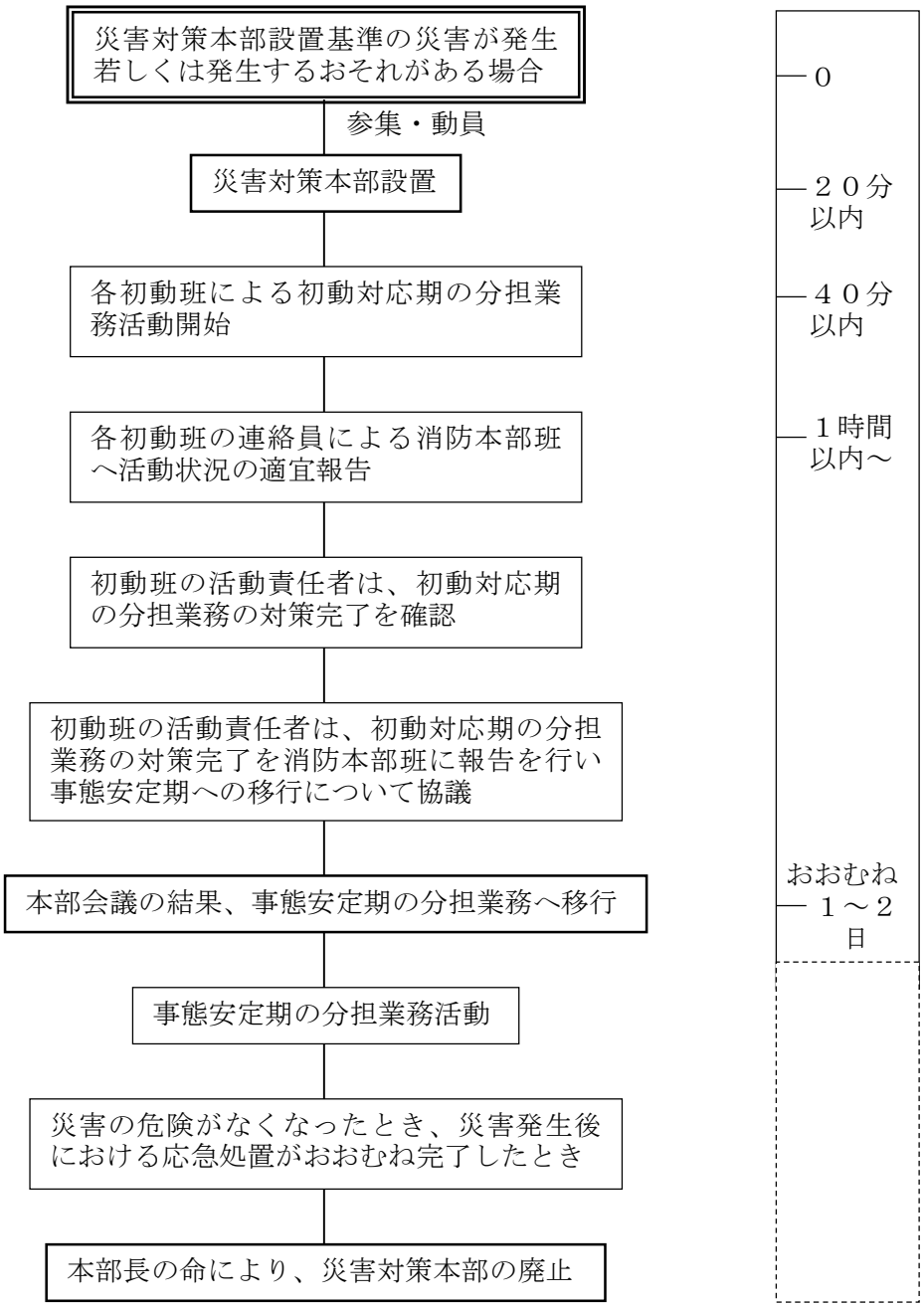

第２章　初動対応期（人命確保期）の応急対策

第１節　初動活動体制の確立

実施担当	本部事務局（本部班、総務班の一部）

災害対策活動は、平常時の町の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。このため各職員は、各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくこと。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　災害対策本部設置の判断	１５０	本部班 総務班
２　本部の設置準備	１５１	
３　本部の設置 ３．１　本部組織の確立 ３．２　本部設置通知 ３．３　本部の標識の掲示	１５２	
４　自主防災組織との連携	１５３	
５　本部の廃止 ５．１　本部廃止の判断 ５．２　本部廃止の通知	１５３	
【資料一覧】 資料2-2-1-1　災害対策本部設置基準 資料2-2-1-2　町長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者 資料2-2-1-3　災害対策本部組織図	 １５０ １５０ １５４	

１　災害対策本部設置の判断

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町内における災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより愛川町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあっては本部に準じた体制（地震災害警戒本部震度５弱）を整え、事態の処理にあたるものとする。

本部の設置は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めたときに設置されるが、その設置基準は次の【資料 2-2-1-1】　災害対策本部設置基準のとおりである。

【資料 2-2-1-1】　災害対策本部設置基準

(1) 地震時の本部設置基準
① 町が設置した計測震度計で計測された震度において震度５強以上の大規模な地震、又はこれに準ずる地震を観測し、発表したとき。
② ①以外の地震により災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

(2) 風水害等の本部設置基準
① 気象警報等
・気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、本部を設置する必要があると認められるとき。
・町が「土砂災害警戒情報」の警戒対象地域の指定を受け、本部を設置する必要があると認められるとき。
・相模川及び中津川の河川水位が「氾濫注意水位」に達するとき又は見込まれるときで、本部を設置する必要があると認められるとき。
② 火災及び爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要があると認められるとき。
③ 前記のほか、大規模な災害の発生が予想され、総合的な応急対策を必要とし、設置の必要が認められるとき。

【資料 2-2-1-2】　町長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者

町長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者
（上位者不在等の場合の順→）

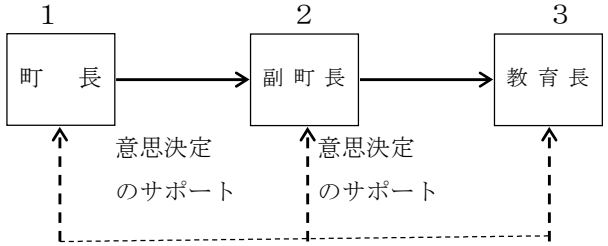

＊ 意思決定者と連絡がとれない場合は、ただちに下位の者が意思決定し、体制及び活動を開始する。

２　本部の設置準備

次の手順により、本部室の設置準備を行う。

(1) 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器）の把握、火気・危険物の点検を行う。（通信機器→県防災行政通信網、町防災行政無線、電話、ＦＡＸ）

(2) 停電の時は、自家用発電設備により、災害対策本部室等の機能の確保を行う。

(3) 「震度５強」以上を記録した地震にあっては、被害の有無を問わず第１報について県への報告と併せ、消防庁に対して直接通報を行う。

消防庁 連絡先	消防庁防災課震災等応急室 TEL　03-5253-7527	平日（9:30～17:45） FAX　03-5253-7537
	消防庁防災課宿直室 TEL　03-5253-7777	上記以外 FAX　03-5253-7553
	消防庁災害対策本部等連絡先 TEL　03-5253-7510	FAX　03-5253-7553

(4) 神奈川県庁との通信手段の確保を行い、被害の第１報（時間外における自主参集時に収集した人命に係わる災害情報の概数）を報告する。被害情報は、県災害情報管理システムにより報告するが、システムによる報告が困難なときは、県防災行政通信網（ファクシミリ）等により行う。その他の報告は、県防災行政通信網で行う。また、県から派遣される市町村連絡員の派遣要請を行う。

（例）「愛川町全域に大きな被害が発生した。建物も多く倒壊し、生き埋め現場がおおよそ○箇所発生している模様。早急に、連絡員の派遣等を要請する。」

◇神奈川県　防災主管課

室課名	担当グループ	【平日・昼間】 電話・FAX 防災行政通信網	【休日・夜間】 直通電話・FAX 防災行政通信網
危機管理対策課	危機管理対策グループ	(電話)045-210-3465 (FAX)045-210-8829 (通信網)9-400-9300	指令情報室 （電話）045－210－3456 （FAX）045－210－6409 (通信網)9－400－9313～9316
災害対策課	応急対策グループ	(電話)045-210-3430 (FAX)045-210-8829 (通信網)9-400-9301	

県に報告できない状況が生じた場合等には、直接内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

(5) テレビ、ラジオを準備し、報道機関の情報確保の体制をとる。

(6) 町内の地図、広域地図、掲示板、自主防災組織代表者名簿を準備する。

(7) 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な箇所へ誘導する。

(8) 応急対策に従事する者の食料の調達、及び場所の確保を行う。

３　本部の設置

３．１　本部組織の確立

本部の組織は、本来の行政組織を主体に機能別に編成するものとし、部班に所属する職員は、原則として本来課に所属する職員を配備するものとする。

ただし、夜間、休日において、大地震等が発生した時に、計画どおりの参集が望めない合に、人命の救出に係わる活動を最重要活動として捉え、本部会議の判断により、適宜配備していく。

(1) 本部会議

本部に応急対策など的確迅速な防災活動を実施するにあたっての基本方針を協議し早急に実施すべき事項を決定する本部会議を設置する。本部会議については、【資料 2-2-1-3】　災害対策本部組織図（P.154）を参照のこと。

(2) 本部連絡員（本部⇔各班）

①　各班の職員１名が、本部連絡員として本部室に詰めるものとする。

②　本部連絡員は本部長の指令その他連絡事項を所属の部班（活動組織）に伝達するとともに各所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて本部に連絡することを任務とする。

(3) 連絡員調整室（本部⇔関係機関、各種団体）

非常災害に際して防災関係機関並びに住民の各種団体の有機的な協力関係を確保し各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため連絡員調整室(場所：消防庁舎３階トレーニング室）を設置する。

ただし、県の県央現地対策本部（県央地域県政総合センター）が設置された場合、現地対策本部内でこの機能を持つことになるため、町の連絡員調整室の設置については、県央現地対策本部と協議するものとする。

３．２　本部設置通知

災害対策本部を設置した場合に、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送、防災行政情報メール	総務課長
一般町民	防災行政無線、防災行政情報メール、報道機関、広報車等	
神奈川県本部	県防災行政通信網、有線電話等可能な手段	
厚木警察署	有線電話等可能な手段	
報道機関	口頭、文章、有線電話等可能な手段	

３．３　本部の標識の掲示

本部を設置したときは、「愛川町災害対策本部」の標識を消防庁舎に掲示する。

４　自主防災組織との連携

本部を設置した時は、本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、大規模地震の発生等の状況によっては、町職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。そのためにも、町民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識を持ち、自主防災組織活動の普及に取り組むことが、必要である。さらに、災害が発生した時は、本部と自主防災組織とが、密接に連携し下記事項等に関して、適切な応急対策活動を進める。

(1) 大地震等による被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
(2) 火災発生時における初期消火活動
(3) 避難勧告・指示等による避難時の避難者確認及び避難誘導
(4) 災害時要援護者の保護、安全確保及び生活支援
(5) 避難所の運営

５　本部の廃止

５．１　本部の廃止の判断

本部長は、災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

５．２　本部廃止の通知

３．２の設置の通知に準じて処理する。

【資料 2-2-1-3】災害対策本部組織図

第２節　動員配備

実施担当	本部事務局（本部班、総務班の一部）

災害が発生したとき、職員は災害応急対策及び災害復旧対策に従事しなければならない。
この場合、災害に応じた動員配備体制を整え、平常業務との調整を図る。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の配置 １．１　動員配備の時期・区分の決定 １．２　本部職員の服務	１５６	本部班 総務班
２　動員配備の伝達 ２．１　勤務時間内における伝達 ２．２　勤務時間外(休日又は退庁後等)における伝達	１５８	
３　配備体制時の動員人数	１５８	
４　応援職員の要請	１５８	総務班
【資料一覧】 資料2-2-2-1　動員配備基準表 資料2-2-2-2　気象庁震度階級関連解説表 資料2-2-2-3　勤務時間内の伝達系統 資料2-2-2-4　配備体制別職員動員表	 １５６ １５７ １５９ １６０	

１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の配置

１．１　動員配備の区分の決定

災害対策本部の設置については、以下の配備基準に基づき町長が決定し、伝達する。なお、震度５弱以下の地震について町長が必要と認めた場合は、１号配備とし、状況によって２号配備に移行するものとする。また、勤務時間外において本部班から情報が伝達されない場合でも、職員はテレビ、ラジオ等で震度情報を確認したならば、直ちに自主参集するものとする。

【資料 2-2-2-1】　動員配備基準表

種　別	配備時期	配備体制	本部の設置	配備人員
警戒配備体制	震度５弱を記録したとき	事態に対処するため、地震災害警戒配備をとり、災害防御の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、状況の把握連絡活動を主とする体制をとる。	設置しない	課長級以上
１号配備体制	震度５強を記録したとき	警戒配備体制を強化するとともに局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	設置する	副主（技）幹級以上
２号配備体制	震度６弱以上を記録したとき	動員要員の全員をもって当たる完全な体制とし、災害対策に総力を集中する。状況により応援組織が直ちに活動を開始できる体制とする。		全 職 員

（注１）　職員は上記の表に即して、庁内放送及び防災行政無線によって配置につく。
（注２）　震度階級については【資料 2-2-2-2】（P.157）を参照。

１．２　本部職員の服務

(1) 本部設置の際の職員の注意事項

① 常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。
② 不要の行事、会議、出張等は中止すること。
③ 平常の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
④ 勤務場所を離れる場合には上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
⑤ 自らの言動で町民に不安、誤解を与えないように留意すること。

(2) 職員参集時の心得（勤務時間外）

① 職員は、あらかじめ定められた災害時における自主参集基準（動員配備基準と同等）、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
② 参集手段は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用し、すみやかに参集すること。
③ 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもって最寄りの防災機関に連絡するとともに、町民等の生命を守る必要がある時は、消防団、自主防災組織と連携し、緊急避難の誘導等的確な措置を講ずること。

④　参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部班に報告すること。その方法は、第２部　第２章　第４節　人命に係わる災害情報の収集報告（P.167）を参照のこと。

【資料 2-2-2-2】　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）　平成25年10月

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
4	・ほとんどの人が驚く。 ・歩いている人のほとんどが揺れを感じる。 ・眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	・電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ・座りの悪い置物が、倒れることがある。	・電線が大きく揺れる。 ・自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5　弱	・大半の人が、恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。	・電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 ・座りの悪い置物の大半が倒れる。 ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	・まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのがわかる。 ・道路に被害が生じることがある。
5　強	・大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	・棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 ・テレビが台から落ちることがある。 ・固定していない家具が倒れることがある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ・据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ・自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6　弱	・立っていることが困難になる。	・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ・ドアが開かなくなることがある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6　強	・立っていることができず、はわないと動くことができない。 ・揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	・固定していない家具のほとんどが移動し倒れるものが多くなる。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 ・補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		・固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 ・補強されていないブロック塀も破損するものがある。

２　動員配備の伝達

２．１　勤務時間内における伝達

地震が発生し、町の計測震度計によって配備体制を判断するが、１号配備から２号配備に切り替えるような事態においては、町長、副町長、教育長、総務部長、消防長、危機管理室長の協議により決定した配備区分に従い配備体制をとるなど、諸般の配備を行うものとする。

伝達系統は【資料 2-2-2-3】(P.159) による。

２．２　勤務時間外（休日又は退庁後等）における伝達

地震災害の場合は、震度情報をテレビ、ラジオ若しくは町の防災行政無線で収集した震度若しくは周辺の被害状況により自主参集する。

また、通信可能な場合は、消防本部が、町長等の意思決定者に庁舎及び周囲の被害状況の報告を行うとともに、無線の準備を行う。

状況により、本部からの招集の必要が生じたときは、第３編　風水害等対策計画　第２章　第２節　動員配備　【資料 2-2-3】(P.398) により招集を行うものとする。

３　配備体制時の動員人員

配備体制別の各部の職員総員数は【資料 2-2-2-4】(P.160) のとおりである。

各活動責任者は、これを基に、あらかじめ各配備体制においての応急対策活動事務に配置すべき職員の名簿を備えるとともに、参集人員の低下に伴う活動の影響度について事前に把握しておく。また、災害対策活動が長期化した時は、職員の勤務体制を交替制にする等の配慮を行い、職員家族の安否確認及び職員の健康保持に配慮するものとする。

上記により、職員の応援が必要になった時は、４により本部に要請する。

４　応援職員の要請

本部の各部長は、災害対策活動を実施するにあたり職員が不足し他部班の職員の応援を受けようとするときは総務班あて次の要領で要請するものとする。

(1) 各班活動責任者は、班内の掌握事務を処理するにあたり職員が不足するときは、総務班（総務課長）に要請するものとする。

(2) 総務班は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

① 他の部班の職員

② 町の職員をもって不足するときは、県または他の市町村の職員を派遣する。

（地方自治法第252 条の17若しくは災害対策基本法第29条の規定により）

第２部　第２章　第17節　広域応援要請（P.251）により、適切な動員を行うこと。

なお、事態安定期においても、総務班が応援職員の動員を行う。

【資料 2-2-2-3】　勤務時間内の伝達系統

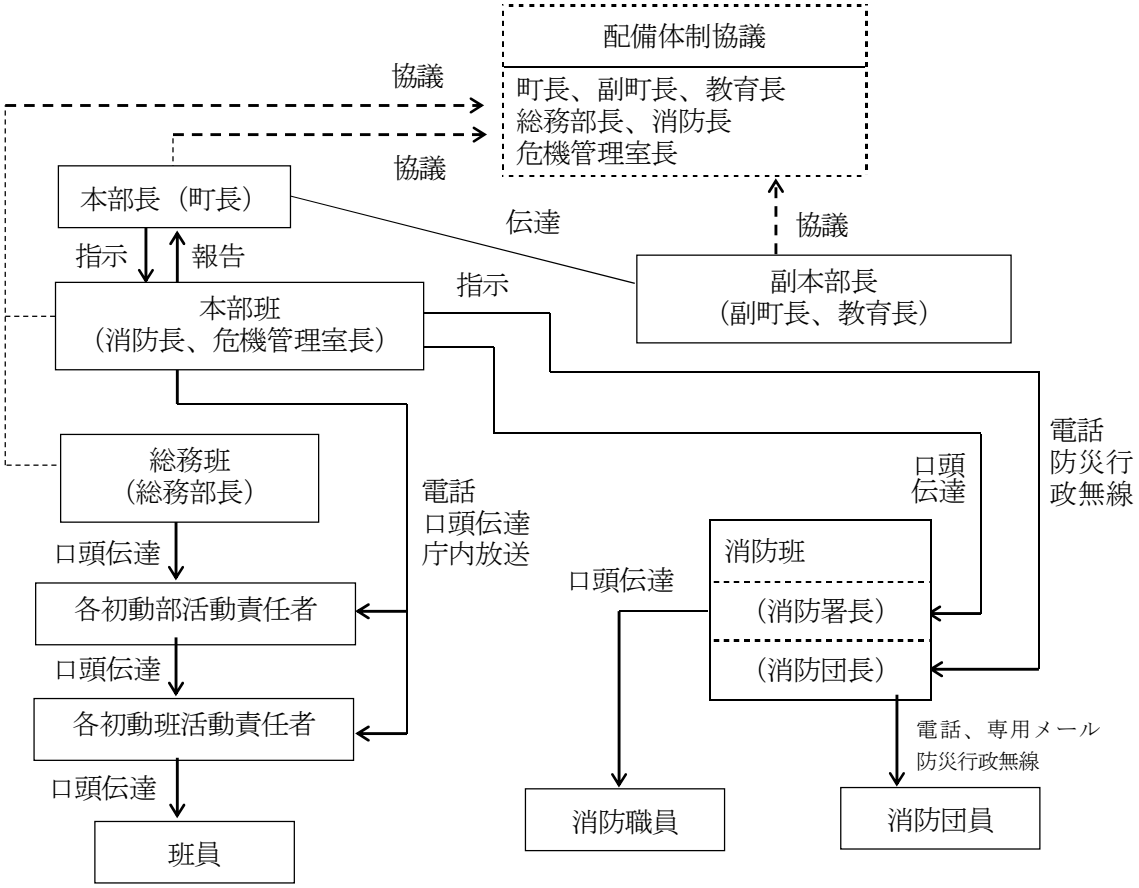

【資料 2-2-2-4】-1　配備体制別職員動員表（人数）

（平成30年10月1日現在）

部 （部　長）	班	班　長	所属職員 （名）	配　備　体　制		
				警　戒 配　備 体　制	１号 配 備 体 制	２号 配 備 体 制
本部長、副本部長、教育長			３	３	３	３
本部事務局 （危機管理室長） （消防長）　（総務部長）	本部班	危機管理室長	３	２	２	３
		消防課長	８	２	６	８
	総務班の一部	総務課長	１１	２	５	１１
	部　内　合　計		２２	６	１３	２２
情報広報部 （総務部長） （会計管理者） （議会事務局長）	総務班	総務課長	５	０	２	５
	企画政策班	企画政策課長	５	１	４	５
	財政班	財政課長	６	１	３	６
	行政推進班	行政推進課長	６	１	３	６
	管財契約班	管財契約課長	６	１	３	６
	税務班	税務課長	１９	１	６	１９
	会計班	会計課長	４	１	１	４
	議会事務局班	議会事務局長	４	１	１	４
	選挙管理委員会事務局班	選挙管理委員会事務局長	１	１	１	１
	監査委員事務局班	監査委員事務局長	２	１	２	２
	部　内　合　計		５８	９	２６	５８
住民部 （民生部長） （教育次長）	福祉支援班	福祉支援課長	９	２	５	９
	子育て支援班	子育て支援課長	５３	１	２２	５３
	健康推進班	健康推進課長	９	１	３	９
	高齢介護班	高齢介護課長	１０	１	３	１０
	国保年金班	国保年金課長	１３	１	４	１３
	住民班	住民課長	１３	１	４	１３
	商工観光班	商工観光課長	７	２	３	７
	教育委員会 教育総務班	教育委員会 教育総務課長	１６	３	９	１６

部 （部　長）	班	班　長	所属職員 （名）	配　備　体　制		
				警　戒 配　備 体　制	１　号 配　備 体　制	２　号 配　備 体　制
住民部 （民生部長） （教育次長）	教育委員会 生涯学習班	教育委員会 生涯学習課長	１３	１	７	１３
	教育委員会 スポーツ・文化振興班	教育委員会 スポーツ・文化振興課長	１１	２	７	１１
	水道班	水道事業所長	１０	１	３	１０
	社会福祉協議会事務局班	（社会福祉協議会事務局長）	(10)	（２）	（２）	(10)
	部　内　合　計		１６４ (174)	１６ (18)	７２ (74)	１６４ (174)
重機部 （環境経済部長） （建設部長）	環境班	環境課長	２２	２	６	２２
	農政班	農政課長	６	１	３	６
	道路班	道路課長	１９	２	５	１９
	都市施設班	都市施設課長	９	１	５	９
	下水道班	下水道課長	７	１	４	７
	農業委員会事務局班	農業委員会事務局長	３	１	２	３
	部　内　合　計		６６	８	２５	６６
救出部 （消防署長）	消防班 （消防署）	警備第１課長 警備第２課長 分署長	５９	７	２３	５９
合　　計			３７２ (382)	４９ (51)	１６２ (160)	３７２ (382)

資料 2-2-2-4】-2　配備体制別職員動員表（人数の内訳）　（平成30年10月1日現在）

配備体制	職員配備人員内訳	消防団員配備内訳
情報収集配備体制 49名（51名）	課長級以上	副分団長以上 9名
１号配備体制 162名（160名）	副主（技）幹級以上	班長以上 85名
２号配備体制 372名(382名)	全職員	全団員 199名

（　）内の数字は社会福祉協議会事務局職員数を含めた人数

第３節　地震情報等の収集、伝達

実施担当	本部事務局（本部班）

地震情報を迅速、的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種の応急対策に活用するとともに、必要な情報を必要な機関、町民へ伝達する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　地震情報等の種類等	１６４	本部班
２　緊急地震速報	１６４	
３　地震情報で用いる地域名	１６４	
４　震度情報ネットワークシステム	１６５	
５　災害情報管理システム	１６５	
６　地震情報等の受理伝達	１６５	
【資料一覧】 資料2-2-3-1　地震情報・緊急地震速報受理伝達図	１６６	

１　地震情報等の種類

気象庁は、必要に応じて地震の規模、震度、震源に関する情報等を発表する。

（1）地震情報の種類、発表基準、内容は、次のとおりである。

情報の種類	発表基準	内　容
震 度 速 報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配はない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名毎の観測した震度を発表。

	・津波警報・注意報又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報)」で発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域での規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地のデータをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

(2)「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件は、次のとおりである。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が総体的に高まった状態ではないと評価された場合。
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	南海トラフ地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合。

２　緊急地震速報

最大震度５弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度４以上)が予測される地域の名前を強い揺れが来る前に発表。

町では、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備し、緊急地震速報を防災無線を用いて住民に伝達する。

３　地震情報で用いる地域名

地震情報で用いる地域名は、次のとおりとする。

神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市 逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、 高座郡、中郡
神奈川県西部	小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、 足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡

４　震度情報ネットワークシステム

気象台以外から地震情報を収集する手段として神奈川県震度情報ネットワークシステムを利用する。

本システムは、地震発生時、各市町村に設置された計測震度計により地震発生時刻や震度階及び加速度を知らせるとともに、地震警報告知装置の警報ランプを点灯させ、警報ブザーを鳴らし地震発生を知らせる。また、地震発生後直ちに県庁及び消防庁の受信装置に地震情報を送出するもので、地震災害対策体制の早期確立を目的として構築されたシステムである。

５　災害情報管理システム

県内の防災関係機関が入力した被害情報や応急措置に関する情報を、集計や地震情報として迅速に把握できるシステムである。

６　地震情報等の受理伝達

地震に関する重要な情報について、神奈川県または関係機関から連絡を受けたとき、又は自らが知ったときは、直ちに町民へ周知するものとする

『様式 2-2-3-1』 地震情報・緊急地震速報受理伝達図

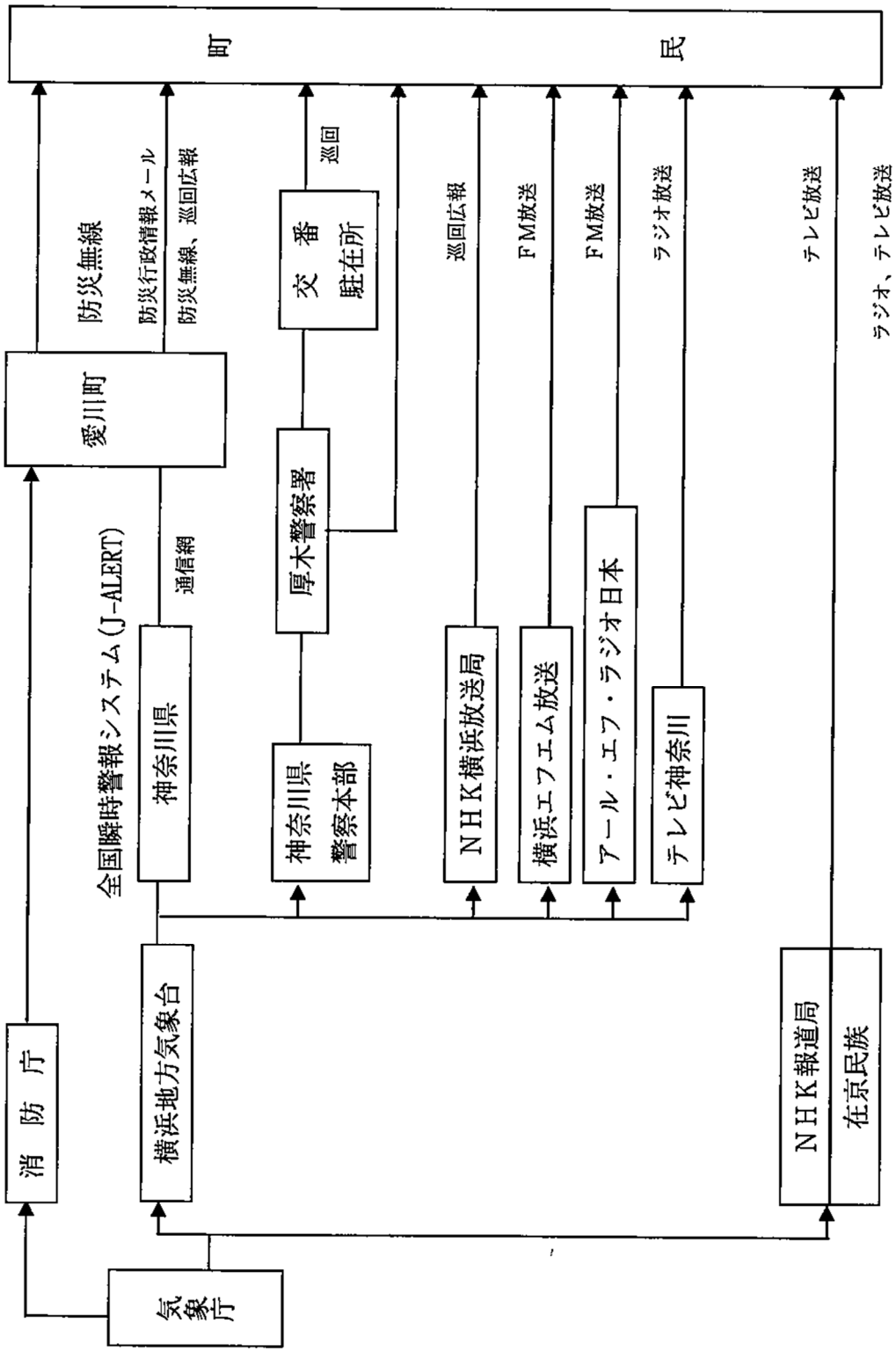

第４節　人命に係わる災害情報の収集報告

実施担当	情報広報部（企画政策班、財政班、行政推進班、税務班、議会事務局班、会計班、管財契約班、監査委員事務局班、選挙管理委員会事務局班、総務班） 救出部（消防班（消防団））、自主防災組織、 愛川町アマチュアラジオ・サークル、JP1YGR管理団体

大地震発生により、要救出現場及び出火が多数発生すると予想される。これらに対処するため、早急な災害情報等の収集を行い、かつ通信連絡体制を確保し、自衛隊派遣要請や広域応援依頼等非常時の連絡通信を円滑かつ迅速に行うものとする。
また、安否情報について照会された場合は、情報提供に努めるものとする。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　情報収集員	１６７	情報広報部各班
２　参集途上時の災害情報の収集	１６８	全職員
３　自主防災組織との連携	１６８	情報広報部各班
４　消防団との連携	１６８	
５　人命に係わる災害情報の報告	１６８	
６　災害安否問い合わせ等の対応	１６９	
【資料一覧】 資料2-2-4-1　情報収集員等担当区域表	１７０	

１　情報収集員

初動期において、人命に係わる災害情報の収集等を行う担当職員を「情報収集員」と位置づける。情報収集員は、情報広報部の中から選任し、担当区域を事前に決めておく。情報収集員の活動内容は次のとおりである。

(1) 地震が発生した時若しくは災害が発生するおそれがある時

① 勤務時間内⇒庁舎から、町内担当区域へ行き、人命に係わる被害情報を中心に収集する。情報収集員は無線を携帯できる場合は携帯し本部との連絡を行う。無線が輻輳等で使用できない時は、電話を利用、電話連絡も不可能な場合は直接本部へ報告し、人命救助情報報告書により情報広報部の責任者である企画政策班長に渡すものとする。

② 勤務時間外⇒まず、庁舎へ参集する。そこで、指示系統を確立し、勤務時間内の収集方法に従い活動を行う。ただし、担当区域に居住している場合は、とどまって活動する。

なお、被害情報の収集を行う際、消防団、自主防災組織との連携、情報交換に努めること。

【資料 2-2-4-1】　情報収集員等担当区域表（P.170）
『様式 2-2-4-1』　人命救助情報報告書（P.467）

(2) 情報収集員の収集する人命に係わる災害情報は下記の事項である。
① 倒壊家屋件数：倒壊家屋の件数を収集する意味は、要救出現場が何か所あるかということを把握するということである。よって、生き埋め者の可能性がある被害家屋の件数を収集する。
② 出火件数
③ 二次災害危険箇所：山崩れの発生するおそれがある箇所、危険物の流出・危険物にかかる火災発生のおそれがある箇所等を表す。
ただし、この情報は速報性を重んじるため、完全に正確であることより、ある程度推定でも、早く報告する必要性があることを念頭に置くこと。
(3) 人命に係わる被害情報を収集した後
① あらかじめ設定された町内担当区域へ行き、緊急避難場所の開設状況を自主防災組織の現地行政区対策本部と連携して収集し、場合によりその状況を本部へ口頭で連絡する。
（第２部 第２章 第８節 避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動(P.188) を参照。）
② 無線以外の広報（広報車等）及び住民への直接情報（ビラ等）の配付、掲示を担当する。

２ 参集途上時の災害情報の収集

夜間、休日等勤務時間外に参集を要する地震等が発生したとき、情報収集員以外の町職員においても、参集途上に出来る限りの人命に係わる災害情報を収集しなくてはならない その情報を行政推進班の責任者へ報告すること。

３ 自主防災組織からの災害情報の収集

自主防災組織単位において災害発生時、早急な救援活動を要請するために被害情報を収集する体制を設ける。自主防災組織員の活動内容は、次のとおりである。
(1) 災害発生時、初期消火、救出等自主防災活動を行うとともに、下記の事項について調査する。
① 倒壊家屋件数
② 出火件数
③ 二次災害危険箇所
(2) 本部との連絡手段は次のとおりである。
① 直接本部へ電話連絡する。
② 自主防災組織の連絡員を本部へ直接派遣する。
③ 本部から連絡員を直接派遣して現地調査によって確認する。
④ 現地の情報収集員による無線通信により行う。

４ 消防団からの災害情報の収集

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能をあげて行う。それとともに可能な限りの被害情報収集（１の(2) の情報）を行い、電話又は無線を用い本部へ連絡する。連絡手段が途絶されている時には、町の情報収集員に伝達する。

５ 人命に係わる災害情報の報告

情報収集員、自主防災組織員、消防団等により収集された人命に係わる災害情報は行政推進班が集約する。この情報は、以後の自衛隊の派遣要請依頼、広域応援要請依頼に係わる重

大な情報であるため、一刻も早い集約が必要である。

集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に本部事務局に報告し、本部事務局はこの報告を受け、県本部へ災害情報の第１報を行う。

『様式 2-2-4-1』人命救助情報報告書（P.467）

６　災害安否問い合わせ等の対応

災害安否電話、災害問い合わせについては、情報広報部責任者により指名された班員が次のとおりに対応を行うものとする。

(1) 電話受付部門は、防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせとを的確に仕分けする。

(2) 災害安否情報に関する電話は、統括する企画政策班が対応整理し、照会された場合は回答する。

(3) 企画政策班は、各種問い合わせに対する対応電話を決め、情報広報部責任者により指名された班員が、その電話で集中対応する。

(4) 電話の通信量が増加しても、決められた担当者の数で行い、各初動活動の遅れにつながらないように配慮する。

(5) 留守番電話等を用いた、情報の蓄積手段を行い、それを分析対応する手段等も考慮する。

(6) 災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板等を活用するよう広報する。

【資料 2-2-4-1】　情報収集員等担当区域表

地区名		担当班員	地区名		担当班員
愛川地区	川北		中津地区	上熊坂	
	宮本			熊坂	
	原臼			下谷・八菅山	
	両向			二井坂	
	細野			桜台	
	田代			半縄	
高峰地区	小沢			坂本	
	箕輪			六倉	
	角田			大塚	
	三増			桜台団地	
※　消防団員は消防団活動を優先して行う。				春日台	

（注）　情報収集員は町職員の中から事前指名するものとし、本部事務局は除外するものとする。また、年度当初、各班は、情報収集員担当区域を定めておく。

第５節　情報通信体制の確立

実施担当	情報広報部（総務班）

災害応急対策の成否を決定するには、指示、命令、被害情報等をいかに迅速かつ正確に伝達できるか否かにかかっている。ここでは、大規模広域災害にも対応し得る即応体制の充実、強化を図るため、効率的な通信の運用を確保するための対策を示す。災害時の情報は、適切な情報連絡手段を選択し迅速に伝達する。防災行政用無線の利用はその回線数の制約等から、不用不急の通信を控えることも重要である。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　使用通信設備	１７１	総務班
２　連絡体制及び連絡責任者	１７２	
３　有線通信途絶の場合の措置	１７２	
４　通信施設優先使用時の優先順位	１７２	
５　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の利用	１７２	

１　使用通信設備

大規模な広域災害にも対応し得る即応体制の充実のため、町及び防災関係機関が行う気象情報、災害情報、被害状況等の収集・報告、その他応急対策に必要な情報の通信には、次の通信設備を積極的に使用する。

(1) 加入電話(音声自動応答サービス等、携帯電話も含む)
(2) 防災行政無線(固定系)
(3)　　〃　　(移動系)
(4) 消防用無線
(5) 県防災行政通信網
(6) 県災害情報管理システム
(7) 町ホームページ及びソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）の活用

２　連絡体制及び連絡責任者

(1) 連絡体制

町及び防災関係機関は、相互に連絡体制の一本化を図り、町の連絡窓口は、主に総務班が担当することとする。

なお、町の連絡手段としては、緊急時に発信用優先扱いとなる「災害時優先電話」の活用を考慮する。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限（問い合わせ電話等とは、別にする）し、通信連絡にあたる。

(2) 連絡責任者

町及び防災関係機関に連絡責任者を定め、町においては総務課長があたり、通信全体を統括する。

３　有線通信途絶の場合の措置

地震災害時においては、有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となることが予想されるので、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保する。

(1) 県との通信連絡

愛川町と神奈川県とは、定められている非常通信ルートにより情報の伝達を行う。

また、非常通信ルートが使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

【非常時等の通信ルート】

(2) 町各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、愛川町防災行政無線（車載型、可搬型、携帯型）により行う。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。

なお、伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

通信の統制は、次により実施する。

① 統制者の専任（統制者→総務課長）
② 重要通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）
④ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る）
⑤ 簡潔通話の実施（通信は、明瞭、簡潔に）
⑥ 専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しないこと）

(3) アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、町内ハムクラブ（愛川アマチュアラジオサークル及びJR1YGR管理団体）と締結した「災害時非常無線通信の協力に関する協定」に基づき非常災害通信協力隊の協力を要請する。

また、中津交通と締結した「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

『協定 2-2-5-1』　災害時非常無線通信の協力に関する協定（P. 518）
愛川町非常災害通信協力隊
『協定 2-2-5-2』　災害時タクシー無線通信の協力に関する協定書（P.519）
『協定 2-2-5-3』　非常無線通信の協力に関する協定書（P.520）

４　通信施設優先使用時の優先順位

通信施設を優先して使用又は利用する場合の優先順位は概ね次の順位による。

(1) 住民に対する避難勧告・指示等の人命に関する事項
(2) 応急措置の実施に必要な事項
(3) 災害警報
(4) 災害予報
(5) その他予想される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項

５　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の利用

地震災害時に電話通信が困難な場合、行政側にて災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとする。

また、利用する際には、東日本電信電話（株）神奈川事業部に利用を開始した設置場所等を通知するものとする。

第６節　初動対応期の災害広報活動

実施担当	情報広報部（総務班、選挙管理委員会事務局班）

人命の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び一般町民に対し被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。特に、報道機関に対しては住民向けの掲示板的な役割を担ってもらうよう協力を要請する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　住民に対する広報	１７５	総務班 選挙管理委員会事務局班
２　災害時要援護者に対する広報	１７６	
３　報道機関に対する発表・依頼	１７６	
４　関係機関との調整	１７７	
【資料一覧】 資料2-2-6-1　広報案文 資料2-2-6-2　一般住民に対する広報活動指針図	 １７８ １７５	

１　住民に対する広報

(1) 住民に対する広報は、災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報するものとし、災害発生前の広報としては予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、報道機関に依頼し、広報を行うほか、広報車等を利用して、広報活動を行うものとする。又、災害発生後の広報としては、被害の程度、避難準備及び避難の勧告、指示、応急措置の状況等が災害時要援護者を含め、すべての人に確実に行きわたるように広報するものとする。

(2) 広報は、防災行政無線、広報車、防災行政情報メール、町ホームページ、ツイッター、コミュニティーエフエム局(エフエムさがみ等)、ケーブルテレビ局（ジェイコムイースト)、自主防災組織、新聞広告、ビラ、チラシ等をもって周知させるものとする。

　また、「災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書」に基づき、集配郵便局等を媒体としての郵便局ネットワークを活用した広報活動に努める。

広報案文について【資料 2-2-6-1】(P.178) にあらわす。

【資料 2-2-6-1】　広報案文（P.178）

①災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書　『協定2-2-6-1』(P.523)
②災害情報等の放送に関する協定　『協定2-2-6-2』(P.525)
③災害発生時における日本郵便株式会社愛川町内郵便局と愛川町との協力に関する協定書　『協定2-2-6-3』(P.530)
④災害時における放送等に関する協定　『協定2-2-6-4』(P.532)
⑤　地震時、火災時の広報
　ア　地震情報、余震情報の伝達（案文１）　イ　被害の状況（案文２）
　ウ　火災発生の状況（案文３）　エ　交通の状況（案文４）
⑥　避難、救護に関する広報
　ア　地震被害による避難、避難の指示、誘導（案文５）
　イ　救護対策の周知（案文６）
　ウ　防疫、保健衛生に関する注意（案文７）

また、一般住民に対する広報活動指針図を【資料 2-2-6-2】に示す。

【資料 2-2-6-2】　一般住民に対する広報活動指針図

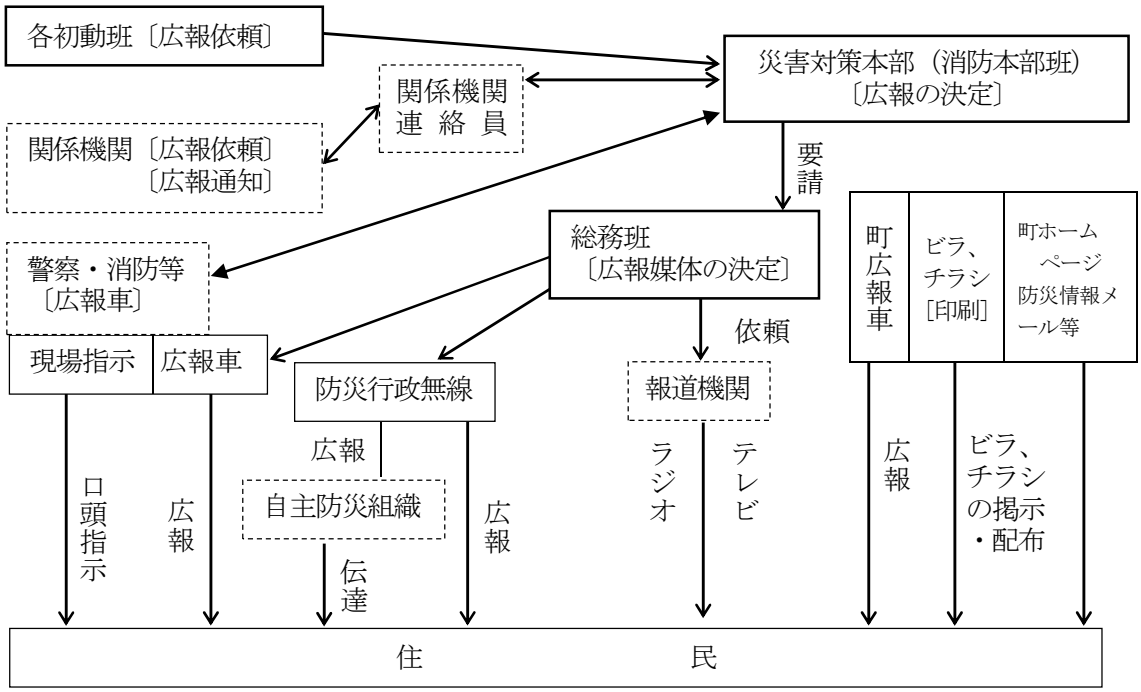

２　要配慮者に対する広報

要配慮者に対する広報手段は、高齢者、障がい者、外国人住民については以下のように行う。また、広報内容については１の(2)や３の(1)を参照する。

また、人工透析患者、難病患者や帰宅困難者などへの情報提供にも配慮する。

(1) 高齢者、障がい者に対する広報手段

① テレビの広報番組を文字放送若しくは手話通訳による放送で行う。（報道機関に依頼）＜聴覚障がい者＞

② ビラ、チラシの掲示・配布を行うとともに町ホームページに掲載する。＜聴覚障がい者＞

③ テレビ・ラジオでの繰り返しての情報提供を行う。＜視覚障がい者＞

④ 点字での広報を行う。＜視覚障がい者＞

⑤ 各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じての広報を行う。

(2) 外国人住民に対する広報手段

① 防災行政無線による広報、広報車等を使用した外国語放送

② テレビの広報番組を外国語の文字放送で行う。（報道機関へ依頼）

③ 外国語によるビラ、チラシの掲示・配布等を行う。

④ 国際交流団体や支援団体に協力を求め広報を行う。

３　報道機関に対する発表並びに依頼

総務班は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告又は指示及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民へ周知徹底の必要のある事項については速報を依頼する。

(1) 報道機関に広報する場合、次のとおりに行うものとする。

① 報道場所は、役場４階会議室とする。

② 発表担当者は、総務部長が行うものとする。総務部長不在のときは、総務課長が行う。

③ 警察、消防、県との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

④ 事前に、報道発表時間を公表する等を行い、決められた時間に広報することに努める。

⑤ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

（２　要配慮者に対する広報　参照）

(2) 初動対応期に行う広報内容はおおむね次のとおりとする。

① 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
② 災害対策本部の設置又は廃止
③ 地震情報（地震の規模等）
④ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
⑤ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
⑥ 建物崩壊状況、浸水状況（ 〃 〃 ）
⑦ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
⑧ 電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
⑨ 給食、給水等の実施状況（供給日時、量、対象者）
⑩ 医療救護所の開設状況、周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベット数
⑪ 避難場所等（避難所の位置、経路、避難状況等）
⑫ 道路障害物、し尿、ゴミの状況並びに除去見込み
⑬ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
⑭ 防疫状況と注意事項
⑮ 住民の心得、人心の安全及び社会秩序保持のため必要な事項
⑯ 被災地外の住民へのお願い及び安心情報
（例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、梱包を、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても内容が判別できるように、物資の種類、量、サイズを明記して、被災地に送付してほしい。等

４ 関係機関との調整

連絡員調整室を設置したときは、国や県、各防災関係機関の連絡員を待機させ、町本部との情報の共有化を図る。

県現地対策本部において各防災関係機関との調整を行う場合は、県連絡員との情報交換及び広報の調整を行う。

(1) 災害対策本部が広報を実施したとき

町本部は、広報を実施したときは直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。連絡員は、その旨を所属機関に報告する。

(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに町本部へ通知すること。

通知の内容は、（災害）〔広報を実施した日時、広報の目的、広報内容の概要〕である。

このうち、実施した日時については、混乱防止のうえで特に重要である。

【資料 2-2-6-1】　広報案文

〔共通事項〕

（放送文の前に放送）

◎　こちらは、ぼうさいあいかわです。
◎　ぼうさいあいかわから、お知らせします。

（以下放送文は、２回繰り返す）

〔案文１〕　地震情報、余震情報の伝達文

【直後】

◎　ただいま、強い地震がありました。住民の皆さんは、火の始末をし、ガスの元栓を閉めて下さい。テレビ、ラジオ、町の情報に十分注意し、落ちついて行動して下さい。
◎　先程の地震の震源地は○○で、震源の深さは約○km地震の規模は、マグニチュード○と推定されます。
　愛川町の震度は○でした。
　今後も、テレビ、ラジオや町役場からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。
◎　ただいまの地震によって町内各地に多くの被害がでているもようです。
　町は災害対策本部を設置し、総力をあげて対策を進めております。
・　みなさんの協力で、助け合って下さい。
・　近所で助けを求めている人がいないか確かめて下さい。
・　また、家の倒壊などで、救助の必要な場合は消防署又は役場若しくは各地区の自主防災組織へ連絡して下さい。

【10分後】

◎　今後、余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありません。
・　おちついて行動して下さい。
・　崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。
・　火の元は消しましたか。
・　火が出たら大声を出してみんなの協力で消して下さい。
・　また、火災や救助、救急は消防署に知らせてください。

〔案文２〕　被害の状況

◎　これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	○○人　、	行方のわからない方	○○人
重傷者	○○人　、	軽傷者	○○人
全壊家屋	○○棟　、	半壊家屋	○○棟

◎　現在、町内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
　テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文３〕　火災発生の状況

◎　ただいま、○○○（地区名）の○○○○（氏名）さん宅附近で火災が発生しました。消防団員の方は出動して下さい。
◎　○○○地区の皆さんに、お知らせします。
　○○地区で発生した火災は、強い風のため、さらに燃え広がる危険がでてきました。
　消火活動にあたっている方を除いて○○地区の皆さんは最小限の必要携帯品を持って、至急風上の○○に避難して下さい。
　落ち着いて、消防職（団）員の指示に従って下さい。

〔案文４〕　交通の状況

◎　現在、町内のすべての道路が○○のため車輛の通行が禁止されています。 住民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。 ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。 ◎　現在、町内を運行しているバスは○○を走っている○○交通の○○行きです。 ◎　テレビ、ラジオ、町の情報に十分注意し、落ち着いて行動して下さい。

〔案文５〕　地震被害による避難の指示、誘導

◎　家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて避難して下さい。 ◎　○○地区周辺は、○○のため避難勧告（指示）が出されました。避難先は、○○公園、○○学校です。 家の戸締りをして、家族そろって早く避難して下さい。

〔案文６〕　救護対策の周知

◎負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。けがをされた方は○○に行って下さい。

〔案文７〕　防疫、保健衛生に関する注意

◎　食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。 また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

〔共通事項〕
（放送文の後に放送）

◎　こちらは、ぼうさいあいかわです。

【資料 2-2-6-1】-2　広報案文（ポルトガル語）

＜地震時の避難行動（TERREMOTOS：-）＞

De pequenas propor··es, ocorrem com freq··ncia e n·o h· o que temer.
Para se proteger de um terremoto;abra as portas, apague todas as chamas da cozinha e do sistema de aquecimento, proteja-se debaixo de uma mesa, n·o corrapara fora de casa. Se houver riscos de inc·ndio, ap·s um terremoto de grande dimens·o, v·a uma ·rea de evacua··o. Dirija-se a p·nunca de carro.
h4antenha-se afastado de paredes, precipicios e rios. Aja de acordo com as informa··es dadas pelo r·dio, pela televisao e pelos auto－falantes.

＜広報案文（SEGURAN·A EM CASOS DE EMERG·NCIA）＞

〔共通事項（Boletim de lnforma··o P·blica）〕
（放送文の前に放送（Autes da transmissao de um comunicado importante,　fala-se atrav·s do alto-falante:-））

◎　kotirawa,bousai Aikawa desu.(Aqui,· da Preven··o de Desastres de Aikawa)
◎　Bousai Aikawa kara, oshirase shimasu. (A seguir, transmitiremos umcomunicado)

（以下放送文は、２回繰り返す(Ser· transmitido 2 v·zes)）

〔案文１〕　地震情報、余震情報の伝達文（Informa··es sabre o terremoto:）
【直後】

◎　Acaba de ocorrer um grande terremoto. Todos os cidad・es devem apagar as chamas e fechar o registro de g・s. Preste bastante aten・・o nas informa・・es emitidas pela televis・o,pelo r・dio e pelos auto-falantes
◎　0 centro sismico deste terremoto est・ localizado em ○○ e o seu hipocentro foi calculado a ○○ Km. de profundidade. Em Aikawa mediu-se ○○ graus de intensidade. A dimens・o do terremoto ・ de magnetude ○○Mantenha a calma e siga as orienta・・es dadas pela televis・o,pelo r・d e pela prefeitura.
◎　Este terremoto causou muitas vitimas pela regi・o. A cidade se encontra em estado de calamidade. Com o esfor・o de todos,vamos seguir as seguintes medidas:・ Vamos mos ajudar mutuamente.・ Verifique, se existe algum vizinho necessitando de socorro.・ Confirmando a exist・ncia de algu・m que necessita de socorro, comuniq o centro do corpo de bombeiros,a prefeitura ou o centro de calamidade de seu bairro.

【10分後 (Ap·s 10 minutos)】

◎ Haver· um tremor secund·rio de menores propor··es.
・Mantenha a calma e movimente-se conforme as instru··es.
・Tome bastante cuidado com os pr·dios e destro·os caindo.
・Verifique se o fogo est· extinto.
・Se houver inc·ndio,grite e apague o fogo com a ajuda de todos.
・Em caso de incendio ou outra emerg·ncia,comunique o corpo de bombeiros.

〔案文２〕 被害の状況 (Informa··o sabre a situacao atual.)

◎ Conforme os dados que recebenos at・ o presente momento, informamos:-
Mortos ○○pessoas. Desaparecidos ○○pessoas.
Gravemente feridos ○○pessoas. Ferimentos leve ○○pessoas.
Casas compl/te.destruidas ○○casas. Casas parcil/te.destruidas ○○casas.
◎ No presente momento,a energia,el・trica,g・s, ・gua e todos os outros servicos est・o parados, inclusive a linha telef・nica.
Mantenha a calma,informe-se e siga a orienta・・o dadas pelo r・dio e pe televis・o.

〔案文３〕 火災発生の状況 (INCENDIO)

◎ Aten··o,comunicado de incendio em ○○○ lugar,na casa do Sr.○○○.
Solicitamos a mobiliza・・o do corpo de bombeiros.
◎ Ioformamos aos moradores de 000 regi・o:
Cuidado!! 0 inc・ndio em ○○ local pode alastrar-se devido ao vento forte.
As vitimas do inc・ndio devem dirigir-se ao abrigo em ○○ local.
Leve s・mente o necess・rio.
Siga as instru・・es do corpo de bombeiros.

〔案文４〕 交通の状況 (INFORMA··ES DE COMO AGIR:)

◎ No presente momento,todas as estradas da cidade estao impedidas. Por favor,n・o utulizem os veiculos motorizados.
Solicitamos aos motoristas para que sigam as orienta・・es,do r・dio ou policial presente no local.
◎ Aqui na cidade,no momento,est・ trafegando o ・nibus em ○○ local para ○○ lugar.
◎ Mantenha-se atento ·s informa··es do radio e televis·o. Mobilize-se cuidado.

〔案文５〕　地震被害による避難の指示、誘導（ORIENTA··O PARA ABRIGAR-SE AP·S UM TERREMOTO

◎ As pessoas cujas casas foram destru·das ou est·o prestes a cair devem dirigir-se a uma Area de evacuacao. Ao sair,apague o fogo,desligue a chave geral da energia el·trica e dirija-se ao local com calma.
◎ Foi decretado situa··o de emerg·ncia em ○○ regi·o por causa de ○ As pessoas desabrigadas devem dirigir-se ao Parque ○○ ou · ○○ escola.
Tranque a porta e dirija-se co皿toda a familia ao local determinado.

〔案文６〕　救護対策の周知（SOCORRO:）

◎ H· um Posto de Socorro Provis·rio para atender aos feridos em ○○. As pessoas feridas, dirijam-se para o local.

〔案文７〕　防疫、保健衛生に関する注意（PREVEN··O DE UMA EPIDEMIA. ORIENTA··O DO CENTRO DE SA·DE E HIGI·NE P·BLICA)

◎ Para evitar intoxica··o alimentar e doen··s contagiosas,beba apenas fervida. Tome bastante cuidado com a higi·ne.
Procure logo os cuidados de um m·dico ao apresentar sintomas como,febre diarr·ia,v·mito e qualquer indisposi··o f·sica. Ao apresentar sinto intoxica··o alimentar comunique o Centro de Sa·de P·blica.

〔共通事項〕
(放送文の後に放送（Ap·s as informa··es:))

◎ Aqu·,· da Preven··o de Desastres de Aikawa.

【資料 2-2-6-1】-3　広報案文（スペイン語）

＜地震時の避難行動（TERREMOTOS：-）＞

No hay que temer un peque·o terremoto qu·s ·s unfen·meno que ocurre con frecuencia. Para protegerse de un terremoto;abrir la puerta, apague todas las llamas de la cocina y de la calefaci·n,protejase debajo de una mesa,no correr para fuera de la casa. Si haber riscos de un incendio despu·s de un gran terremoto,dirijas6 para una area de evacuaci·n. Dirijase a pie,nunca de coche. Mantengase alejado de las paredes,precipicios y rios. Moverse de acuerdo con las orientaciones del r·dio, televisi·n.

＜広報案文（SEGURIDAD EN CASOS DE EMERGENCIA）＞

〔共通事項（Bolet·n de lnformaci·n P·blica）〕
（放送文の前に放送（Antes de la transmisi·n de un comunicado importante:））

◎ kotirawa,bousai Aikawa desu. (Aqu·,es de la Prevenci·n de Desastres de Aikawa)
◎ Bousai Aikawa kara, oshirase shimasu. (A seguir, transmitiremos um comuni cado)

（以下放送文は、２回繰り返す(Seri transmitido 2 veces.)）

〔案文１〕　地震情報、余震情報の伝達文（Informaciones sobre el terremoto:）
【直後】

◎ Acaba de ocurrir un gran terremoto. Apague el fuego y cerre la llave de paso. Escucha con atenci·n a las informaciones emitidas por la televisi·n por el r·dio y otros nedios de comunicaci·n.
◎ El centro s·smico del terremoto localizase en ○○ y su hipocentro fue calculado a ○○ Km.de profundidade. El movimiento s·smico de ○○ grados de magnitud se sinti· en Aikawa com intensidad de ○○ grados.
Mantenga a la calma y siga a las orientaciones de la televisi·n,del r·dio y municipalidad.
◎ La regi·n fue seriamente afectada por el terremoto,que origin· un tota de muchas personas damnificadas. Con los esfuerzos de todos vamos seguir a las siguientes recomendaciones:
・Vamos ayudarnos mutuamente.
・Verificar la existencia de alguna persona, alrededor necesitando de socorro.
・De confirmarse la exisitencia de alguien necesitando de socorro,
comunica el cuerpo de bomberos, la municipalidad o el centro de calamidad de su barrio.

【１０分後 (Ap･s 10 minutos)】

◎ Habr･ un temblor secund･rio de menores proporciones.
・Mantenga a la calma y siga a las orientaciones.
・Tenga bastante cuidado con los edificios y destrozos.
・Verifica si el fuego estえextinto.
・En caso de incendio,grita y con la ayuda de todos apague el fuego.
I En caso de incendio u otra emergencia, informar el cuerpo de bomberos.

〔案文２〕 被害の状況 (Informaci･n sobre situaci･n actual:)

◎ Conforme los dados que tenemos hasta el presente momento, informamos:-
Mortos ○○personas Desaparecidos ○○personas
Heridos grave ○○personas Herimentos leve ○○personas
Casas compl/te.destruidas ○○casas casas parcil/te.destruidas ○○casas
◎ En el presente momento,la corriente el･ctrica,gas,agua y todos los otro servicios estan parados, inclusive el te16fono.
Mantenga a la calma, informese y siga a la orientaci･n emitidas por el radio y televisi･n.

〔案文３〕 火災発生の状況 (INCENDIO)

◎ Atenci･n,comunicado de incendio en 000 lugar,en la casa del Sr.○○○.
Solicitamos la movilizaci･n del cuerpo de bomberos.
◎ Moradores de ○○○ regi･n, informamoles:
Cuidado!! El incendio em 00 lugar puede extienderse debido al viento fuerte.
Las vitimas del incendio deben dirigirse hasta el 00 lugar.
11eva solamente el necesario.
Siga a las instruciones del cuerpo de bomberos.

〔案文４〕 交通の状況 (INSTRUCIONES DEL MODO DE AGIR:)

◎ En el presente momento,todas las estradas de la ciudad est･n impedidas.
No uiliza el coche.
Solicitamos a los conductores para que siga a las orientaciones del radio u de la policia presente en el local.
◎ Aqui en la ciudad,en el momento,est･ trafegando el autob･s de ○○ lug para ○○ lugar.
◎ Mantengase atento a las informaciones del radio y televisi･n.Movilizase con cuidado.

〔案文５〕　地震被害による避難の指示、誘導（ORIENTACI･N PARA ABRIGARSE DESPU･S DE UN TERREMOTO）

◎ Las personas que tuvieron sus cases destru･das u est･ para caer,deben dirigirse a una area de evacuaci･n. AI salir,apague el fuego y cortar la corriente el･ctrica,dir･jate al lugar con calma.
◎ ○○ regi･n est･ en estado de alarma por causa de ○○.
Las personas pueden abrigarse en el Parque ○○ o en ○○ escuela.
Cerrar la puerta y ir para el lugar determinado con toda la fom･lia.

〔案文６〕　救護対策の周知（SOCORRO:）

◎ Hay un equipo de socorros para atender a los heridos em ○○. Las personas heridas, deben ir para el lugar.

〔案文７〕　防疫、保健衛生に関する注意（PREVENCI･N DE UNA EPIDEMIA. ORIENTACI･N DEL SERVICIO DE SANIDAD P･BLICA.）

◎ Para evitar la intoxicaci6n alimenticia y las enfermedades contagiosas, beber solamente el agua hervido, tenga cuidados con la higiene.
Procura luego un m･dico si presentar s･ntomas como:fiebre,diarrea,vomi y cualquier indisposici･n fisica. AI presentar sintonas de intoxicaci･alimenticia comunica el Servicio de Sanidad P･bloca.

〔共通事項〕
(放送文の後に放送（Despu･s de las informaciones:))

◎ Aqui,･ da Prevenci･n de Desastres de Aikawa.

第７節　消防活動

実施担当	救出部（消防班（消防署、消防団））、自主防災組織

大規模地震や大規模な市街地火災が発生した場合には人命の危険が予想される。災害活動のための常備組織である愛川町消防署は、関係機関・団体と連携しながらその全機能をあげて、消防・救出活動を実施する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　地震時における消防署の活動 １．１　活動方針 １．２　消防職員の自主参集 １．３　活動部隊の増隊 １．４　消防水利等の確保 １．５　その他消防署の活動の留意事項	１８６	消防班 （消防署）
２　消防団の活動 ２．１　消防団員の自主参集 ２．２　消防団の活動体制	１８７	消防班 （消防団）
３　自主防災組織の初期消火	１８７	自主防災組織
【資料一覧】		

１　地震時における消防署の活動

１．１　活動方針

地震災害発生時に消防が行う災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は次のとおりとする。

(1) 消火活動の優先

地震災害は人命にかかる多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。従って、地震時における警防活動は、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るとともに住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な活動を図る。

(2) 人命の救助、救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突、毒劇物の漏洩などが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、人員資機材を活用して、人命の救助、救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民が当該街区から避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ることを重要任務とする。

１．２　消防職員の自主参集

消防職員の自主参集基準は、いかなる時間においても、町の計測震度計で震度５弱以上の地震が発生した時又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、自己の判断により

消防職員は署・分署に参集しなければならない。
ただし、動員配備により招集命令を受けたとき及び災害の発生するおそれ又は災害の発生を認知した時は、地震規模に関係なく直ちに参集すること。
参集途上においては、可能な限りの被害情報を収集し、本部へ報告すること。
（第２部　第２章　第４節　人命に係わる災害情報の収集報告(P.167)を参照のこと）
動員配備により招集命令は、第２部　第２章　第２節　動員配備基準表及び配備体制別職員動員表（P.156、160）を参照のこと。

１．３　活動部隊の増隊
活動部隊の増隊に対しては「愛川町震災時火災警防活動計画」に基づいて行うこととする。

１．４　消防水利等の確保
消防水利等については、日常より消防水利施設の整備を行い確保しているが、地震発生に伴い支障が生ずるおそれもあるため、次のことを考慮して確保するものとする。
通常、地震時は消火栓が使えないため、防火水槽による水利の利用を第一の水利として考え、消火を行うが、水道管の破損、防火水槽の破損が生じて水利を求めることが出来ない場合、町内全域に存在する河川、水路の水、学校等にあるプールの水を利用することを考慮する。

１．５　その他消防署の活動の留意事項
(1) 機材の整備充実に努める。
(2) 初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
(3) 庁舎並びに車両の被害状況の調査と応急措置にあたる。
(4) 広報車を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大の恐れが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。
(5) 非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

２　消防団の活動
２．１　消防団の自主参集
消防団の自主参集については１．２　消防職員の自主参集に準ずる。
ただし、参集場所は各団員の所属する各部器具舎とする。

２．２　消防団の活動体制
消防団は、平常時から地域に密着して防火活動を行っていることから、震災時には、地域住民の中核的存在として以下の活動に従事する。
(1) 住民、自主防災組織に対する出火の防止、初期消火等の指導を行う。
(2) 倒壊家屋等の下敷きになっている者への住民、自主防災組織による救助救出活動の実施主体として従事する。
(3) 消防署の消火活動を補完し、協力体制を組むものとする。
(4) １隊を５人１組にすることで活動部隊の増隊を図る。

３　自主防災組織の初期消火
自主防災組織は、発災時において速やかに消火体制を確立するため次のような行動をとる。
(1) 家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ決められた公民館等に参集する。
(2) 地域内の各家庭に対して出火防止、初期消火行動について呼びかけを行う。
(3) 防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。
(4) 消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消火活動にあたる。

第８節　避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動

実施担当	本部事務局（本部班）、情報広報部（総務班） 住民部（住民班、福祉支援班、国保年金班、高齢介護班、子育て支援課、教育委員会教育総務班、生涯学習班、スポーツ・文化振興班）社会福祉協議会事務局班 救出部（消防班（消防署、消防団））、厚木警察署、自衛隊

火災、浸水等の災害から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合、町長は、地域の住民に対して避難の勧告又は指示を行う。
避難の必要が生じたときは、町民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導し、避難所の開設担当者はいち早く開設の準備をしなければならない。

〔災害救助法適用〕→ 第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」(P.257)参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　避難の勧告又は指示	１８９	本部班
２　警戒区域の設定	１９２	本部班
３　避難勧告・指示又は警戒区域を設定した場合の報告	１９４	総務班
４　避難誘導及び移送 ４．１　町民の避難誘導 ４．２　避難行動要支援者の避難誘導 ４．３　学校、事業所等の避難誘導 ４．４　誘導方法及び輸送方法	１９４	住民部・救出部 厚木警察署
５　避難所の開設	１９５	住民部の施設所管
６　避難の勧告・指示の解除	１９６	本部班
７　避難所の運営 ７．１　避難所の運営担当者 ７．２　避難所運営の職務内容	１９６	住民部の施設所管
８　広域的避難	２０１	本部班
９　要配慮者の二次避難場所等への移送	２０１	福祉支援班、高齢介護班、国保年金班、社会福祉協議会事務局班
10　避難所の開設期間	２０１	本部班
11　ボランティアの受け入れ	２０１	福祉支援班、社会福協議会事務局班
【資料一覧】 資料2-2-8-1　避難勧告・指示の実施責任区分 資料2-2-8-2　避難勧告・指示の区分、伝達方法 資料2-2-8-3　警戒区域の設定権者区分 資料2-2-8-4　指定緊急避難場所一覧表 資料2-2-8-5　指定避難所一覧表	 １８９ １９０ １９３ ２０２ ２０５	

１　避難の勧告又は避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害防止等を図るため必要があると認められたとき危険区域の居住者に対し、下表の実施責任者は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

また、要配慮者や避難に時間を要するものに対して、避難勧告の前段で避難の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を発令するように努める。

なお、避難のため立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合には、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

※「勧告」はその地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為であり、「指示」は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるための行為である。

(1) 実施責任者

避難の勧告又は避難指示（緊急）を行う者は【資料 2-2-8-1】のとおりである。

【資料 2-2-8-1】　避難勧告・指示の実施責任区分

実施責任者（区分）	災害の種類	避難勧告・指示の要件	根拠法令
町長（勧告・指示）	災害全般	災害の危険がある場合必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告又は指示するとともにあわせて立ち退き先を指示する。この際、ホットラインを活用し、国や県の専門的な知見等の助言など支援を求めることができる。 なお、居住者に避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を発表することができる。	災害対策基本法 第６０条 第６１条の２
警察官（指　　示）	災害全般	・町長が避難のための立退きもしくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき。 ・町長から要求があったとき。 ・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等、急を要するとき。	災害対策基本法 第６１条 第６１条の２ 警察官職務執行法第４条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（指　　示）	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に警察官等がその場にいないとき。	自衛隊法 第９４条
県知事又は県知事の命を受けた職員（指　　示）	地すべり 洪水	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第２５条 水防法第２９条
水防管理者（指　　示）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第２９条

(2) 避難の勧告、指示が発せられる場合の基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難指示（緊急）とする。

【地震時】

① 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶとき。
② 地すべり、崖崩れ等が発生し、または発生する恐れがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
③ 有毒ガス等危険物質が流出拡散し、またはその恐れがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
④ 強い余震の恐れがあり、家屋の倒壊が予想されるとき。
⑤ その他災害の状況により、町長が必要と認めるとき。

【風水害時】

以下の基準を参考に、今後の気象予測や各種防災気象情報、併せて巡回パトロールや現場監視による現地情報等を考慮し、総合的に判断して発表する。

① 神奈川県及び横浜地方気象台から暴風、大雨、洪水、台風等災害に関する予報・警報・情報が発表され避難を要すると判断されるとき。
② 神奈川県及び横浜地方気象台から「土砂災害警戒情報」の警戒対象地域の指定を受け、避難を要すると判断されるとき。
③ 神奈川県及び横浜地方気象台から提供される「土砂災害警戒情報を捕捉する情報」により、土砂災害の発生する危険性が高まったと判断されるとき。
④ 河川が「避難判断水位」に達したとき、又は一定時間後に「氾濫危険水位」に到達すると見込まれるとき。
⑤ 河川上流域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
⑥ 地すべり、崖崩れ等が発生し、または発生する恐れがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。

(3) 避難勧告等の区分及び伝達方法

避難勧告等には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）があり、それぞれの内容について【資料 2-2-8-2】 避難勧告等の区分、伝達方法に示す。

【資料 2-2-8-2】 避難勧告等の区分・伝達方法

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（指示）
状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（指示）
住民に求める行動	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが望まれる。	・予想される災害に対応した指定避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退きを躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退きはかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。
伝達内容	①　発令者 ②　避難すべき理由 ③　避難すべき場所 ④　避難すべき経路 ⑤　避難にあたっての注意事項	①　発令者 ②　避難すべき理由 ③　避難すべき場所 ④　避難すべき経路 ⑤　避難にあたっての注意事項	①　発令者 ②　避難すべき理由 ③　避難すべき場所 ④　避難すべき経路 ⑤　避難にあたっての注意事項
伝達方法	①　広範囲の場合 緊急速報「エリアメール」、テレビ・ラジオ等報道機関、防災情報メール、防災行政無線、広報車、町ホームページ、ツイッター等の活用 ②　小範囲の場合 マイク放送（携帯又は消防車)、防災情報メール、防災行政無線、広報車、電話連絡等 ※避難勧告等の対象区域に洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域（県指定）が含まれているときは、当該区域内にある災害時要援護者施設に対して電話連絡等により情報を伝達する。 ※必要に応じ、戸別の口伝達も併用 〈戸別訪問による伝達〉 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）を発令したときが、夜間、停電等又は風雨が激しく、各戸に対して完全に周知することが困難な場合は消防団、自主防災組織等に連絡し対象地域の世帯を戸別訪問し伝達周知を図る。 (関係者と協議し定める。)	同　左 ※サイレン、警鐘乱打 →第3編　第2章　第4節 水防計画 【資料2-5-8】参照	同　左

(4) 避難にあたっての注意事項

① 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、かつ電気のブレーカーを切って戸締りを完全に行うこと。

② 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。

③ 避難者は、２食程度の食料、水、手拭い、ちり紙、最小限の着替え肌着、照明具、救急薬品を携帯すること。

④ 服装は軽装とするも、素足をさけ、必ず帽子、頭巾等を着し、必要に応じて雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携帯すること。

⑤ 自動車による避難、単独行動による避難はさけ隣近所そろって避難する。

⑥ できれば氏名票を肌に携行すること。（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの）

⑦ 貴重品以外の荷物（大量の家具衣類等）は持ち出さないこと。

⑧ 来街者や観光客(外国人を含む)に避難方法・避難場所を案内すること。

⑨ 原則的には、下記の各避難所への避難順序に従うこと。

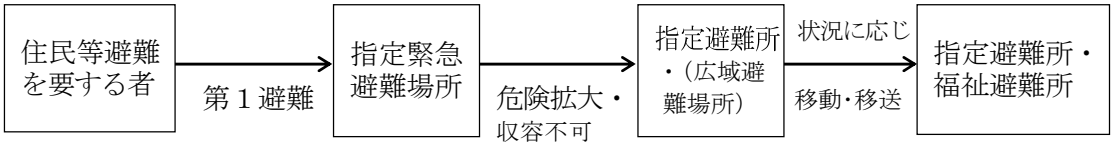

内容や時期、方法については第１部　第３章　第８節　避難活動体制の整備（P.86）を参照。

２　警戒区域の設定

(1) 実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置の一つとして町長は、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第63条第１項、警戒区域設定権）。

※　警戒区域の設定が、避難の指示（同法第60条）と異なる点は、

第１に、避難の指示が対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第２に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第３に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（第116条第２号）ことになっており、避難の指示については罰則がない。

町長の警戒区域設定権は，地方自治法第153条第１項に基づいて町の職員に委任することができる。

(2) 警戒区域の設定権者区分を、【資料 2-2-8-3】に示す。

【資料 2-2-8-3】　警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種　類	内容（要件）	根　拠　法
町　　長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警　察　官	災害全般	同上の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自　衛　官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上の場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条第3項 自衛隊法第94条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防法第28条 〃　第36条
水防管理者消防機関に属する者	洪　　水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

(3) 警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要がある。しかし、災害の種別によっては、円滑な交通を確保するため、交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施することもある。警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであることから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する必要がある。

このようなことから、警戒区域の設定をいかなる範囲に設定するかの判断は、高度の技術的知識、経験と慎重さが求められるものである。したがって、警戒区域の設定は、これらの要因と迅速、かつ的確な実施が絶えず調和することに配慮して設定時期を失することのないよう措置しなければならない。

(4) 警戒区域を設定した場合の伝達方法

避難勧告、指示及び避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法を準用する。

３　避難勧告・指示又は警戒区域を設定した場合の報告・通知

(1) 県知事、及び警察署長に対する報告通知

避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は警戒区域を設定したときは、次により速やかに必要事項を通知する。

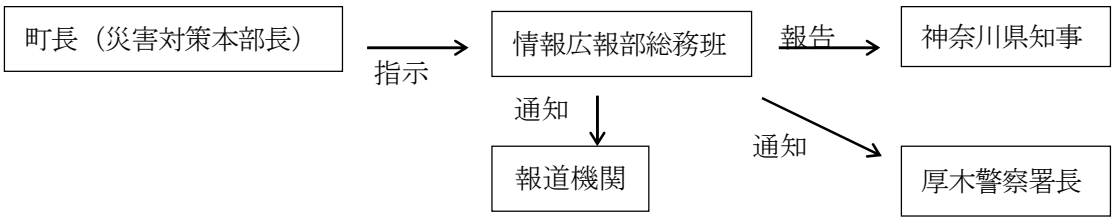

(2) 関係機関との連絡

避難の勧告、指示又は、警戒区域の指定は、警察署、県等防災関係機関と相互に緊密な連絡をとりながら行うものとする。

なお、警察官、自衛官が単独で避難のための立ち退きを指示したとき、又は、警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

４　避難誘導及び移送

４．１　町民の避難誘導

町民の避難誘導は、時間的に余裕がある場合は、町職員や警察官が自主防災組織、消防団の協力により実施する。

また、発災初期及び時間的な余裕のない時は、災害現場において避難勧告又は指示の伝達を行った者あるいは自主防災組織等が担当する。

ただし、勤務時間外に大規模地震が発生した場合等では、避難誘導が不可能になることもあるので、町民は、あらかじめ指定されている避難所を把握し、避難勧告等が出された場合には避難するとともに避難できる体制を取っておく必要がある。特に、指定緊急避難場所及び指定避難所の内容、避難方法を熟知しておくこと。

４．２　避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者は、特に最優先に避難誘導を行うこととし、４．１の要領により車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じた避難を自主防災組織が中心となって実施する。この際、福祉支援班等が中心となり、情報収集員等が名簿や地図の活用し、自主防災組織及び地区民生委員等との情報交換により、避難行動要支援者の避難状況を把握する。

４．３　学校、事業所等の避難誘導

学校、会社、事業所等で多数の人が集合する場所及び不特定多数の人が利用する施設における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。ただし、学校等については、災害の規模態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者に協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講ずる。児童生徒等保護対策については、第２部　第３章　第８節文教対策（P. 314）を参照のこと。

４．４　誘導方法及び輸送方法

(1) 地域の実情に応じて安全な避難経路を２箇所以上設定し、広報車等により伝達する。広報車による広報は総務班が担当する。

(2) 避難経路中に危険の箇所があるときは、明確な標示なわ張り等を行い避難に際し予め伝達するか誘導員を配置する。特に危険が認められたときは他の安全な場所に誘導する。

(3) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。

(4) 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ、舟艇等資材を配置し万全を期する。

(5) 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
(6) 避難者が自力により立退き不可能な場合は車両等により輸送を行う。なお被害地が広域で、大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県に対して応援要請を行うものとする。
(7) 避難開始とともに、町職員、警察官、消防団員等による現場警戒区域を設置し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

５ 避難所の開設

(1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設、【資料2-2-8-5】指定避難所一覧表（P.205）を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、バラック、テント等により仮設するものとする。

避難場所としては、指定緊急避難場所、指定避難所に分かれており、その基準等については、第１部　第３章　第８節　避難活動体制の整備（P.86）を参照のこと。

(2) 収容対象者

① 災害によって現に被害を受けたもの。
　ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者：全壊（焼）、流出、半壊（焼）床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。
　イ 現実に災害を受けた者：自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。
② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者。
　ア 避難勧告、指示が発令された場合
　イ 避難勧告、指示は発せられないが、緊急避難の必要がある場合。

(3) 開設担当者

避難所の開設については、職員避難所従事者、住民部の施設所管が担当するほか、災害の状況により避難所運営委員会が必要に応じて避難所を開設することからその開設状況の把握にも努める。

【資料 2-2-8-4】　指定緊急避難場所一覧表（P.202）
【資料 2-2-8-5】　指定避難所一覧表（P.205）

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があり、かつ施設管理者が避難所に在所するときには、施設管理者が実施する。

開設担当者は、目視により、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないかを判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。

(4) 開設手順

標準的な避難所の開設手順は、概ね次のとおりである。

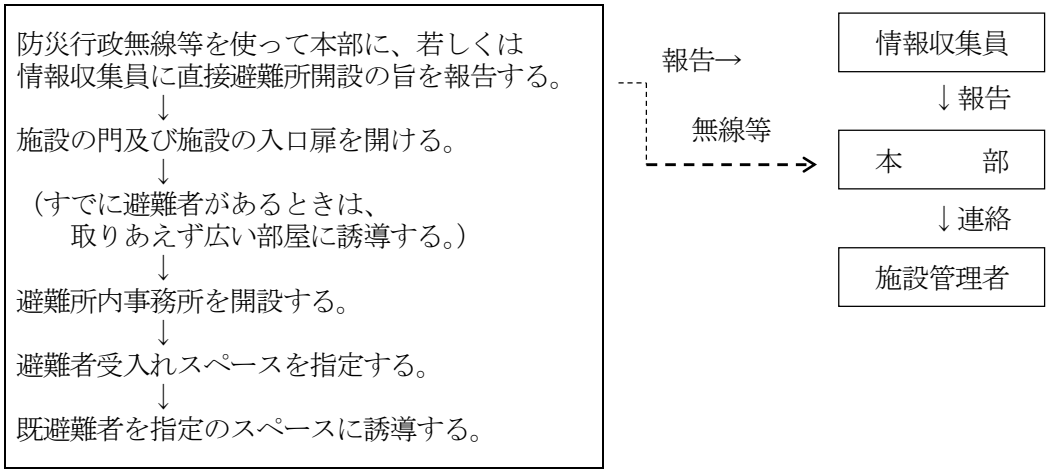

① 開設担当者は、防災行政無線を携帯し、かつ本部との連絡可能な場合は、避難所開設の旨を報告する。無線等により連絡不可能な場合は、情報収集員にその旨を報告する。報告をうけた情報収集員は、無線等若しくは直接伝言にて本部に避難所開設の報告を行う。報告内容「開設の日時、場所及び施設名」（情報収集員については第２部第２章　第４節　人命に係わる災害情報等の収集報告（P. 167）を参照のこと。）

② 避難所内に運営マニュアルに基づく「運営本部」を開設する。事務所には避難者からよく判るように「運営本部」の標示をする。なお、避難所を開設した以降は、運営本部に必ず要員を常備配置しておくこと。事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者収容名簿、事務用品等）を準備する。

③ 避難所運営マニュアルに基づき、避難者の受入れスペースを設定する。この際に、避難所運営活動班の指示により、できるだけ地域性を考慮してスペースを設定する。スペースを設定するときは、概ね３㎡／１人以上の面積を基本とし、できるだけ個人のプライバシーが確保できる設定を考慮する。設定の方法は、簡易組み立て間仕切り、床面にテープ又は掲示等で標示する。避難所の指定スペースへの誘導は、避難所運営活動班がマニュアル等に基づき行い、避難所担当職員においては、避難所運営全般に係る支援と本部等との連絡調整にあたる。

④ 避難所の開設の報告を受けた本部は、速やかに施設管理者等にその旨を連絡する。

６　避難の勧告・指示の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。

解除の伝達方法は勧告指示する際の方法を準用する。

７　避難所の運営

避難所は災害による避難者が、一定期間、臨時の生活拠点として利用するところである。避難所が避難者にとって秩序のとれた臨時の生活拠点として機能するためには、自主防災組織等の代表、施設管理者及び町職員からなる避難所運営委員会を設置し、ボランティア等の協力を得て、プライバシーの確保を図り、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。

(1) 避難所運営の基本原則

① 避難場所では、避難者の自治運営を原則とする。

② 避難所運営委員会・運営本部は、運営に関わる事項を協議し決定する。

③ 避難者支援は、「公平」を原則とするが災害時要援護者には十分な配慮をする。

(2) 避難所運営委員会
① 区役員・避難者
② 避難所従事者（避難所開設町担当職員等）
③ 施設管理者（教職員等）
④ その他避難所運営委員会が必要と認めたもの

(3) 組織図

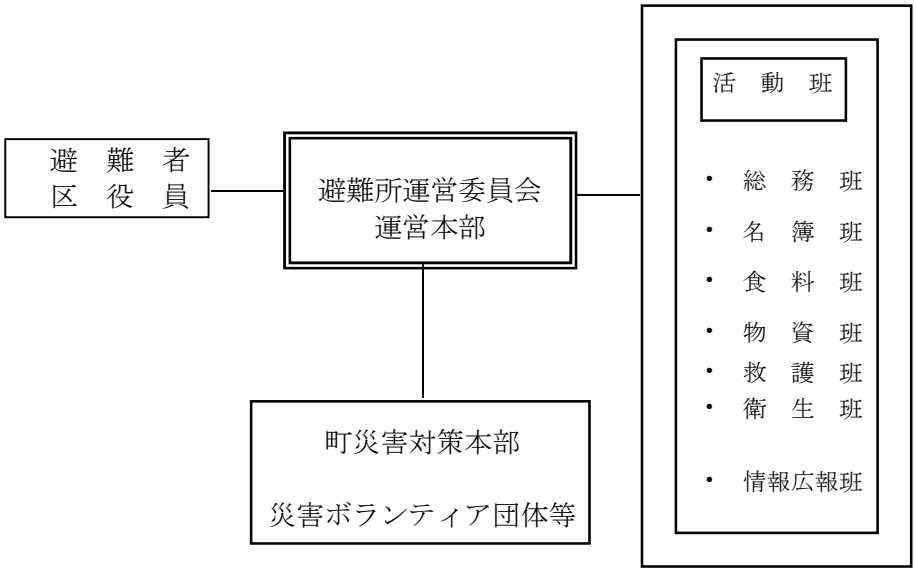

(4) 運営本部の組織編成

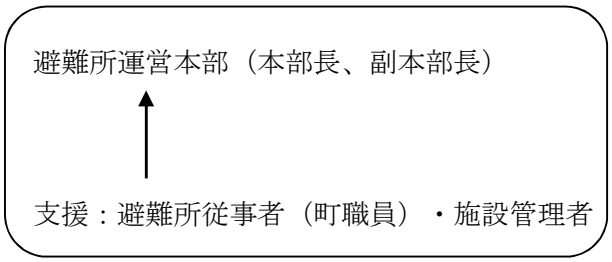

活動班（班長、副班長）
本部の指揮により避難所運営活動の中心的役割を担う
・・・（支援）ボランティアほか

(5) 活動班の具体的な役割

① 総務班の活動内容

ア 避難所運営本部の庶務・事務局

イ 災害発生時間、被害状況、避難所のレイアウトを施設管理者等と相談・早期設定
・避難所の秩序（必要があれば保安要員を確保し、パトロール実施）
・ボランティアとの連絡調整、避難所日誌の記録

② 名簿班の活動内容

ア 避難者カードをもとに名簿を作成し、避難生活者の把握に努める。

イ 名簿を一元管理し、入所者・出所者を確実に把握する。安否情報の問い合わせに対応する。

ウ 活動班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

③　食料班の活動内容

ア 給食
・防災備蓄倉庫や各自治会で所有する大釜を搬入
・食料、飲料水の管理、配給
・名簿班、物資班と協力し炊き出しに必要な材料、燃料等を避難所従事者を通じて町災害対策本部に要請する。

イ 給水
・貯水槽に残った水の使い方、給水車の手配を給食同様に要請する。
・給水車からの平等な水の分配
・飲料水兼用耐震性貯水槽、濾水機により飲料水を確保する。

④　物資班の活動内容

ア 名簿班と連携し避難者数を把握する。備蓄物資や町災害対策本部から救援物資や生活必需物資等を受け入れ管理配布する。（高齢者、障害を持つ方への優先対応と公平な分配に努める）

イ 配布時にパニックが起きないように対策を講じる。

⑤　救護班の活動内容

ア 負傷者の応急手当、医療機関への誘導・搬送の手配

イ 要援護者の保護
・名簿班と連携し負傷者を救護する。
・障がいのある方、お年寄り、妊婦等の援護
・避難者のメンタルケア

⑥　衛生班の活動内容

ア 共同生活班の清掃分担づくりと生活用水の確保

イ ゴミの出し方（分別）のルールの徹底指導、施設でのごみの処置

ウ ゴミ収集等で発生するハエや蚊などの衛生害虫駆除に必要な防疫用薬剤を避難所従事者を通じて町災害対策本部に要請、確保する。

エ 仮設トイレ等の設置、使用方法の周知徹底。

⑦　情報広報班の活動内容

ア 避難所に掲示場を１カ所設置し、情報管理を一元化する。（デマ、パニック防止）時系列を考慮した掲示方法により各種情報を伝達する。

イ 避難所従事者及び施設管理者と連絡調整を行い、避難生活に必要となる生活関連情報、生活支援情報を収集し伝達する。

(6) 設置直後の重要事項

◇ 開設所運営組織の確立（整然とした開放を行うために）
◇ 避難区分の分配
◇ けが人の確認・手当
◇ 通信手段の確保
◇ 水、トイレ、水道、電気の状況把握

《上水道が断水した場合》
（飲料水等）給水車、プールの水利用、（トイレ）プールの水利用

《下水道が使用不能になった場合》
仮設トイレ（貯留式）の設置が必要

課題＼時期		初　動　期 （１～３日）	復旧過程期 （４～１４日）	復　旧　期 （１５日～ ）
総括的課題		・避難所の開設 ・避難者の入所 ・運営委員会の設置 ・各委員会組織編成 ・避難者の把握 ・避難者の救護	・避難所運営組織の円滑な運営 ・避難者の健康管理等	・避難者の生活自立への支援 ・避難所の閉鎖
避難所生活上必要となる基本事項	情報の提供等	・正確・迅速な情報提供、とりまとめ 安否情報、被害情報 医療救護情報、遺体安置・埋葬情報 等 ・臨時電話等の開設	・正確・迅速な情報提供、とりまとめ 安否情報、被害情報 医療救護情報 ライフライン、交通等の復旧情報 ・ 臨時電話等の開設	・就業及び公的資金援助等生活自立再建に係る情報 ・復旧情報 ・応急仮設住宅等に関する情報
	飲料水、食料 生活物資供給	・公平な配分提供 ・生命維持に必要な質量の供給	・公平な配分提供 ・健康保持や多様性にも配慮した供給	・同左
	避難所内の 環境整備等	・生活空間の確保 ・警備、清掃の体制づくり、トイレ等利用のルールづくり	・生活空間の公平な配分 ・避難者間のトラブルの処理	・避難者のメンタルケア ・プライバシーの保護
他の避難所からの受入体制づくり			・他の避難所からの避難者受け入れ準備	・他の避難所からの避難者受け入れ
施設再開の課題		・施設再開への努力	・一部施設を利用しての変則的な施設再開	・正常な業務の再開

７．１　避難所の運営担当者

避難所開設当初においては、開設担当者である住民部の施設所管や避難所運営委員が担当するが、自治組織（若しくは自主防災組織）による協力を得て運営を進めるものとする。避難所運営の長期化を考慮し、各ボランティア団体との連携をとった避難所ごとの自主運営への移行体制を確保すること。

７．２　避難所運営の職務内容

(1) 避難者収容名簿の作成

避難者名簿は以後の食料、生活用品の対応に必要であり、さらに町民からの問い合わせに応じるために早急に作成する必要がある。名簿の作成は、避難者に避難者カードを交付し、避難者各人が記入する。

『様式 2-2-8-1』　避難者名簿　(P.469)
『様式 2-2-8-2』　避難者カード (P.470)

自分で記入できない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難所開設担当者または、避難所運営委員(名簿班)が記入する。その後、避難者カードを集計整理し避難者名簿に転記し、速やかに、住民部長へ提出する。住民部長は、これらの集計を行い、本部へ提出する。なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、新避難所に提出するように指示するとともに避難者名簿の変更を行う。

(2) 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うための区分けである。部屋割りの単位は、地区単位や部屋単位等とし、実際の区分けは、運営マニュアルに基づく避難所運営委員の指示や自治組織（若しくは自主防災組織）等の自主的な編成に委ねる。各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報の受渡しはこの代表者を経由して行う。各部屋の代表者の役割は下記のとおりである。

① 町からの指示、伝達事項の周知
② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
③ 物資の配付の指示
④ 各避難者の要望のとりまとめ

(3) 食料、生活必需品の請求、受払

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについて、本部へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、部屋ごとに配付する。この際、物品の受払簿に記帳する。　　『様式 2-2-8-3』　物品の受払簿（P.471）

(4) 状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。また、特段の異常がなくとも１日に１回午前10時に住民部の施設所管で集計のうえ本部へその旨を報告する。避難所内での運営の状況については、避難日誌『様式 2-2-8-4』(P.472) に記録する。

８　広域的避難

大規模な災害が発生し、町単独では避難地等の確保が困難となった場合には、県に対し、町域を越えた避難地等の確保について広域的な調整を要請する。

９　要配慮者の二次避難場所等への移送

要配慮者については、避難所生活を続けることが非常に負担となるため、災害発生からの避難が落ちついた時点で、それぞれに適した場所への移送を行うことが望ましい。移送については、医療機関や養護施設等への移送を医療関係者とともに適切に行っていくものとする。町では、愛川町福祉センター、中津公民館（レディースプラザ）を要配慮者のための重点収容施設「福祉避難所」として位置づけているため、必要が生じた場合は、速やかに各避難所からの受入れを行う。

10　避難所の開設期間

避難所を開設する期間は、災害救助法の適用があった場合には、災害救助法施行規則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示561号）において災害の発生の日から7日以内と規定されており、期間の延長が必要な場合は、内閣総理大臣との協議、承認を得て期間を延長することができる。

11　ボランティアの受け入れ

避難所において救援活動を行うボランティアの受け入れについては、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携し災害ボランティアセンターで活動のコーディネート体制を整え対応する。

12　避難所以外の被災者への対応

(1) 在宅避難者への対応

町は、在宅避難者の把握とともに運営委員会、自主防災組織等と協力し、生活関連物資の配布等必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 車中泊等の避難者への対応

やむを得ず車中泊する避難者については、支援が必要な在宅避難者同様、生活関連物資の配布等必要な措置を講ずるよう努める。なお、車中泊避難者に対してはエコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

【資料 2-2-8-4】-1　指定緊急避難場所一覧表（その１）

避難場所名	所在地	電話番号	対象となる災害		
			地震	洪水	土砂
県立あいかわ公園・パークセンター	半原5423	281-3646	○	○	○
川北児童館	半原6356	－	○	×	×
宮本児童館	半原4604	－	○	○	○
半原保育園	半原4495-1	281-0244	○	○	○
半原公民館	半原4343-3	281-0177	○	×	○
原臼児童館	半原2312-1	－	○	○	○
半原小学校	半原2201	281-0144	○	○	○
愛川ソーラー観光広場	半原2891	－	○	○	○
両向児童館	半原2683-5	－	○	○	○
県立愛川ふれあいの村グラウンド	半原3390	281-1611	○	○	○
細野児童館	半原498	－	○	○	○
細野クラブ（中細野児童遊園地）	半原477	－	○	○	○
田代小学校	田代500	281-0047	○	×	○
愛川中学校	田代1395	281-0094	○	○	×
田代保育園	田代323	281-1191	○	×	○
田代児童館	田代489-ｲ	－	○	×	○
田代第一町内会事務所	田代1569-1	－	○	×	○
角田児童館	角田2469-1	－	○	○	○
愛川町ありんこ高峰作業所	角田2191-2	281-5448	○	×	×

【資料 2-2-8-4】-2　指定緊急避難場所一覧表（その２）

避難場所名	所在地	電話番号	対象となる災害		
			地震	洪水	土砂
下之街道公民館	角田1413	－	○	○	○
戸倉公民館	角田4353-2	－	○	×	×
峰公民館	角田1929-2外1	－	○	○	○
海底公民館	角田4231-3	－	○	○	×
高峰小学校	三増767	281-0389	○	○	○
高峰保育園	三増773	281-1186	○	○	○
三増児童館	三増591	－	○	○	○
上三増公民館	三増2060-5	－	○	○	×
金屋公民館	三増1590-4	－	○	○	○
中里公民館	三増1661-6	－	○	○	○
下宿公民館	三増50-4　外１	－	○	○	○
新宿公民館	三増860-19	－	○	○	○
県立愛川高等学校	三増822-1	286-2871	○	○	○
小沢児童館	角田642-1	－	○	×	○
上小沢公民館	角田752-6	－	○	○	○
梅沢公民館	角田332-7	－	○	○	○
愛川中原中学校	角田210	286-2710	○	○	○
下箕輪公民館	角田3088-4	－	○	○	○
愛川東中学校	中津1400	285-0029	○	○	○
菅原小学校	中津1103	285-2794	○	○	○
上熊坂児童館	中津386-1	－	○	○	○

【資料 2-2-8-4】-3　指定緊急避難場所一覧表（その３）

避難場所名	所在地	電話番号	対象となる災害		
			地震	洪水	土砂
上熊坂東公民館	中津1158-6外１	－	○	○	○
中津小学校	中津544	285-0082	○	○	○
中津保育園	中津544	285-0084	○	○	○
熊坂児童館	中津511	－	○	○	○
楠公民館	中津485-2	－	○	○	○
下松台公民館	中津690-3	－	○	○	○
中津工業団地第１号公園（体育館）	中津4043	285-1818	○	○	○
下谷八菅山児童館	中津6222	－	○	×	×
八菅山公民館	八菅山141-3外1	－	○	○	○
二井坂児童館	中津3724-2	－	○	○	○
半縄公民館	中津3903-1	－	○	○	○
坂本体育館	中津5177	286-2753	○	×	○
坂本児童館	中津5178-2	－	○	×	○
中津南保育園	中津3893	286-0077	○	○	○
桜台児童館	中津7341	－	○	○	○
桜台団地公民館	中津4061-9	－	○	○	○
大塚児童館	中津1855-3	－	○	○	○
六倉児童館	中津2273-3	－	○	○	○
中津第二小学校	春日台2-9-1	285-2960	○	○	○
春日台保育園	春日台2-11-3	285-0795	○	○	○
春日台会館	春日台3-6-18	285-8293	○	○	○

広域避難場所一覧表

名　称	所在地	電話番号	名　称	所在地	電話番号
県立愛川ふれあいの村グラウンド	半原3390	281-1611	愛川中原中学校校庭	角田210	286-2710
半原小学校校庭	半原2201	281-0144	愛川東中学校校庭	中津1400	285-0029
田代小学校校庭	田代500	281-0047	中津小学校校庭	中津544	285-0082
愛川中学校校庭	田代1395	281-0094	中津第二小学校校庭	春日台2-9-1	285-2960
高峰小学校校庭	三増767	281-0389	菅原小学校校庭	中津1103	285-2794
県立愛川高等学校校庭	三増822-1	286-2871	中津工業団地第1号公園	中津4043	285-1818
坂本運動場	中津5165-1	－			

【資料 2-2-8-5】　指定避難所一覧表

避難所名	所在地	電話番号	対象地区
半原小学校	半原 2201	281-0144	川北区、宮本区、両向区、原臼区、細野区
高峰小学校	三増 767	281-0389	三増区 角田区（中の平・峰・戸倉・海底町内会）
県立愛川高等学校	三増 822-1	286-2871	小沢区（小沢・梅沢自治会） 角田区（下之街道町内会） 箕輪区（睦台自治会）
愛川中原中学校	角田 210	286-2710	箕輪区（原箕輪・下箕輪・幣山自治会） 小沢区（上小沢自治会） 田代区
愛川東中学校	中津 1400	285-0029	上熊坂区
中津小学校	中津 544	285-0082	熊坂区（楠・松台・大田窪・稲荷木の一部）、下谷八菅山区、二井坂区、桜台区、半縄区、桜台団地区、坂本区
中津第二小学校	春日台2-9-1	285-2960	春日台区、大塚区
菅原小学校	中津 1103	285-2794	熊坂区（楠・下菅原・一ッ井・松台・大田・大田窪・稲荷木の各一部は除く）
中津工業団地第１号公園（体育館）	中津 4043	285-1818	六倉区

福祉避難所

避難所名	所在地	電話番号	対　　象
福祉センター	角田257-1	285-2111	避難所における生活が困難な要配慮者等の避難者
中津公民館	中津293-3	285-1600	

第９節　救出・救助

実施担当	本部事務局（本部班）、重機部（道路班、環境班、都市施設班）、 救出部（消防班（消防署、消防団））、自主防災組織、厚木警察署、自衛隊

大地震においては、建築物や構造物等の倒壊及び落下物等により、下敷きや生き埋めになる者が多数発生すると予想される。これらに対処するため、救出活動体制を確保し迅速、的確な救出活動にあたるものとする。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P. 257）参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　救　出 １．１　救出対象者 １．２　救出体制の確保 １．３　救出活動要領	２０７	本部班 消防班
２　関係機関等との協調	２０８	本部班 消防班
３　災害救助法が適用された場合の留意点	２０８	
【資料一覧】 資料2-2-9-1　　救出活動等指針図	２０９	

１　救　出

１．１　救出対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者。

(1) 火災時に火中に取り残された者。
(2) 災害の際に水と共に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者。
(3) 倒壊家屋の下敷きになった者。
(4) 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者。

１．２　救出体制の確保

地震災害発生時における、救出体制の確保は、次の要領で行う。

(1) 地震発生後、消防本部、消防署、消防団及び自主防災組織、町民は速やかに住居周辺に倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないか状況調査を行う。
(2) 火災の発生が認められた場合、第２部　第２章　第７節　消防活動（P.186）に従い初期消火活動を行う。
(3) 被害の状況については、第２部　第２章　第４節　人命に係わる災害情報等の収集報告（P.167）に従い、本部へ報告を行う。
(4) 本部は、要救出現場の把握ができた際に、必ず情報収集員を通じて重機部へ被害状況を報告すること。
(5) 消防団及び自主防災組織により、救出に係われる人員の把握及び救出機器の確認を行い、救出隊（消防団員、自主防災組織、住民で１班10人程度）を可能な限り多数結成する。ただし、消防団は消火活動に全消防力を投入する場合も生じることから、自主防災組織による救出体制の確保が必要になることを想定しておかなければならない。
(6) 要救出現場の場所、箇所数等の報告を受けた重機部は、社団法人愛川町建設業協会加入業者等により、地域性を考慮し救出用の重機（バックホー、小型クレーン車等）の調達を要請する。同時に救出活動の協力を要請し、迅速かつ適切な配置を行う。
『協定 2-2-9-3』　災害時における機材の出動等に関する協定書（P.540 ）
『協定 2-2-9-3』 災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定書（P.544 ）
『協定 2-2-9-3』　災害時における応急措置に関する協定書（P.549 ）
『協定 2-2-9-4』　災害時における建設機材の供給に関する協定書（P.553 ）

１．３　救出活動要領

救出活動の方法は、次の要領で行う。

(1) 消防本部、消防署、消防団及び自主防災組織等が相互協力し、その管轄区域の救出方法を決定し、各救出隊を結成し救出活動を行う。厚木警察署等の応援を得られた場合においても同様に相互協力し、救出活動を行う。
ただし、特殊救助技術を要する場合は、その状況により機械力をもつ必要な救助隊（消防、警察、自衛隊等）の派遣を本部に要請する。
(2) 広域応援等で、複数の機関（消防、警察、自衛隊等）が同一現場で救出にあたる場合は、本部班、消防班が中心となって各機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
(3) 救出した傷病者は緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位等を決定するトリアージを行い、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。医療については、第２部　第２章　第10節　緊急医療（P.210）により適切かつ迅速な処理を行うものとする。
(4) 各救出隊は、その目的の活動が完了した場合は、別災害地への救出体制を速やかにとるものとする。

【資料 2-2-9-1】 救出活動等指針図（P.209）

(5) 被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと、神奈川県救急医療情報システムを活用して広域的な救急活動を実施する。

２　関係機関との協調

(1) 広域応援隊等の派遣要請

地震等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出が困難と認められるときは、県本部に自衛隊派遣要請を依頼する。

（第２部　第２章　第16節　自衛隊の派遣要請（P.247）を参照）

(2) 救出については、所轄警察署（厚木警察署）と十分な連絡をとり、協力を要請し、円滑な救出活動を実施する。

（第２部　第２章　第12節　災害警備（P.224）を参照）

所轄警察署	所　在　地	連　絡　先
厚木警察署	厚木市水引　1-11-10	℡　223-0110

３　災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

①　借上費　：　舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの。

②　修繕費　：　救出のために使用した機械器具の修繕費。

③　燃料費　：　機械器具等を使用する場合に必要な燃料費、照明用の灯油代、採暖用燃料費。

(2) 期間

災害発生の日から３日以内（ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）

【資料2-2-9-1】 救出活動等指針図

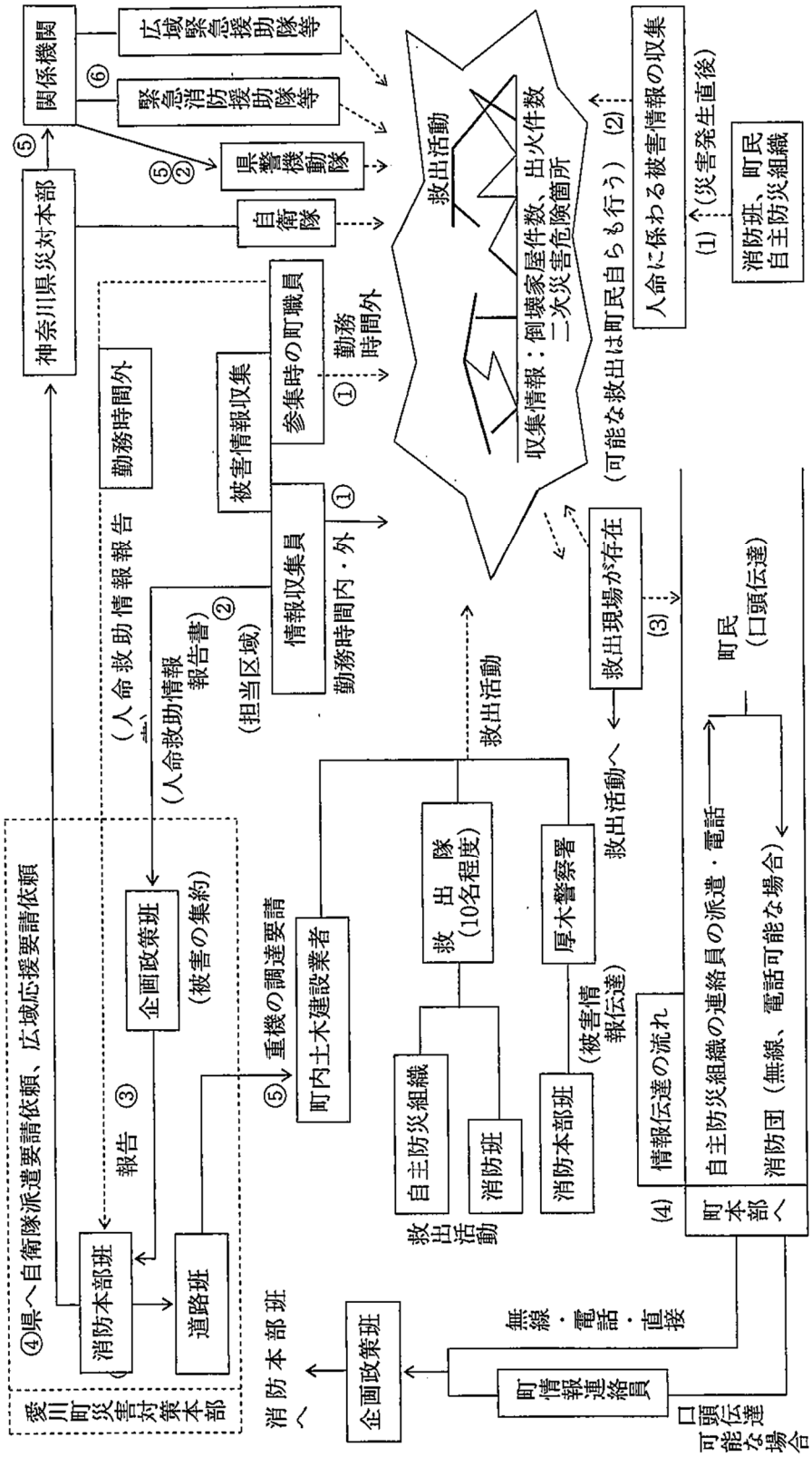

凡例：①～⑥ 町災害対策本部活動系統
(1)～(5) 自主防災組織等救出活動系統

第10節　緊急医療

実施担当	住民部（健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班） 救出部（消防班（消防署））、（一社）厚木医師会、（一社）厚木歯科医師会

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱したため、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　応急医療需要及び医療可能機関・施設の把握 １．１　応急医療需要の把握 １．２　医療可能機関・施設等の把握と周知	２１１	健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班
２　愛川北部病院等、医療機関等への搬送	２１１	消防班
３　住民等の自主的対応	２１２	
４　医療救護班の編成・派遣	２１２	健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班
５　災害時医療救護所の設置	２１３	
６　医薬品等の確保	２１３	健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班
７　広域応援医療体制の確保	２１３	健康推進班、消防班
８　災害救助法における医療及び助産の考え方	２１３	
【資料一覧】 資料2-2-10-1　愛川町内医療機関一覧表 資料2-2-10-2　災害医療拠点病院 資料2-2-10-3　愛川町医薬品取扱業者一覧表	 ２１５ ２１６ ２１９	

１　応急医療需要及び医療可能機関・施設の把握

１．１　応急医療需要の把握

(1) 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。

(2) この場合、医療機会の喪失が生命に危険を及ぼす恐れのある者、高齢者等の災害時要援護者は医療面での援助を特に必要とするため、災害時要援護者の医療環境、居住を把握する。

１．２　医療可能機関・施設等の把握と周知

(1) 医療可能機関・施設等の把握

① 町内の医療機関の被害状況・医療可能病院の把握を行う。特に、時間外の場合は、参集途上に出来る限りの把握を行う。

【資料 2-2-10-1】　愛川町内医療機関一覧表（P.215）

【資料 2-2-10-2】　災害医療拠点病院（P.216）

② 県災害対策本部へ連絡し、周辺の被害状況、医療可能病院の把握を行う。

③ 同時に、町内の医療機関等での対応が不可能と判断される場合は、健康推進班は、「神奈川県救急医療情報システム（広域災害・救急医療システム・ＥＭＩＳ）」を活用するなど、あらゆる医療ネットワークを駆使して、医療可能病院の把握を行う。

(2) 医療可能機関・施設等の周知

第２部　第２章　第６節　初動対応期の災害広報活動（P.174）の計画にもとづき、医療可能機関・施設等を関係者に周知する。なお、この周知は迅速性を必要とするため、報道機関の協力を求める。

また、自主防災組織、消防団、住民へ無線及び口頭伝達等により迅速に伝えることも考慮する必要がある。

２　愛川北部病院等、医療機関への搬送

災害が発生し、傷病者等緊急に搬送する必要のある者が多数存在する場合、町内の医療可能な病院、診療所等医療機関又は助産機関へ収容するための措置を次のようにとるものとする。

(1) 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等及び町内の医療機関の被害状況を愛川町消防本部（℡ 285-3131、FAX 285-9119 防災行政通信網579-9203）に報告し救急車等による搬送を要請する。

(2) 愛川北部病院への収容

愛川北部病院を災害時支援病院として、傷病者の程度を考慮しつつ可能な限り収容する。

(3) 災害の規模及び負傷者の発生状況によっては、病院自体が被害を受けたり、傷者が被災地の病院に殺到することから医療活動、救急搬送活動に困難が生じる。（医者・医薬品・医療機関・救急車の不足、通信の途絶、交通混乱等）

このため、県内消防本部の救急車や自衛隊の車両等による搬送の応援及び医療関係者（日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、同歯科医師会、同薬剤師会）血液、

医薬品等の応援については、遅滞なく、県を通じ要請を行う。また、重傷患者の搬送で道路の損壊の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊のヘリコプターにより実施するため、同様に県を通じ要請を行う。

要請に際しては、本部事務局にその旨を報告し広域応援要請依頼の手段をとることとする。

３　住民等の自主的対応

関係機関において上記２のように対応した場合であっても、大規模地震時には、救急車搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため自主防災組織、住民等は、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要がある。

４　医療救護班の編成・派遣

(1) 医療救護班を編成するケース

近年の地震災害では、初動対応期においては、住民は最寄りの医療機関・施設に行き直接受診する（重傷者の場合は家族等が搬送する）ケースが多い。

初動対応期に医療救護班を編成・派遣して医療にあたる可能性があるのは、災害等により大量の重傷者が発生したときで、かつ、病院等への搬送手段が不足している場合などである。

ただし、この場合においても、医療救護班による災害発生現場での治療には制約が多いことから、出来るだけ設備の整った医療機関に搬送することが必要となる。

通常、地震災害時に見られる救護班の活動は、避難所での診療（風邪、健康状態の把握、軽傷の手当など)、在宅の要配慮者の治療が中心である。

以上のことに留意して、救護班の編成の要否・時期を判断する必要がある。

(2) 医療救護班の編成等

健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班は、地震災害により医療機関が混乱し、被災地住民が医療の途を失ったような場合、医療救護班を編成し、応急医療の実施にあたるものとする。医療救護班の編成は、概ね医師１人、保健師又は看護師（準看護師含む）２～３人、事務担当者１人、計４～５人を基準とする。

(3) 応急救護所の設置

応急救護所は、避難所等を中心に避難所運営委員の指示により、適当な場所・施設を選定し、設置する。

５　災害時医療救護所の設置

町内医療機関の機能が停止した場合等において、災害対策本部長の判断により、厚木医師会及び厚木歯科医師会の協力のもと災害時医療救護所を設置し、トリアージ及び応急的な、医療を実施する。また、愛川北部病院は、災害時支援病院として医療救護活動を実施する。

町は、「健康プラザ」を医療救護所の拠点として開設し、必要に応じて順次東西（菅原小学校、半原小学校）に医療救護所を増設するが、健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班の職員を分散配置し、運営に係わる調整等を行うものとする。

６　医薬品等の確保

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、町で備蓄するもの各医療機関から持参可能なものを使用するものとし、なお不足するときは町内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達するものとする。血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保を行うものとする。留意事項として、倒壊家屋の下敷きが原因の座滅症候群による急性腎不全を発症する患者に対応するため、人工透析液、透析用の水についても考慮する。

なお、町内で透析の治療が行うことが出来ない場合は、適切な後方医療機関へ速やかに搬送する。　　【資料 2-2-10-3】　愛川町医薬品取扱業者一覧表（P.219）

７　広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保するものとする。

(1) 救護のための医療関係者、各症状に合わせた町外の病院情報、救急医療のための医薬品等及び上記の緊急搬送、傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

(2) 第２部　第２章　第17節　広域応援要請（P.251）に従い、応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。

８　災害救助法における医療及び助産の考え方

(1) 医　療

①　対象者

災害のために医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

②　医療の範囲

ア　診　療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看　護

③　医療のために支出できる費用（患者の移送費は別途計上）

ア　医療救護班による場合

治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

イ　病院，診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内

④　期間

医療を実施できる期間は災害発生の日から１４日以内とする。（ただし内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）

(2) 助　産

①　対象者

災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方途を失った者に対して行うものとする。

②　助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

③　助産のために支出できる費用（妊婦の移送費は別途計上）

ア　救護班等による場合

使用した衛生材料等の実費

イ　助産師による場合

慣行料金の１００分の８０以内の額とする。

④　期　間

助産を実施できる期間は分べんした日から７日以内とする。

【資料 2-2-10-1】　愛川町内医療機関一覧表　（平成30年10月現在）

名　　称	所在地	電　　話	ﾍﾞｯﾄﾞ数
医療法人社福寿会　愛川北部病院	角田281-1	284-2121	150
社会医療法人社団三思会 愛川クリニック	中津2031-1	284-5225	
石井医院	半原2261-1	281-2105	
岡本医院	半原4431	281-0114	
医療法人健心会　八木クリニック	半原2724-1	280-1888	
中村整形外科	角田157-1	286-7400	
和田整形外科医院	角田230-5	286-7751	
河野内科医院	角田274	286-7700	
医療法人社団　関根医院	角田1345-1	286-5431	
ユノクリニック	中津818-1	284-2111	
医療法人 あいはら耳鼻咽喉科	中津1471　１Ｆ	285-7701	
医療法人謙心会 熊坂外科呼吸器科医院	中津7417	285-1139	
医療法人社団真英会 さくらクリニック	中津1814－1	284－1002	
あいかわ皮ふ科	中津973-2-2	285-8536	
愛川つつじ内科	中津3394-1	284-3838	
医療法人社団青木松次郎記念会 あいかわ心療クリニック	中津1718-10	285-7871	
あつぎ脳神経外科	中津973-2	280-6848	
松本歯科クリニック	半原456	281-6033	
八木歯科クリニック	半原2710-1	281-7887	
松本歯科半原医院	半原6381	281-3131	
林歯科医院	角田160-4	285-2200	
和田歯科ミノワ診療所	角田230-4	286-6164	

名　　称	所在地	電　　話	ﾍﾞｯﾄﾞ数
茂樹歯科医院	中津318	286-2218	
なかつ歯科診療所	中津706-11 ｻﾝﾗｲｽﾞﾏﾝｼｮﾝ102	286-9990	
青木歯科医院	中津1604－1	286-4182	
横田歯科医院	中津1711	285-6446	
桜台歯科医院	中津7297-2	286-6100	
いいだ歯科医院	三増917－6	281-6365	

【資料 2-2-10-2】　災害医療拠点病院　（平成30年10月現在）

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	郵便番号・住所
横浜労災病院	045-474-8111	045-474-8323	222-0036 横浜市港北区小机町3211
昭和大学藤が丘病院	045-971-1151	045-973-1019	027-8501 横浜市青葉区藤が丘1-30
横浜市立みなと赤十字病院	045-628-6100	045-628-6101	231-0801 横浜市中区新山下3-12-1
公立大学法人横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	045-261-5656	045-231-1846	232-0024 横浜市南区浦舟町4-57
国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	045-782-2101	045-701-9159	236－0037 横浜市金沢区六浦東 1－21－1
公立大学法人横浜市立大学附属病院	045-787-2800	045-787-2931	236-0004 横浜市金沢区福浦3-9
社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院	045-832-1111	045-832-8335	234-0054 横浜市港南区港南台 3-2-10
財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	045-221-8181	045-681-9665	220-8521 横浜市西区みなとみらい 3-7-3
横浜市立市民病院	045-331-1961～5	045-332-5599	240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町56
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	045-366-1111	045-366-1172	241-0811 横浜市旭区矢指町1197-1

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	郵便番号・住所
川崎市立川崎病院	044-233-5521	044-245-9600	210-0013 川崎市川崎区新川通12-1
関東労災病院	044-411-3131	044-433-3150	211-8510 川崎市中原区木月住吉町1-1
聖マリアンナ医科大学病院	044-977-8111	044-977-9486	216-8511 川崎市宮前区菅生2-16-1
帝京大学医学部付属溝口病院	044-844-3333	044-844-3201	213-8507 川崎市高津区溝口3-8-3
川崎市立多摩病院	044-933-8111	044-930-5181	214-0021 川崎市多摩区宿河原1-30-37
独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	045－851-2621	045－851-3902	245-8575 横浜市戸塚区原宿3-60－2
日本医科大学武蔵小杉病院	044-733-5181	044-711-8276	211-0061 川崎市中原区小杉1-396
横須賀市立市民病院	0468-56-3136	0468-58-1776	240-0195 横須賀市長坂1-3-2
国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	0468-22-2710	0468-25-2103	238-8558 横須賀市米が浜通1-16
藤沢市民病院	0466-25-3111	0466-25-3545	251-8550 藤沢市藤沢2-6-1
茅ヶ崎市立病院	0467-52-1111	0467-54-0770	253-0042 茅ヶ崎市本村5-15-1
平塚市民病院	0463-32-0015	0463-31-2847	254-0065 平塚市南原1-19-1
秦野赤十字病院	0463-81-3721	0463-82-4416	257-0017 秦野市立野台1-1
東海大学医学部付属病院	0463-93-1121	0463-94-9058	259-1193 伊勢原市下糟屋143
神奈川県厚生農業協同組合連合会　相模原協同病院	042-772-4291	042-771-6709	252-0143 相模原市緑区橋本2-8-18
北里大学病院	042-778-8111	042-778-9371	252-0329 相模原市南区北里1-15-1
相模原赤十字病院	042-784-1101～3	042-784-2200	252-0157 相模原市緑区中野256
小田原市立病院	0465-34-3175	0465-34-3179	250-0055 小田原市久野46

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	郵便番号・住所
県立足柄上病院	0465-83-0351	0465-82-5377	258-0003 足柄上郡松田町松田惣領866-1
厚木市立病院	046-221-1570	046-222-7836	243-8588 厚木市水引1-16-36
大和市立病院	046-280-0111	046-260-3366	242-0018 大和市深見西8-3-6
昭和大学横浜市北部病院	045-949-7000	044-949-7117	224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1
社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	045-576-3000	045-576-3525	230-8765 横浜市鶴見区下末吉3-6-1

【資料 2-2-10-3】　愛川町医薬品取扱業者一覧表　（平成30年10月現在）

名　　称	所 在 地	電　話	備考
オガタ薬局	中津7478－10	286－4953	薬局
ヒロ薬局愛川店	中津973－2	285－4781	薬局
みのわ薬局	角田274－3	286－1350	薬局
なかよし薬局愛川店	角田1343－1	284－2227	薬局
なかよし薬局中津店	中津2037－7	284－3511	薬局
オガタ薬局春日台店	中津1814－2	286－4953	薬局
コスモ薬局	中津754－1	285－8814	薬局
アイ薬局愛川店	中津1471長島ビル１F	286－7677	薬局
ドラックエヴリー半原店	半原2456	281－5118	薬店
ウェルパーク愛川春日台店	中津1547－5	286－7629	薬店
ドラッグセイムス愛川町店	中津字松台662－1	284－5115	薬店
愛川薬局	角田289－1	285－9333	薬局
なかよし薬局局前店	角田158－3	284－5200	薬局
しんわ薬局半原店	半原2725－2	239－4731	薬局
ドラッグストアーマツモトキヨシコピオ愛川店	角田580	286－5025	薬店
クリエイトS・D愛川中津店	中津1055-1	284-2900	薬局
クリエイトS・D愛川半原店	半原3877-1	280-0350	薬局
クリエイトS・D愛川角田店	角田490-2	284-4751	薬局

第11節　行方不明者・遺体の捜索、収容及び埋火葬

実施担当	住民部（住民班、国保年金班、福祉支援班、子育て支援班、健康推進班高齢介護班） 救出部（消防班（消防署、消防団））、厚木警察署

災害によって死亡したと推定される者が発生したときは、警察、自主防災組織等と協力し、行方不明者（現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者）の捜索を行うとともに死亡者の処置、埋火葬を遅滞なく実施し、人心の安定を図る。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

＊この活動は、初動対応期のみで終結する活動でなく、状況によっては事態安定期へと続いていく＊

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　行方不明者・遺体の捜索	２２１	消防班
２　遺体の処理	２２１	国保年金班、福祉支援班、子育て支援班、健康推進班、高齢介護班
３　遺体の火葬等	２２２	住民班
【資料一覧】 資料2-2-11-1　火葬場所	２２３	

１　行方不明者・遺体の捜索

(1) 対　象

災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 方　法

①　消防班は、厚木警察署と協力して、行方不明捜索届出書の様式に従い、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。

『様式2-2-11-1』　行方不明捜索届出書（P.473）

②　町及び警察は、災害現場から遺体を発見した者が直ちに警察署又は、直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。

③　行方不明者及び遺体の捜索については、警察、消防団、消防本部、消防署、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行うものとし、発見された遺体は遺体収容所に収容する。

(3) 費　用

舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費を当該地域における通常の実費とする。

(4) 期　間

災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。ただし内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

２　遺体の処理

(1) 対　象

災害により死亡した者は、警察による検視後、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うものである。

(2) 方　法

①　遺体の発見、通報

ア、災害現場から遺体を発見した者は、直ちに厚木警察署又は直近の警察官にその旨を通報する。

イ、住民部は、検視等を経ずに埋火葬することを防ぐため、死亡者を取り扱った場合には必ず警察に通報し、検視、調査等を受けさせることを徹底する。

②　遺体の収容

住民部は、「愛川町農村環境改善センター」又は「愛川聖苑」に遺体収容所を開設し、捜索により収容された遺体を収容する。

③　検視、調査等

警察は、遺体の検視、調査等を行う。

④　検　案

遺体の死因その他のことについて医学的検査を行う検案は、原則として監察医、法医学専門医、警察協力医、歯科医、医療救護班又はその他の医師の協力を得て行い、この検案書を町が引き継ぐ。また、検案後、健康推進班は必要に応じ遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。

⑤　遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

『様式 2-2-11-2』　遺体処理台帳（P.474）

⑥　遺体の安置

住民部は、検視、調査等及び検案後の遺体を安置するため「愛川町農村環境改善センター」又は「愛川聖苑」に遺体安置所を開設し、納棺用品、仮葬祭用品を確保する。（気温の高い時期、長時間の保存が必要な時は、ドライアイスの確保を行うこと。）

⑦　遺体の引き渡し

ア．警察は、遺体の検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、住民部は、警察の行う遺体の引き渡し作業に協力する。警察は、身元が確認できない遺体を町に引き渡す。

イ．住民部は、遺族等の引き取り者がいない場合は、氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努めるとともに、身元の確認ができない遺体については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき処理する。

⑧　身元不明遺体の処理

町は、身元の確認ができず県警から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び死亡人取扱法」に基づき処理する。

(3) 費　用

①　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

災害救助法の適用あり

②　遺体の一時保存のための費用は

既存建物利用する場合 -------- 実費

利用出来ない場合　　-------- 災害救助法の適用あり

③　検　案

医療救護班による検案ができない場合、当該地域の慣行料金額以内。

(4) 期　間

災害発生の日から１０日以内（ただし、内閣総理大臣の協議、承認を得て延長することができる。）

３　死体の火葬等

(1) 対　象

災害の際死亡した者に対しその遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、火葬を応急的に実施する。

(2) 方　法

①　住民班は、埋・火葬許可証を発行するとともに埋火葬台帳を作成する。

また、必要に応じ、火葬相談窓口を設置し、火葬場、死体の搬送体制等に関する適切な情報を提供する。

『様式 2-2-11-3』　埋火葬台帳（P.475）

② 霊柩車等の確保を行い、死体を火葬場へ移送する。（民間葬祭業者等への依頼を行う）この際、多数の死者発生により、町が日常使用している火葬場の能力を越えたときには、神奈川県広域火葬計画に基づき、地域外の火葬場での火葬を依頼するものとする。

③ 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し保管場所に一時保管する。

④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

(3) 期　間

災害発生の日から１０日以内（ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することかできる。）

【資料 2-2-11-1】　火葬場所

処理区分	施　設　名	所　在　地	電話番号
火　葬 （能　力）	愛　川　聖　苑 （９体／日）	愛川町棚沢941番地1	285-9411

第12節　災害警備

実施担当	住民部（住民班）、救出部（消防班（消防署）） 厚木警察署

災害が発生する恐れがある場合や東海地震注意情報が発表された場合または災害が発生した場合、被害を軽減するとともに災害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持を図る。

＊この活動は、初動対応期のみで終結する活動でなく、状況によっては事態安定期へと続いていく

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　警察との連携	２２５	住民班
２　警備対策 ２．１　警備体制の確立 ２．２　災害応急対策の実施 ２．３　被災者等への情報伝達活動 ２．４　事前対策	２２５	住民班
３　交通対策 ３．１　交通規制に関する措置等 ３．２　運転者のとるべき措置	２２７	住民班
【資料一覧】 資料2-2-12-1　警察機関	２２５	

１　警察との連携

町災害対策本部は、住民の生命及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため、次の事項について厚木警察署との連携を強化するものとする。

(1) 町災害対策本部との連絡体制の確立
(2) 災害情報の収集、伝達
(3) 被災者の救出、救護、避難誘導
(4) 災害による死体の検視及び身元不明死体の身元調査
(5) 被災地の犯罪の予防、取締り
(6) 災害時の交通規制及び交通指導
(7) 危険物の保安措置
(8) 町長等の災害応急措置に対する協力等
(9) 災害に伴う治安広報、関係機関との連絡
(10) その他治安上必要な事項

【資料 2-2-12-1】　警察機関

機　関　名	所　在　地	電　話
厚木警察署	厚木市水引　1-11-10	223-0110

２　警備対策

警察は大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

２．１　警備体制の確立

(1) 大地震が発生した場合には、厚木警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部及び災害対策本部は必要に応じてお互いに所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
(2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

２．２　災害応急対策の実施

警察は、町災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施する。

(1) 情報収集・連絡

災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡を行う。

(2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。また、警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第６１条第１項又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第４条第１項により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。

(4) 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(5) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(6) ボランティア等との連携

自主防犯団体等と連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安除去等に努める。

(7) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

２．３　被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、親身な相談活動の実施に努める。

２．４　事前対策

(1) 警察は、平素から町に対し、遺体収容施設、警備部隊等の宿泊に要する拠点施設の開設、運用方法及び応急対策活動に必要な装備資機材、防災関係機関との情報通信ネットワークシステム等の通信資機材の整備について、協力を求めるものとする。

(2) 警察は、防災訓練等を通じて、地域住民等に対し、地震及び津波に関する知識、避難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について周知徹底を図るものとする。

３　交通対策

地震発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を必要により実施し、緊急交通路を確保する。

３．１　交通規制に関する措置

(1) 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

① 危険防止及び混雑緩和の措置

大震災発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示・交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

② 大震災発生時の交通規制等

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

ア　被災地等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

・　混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。

・　流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。

・　高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

イ　緊急交通路確保のための交通規制

大震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第７６条１項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

ウ　道路管理者の措置

道路管理者は、大規模地震や豪雪等の災害が発生した場合に、立ち往生車両や放

置車両等により応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路の区間を指定し、占有者等（運転者等）に対して車両等の移動を命ずることができる。また、車両等の占有者等が現場にいないため、車両等の移動を命ずることができない場合は、道路管理者が車両等の移動を行う。

エ　道路管理者等への通知

イによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。

オ　警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

カ　自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置をとった場合、管轄区域の警察署長にその旨を通知する。

(2) 交通情報の収集等

①　交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ、車両感知器等を活用するほか、航空隊との連携により情報を収集する。

②　交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市町村の協力を求める。

(3) 町の通行規制等

①　町は、破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認めたときは、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う

②　町は、上記の措置を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに所轄の警察署長に通知する。

③　町は、上記の措置を明確にする標識を設ける。

④　町は、道路を始め町内すべての交通状況を把握し、情報を警察署、関係機関、住

民に伝達する。

また、県公安委員会、警察署長の実施する交通規制のほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある時は、警察署と協議して、道路管理者として区間を指定して車両の移動を命じるか、もしくは交通の規制を実施する。

３．２　運転者のとるべき措置

(1) 避難のために車を使用しないこと。

(2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

(4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

第13節　交通確保

実施担当	住民部（住民班）、厚木警察署、交通安全指導嘱託員 重機部（道路班、農政班）、 (一社)愛川町建設業協会、厚木土木事務所

災害時において道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は復旧工事のため止むを得ないと認める場合、道路管理者は交通規制を行い、重要道路においては緊急に応急復旧するものとする。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　交通規制 １．１　被災地付近の道路被害状況の把握・応急措置 １．２　緊急輸送確保のための交通規制 １．３　交通規制及び道路交通情報の周知 １．４　道路占用工作物の保全措置	２３１	道路班 住民課
２　重要道路施設の啓開・応急復旧 ２．１　道路施設被害の応急復旧方針の決定 ２．２　重要道路施設の啓開・応急復旧 （注）啓開・・・障害物などを除いて通行可能にすること	２３２	道路班
【資料一覧】 資料2-2-13-1　災害時における交通の禁止又は制限する標識 資料2-2-13-2　緊急通行車両確認証明書及び標章 資料2-2-13-3　町内関連国道・県道一覧表	 ２３３ ２３４ ２３４	

１　交通規制

１．１　被災地付近の道路被害状況の把握・応急措置

道路班は、救出救助活動及び応急対策活動を円滑かつ安全に実施するため、道路等の被害に対しての処置を、次のとおり進める。

(1) 被災地及びその附近における重要道路、橋梁等被害状況及び二次災害の危険性について他の道路施設より優先して、早急に調査する。

(2) 同時に厚木警察署長（℡ 223-0110）と連携し、損壊した及び二次災害の危険性のある道路、橋梁等について交通制限、迂廻等の応急対策を講ずる。（これにあてるための道路標識等を常備する）。

(3) 国・県道において上記対策を講じる必要が生じたときは、厚木土木事務所に連絡し、（℡ 223-1711）道路被害に対する応急対策を要請する。有線通信施設の被害等により、連絡が取れない場合で、かつ緊急な場合は、町で応急対策を行い、事後報告するものとする。

(4) 以下の活動については、　２　重要道路施設被害の啓開・応急復旧　に従い行う。

１．２　緊急輸送確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資等の輸送を実施するために交通規制が必要であると認める時は、厚木警察署と調整し、相互連携をとり、次のように処置を進める。

（第２部　第２章　第12節　災害警備の３　交通対策（P.227）を参照。）

(1) 災害地における交通処理

① 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。

② 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報をする。

③ 町民に対しては、絶対に家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないようにする。

④ 避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。

⑤ 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

(2) 災害地周辺における交通規制

① 災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の除去、車両の移動等の措置並びに崩壊した道路、橋梁等の応急補修、復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。

【資料 2-2-13-1】　災害時における交通の禁止又は制限する標識（P.233）

② 緊急通行車両の通行は、災害発生当初は救急救助活動及び応急復旧作業に関係する車両を優先し、時日経過に従って、緊急物資輸送車両等の通行へと徐々に範囲を広げるように配慮する。

③　災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。　【資料 2-2-13-2】　緊急通行車両確認証明書及び標章（P.234）

緊急通行車両確認証明書の申請については、第２部 第２章 第14節　緊急輸送(P.235)を参照のこと。

○第１次緊急輸送道路
・国道４１２号(全線)
・県道５４号(高田橋～平山交差点)

○第2次緊急輸送道路
・県道５４号(田代交差点～半原日向交差点)
・県道６３号(全線)
・県道６５号(愛川郵便局入口交差点～箕輪交差点)
・県道５１４号(全線)

が町内を通過しているので留意のこと。

１．３　交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め車種別通行止め等の交通規制をした場合、及び道路被害に関する情報を次の手段により周知するものとする。

(1) 交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂廻路線に指導標識板を設置するとともに、交通安全指導嘱託員と連携し、速やかに広報車による広報活動や自主防災組織への広報紙等による伝達等及び報道機関を通じて町民に周知徹底を図る。
(2) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、自主防災組織への広報紙等による伝達等及び報道機関を通じて町民に周知徹底を図る。
(3) 交通規制及び道路交通情報の問い合わせ等への対応は、出来るだけ個人個人に行うことを避け(1)、(2)の手段をとるように考慮する。

１．４　道路占用工作物の保全措置

道路占用工作物（電力、通信、水道、その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとする。

２　重要道路施設の啓開・応急復旧

２．１　道路施設被害の応急復旧方針の決定

全町的な地区の被害状況等に基づき、効率的な防災活動を実施するため、町、県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図りながら下記の点に考慮し、必要な復旧道路（橋梁）を決定、重点的に確保するものとする。

(1) 消火活動、救出活動上重要な道路
(2) 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリコプター臨時離着陸場に通じる道路）
(3) 緊急救援物資の輸送上重要な道路（１．２の緊急輸送路、避難所への道路）

(4) 広域応援受入れ上必要な道路

町内の国・県道については、厚木土木事務所が所管しており、道路啓開・応急復旧を必要とする場合は連絡をし、協力を要請すること。

【資料 2-2-13-3】　町内国道・県道一覧表（P.234）

２．２　重要道路施設の啓開・応急復旧

応急復旧方針の決定した道路について、早急に道路啓開及び応急復旧を行う。

(1) 道路班は一般社団法人愛川町建設業協会加入業者一覧表を参考に地域性を考慮し、協力を要請する。第２部　第２章　第９節　救出・救助　一般社団法人愛川町建築業協会加入業者一覧表　を参照。

『協定 2-2-13-1』　災害時における応急措置についての協定書（P.577 ）

(2) 町内国・県道については、厚木土木事務所に連絡を行い、協力を要請する。夜間、休日で連絡がとれず、かつ緊急に道路啓開する必要があるときは、町が手配した土木建設業者を用いて作業を行い、事後に報告するものとする。

(3) 被害甚大で、町内土木建設業者で対応が難しい場合は、県本部を通じて応援要請を依頼する。

(4) 道路啓開及び応急復旧作業には、道路班、場合により厚木警察署、厚木土木事務所が立会い、円滑かつ早急な活動が出来るように配慮するものとする。

(5) これにより生じた災害廃棄物等については、可能な仮置場を決定し、処理するものとする。

【資料 2-2-13-1】　災害時における交通の禁止又は制限する標識

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

【資料 2-2-13-2】　緊急通行車両確認証明書及び標章

(1) 緊急通行車両確認証明書（用紙は日本工業規格Ａ５とする。）

第　　号 緊急通行車両確認証明書		平成　　年　　月　　日 神 奈 川 県 知 事　　印 神奈川県公安委員会　　印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員）又は品名			
使用者	住　所	（　　）　　局　　番	
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　　考			

(2) 緊急通行車両の標章

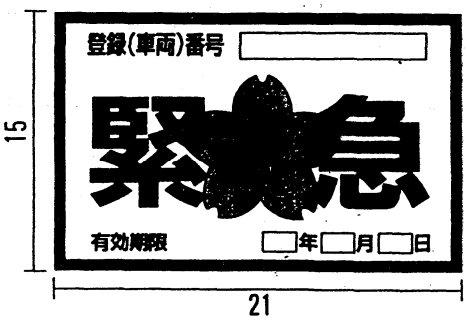

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施する。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【資料 2-2-13-3】　町内関連国道・県道一覧表

緊急輸送路線（第１次路線）	
国道129号	国道412号
県道54号（相模原愛川）	
緊急輸送路線の補完路線（第２次路線）	
県道65号（厚木愛川津久井）	県道514号線（宮ケ瀬愛川）
県道63号（相模原大磯）	

第14節　緊急輸送

実施担当	重機部（農政班、農業委員会事務局班） （一社）神奈川県トラック協会

災害が発生した場合に、被災者、必要な人員、物資を緊急に輸送するための車両の手配から始まる一連の輸送体制の確立を迅速に実施する。

〔災害救助法適用〕→第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3　「早見表」
（P.257）参照

＊この活動は、初動対応期のみで終結する活動でなく、事態安定期へと続いていく＊

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　緊急輸送の範囲	２３６	農政班 農業委員会事務局班 （一社）神奈川県トラック協会
２　輸送力の確保	２３６	
３　輸送の実施	２３７	
【資料一覧】 資料2-2-14-1　町保有車両 資料2-2-14-2　町内車両用燃料業者	 ２３８ ２４４	

１　緊急輸送の範囲

愛川町、神奈川県及び防災機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

(1) 消防、救急、救助のための要員、資機材及び車両
(2) 医療（助産）救護を必要とするもの
(3) 医療品、医療資機材
(4) 食糧、飲料水等
(5) 応急復旧資機材
(6) 災害対策要員
(7) その他必要な物資等

２　輸送力の確保

農政班、農業委員会事務局班が行う輸送力の確保は、次のとおり行う。

(1) あらかじめ緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている町所有の車両について、厚木警察署（若しくは交通検問所等の検問箇所においても受けることができる）に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第３条に規定する標章及び証明書の交付を受け、車両に配置する。なお、事前届出については、第１部　第３章　第11節　輸送体制の整備　の　３．１　緊急通行車両の事前届出（P.95）に従い、処理を済ませておくこと。

【資料 2-2-14-1】　町保有車両（P.238）

また、事前届出のない車両を緊急通行車両として使用するときは、緊急通行(輸送)車両確認申請書を速やかに提出し、標章及び証明書の交付を受け、使用する。

『様式 2-2-14-1』　緊急通行車両確認申請書（P.476 ）

(2) 上記車両についての集中管理及び配車計画簿に基づき配車計画を作成する。

『様式 2-2-14-2』　配車計画簿（P.477 ）

(3) 町保有車両での対応が困難な場合及び特殊名車両については、次の方法により輸送業者等から協力を要請する。

①　乗用車、貨物自動車
(一社)神奈川県トラック協会等の関係機関に協力を求める。

②　特殊自動車
町内の運送業者又は土木建設業者に協力を求める。

『協定 2-2-14-1』　災害時における物資の輸送等に関する協定書(P.579)
『協定 2-2-15--3』　災害時における物資輸送等の協力に関する協定(P.594)

(4) さらに不足がある場合には、県に対して要請及びあっせんを依頼する。
(5) 同時に、上記すべての車両について燃料の調達を行う。

【資料 2-2-14-2】　町内車両用燃料業者（P.244）
『協定 2-2-14-2』　災害時等における自動車用燃料等の供給に関する協定書（P.588）

(6) 輸送に対する人員は、各活動内容に応じた担当班で確保するものとする。

３　輸送の実施

各班の活動において、車両を使用する場合は、輸送記録簿に必要事項を明記し、農政班、農業委員会事務局班に提出する。　　『様式 2-2-14-3』　輸送記録簿（P.478）

農政班、農業委員会事務局班は、配車計画簿により、車両の管理を行う。

輸送の実施については、各分担業務に属するものは、各担当班が行うこととし、輸送について明確な定めのないものは、農政班、農業委員会事務局班が担当するものとする。

また、緊急通行車両を運転する際は、緊急通行（輸送）車両確認証明書を常に携行し、標章については、当該車両に向かって全面ガラスの右側下に掲出すること。

なお、空中輸送については、第２部　第２章　第17節　広域応援要請（P.251）を参照のこと。

【資料 2-2-14-1】-1　町保有車両　（平成30年12月現在）

課局名	車両名	ナンバー	燃　料
総務課	町長車	相模301ま4587	ガソリン
	文書送達車	相模46さ5694	ガソリン
小計	２台		
管財契約課	タイタンダッシュ	相模400ち9103	ガソリン
	ノア（7人）	相模502に1222	ガソリン
	課長車(エスティマハイブリット)	相模300ゆ6894	ガソリン
	財産管理車	相模480こ8024	電　気
	三菱アイミーブ電気自動車	相模580せ6010	電　気
小計	５台		
税務課	現地調査車	相模580か9293	ガソリン
	現地調査車	相模580あ8884	ガソリン
	納税徴税車	相相模580か9294	ガソリン
小計	３台		
住民課	交通・防犯パトロール車	相模400そ3685	ガソリン
	安全・安心パトロール車	相模580ふ3587	ガソリン
	斎場業務連絡車	相模41い7877	ガソリン
小計	３台		
福祉支援課	業務連絡車	相模480あ8983	ガソリン
	日赤号	相模400つ3903	ガソリン
	しあわせ号(トヨタハイエース)	相模300て4072	ガソリン
小計	３台		
健康推進課	保健指導車	相模500ほ9941	ガソリン
	家庭訪問車	相模41か7455	ガソリン
小計	２台		

【資料 2-2-14-1】-2　町保有車両　（平成30年12月現在）

課局名	車両名	ナンバー	燃　料
高齢介護課	貸与車両（志田山ホーム）	相模88ち125	ガソリン
	調査訪問車（ヘルパー車）	相模41く3270	ガソリン
	調査訪問車	相模50み5878	ガソリン
小計	３台		
国保年金課	現地調査車	相模580か9295	ガソリン
小計	１台		
環境課 （美化プラント）	ダイハツハイゼット　パロール車	相模480え2795	ガソリン
	パトロール車	相模41え6580	ガソリン
	塵芥（深折ダンプ）収集車	相模400た3886	軽油
	塵芥（深折ダンプ）収集車	相模400て7687	軽油
	塵芥（深折ダンプ）収集車	相模400た2114	軽油
	塵芥（深折ダンプ）収集車	相模400た4673	軽油
	塵芥（深折ダンプ）収集車	相模400た7385	軽油
	塵芥（深折ダンプ）収集車	相模400た8377	軽油
	塵芥収集車（巻込車）	相模800す8438	軽油
	塵芥収集車（巻込車）	相模800す4259	軽油
	塵芥収集車（巻込車）	相模800す4032	軽油
	塵芥収集車（巻込車）	相模800す5080	軽油
	塵芥収集車（巻込車・電気）	相模800す4839	軽油
	塵芥収集車（巻込車・２ｔ）	相模800す7566	軽油
	塵芥収集車（巻込車・２ｔ）	相模800す6974	軽油
（衛生プラント）	業務連絡車	相模480う573	ガソリン
	し尿収集車	相模800す5032	軽油
	し尿収集車	相模800す9161	軽油
	し尿収集車（４ｔ）	相模400せ6945	軽油
小計	１９台		

資料 2-2-14-1】-3　町保有車両　（平成30年12月現在）

課局名	車両名	ナンバー	燃　料
教育総務課	業務連絡車	相模41え9832	ガソリン
	学校管理車	相模41い4252	ガソリン
	エルグランド（8人）	相模300て8113	ガソリン
小計	３台		
生涯学習課	業務連絡車	相模41う5546	ガソリン
	業務連絡車	相模41る3156	ガソリン
小計	２台		
スポーツ・文化振興課	業務連絡車	相模40よ7148	ガソリン
	業務連絡車	相模41け5258	ガソリン
	業務連絡車	相模480あ4585	軽油
	業務連絡車	相模40る9808	軽油
	業務連絡車	相模480か1143	軽油
小計	５台		
道路課	道路パトロール車	相模880あ1882	ガソリン
	現場巡回車(エクストレイル)	相模800す2539	ガソリン
	軽トラック	相模480け1665	ガソリン
	軽ダンプ	相模480き8172	ガソリン
	いすずエルフ3tダンプ	相模100す7243	軽油
	いすずエルフ2tダンプ	相模100す5971	軽油
	小型掘削車	愛川町00ひ131	軽油
	ショベルローダ910	相模00ら2193	軽油
	ショベルローダws400	相模00ら2675	軽油
小計	９台		
都市施設課	建築マツダスクラム	相模480う3183	ガソリン
	都計ダイハツハイゼット	相模480え2796	ガソリン
	バネットトラック	相模400せ6104	ガソリン
小計	３台		

【資料 2-2-14-1】-4　町保有車両　（平成30年12月現在）

課局名	車両名	ナンバー	燃　料
農政課	スバルサンバー	相模480あ4154	ガソリン
	マツダスクラム	相模480う3184	ガソリン
小計	２台		
商工観光課	広報車	相模400す2819	ガソリン
小計	１台		
下水道課	スバルサンバー	相模480す4981	ガソリン
	パトロール車	相模480さ5095	ガソリン
小計	２台		
消防本部	消防指令車	相模800さ7217	ガソリン
	広報車(本署)	相模800す1468	ガソリン
	消防指揮車(本署)	相模88た358	ガソリン
	資機材搬送車（本署）	相模800す458	ガソリン
	高規格救急車予備車(本署)	相模830ち99	ガソリン
	高規格救急車(本署)	相模830に99	ガソリン
	高規格救急車(半原)	相模830な99	ガソリン
	救助工作車(本署)	相模800は22	軽油
	化学消防ポンプ自動車	相模830つ199	軽油
	消防ポンプ自動車	相模88た9271	軽油
	消防ポンプ自動車(半原)	相模800せ2698	軽油
	消防半原分署(予備車)	相模88た5886	軽油
小計	１２台		

【資料 2-2-14-1】-5　町保有車両　（平成30年12月現在）

課局名	車両名	ナンバー	燃　料
消防本部	消防団1-1	相模800せ729	軽油
	消防団1-2	相模88た9132	軽油
	消防団1-3	相模88た9130	軽油
	消防団1-4	相模800せ730	軽油
	消防団1-5	相模800す3936	軽油
	消防団1-6	相模800す4797	軽油
	消防団2-1	相模800せ1704	軽油
	消防団2-2	相模800す1631	軽油
	消防団2-3	相模800す2882	軽油
	消防団2-4	相模800す3937	軽油
	消防団3-1	相模800す4798	軽油
	消防団3-2	相模800せ1705	軽油
	消防団3-3	相模800す1632	軽油
	消防団3-4	相模800せ2694	軽油
	消防団3-5	相模800す1633	軽油
小計	１５台		
議会事務局	議長車	相模301め5956	ガソリン
小計	１台		
水道事業所	パトロール車	相模400そ8231	ガソリン
	ボンゴ	相模400た7503	ガソリン
	バネットトラック	相模400ち4683	ガソリン
	ミニキャブバン	相模41さ1156	ガソリン
	クリッパー	相模480く6108	ガソリン
	ヤマハ　ギア	愛川町ひ274	ガソリン
小計	６台		
合計	１１２台		

【資料 2-2-14-1】-6　町社会福祉協議会事務局保有車両　（平成30年12月現在）

課局名	車両名	ナンバー	燃　料
社会福祉協議会事務局	日産キューブ	相模501ふ9740	ガソリン
	日産キャラバンチェアキャブMタイプ２	相模800す7034	ガソリン
	ダイハツアトレー（車椅子可）	相模80あ1152	ガソリン
	三菱タウンボックス（車椅子可）	相模880あ191	ガソリン
	トヨタヴォクシー	相模501ね1218	ガソリン
	日産キャラバン(10人乗り)	相模301た7261	ガソリン
	日産NV100クリッパー	相模480こ4891	ガソリン
	日産ADエキスパート	相模400ち6216	ガソリン
	スバルR2	相模580け9707	ガソリン
	トヨタハイエースバン	相模400そ7033	ガソリン
	日産NVクリッパー	相模480こ7333	ガソリン
	日産キャラバンチェアキャブMタイプ2（車椅子可）	相模800す1792	ガソリン
	日産キャラバンコーチ	相模300む96	ガソリン
合計	１３台		

【資料 2-2-14-2】　町内車両用燃料業者　（平成30年10月現在）

会社名	所在地	電　　話
萩田石油(株)愛川給油所	田代250	281-0027
萩田石油(株)サンレイク愛川給油所	半原451-1	281-2340
(有)ヤマカ商店 田代給油所	田代1582	281-2473
㈱県央愛川農協　高峰給油所	三増891	281-3789
関東礦油(株)セルフ愛川給油所	角田498-1	285-5804
萩原石油(有)　愛川給油所	角田2620-1	281-1076
萩原石油(有)　角田給油所	角田256-6	285-0588
マルネン(株) 中津工業団地給油所	中津4019	285-2312
(有)柳川商店愛川給油所	中津900	285-1397
太陽石油(株)ｾﾙﾌｽﾃｰｼｮﾝ春日台給油所	中津1490-5	285-7177

第15節　防災基幹施設における通信、電力、ガス施設の応急復旧

実施担当	本部事務局（消防本部班、総務班の一部）、各関係機関

災害時において、防災基幹施設の電気、通信等ライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。関係各機関と優先復旧先等について連携を取り、速やかな応急復旧を図ることにより災害対策業務機能を確保する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　災害発生時の連携	２４６	本部事務局 各関係機関
２　復旧を優先する施設の方針の決定	２４６	本部事務局
３　通信、電力、ガスの復旧計画	２４６	各関係機関

１　災害発生時の連携

災害発生時における、通信、電力、ガス機関と本部事務局は次のように連携をとる。

(1) 災害発生後、速やかに通信、電力、ガス機関において、被害状況の把握を開始する。

(2) 原則、必要に応じて通信、電力、ガス機関より、町本部に連絡員の派遣を行う。この際、連絡員は各社災害対策本部（設置しない場合は営業所）との通信手段を確保できる無線等を携帯する。

(3) 被害状況について、速やかに町本部へ連絡を行う。

(4) 防災基幹施設等優先復旧施設についての方針決定を行う。

(5) 応急復旧工事や復旧の見通しが難しくなった場合における代替施設による供給等（通信→移動無線車等、電力→高圧発電機車等）の措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図る。

関　係　機　関			連　絡　先
通信	東日本電信電話(株)神奈川事業部		TEL (045)212-8945(代) FAX (045)212-8976
電力	東京電力パワーグリッド㈱平塚支社		TEL (042)813-1820 AX (042)759-3518 (0463)34-5551
ガス	配管供給	厚木ガス㈱本社	TEL 286-3211(代) FAX (046)286-5453
	ボンベ供給	愛川液化ガス協同組合	TEL (046)281-4137

２　復旧を優先する施設の方針の決定

通信、電力、ガスの復旧にあたっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、町本部と通信、電力、ガス機関との協議によって決定するが、一般的には下記の施設において優先復旧を考慮する必要がある。

(1) 町本部（愛川町役場）

(2) 消防本部・署、分署

(3) 町内医療機関　　第２部　第２章　第10節　【資料 2-2-10-1】(P.215) 参照

(4) 町内避難所　　第２部　第２章　第８節　【資料 2-2-8-5】(P.205) 参照

３　通信、電力、ガスの復旧計画

通信、電力、ガスの復旧計画については、

第２部　第３章　第11節　通信、電力、ガス施設の応急復旧対策（P.323）によるものとする。

第16節　自衛隊の派遣要請

実施担当	本部事務局（本部班、総務班の一部）

災害により人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合、町長は県知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　災害派遣の要請 １．１　災害派遣要請範囲 １．２　災害派遣要請	２４８	本部事務局
２　災害派遣部隊の受入れ ２．１　受入れ準備 ２．２　派遣部隊到着後の措置	２４９	
３　災害派遣部隊の撤収要請	２４９	
４　その他 ４．１　費用の負担区分 ４．２　自衛隊派遣ヘリコプター臨時離着陸場 ４．３　陸上自衛隊要請連絡先	２４９	
【資料一覧】 資料2-2-16-1　災害派遣要請範囲 資料2-2-16-2　自衛隊派遣ヘリコプター臨時離着陸場 資料2-2-16-3　陸上自衛隊要請連絡先	 ２４８ ２４９ ２５０	

１　災害派遣の要請

１．１　災害派遣要請範囲

人命救助及び財産保全のため緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、【資料 2-2-16-1】のとおりにする。

【資料 2-2-16-1】　災害派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣要請にあたっては人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合行うものとし、おおむね次の活動内容を基準とする。 (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。 (2) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握が必要なとき。 (3) 避難者の誘導、輸送等避難のため援助が必要なとき。 (4) 主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。 (5) 応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、炊飯、及び給水などの応援を必要とするとき。

１．２　災害派遣要請

本部事務局の活動責任者は、前記の「災害派遣要請範囲」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は速やかに本部会議に図り、必要事項を検討して直ちに災害派遣要請書二通を神奈川県知事へ提出するものとする。意思決定者不在の場合の判断は、第２部　第２章　第１節　初動活動体制の確立【資料 2-2-1-1】(P.138) により行うものとする。派遣要請に係わる、必要事項は下記のとおり。

(1) 災害の状況及び派遣を必要とする事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、事後すみやかに派遣要請依頼書を提出するものとする。　　『様式 2-2-16-1』派遣要請依頼書 (P.479)

また、神奈川県へ要請できない場合は、直接自衛隊へ状況を通知する。

派遣要請依頼先 県くらし安全防災局 災害対策課	昼　　間　℡ 045-210-3430 【県防災行政通信網専用電話】 9-400-9301（災害対策課　応急対策グループ） 夜間・休日　℡ 045-210-3456（指令情報室）
	災害対策本部設置時　℡　045－210－3953

２　災害派遣部隊の受入れ

２．１　受入れ準備

県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期するものとする。

(1) 自衛隊の宿泊施設（野営施設）及び車両の保管場所を準備すること。
(2) 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。（連絡所の設置）
(3) 部隊到着後すみやかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資器材の確保について計画をたてておくこと。
(4) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

２．２　派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

(1) 派遣部隊の長の官職氏名　　(2) 隊員数
(3) 到着日時　　(4) 従事している作業内容及び進捗状況

３　災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、１．２の派遣要請手続きに準じて行うものとする。

４　その他

４．１　費用の負担区分

(1) 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品はすべて町において負担するものとする。
(2) 町が必要品を所有していない場合において部隊が使用した消耗品等は原則として部隊の回収に（代品弁償による回収を含む）に応ずるものとする。
(3) その他細部の経費の負担等についてはあらかじめ町長と派遣部隊等の長との間で協定するものとする。

４．２　自衛隊派遣ヘリコプター臨時離着陸場

自衛隊派遣ヘリコプター発着場は次のとおりである。

【資料 2-2-16-2】　自衛隊派遣ヘリコプター臨時離着陸場

ヘリコプター臨時離着陸場	大きさ	住　所	連絡先
県立愛川ふれあいの村	250m×100m	半原　3390	TEL　281-1611
町消防訓練場	155m× 50m	下箕輪中津川河川敷	TEL　285-3131

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は次のとおりである。

(1) 離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約１０°～１２°の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

(2) 発着場選定基準

① 地面は堅固で傾斜６度以内

② 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北１００ｍ×１００ｍの地積があれば良い。

４．３ 陸上自衛隊要請連絡先

陸上自衛隊要請連絡先は、次のとおりである。

【資料 2-2-16-3】 陸上自衛隊要請連絡先

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 ＮＴＴ電話／防災行政通信網
県内全域	陸上自衛隊 東部方面混成団	東部方面混成団（武山駐屯地） 046(856)1291　内線(420/448、夜402) 第31普通科連隊(武山駐屯地) 046(856)1291　内線(630/634、夜629) 横須賀市御幸浜1－1 (県防災行政通信網)　9-488-9201・9209
県央	陸上自衛隊 第４施設群	第４施設群第３科　座間駐屯地 046(253)7670　内線(2235/2481) 相模原市南区新戸2958 (県防災行政通信網)　9-488-9201・9209
県内海岸地域主として航空機を必要とする場合	海上自衛隊 第４航空群司令	第4航空群司令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611　内線(2245/2246) (県防災行政通信網)　9-490-9201・9209

第17節　広域応援要請

実施担当	本部事務局（本部班、総務班の一部）

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態が想定されることから、これに加え、国が都道府県の災害応急対策を応援する。さらに、都道府県や市町村の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能ととなる場合も想定されることから、国が、応急措置を代行することもあるため、愛川町においても大規模な災害が発生し、愛川町の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、神奈川県をはじめ他の地方公共団体等に応援を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期すこととする。

（国による応援代行災害対策基本法第７４条関係）

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　従事命令、協力命令	２５２	本部事務局
２　損害補償	２５３	
３　県に対する応援要請 ３．１　協力要請の考え方 ３．２　神奈川県に対する協力要請	２５３	
４　他市町村、指定地方公共機関等との協力 ４．１　隣接市町村等との協力 ４．２　消防の応援要請	２５４	
５　広域応援拠点 ５．１　陸上応援拠点 ５．２　空輸応援拠点 ５．３　県の広域防災活動拠点	２５５	
【資料一覧】 資料2-2-17-1　強制命令の種類と執行者 資料2-2-17-2　命令対象者 資料2-2-17-3　損害補償 資料2-2-17-4　航空応援拠点ヘリコプター臨時離着陸場 資料2-2-17-5　県の広域防災活動拠点	 ２５２ ２５２ ２５３ ２５５ ２５６	

１　従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

【資料 2-2-17-1】　強制命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　律	執　行　者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条１項	市町村長
		〃　　第65条２項	警察官
		警察官職務執行法第４条	警察官
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第24条	知　　事
	協力命令	〃　　第25条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第71条１項	知　　事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃　　第71条２項	
消　防　作　業	従事命令	消防法第29条５項	消防吏員、消防団員
水　防　作　業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

【資料 2-2-17-2】　命令対象者

命令区分（作業対象）	対　　象　　者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	１．医師、歯科医師又は薬剤師 ２．保健師、助産師又は看護師 ３．土木技術者又は建築技術者 ４．土木、左官、とび職 ５．土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 ６．地方鉄道業者及びその従業者 ７．軌道経営者及びその従業者 ８．自動車運送業者及びその従事者 ９．船舶運送業者及びその従業者 10．港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

命令区分（作業対象）	対　　象　　者
消防法による消防吏員 消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令　（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

２　損害補償

公務により又は町長又は警察官若しくは海上保安官の従事命令により、水防に関する業務及び応急措置に関する業務に従事し又は協力した者が、このため負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合において「愛川町消防団員等公務災害補償条例」に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

【資料 2-2-17-3】　損害補償

対象者	損害補償の種類
①　非常勤消防団員	①　療養補償、休業補償
②　非常勤水防団員	②　傷病補償年金
③　消防作業、水防に従事した者	③　障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）
④　緊急業務に協力した者	④　遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）
⑤　応急措置従事者	⑤　葬祭補償

３　応援要請

３．１　協力要請の考え方

大規模災害が発生し、愛川町内の防災能力だけでは対応が不十分であり、神奈川県及び他の地方公共団体等に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要事項を明確にしたうえで町災害対策本部が協力要請の手続きを行う。

応援要請基準としては、第２部　第２章　第16節　自衛隊の派遣要請の要請範囲(P.248)と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び本部事務局の判断により、遅滞なく応援要請を行うことが必要である。

３．２　神奈川県に対する協力要請

本部事務局(応援・受援担当)は、県知事に応急措置等の応援要請するにあたっては、県災害対策本部に、県防災通信網又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。また、国土交通省地方整備局等に情報連絡員（リエゾン）や緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣などの支援を要請する際は、協定に基づき情報連絡員(リエゾン)

を通じて行うものとするが、特に緊急を要する場合には、町長と河川国道事務所所長等とのホットラインを通じて支援要請を行う。

これらの場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで要請する。

(1) 県の各局への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合

① 災害の状況及び応援を要する理由

② 応援を必要とする期間

③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

④ 応援を必要とする場所

⑤ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）

⑥ その他の必要事項

(2) 他都県、指定行政機関等職員の応援の斡旋要請

① 派遣を必要とする理由

② 派遣を要請する職員の職種別人員表

③ 派遣を必要とする期間

④ 派遣される職員の給与その他負担方法

⑤ その他参考となるべき事項

(3) 派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

４ 他市町村、指定地方公共機関等との協力

４．１ 隣接市町村等との協力

本部事務局(応援・受縁担当)は被害の程度によって、他市町村等から応援を必要と判断されるときは、それらの協力を求めて応急対策を進める。本部事務局は県災害対策本部に、以下の事項を明確にした上で、県防災行政通信網又は電話をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。なお、その他市町村についても、相互応援協定等の締結を促進することとする。

(1) 災害の状況及び斡旋を要請する理由

(2) 応援を希望する機関名

(3) 応援を必要とする期間

(4) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(5) 応援を必要とする場所

(6) 応援を必要とする活動内容

(7) その他必要な事項

『協定 2-2-17-1』 大規模災害時における相互応援に関する協定書（P.600）
『協定 2-2-17-2』 災害時における相互援助に関する協定書（P.602）
『協定2-2-17-3』 県央地域市町村災害相互応援協定に関する協定 （P.603）
『協定2-2-17-4』 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定（P.605）
『協定2-2-17-5』 災害時の情報交換に関する協定書（P.609）

４．２　消防の応援要請

(1) 神奈川県内の消防の応援

神奈川県消防広域応援基本計画（神奈川県下消防相互応援協定）に基づき、町長は、他市町消防長へ応援を要請する。　『協定 2-2-17-6』　消防相互応援協定（P.611）

また、愛川町と清川村との消防相互応援協定に基づき、清川村長に対して応援を要請する。　『協定 2-2-17-7』愛川町と清川村との消防相互応援協定書（P.614）

(2) 神奈川県外の消防の応援

町長は県知事へ要請し、県知事から消防庁長官へ要請し、消防庁長官が緊急消防援助隊及び他都府県の応援を要請する。

４．３　応援部隊の受け入れ

本部事務局(応援・受縁担当)は、応援部隊の受け入れにあたって、以下の事項をあらかじめ明らかにし、受け入れ体制を整備する。

(1) 要請先、要請時間、要請する内容
(2) 回答内容、回答時間
(3) 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名
(4) 応援部隊の活動期間、食料・飲料水・宿泊所、その他資機材等の手配の状況
(5) 搬入物資の種類・量応援を必要とする場所
(6) 撤収日時
(7) その他必要な事項

５　広域応援拠点の確保

５．１　陸上応援拠点

車両等により人員、救援物資等の応援がなされる時は、町内に応援部隊の活動拠点を開設する。ただし、拠点が被害を受け使用が困難な場合は、県対策本部と調整するなど、広域応援拠点の確保に努めることとする。

広域応援活動拠点等は、次のとおりとする。

応援隊	拠　点　名　称	所　在　地
自　衛　隊	三増公園　（陸上競技場）	三増　１８８６
警　　察	中津工業団地第１号公園	中津　４０４３
消　　防		

５．２　空輸応援拠点

ヘリコプター等により人的、物的資源等の応援がなされる時は、町内にヘリコプター臨時離着陸場を【資料 2-2-17-4】に設け、空輸の応援拠点とする。

同時に、派遣職員についての宿舎をヘリコプター臨時離着陸場周辺の公共施設等に確保するものとする。町で確保が困難な時は、県災害対策本部の協力により確保するものとする。

『協定2-2-17-8』 災害時の協力に関する協定（P.616）

【資料 2-2-17-4】　航空応援拠点ヘリコプター臨時離着陸場

ヘリコプター臨時離着陸場	大きさ	所在地	連絡先
県立愛川ふれあいの村	250m×100m	半原　3390	TEL 281-1611
町消防訓練場	155m× 50m	下箕輪中津川河川敷	TEL 285-3131

５．３　県の広域防災活動拠点

県央現地対策本部が運営する広域防災活動拠点は次のとおりである。

【資料 2-2-17-5】　県の広域防災活動拠点（県央現地対策本部）

	救援物資集積配分場所	ヘリコプター臨時離着陸場
場　所	県立厚木高等学校	厚木野球場
住　所	厚木市戸室2-24-1	厚木市厚木2348

主な機能は次のとおりである。

(1) 情報の収集・伝達　　(2) 防災資機材の貸し出し　(3) 緊急物資の集積場所

第18節　災害救助法の適用申請と運用

実施担当	情報広報部（企画政策班、財政班、行政推進班、税務班）

大規模な災害により、災害救助法の適用を申請しようとするときには、愛川町長が神奈川県知事に申請し、県知事がその旨を決定する。

災害救助法による救助は、食料、医療等の応急的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の維持を目的にしている。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断 １．１　住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集 １．２　災害救助法適用申請要否の判断	２５８	税務班
２　災害救助法適用申請と運用 ２．１　災害救助法適用の県への申請 ２．２　災害救助法にもとづく救助の実施 ２．３　罹災証明書の発行	２５９	企画政策班 財政班 行政推進班
３　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置	２６１	企画政策班 財政班 行政推進班
【資料一覧】 資料2-2-18-1　災害救助法適用基準 資料2-2-18-2　災害状況認定基準 資料2-2-18-3　災害救助法による救助の程度・方法及び期間「早見表」	 ２５８ ２５９ ２６２	

１　住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

１．１　住家被害等災害救助法適用に関係する被害情報の収集

税務班は、災害救助法適用基準に基づき、住家被害等災害救助が適用される被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

１．２　災害救助法適用申請要否の判断

災害救助法は、市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用される。

（適用条件を満たすと判断される場合　→　２へ）

（適用条件を満たさない場合　→　３へ）

(1) 愛川町においての適用基準については、【資料 2-2-18-1】の何らかの場合である。

【資料 2-2-18-1】　災害救助法適用基準（人口　30,000人～ 49,999人）

①　本町の区域内で、住家が滅失した世帯数が　60世帯以上であるとき。
②　被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が　2,500世帯以上に達した場合で、本町における滅失した世帯数が　30世帯以上に達したとき。
③　被害が県下全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が　12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※１）がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
④　多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は、受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※２）に該当するとき。
「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家は、以下のように換算することとされている。 滅失住家 １の世帯 ＝ 全壊（全焼・流出）住家　１世帯 ＝ 半壊（半焼）住家　２世帯 ＝ 床上浸水 土砂堆積 ３世帯
※１　・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 ※２　・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失、半壊等の判断のおおよその基準は、【資料 2-2-18-2】のとおりである。

【資料 2-2-18-2】　災害状況認定基準

① 滅　　失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとすること。
② 住家の半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとすること。
③ 住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態になったもの。
④ 世　　帯	生計を一つにしている実際の生活単位
⑤ 住　　家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを１住家として扱う。

２　災害救助法適用申請と運用

２．１　災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、愛川町における被害が【資料 2-2-18-1】(P.258) の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、町長は県知事に対し、災害救助法の適用申請を行うものとする。また、災害の事態が緊迫し、県知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するものとする。

２．２　災害救助法にもとづく救助の実施

(1) 実施責任者

知事（災害救助法が適用された場合）

災害救助法の運用については、県災害対策本部の担当は被災者救援班である。

(2) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

① 避難所及び応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④　医療及び助産
⑤　被災者の救出
⑥　被災した住宅の応急修理
⑦　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑧　学用品の給与
⑨　埋葬
⑩　死体の捜索及び処理
⑪　障害物の除去

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

応急救助を実施するために必要な輸送及び賃金職員等としては、次に掲げるものが考えられる。

①　被災者の避難のための輸送及び必要な賃金職員等
②　医療及び助産のための輸送及び必要な賃金職員等
③　被災者の救出のための輸送及び必要な賃金職員等
④　飲料水の供給のための輸送及び必要な賃金職員等
⑤　救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員
⑥　死体の捜索のための輸送及び遺体の処理のために必要な賃金職員等
⑦　炊き出しその他による食品のために必要な賃金職員等

(4) 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

①　救助実施記録日計票の作成等

町災害対策本部各部班は、救助実施記録日計票を『様式 2-2-18-1』(P.480) の様式例に従い作成する。　『様式 2-2-18-1』　救助実施記録日計票 (P.480)

なお、救助実施記録日計票の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用してさしつかえないものとする。

②　救助実施状況等

町災害対策本部各部班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間毎日救助の実施状況を企画政策班に報告するものとする。なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

(5) 災害救助法による救助の程度・方法及び期間について【資料 2-2-18-3】(P.262) で表す。

【資料 2-2-18-3】　災害救助法による救助の程度・方法及び期間「早見表」(P.262)

２．３　罹災証明書の発行

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、被災者台帳を整備し、必要があるときは速やかに罹災証明書を発行するものとする。また、常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施するとともに、被災者支援に関する情報システム等の構築に努めるものとする。

(1) 被災者台帳

町長は、法による救助を必要と認める災害により、罹災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、被災者台帳を整備し、これに登録する。愛川町においては、企画政策班、財政班が被害状況の個別調査結果をもとに被災者台帳を作成する。

『様式 2-2-18-2』　被災者台帳（P.481）

企画政策班、財政班、行政推進班による被害状況の個別調査前に、建物の撤去の必要が生じた場合は、被災の状態がわかる写真を撮ることとし、この写真を基に台帳を作成する。

(2) 罹災証明書の発行

町長は、被災者に対し、必要があると認めたときは、役場新庁舎１階又はサポートセンターへ罹災証明書受付会場を開設し、被災者台帳に基づき、罹災証明書を速やかに発行する。　『様式 2-2-18-3』　履災証明書（P.482）

罹災証明書の発行事務は、被災者台帳をもとに、企画政策班、財政班、行政推進班が行う。

なお、被災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。　『様式 2-2-18-4』　罹災証明申請書（P. 483）

(3) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

a　人的被害

①　死亡
②　行方不明
③　負傷

b　物的被害

①　全壊（全焼）
②　流出
③　半壊（半焼）
④　床上浸水
⑤　床下浸水
⑥　一部損壊
⑦　その他の物的被害

３　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、罹災の状況により、町長の責任において救助を実施するものとする。

また、被災者台帳等については、応急救助を実施した場合は、２．２の(4) の「応急救助の実施状況等の報告」に示す①、②に準じて報告するものとし、他は(4) に同じである。

【資料 2-2-18-3】-1　災害救助法による救助の程度・方法及び期間「早見表」

（平成30年現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費用 1人1日当り320円以内 （加算額） 冬季別に定める額　を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理ための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	＜建設型仮設住宅＞ 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額１戸当たり561,000円以内 3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間　最高2年以内

		＜借上型仮設住宅＞ 1　規模 建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害の発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃借住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）

<table>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水である
こと。）</td><td colspan="2">当該地域における通常の実費</td><td colspan="2">災害発生日から７日以内</td><td colspan="2">輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="7">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">1　夏季
（4月～9月）
冬季
（10月～3月）
季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td colspan="2">災害発生日から10日以内</td><td colspan="2">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,500円</td><td>23,800円</td><td>35,100円</td><td>42,000円</td><td>53,200円</td><td>7,800円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,600円</td><td>39,700円</td><td>55,200円</td><td>64,500円</td><td>81,200円</td><td>11,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000円</td><td>8,100円</td><td>12,200円</td><td>14,800円</td><td>18,700円</td><td>2,600円</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800円</td><td>12,800円</td><td>18,100円</td><td>21,500円</td><td>27,100円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td colspan="8">（注）□ で表した救助の種類は、町長に職権が委任される可能性があるものである。</td></tr>
</table>

【資料 2-2-18-3】-2　災害救助法による救助の程度・方法及び期間「早見表」

（平成30年現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死が不明の状態にある者の捜索又は救出	当該地域における通常の実費 ・舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生日から１ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損等により、使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又は正規の事業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は 1人当たり次の金額以内 小学校児童4,400円 中学校生徒4,700円 高等学校等生徒5,100円	災害発生日から （教科書） １ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する

埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している
（注）　　で表した救助の種類は、町長に職権が委任される可能性があるものである。				

【資料 2-2-18-3】-3　災害救助法による救助の程度・方法及び期間「早見表」

（平成30年現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。 （埋葬を除く）	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内 1　一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,300円以内 2　検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生のから10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等の雇用	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額につ	救助の認められる機関及び災害救助日の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		いては100分の8 二　1億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 へ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4		
(注) □ で表した救助の種類は、町長に職権が委任される可能性があるものである。				

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第19節　給水

実施担当	住民部（水道事業班） 重機部（農政班、農業委員会事務局班）

大地震が発生したときは、上水道施設の損壊等による断水が予想されるので迅速かつ的確な応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく必要がある。

〔災害救助法適用〕→第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

＊この活動は、初動対応期にのみで終結する活動でなく、事態安定期へと続いていく＊

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　給水需要の把握	２７１	水道事業班
２　緊急給水体制の確立	２７１	水道事業班
３　緊急給水活動	２７１	
３．１　給水量		水道事業班
３．２　給水所の指定		農政班
３．３　水源の確保	２７２	農業委員会
３．４　給水広報担当		事務局班
３．５　給水の実施		
【資料一覧】		
資料2-2-19-1　愛川町指定給水工事代行店	２７３	
資料2-2-19-2　配水池一覧表	２７３	
資料2-2-19-3　飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表	２７５	
資料2-2-19-4　鋼板プール及びろ水機設置場所	２７５	
資料2-2-19-5　給水用資機材一覧表	２７６	

１　給水需要の把握

災害の発生により、町内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。

町内の一部で給水機能が停止した際は、水道事業班でその状況を把握し、本部へ報告するものとする。

報告する内容は、次のとおりによる。

(1) 給水機能停止区域、世帯、人口
(2) 配水池等水道施設の被害状況及び復旧の見込み
(3) 応急給水活動の開始時期及び編成班数
(4) 給水所の設置（予定）場所

２　緊急給水体制の確立

水道事業班は、災害発生時において次の体制を確立する。

(1) 活動内容により人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分けそれぞれ活動を進める。
(2) 給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、水道事業所長が給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（病院、避難所等施設に対する優先供給）等を考慮し、本部と協議のうえ指示する。
(3) 応急給水活動及び復旧活動を円滑に進めるため、愛川町指定給水工事代行店へ応援を要請する。また、被害の状況によっては、県災害対策本部に他の水道事業者の応援要請を行う。　　【資料 2-2-19-1】　愛川町指定給水工事代行店（P.273）

上水道施設の応急復旧は、第２部　第３章　第12節　上、下水道施設の応急復旧（P.325）を参照。

３　緊急給水活動

３．１　給水量

供給する一人一日当たり所要給水量は３ℓ（最低必要量）とする。必要以上容器を持参し給水を求める町民に対しては、協力を呼びかける。

ただし、断水期間が長期化した場合、飲料水だけでなく生活用水の需要がでてくるため、別途給水能力にあわせた計画を作成する必要が生じる。

３．２　給水所の指定

(1) 給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所、避難場所等において行う集中給水方法とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示する。また、給水所に利用町民の代表者を指定し、表示する。

給水に関しての問い合わせ要望等については、出来るだけ代表者にとりまとめを依頼する。代表者の選定に際しては、自治組織（自主防災組織）が行う。

給 水 所
連絡者：

縦４５㎝　×　横９０㎝程度

(2) 給水車による施設等への直接の搬送給水は以下のような場合に実施する。
① 生命水の確保の面で特に困難の予想される地域
② 病院、社会福祉施設などの傷病人、災害時要援護者関係の施設
③ 被災者に対する炊き出しを実施する施設等

３．３ 水源の確保

応急給水に必要な水は、次の順序より確保する。

(1) 配水池 【資料 2-2-19-2】 配水池一覧表（P.273）

施設の被害状況、道路交通状況により、配水池からの供給が可能な際は、給水タンク等を車両に搭載し給水活動を実施する。車両については、愛川町指定水道業者の協力を得るものとし、県水の支援を受ける場合は、町域における応急給水計画に基づき県企業庁(厚木営業所)に要請し、必要な水の確保を図るとともに、その他の広域応援がなされた時も、配水池で供給を行い、給水車、給水タンク等により活動を行う。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

【資料 2-2-19-3】 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表（P.275）

飲料水兼用耐震性貯水槽については、仮設の蛇口（共用水栓）を設置し、利用することができる。

(3) 鋼板プール 【資料 2-2-19-4】 鋼板プール設置場所（P.275）

各小学校等で保有している、ろ水機を用いてろ過を行いかつ滅菌処理（ピューラックス）を行って飲料水として利用する。

【資料 2-2-19-5】 給水用資機材一覧表（P.276）

(4) 個人保有井戸、事業者保有井戸、河川等

(3) と同様にろ過、滅菌を行い飲料水として利用するか、若しくは、生活用水として利用する。 『協定 2-2-19-1』 災害時井戸水提供に関する協定（P.612）

３．４ 給水広報担当

緊急給水活動を実施するのと同時に、広報担当（緊急給水体制における）は、町民に対し給水広報活動等の活動を行うものとする。
その内容は次のとおりである。

(1) 被害状況の説明及び復旧見込みについての広報
(2) 給水所の場所及び緊急給水に関する諸注意についての広報
(3) 給水所代表者からの給水に関しての問い合わせ・要望の把握
(4) 町が保有する給水容器（給水ポリタンク、給水袋等）の貸与

３．５　給水の実施

給水の実施は、各方法にて確保された飲料水すべてについて、上記給水所で行う。

給水は、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。

一般家庭用水は、各家庭において持参した容器で給水を受けることを原則とする。

自ら容器を持参できないまたは、給水された容器を持ち運べない等弱者に対しては、自主防災組織や近隣住民等の援助が受けられるように配慮し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

輸送の容器が極端に不足している地域にあっては、愛川町の保有する給水容器（給水ポリタンク、給水袋等）の貸与を給水広報担当者から自主防災組織に貸与する。

【資料 2-2-19-1】　愛川町指定給水工事代行店（愛川管工事協会）

	名称	所在地	電話
1	(株)アカツキ	三増　1700-8	281-2334
2	(有)成瀬管工設備	中津　1173	285-1366
3	(有)山口商会	中津　1918	285-3355
4	(有)馬場設備商会	中津　761	285-0337
5	ふたば設備(株)	中津　778	285-5234
6	大野水道工務店	中津　7326-1	286-6188
7	(株)染谷設備工業	中津　802	285-5093
8	(有)山田水道	中津　5431-5	285-2719
9	(有)広瀬住器	中津　4838-5	286-0800
10	(株)ヒロズ	角田　499-4	285-6633
11	(有)脇島設備	中津　5707	285-0379

【資料 2-2-19-2】-1　災害用指定配水池（県）

名　　称	所　在　地	有効水量 （確保水量）
企業庁中津配水池	中津４０７０	１５，８７２㎥ （１１，５００㎥）

【資料 2-2-19-2】-2　配水池一覧表（町）

	施設名	所在地	構造	有効容量（㎥）	摘要
半原配水系	旧細野配水池	半原字塚原751	ＲＣ　5.0･8.0･H3.75m･2	300	流量・水位操作テレメータ
	新細野配水池	半原字塚原751	ＲＣ　18.0･28.0･H4.0m	2,016	流量・水位操作テレメータ・緊急遮断弁設置・応急給水栓設置
	深沢配水池	半原字深沢3,174	ＲＣ　16.0･16.2･H4.0m	1,036	流量・水位操作テレメータ
	川北配水池	半原字日々良野5,292-1	ＲＣ　5.6･6.0･H3.4m･2	228	流量・水位監視テレメータ
	計		４　池	3,580	
田代・高峰配水系	志田第１配水場	三増字桶尻2,641	ＰＣ　φ24.0･H4.5m	2,034	流量・水位操作テレメータ 志田高区送水ポンプ 緊急遮断弁設置
	志田高区配水池	三増字桶尻2,605	ＲＣ　9.0･9.3･H3.5m	292	
	志田第２配水場	三増字桶尻2,704-4	ＰＣ　φ25.0･H8.2m	4,000	流量・水位監視テレメータ 緊急遮断弁設置 応急給水栓設置
	ハイテク団地配水池	三増字下馬込373	ＲＣ　3.0･6.0･H3.0m･2	108	流量・水位操作テレメータ
	三栗山配水池	三増字下馬込850	ＲＣ　9.0･9.0･4.3m･2	696	流量・水位操作テレメータ
	小沢配水池	三増字小沢城坂733	ＲＣ　3.5･5.0･H3.5m	61	流量・水位監視テレメータ
	計		６　池	7,191	
中津配水系	中津配水池	中津字七曲1,400	ＰＣ　7.5･20.0･H6.8m･2	2,040	流量・水位操作テレメータ 緊急遮断弁設置
	坂本配水池	中津字神明前5,652	ＲＣ　5.0･5.0･H3.5m	87	流量・水位監視テレメータ
	計		２　池	2,127	
	合　計		１２　池	12,898	

【資料 2-2-19-3】　飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表　（平成30年12月現在）

名　　称	所　在　地	容　　量
春日台第5公園（柳公園）	春日台３－２１	４０㎥
半原公民館（ラビンプラザ）	半原４３４３－３	４０㎥
細野下新久公園	半原１８３１－１	４０㎥
高峰小学校	三増７６７	４０㎥
中津小学校	中津５４４	４０㎥

【資料 2-2-19-4】　鋼板プール及びろ水機設置場所　（平成30年12月現在）

名　　称	所在地	有効貯水量（ｔ）	ろ水機	ろ水機設置年月
半原小学校プール	半原　2201	２９２	有	S60/9
田代小学校プール	田代　500	２９２	有	S61/9
高峰小学校プール	三増　767	２９２	有	S62/9
中津小学校プール	中津　544	２９２	有	S63/6
中津第二小学校プール	春日台 2-9-1	２９２	有	S63/6
管原小学校プール	中津　1103	２９２	有	S62/9
愛川中原中学校プール	角田　210	３２５	有	S61/4
中津工業団地第１号公園水泳プール	中津　4043	４８７	有	H24/4
三増プール	三増　1661-7	１３５	－	－
愛川東中学校プール	中津　1400	３００	有	H25/11
愛川中学校プール	田代　1395	３２５	有	H27/1
県立愛川高校プール	三増　882－1	４４９	有	H27/1

【資料 2-2-19-5】　給水用資機材一覧表

愛川町給水用資機材一覧（防災倉庫）					
品　　名	規　　格	数量(計)	消防本部	消防半原分署	そ の 他
ろ水機	大学産業㈱ DSF-2ES	15	1	1	13
キャンパス水槽	FS-1000型	2	1	1	
マリンテナー	1000ℓ	16	3	13	
給水容器	ｾｷｽｲﾛﾝﾃﾅｰ　20ℓ	100	50	50	
飲料水用容器	ｷｭｰﾋﾞｰｼﾞｬｸﾞ　10ℓ ﾎﾟﾘﾀﾝｸ　20ℓ	200 105	200 105		
やかん		6	4	2	
バケツ		44	31	13	
組立式リヤカー	ワンタッチリアカー	19	4	2	13

第20節　食料の供給

実施担当	住民部（住民班、商工観光班、子育て支援班、国保年金班） 重機部（農政班、農業委員会事務局班）

災害により町民が食料と自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事するものに対し、炊き出しその他により食料を確保する。
また、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動等を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いものあるいは調達に時間がかかるもの等の事前調達に努めるとともに、被害想定に基づき関係機関相互で情報交換し体制の整備に努める。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P. 257）参照

＊この活動は、初動対応期のみで終結する活動でなく、事態安定期へと続いていく＊

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　給食需要の把握	２７８	住民班
２　給食能力の把握 ２．１　給食関係施設の被害状況の把握 ２．２　公的備蓄・業者調達可能量の把握	２７８	住民班 農政班 農業委員会事務局班
３　食料の応急供給方針の決定	２７８	住民班
４　給食活動の実施 ４．１　食料等の調達 ４．２　食料の輸送 ４．３　食品の配布 ４．４　炊き出しの実施	２７９	住民班 商工観光班 子育て支援班 国保年金班 農政班 農業委員会事務局班
５　災害救助法が適用された場合の留意点	２８０	
【資料一覧】 資料2-2-20-1　町が備蓄する食料 資料2-2-20-2　災害時における食料等の物資調達に関する協定の締結状況一覧表	 ２８０ ２８０	

１　給食需要の把握

住民班は、下記の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者数（電気、水道供給停止等による）防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

(1)　避難所に収容されたもの。
(2)　住家に被害を受けて炊事の出来ない者。
(3)　住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者。
(4)　通常の配給機関が一時的にまひし主食の配給の受けられない者。
(5)　旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者。
(6)　救助活動に従事する者。　（注：法による救助にはならない。）

給食需要の把握については以下のように実施する。
(1) 避難所については、避難所運営責任者の協力を得て実施する。
(2) 住宅残留者については、自主防災組織の協力を得て実施する。

２　給食能力の把握

２．１　給食関係施設の被害状況の把握

給食設備を有する施設（避難所等）について、炊き出し可能かどうか把握する。
給食設備を有する施設は、第２部　第２章　第８節　【資料 2-2-8-5】 指定避難所一覧表（P.205）を参照。

２．２　公的備蓄・業者調達可能量の把握

災害が発生した時、農政班は、直ちに公的備蓄量及び小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。　【資料 2-2-20-1】　町が備蓄する食料（P.280）
【資料 2-2-20-2】　災害時における食料等の物資調達に関する協定の締結状況一覧表（P.280）

３　食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には１，２の状況把握にもとづき決定する。
(1) 食料の応急供給は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性がある要配慮者（高齢者、乳幼児、食事管理を要する者等）及び妊婦等の女性に対し優先的に実施する。
(2) 応急供給品目は、町が調達する米穀及び備蓄する保存食（乾パン、アルファ米）状況により、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、おにぎり、弁当等の品目及び要配慮者へは、温かいもの、柔らかいもの等健康状態に応じた品目について考慮すること。また、乳幼児に対しては、原則として、協定締結業者その他からの調達による粉ミルクとする。

(3) 上記の食料品目以外の食料の要望については、自主防災組織や避難所運営責任者を通して把握し、必要と判断したものについては、緊急食料として調達するか若しくは、義援物資として救援を受ける等の手段により適宜確保する。
義援物資の救援については、第２部　第３章　第９節　義援金品の受付、配分（P.318）を参照。

４　給食活動の実施

４．１　食料等の調達

(1) 米穀
① 農政班、商工観光班等は給食活動の必要性が生じた時は速やかに、２．２で把握した調達可能な量を小売り業者、卸売業者、消費生活協同組合（生協）又は愛川町商店会連合会の協定に基づいての保有分により調達するものとする。
② 災害の状況により業者の保有のみで困難であるときは、県知事に要請し、知事が協定締結業者等又は農林水産省に対し供給を要請するものとする。
なお、災害救助法が適用された場合で、交通・通信途絶のための知事へ要請できない場合は、農林水産省又は倉庫の責任者に対し緊急引き渡しを要請する。

(2) アルファ米
炊き出しに至るまでの応急用として、町備蓄のもので対応を行う。

(3) 弁当、副食、調味料等
弁当、副食、調味料等については、必要に応じて町内業者から調達するものとする。
ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行い、供給される食料は、県広域防災活動拠点（県立厚木高等学校等）で受け入れるものとする。
調達を行ったものについて、主要食料等調達台帳に記入し、整理するものとする。
『様式 2-2-20-1』 主要食料等調達台帳（P.485）

４．２　食料等の輸送

(1) 農政班、商工観光班等は、町において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、第２部　第２章　第14節　緊急輸送（P.235）に定める車両をもって、避難所等の給食地へ輸送する。集積地は、原則として、町役場とし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

(2) 上記以外の施設等への直接の輸送は以下のような場合に実施する。
① 地震災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
② 病院、社会福祉施設などの傷病人、要配慮者関係の施設

４．３　食品の配布

避難者等への食品の配布を行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。
調達を行ったものについて、『様式 2-2-20-2』主要食料等配布台帳（P.485）に記入し、整理するものとする。　『様式 2-2-20-2』　主要食料等配布台帳（P. 485）

４．４　炊き出しの実施

(1) 給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるように、住民班は、連絡調整、指揮にあたる。
(2) 原則として、炊き出しは配給対象者、自主防災組織が中心となって行う。
(3) 状況により、地域の団体、ボランティア又は自衛隊等の協力を得て実施する。
(4) 野外炊飯に備えて移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

５　災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は災害発生の日から７日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。)

【資料 2-2-20-1】　町が備蓄する食料　(平成30年10月現在)

品　目	数　量	備蓄場所
アルファ米	７，７００（食）	本部備蓄倉庫・消防署半原分署備蓄倉庫、避難所備蓄倉庫
サバイバルフーズ	２，５２０（食）	避難所備蓄倉庫
缶詰パン	１，８９６（食）	本部備蓄倉庫、避難所備蓄倉庫
合　計	１２，１１６（食）	

【資料 2-2-20-2】　災害時における食料等の物資調達に関する協定の締結状況一覧表

名　称	所在地	電話番号
県央愛川農業協同組合(野菜部会)	中津747	286-2111
愛川町商店会連合会	全　　域	
生活協同組合コープかながわ(中津店)	中津3547-1	286-4137
(株)たからや(フレサ半原店)	半原2454-1	281-0601
(株)スーパーアルプス(愛川店)	角田580	285-5555
(株)マルエツ(中津店)	中津3397-1	286-5591

第21節　生活必需品の供給

実施担当	住民部（商工観光班、教育委員会教育総務班、生涯学習班 スポーツ・文化振興班）

食料供給体制と合わせて、寝具、衣類、照明用品等の供給を実施し、被災者の心身の安全を期する。

なお、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動等を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いものあるいは調達に時間のかかるもの等について、事前の調達に努める。

〔災害救助法適用〕→第２部　第２章　第18節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

＊この活動は、初動対応期のみで終結する活動ではなく、事態安定期へと続いていく＊

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
1　生活必需品需要の把握	２８２	教育委員会 教育総務班
2　業者調達可能量の把握	２８２	商工観光班
3　生活必需物資の供給方針の決定	２８２	教育委員会 教育総務班
4　生活必需物資の供給活動の実施 ４．１　生活必需物資の調達 ４．２　生活必需物資の輸送 ４．３　生活必需物資の配布	２８３	商工観光班 教育委員会 生涯学習班 教育委員会 スポーツ・ 文化振興班
5　災害救助法が適用された場合の留意点	２８３	

１　生活必需品需要の把握

生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数は、被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

供給対象者は、次のとおりである。

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受け被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者。

２　業者調達可能量等の把握

買占め、売り惜しみ等の監視指導を行い、物価の安定及び物資の安定供給を行えるよう努めるとともに、協定に基づく業者の調達可能量を把握する。

３　生活必需物資の供給方針の決定

生活必需物資の供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には１，２の状況把握にもとづき決定する。

(1) 生活必需物資の供給は、生活必需物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳幼児、食事管理を要する者等）及び妊婦等の女性に対し優先的に実施する。

(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

①	寝　　具	就寝に必要な毛布及び布団等（季節を考慮すること）
②	外　　衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
③	肌　　着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
④	身の回り品	タオル、手拭い、軍手、長靴等
⑤	炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
⑥	食　　器	茶わん、汁わん、皿、はし等
⑦	日 用 品	懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
⑧	高熱材料	マッチ、ローソク、薪、木炭、ＬＰガス等
⑨	そ の 他	紙おむつ、風邪薬等医薬品、ＡＭ／ＦＭラジオ等

また、要配慮者に対する必需品について、十分考慮し、供給を行うこと。

(3) 被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、自主防災組織等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。

(4) 上記の品目以外の物品の要望については、自主防災組織や教育委員会教育総務班を通して把握し、必要と判断したものについては、緊急生活物資として調達するか若しくは、義援物資として救援を受ける等の手段により適宜確保する。

義援物資の救援については、第２部　第３章　第９節　義援金品の受付、配分（P.318）を参照。

４　生活必需物資の供給活動の実施

４．１　生活必需物資の調達

事前の備蓄物資で対応し、なお不足するときには、あらかじめ協定を締結した生活必需物資等の販売業者（２参照）から物資を調達する。

調達を行ったものについて、物資調達台帳に記入し、整理するものとする。

『協定 2-2-21-1』 災害時における物資供給に関する協定書（P.632）
『協定 2-2-21-2』 生活必需物資の調達に関する協定書（P.637）
『協定 2-2-21-3』 応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書（P.640）
『協定 2-2-21-4』 災害時における食料等の物資調達に関する協定書（P.643）
『協定 2-2-21-5』 地域活性化包括連携協定（P.645）
『様式 2-2-21-1』 物資調達台帳（P.486）

ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。

県から供給される物資は、県広域防災活動拠点（県立厚木高等学校等）で受け入れる。

４．２　生活必需物資の輸送

商工観光班、教育委員会生涯学習班、スポーツ・文化振興班等は、町において調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、第２部　第２章第14節　緊急輸送（P.235）に定める車両をもって輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等を考慮する。

集積地は、原則として、文化会館１階フロアとし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

４．３　生活必需物資の配布

供給方針に基づき、避難者等へ生活必需物資の配布を行う。この際、自主防災機関等の協力を得て行うものとする。

配付を行ったものについて、物資供給状況書に記入し、整理するものとする。

『様式 2-2-21-2』　物資供給状況書（P.487）

５　災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、１世帯の人数により決められる。

(2) 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第３章　事態安定期（救援活動期）の応急対策

第１節　事態安定期の情報管理

実施担当	情報広報部（企画政策班、財政班、行政推進班）、本部事務局、関係各班

被害状況を迅速、正確に把握することは、災害救助法の適用、各種復旧活動の基本となるものである。各被害調査担当班は、情報を把握し、企画政策班へ報告する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　災害情報・被害状況の収集 １．１　災害情報・被害状況の収集報告 １．２　被害状況の調査	２８５	関係各班
２　被害調査報告の取りまとめ及び災害対策本部への報告	２８６	企画政策班 財政班 関係各班
３　県への被害状況報告 ３．１　通常の被害報告 ３．２　災害情報管理システムによる報告	２８７	本部事務局
４　災害記録写真の撮影	２８７	総務班
５　被害の分類認定基準	２８８	
【資料一覧】 資料 2-3-1-1　災害情報等の収集・報告系統 資料 2-3-1-2　被害の分類認定基準	２８８ ２８８	

１　災害情報・被害状況の収集

１．１　災害情報・被害状況の収集報告

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は、原則として各部班が行い、企画政策班においてとりまとめるものとする。

１．２　被害状況の調査

町有財産施設の被害については各施設を所管する班において調査を実施する。

・国、県、町の指定及び登録文化財の被害については、所有者・管理者が現場保存し、教育委員会スポーツ・文化振興班が担当し、関係機関等の協力を得て調査を実施し対策を立て、県教育委員会、文化庁等関係機関に報告する。町域内における被害状況の調査は、県の地域防災計画に示されている被害状況等の報告様式（『様式 2-3-1-1』(P.488)、『様式 2-3-1-2』(P.489)、『様式 2-3-1-3』(P.490) 参照）に準じて行うものとし、各種別ごとの被害調査については次の要領に準じて行うものとする。

『様式 2-3-1-1』　人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告（P.488）
『様式 2-3-1-2』　公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告（P.489）
『様式 2-3-1-3』　確定報告（(P.490）

(1) 人的、建物被害等

本部は情報広報部に属する各班を各地に派遣し、消防団及び自主防災組織の協力を得て調査を実施する。人的被害については警察と連絡をとり調査するものとする。

(2) 道路、橋梁、河川等土木関係被害

土木施設の被害については道路班が、関係機関・団体等の協力を得て調査を実施する。

(3) 農林水産関係被害

農林水産関係の各種被害については農政班が担当し、関係機関・団体等の協力を得て実施するものとする。

(4) 商工業関係被害

商工業関係被害については商工観光班が担当し、関係機関・団体等の協力を得て調査を実施する。

(5) 文教施設被害

教育関係施設の被害については教育委員会教育総務班が担当し、学校長等の協力を得て調査を実施する。

(6) 上下水道施設被害

水道施設の被害については水道事業班が担当し、下水道施設については下水道班が調査を実施する。

(7) その他の被害

町有財産施設の被害については各施設を所管する班において調査を実施する。

国、県、町の指定及び登録文化財の被害については、教育委員会スポーツ・文化振興班が担当し、関係機関等の協力を得て調査を実施する。

２　被害調査報告の取りまとめ及び災対本部への報告

(1) 町災害対策本部未設置時

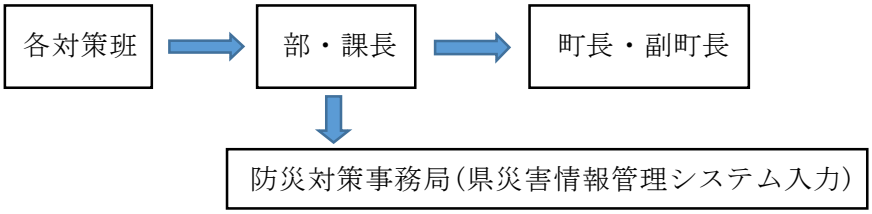

(2) 町災害対策本部設置時

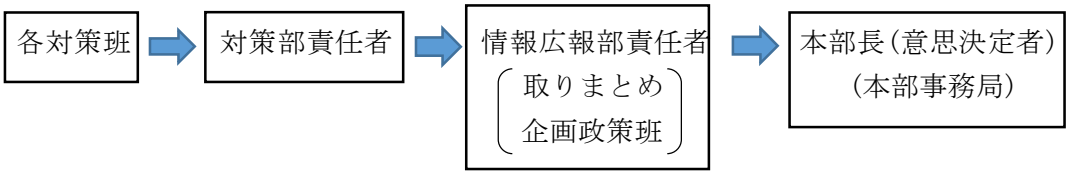

各部班は被害調査を企画政策班に報告する。企画政策班は、各被害調査の取りまとめを行い、ただちに調査結果を本部事務局に報告しなければならない。なお、企画政策班は厚木警察署と連絡をとり、被害状況の収集に努めるものとする。
また、報告の種別内容については、次のとおりである。

(1) 災害発生報告

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害の状況、災害防除上必要と認められる事項に対し、既に実施しあるいは実施しようとする応急対策活動の概要について人的・建物被害等報告及び公共施設等被害報告により報告するものとする。

『様式 2-3-1-1』　人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告（P.488）
『様式 2-3-1-2』　公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告（P.489）

(2) 被害中間報告

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更があるときは、そのつど変更の報告を(1) の様式で行うものとする。

(3) 被害最終報告

被害の程度が最終的に判明したときは、各部長は被害状況を企画政策班に確定報告により報告するものとする。　『様式 2-3-1-3』　確定報告（P.490）

(4) 避難情報・救護所開設状況報告

避難所の開設及び救護所の開設を行ったときは、住民部の施設所管が、企画政策班に避難状況・救護所開設状況報告により報告するものとする。

『様式 2-3-1-4』　避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告（P.491）

３　県への被害状況報告

３．１　通常の被害報告

本部事務局は企画政策班からの被害報告を県現地災害対策本部に、県現地災害対策本部が設置されないときには、県災害対策本部又は県くらし安全防災局災害対策課に電話、県防災行政通信網等で報告する。

３．２　災害情報管理システムによる報告

被害情報の報告の手段として、神奈川県が導入している災害情報管理システムを利用する。災害情報管理システムの運用方法は、神奈川県災害情報管理システム運営要綱及び運用手順に基づき次のとおりである。

(1) 運用時間

システムは、保守点検等による停止を除いて常時運用とし、端末機利用機関はいつでもシステムを起動し、利用することができる。

(2) システムを利用して情報を収集する事象(愛川町に関連する事象)

県内で震度４以上の地震を観測したとき。

(3) 災害情報の報告

県くらし安全防災局長は、(2)に掲げる事象が発生した時は、直ちに災害名を命名し、システムに登録する。また、報告を求める端末機利用機関に対して県防災行政通信網ファクシミリ等により情報収集の開始及び報告依頼が開始される。

情報収集の開始及び報告依頼を通知された端末機利用期間は、速やかにシステムを起動するとともに県くらし安全防災局が登録した災害を選択の上、情報報告を開始する。

① 災害時運用開始の連絡（県くらし安全防災局 ←――→（愛川町、県防災行政通信網等により）

② 被害名の登録通知と被害情報等の報告依頼（　　同上　　）

③ 被害情報等の入力及び更新・相互確認（愛川町 ←――→ 県くらし安全防災局）

④ 被害情報等の確定（愛川町 ――→ 県くらし安全防災局）

(4) 代行入力

諸般の事情により、システムを利用した報告ができない時は、ファクシミリや電話等の代替え手段により報告を行う。

全体的な、災害情報等の収集・報告系統については、【資料 2-3-1-1】(P.288)に表す。

【資料 2-3-1-1】　災害情報等の収集・報告系統(P.288)

４　災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、又記録保存のためにもきわめて重要である。各部に記録写真員をおき、又災害全般にわたっては、総務班において記録写真を撮影し災害応急対策等に活用するとともに報道機関及び一般町民の撮影分についても必要に応じて提供を受け災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。

５　被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

【資料 2-3-1-1】　災害情報等の収集・報告系統

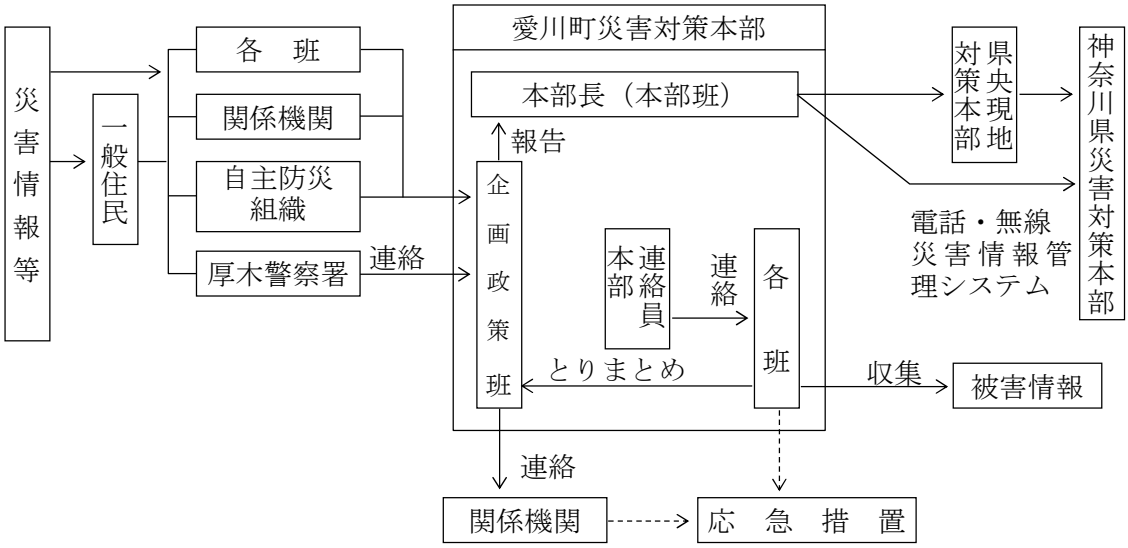

（注）現地対策本部（県央地域県政総合センター内）が設置されない場合は、県災害対策本部又は県災害対策課へ報告する。（電話、ＦＡＸ、防災行政通信網、災害情報管理システムを利用）

【資料 2-3-1-2】 被害の分類及び認定基準（内閣府基準　平成１３年６月２８日府政防５１８号）

(1) 人的被害

区　分	認定基準
死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

（注）重傷者、軽傷者の別が判断できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

(2) 住家被害

区　　分	認定基準
住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全　壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元とおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
大規模半壊 （被災者生活再建支援法による）	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の50％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損失割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものとする。
半　壊 半　焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元とおりに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又はその住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
世　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(3) 非住家被害

区　　分	認定基準
非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときには、当該部分は住家とする。
公共建物	役場庁舎、公民館、保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

（注）　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものだけを記入する。

(4) 田畑被害

区　　分	認定基準
田の流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
（注）　畑の流出、埋没及び畑の冠水については、田の例に準じて取り扱うものとする。	

(5) その他の被害　－１

区　　分	認定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道　路	道路法（昭和27年法律第 180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川，運河等の上に架設された橋とする。
河　川	河川法が適用（昭和39年法律第 167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
がけ崩れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方メートルを越えると思われるものは報告するものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
水　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電　話	災害により通話不能となった電話の回線とする。
電　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガ　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(5) その他の被害　－２

区　　分	認定基準
被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受けた通常の生活を維持出来なくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので協同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被災者	被災世帯の構成員をいう。

(6) 被害金額

区　　分	認定基準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農業被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(7) その他

備考欄に災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第２節　救援に係わる広報活動

実施担当	情報広報部（総務班）

初動対応期を経て、事態安定期に移行する時点においての広報は、被災を受けた町民等に生活情報や復旧状況を適切に広報することであり、これにより人心の安定及び速やかな復旧へ導くことに努める。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　一般住民に対する広報 １．１　広報手段 １．２　広報内容	２９４	総務班
２　報道機関に対する発表並びに依頼	２９５	総務班
【資料一覧】		

１　一般住民に対する広報

１．１　広報手段

総務班が実施する広報手段は、以下のとおりである。

(1) 防災行政無線、広報車、町ホームページ、ツイッター、防災行政情報メール、新聞広告、ビラ、チラシなど活用するほか、町職員・消防団員・自主防災組織等による口頭等により周知する。

(2) 復旧に要する期間あるいは避難所開設期間が長期化する可能性が生じたときには、県災対本部、報道機関、ボランティア等の連携により、ニーズに則した情報を的確に提供しうる手段を確保する。

情報提供手段としては、次に掲げるものを考慮すること。

① 有線放送による情報提供
② 生活必要情報の提供のための回覧
③ 避難所等での広報掲示
④ 避難所単位に設置した電話ファックスによる情報提供
⑤ ボランティアによるインターネット通信を使った情報収集・情報交換
⑥ 外国人相談専用電話の開設

１．２　広報内容

総務班が実施する広報内容は、被災者救援活動の内容を中心とした以下のものとなる。

(1) 給食・給水等の実施状況
(2) 医療救護所の開設状況
(3) 避難所収容者名
(4) 町内及び周辺における交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路交通状況等）
(5) 町内及び周辺における電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）
(6) 町内及び周辺における河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
(7) 道路障害物、し尿、ゴミの状況並びに除去見込み
(8) 生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、対象者等）
(9) 防疫状況と注意事項
(10) 町の実施しているその他の救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所等
- 履災証明の発行
- 応急仮設住宅の募集

２　報道機関に対する発表並びに依頼

総務班は、第２部　第２章　第６節　初動対応期の災害広報活動の３（P.174）の要領で、広報を行う。

内容についても上記に準ずるが、救援期については、次の内容についても考慮する。

(1) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要な事項（依頼）
(2) 義援金、ボランティアの申し出等の全国への支援要請（要請）
(3) り災証明書、災害弔意金、災害障害見舞金等生活救護に対する情報（発表・依頼）
(4) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時等）（発表・依頼）
(5) 河川、道路、橋梁等土木施設状況の復旧状況（発表・依頼）
(6) 電気、電話、水道等公益事業施設の復旧状況（発表・依頼）
(7) 衣食住関連商品・サービス情報等の生活支援情報（依頼）
(8) 住宅診断、仮設住宅等の住宅情報（発表・依頼）
(9) 文字放送や外国語による災害時要援護者に対する情報提供（依頼）

第３節　ボランティア、民間団体の活用

実施担当	社会福祉協議会事務局班

災害応急対策を迅速、的確に実施するため、及び被災住民の多種多様なニーズに対応するために、各種ボランティアとの連携をとるとともに、活動ニーズを把握し被災住民を支援していくものとする。ただし、被災者支援活動を展開するため、福祉支援課との連絡調整及び協力を得て進めるものとする。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　ボランティア １．１　ボランティアの種類 １．２　ボランティアの活動内容	２９７	
２　ボランティアとの連携 ２．１　ボランティアの受入れ窓口 ２．２　ボランティアの活動体制整備 ２．３　必要とする活動事項の把握	２９７	社会福祉協議会 事務局班
３　ボランティアの活動	２９８	
【資料一覧】		

１　ボランティア

ボランティア活動とは、自主的自発的に無報酬で、能力、労力を提供する個人若しくは団体の活動である。

１．１　ボランティアの種類

ボランティアの種類としては、次のようなものが考えられる。

(1) 救出に係わる専門ボランティア
(2) 医療に係わる専門ボランティア
(3) 土木、建築に係わる専門ボランティア
(4) 保健、福祉に係わる専門ボランティア
(5) 通信に係わる専門ボランティア
(6) 労力を提供する一般及び企業ボランティア
(7) ボランティアコーディネート

１．２　ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容としては、次のようなものが考えられる。

(1) 救出、救急医療活動
(2) 建物の応急危険度判定活動
(3) 清掃、障害物除去活動
(4) 要配慮者に対する各種福祉サービス、心理相談等健康管理支援活動
(5) 被災者に対する各種生活相談等生活支援活動
(6) 避難所における運営援助活動
(7) 外国人や障害者等災害時要援護者に対する各種情報集約、提供活動

２　ボランティアとの連携

２．１　ボランティアの受入れ窓口

ボランティアの受入れに関する担当窓口は、社会福祉協議会事務局班が担当し、福祉支援班との連絡及び情報交換の体制を整えるものとする。

また、日赤奉仕団、医療ボランティアについては、福祉支援班が直接受入れ、連携をとり、活動についての情報交換を行うものとする。

２．２　ボランティアの活動体制整備

社会福祉協議会事務局班は、ボランティアの受入れのために、災害ボランティアセンターの設置を行う。設置場所は、福祉センターもしくはサポートセンターに開設することとし、ボランティア活動に必要な資機材を企業等の協力を得ながらできる限り準備する。また、広域的な被害の状況により、県災害対策本部が県のボランティアの受入れ窓口を開設した場合は、受入れについて県災害対策本部及び神奈川県社会福祉協議会災害時福祉活動本部との情報交換、連携に努め、必要な財政措置を図るように努めるものとする。

町の災害ボランティアセンターを開設した場合の活動内容は次のとおりである。

(1) 災害ボランティアコーディネート
　・住民のボランティアニーズ相談、被災時ニーズ把握
　・ボランティア受付、依頼先への派遣調整
　・ボランティア活動に対する助言
　・必要に応じたケアマネジメント、総合調整等
(2) 宿泊場所の情報収集と提供
(3) ボランティア保険の加入調整
(4) 救援・復旧に関する情報の収集
(5) 災害ボランティア活動に係る情報の発言
(6) 関係機関、団体等との災害時対応ネットワークの形成
(7) 住民組織、当事者団体等との連絡調整

２．３　必要とする活動事項の把握

ボランティア需要の把握については、次のように行い、町、県、ボランティアが連携をとり、適切な援助活動を行っていくものとする。

(1) 町本部が行う応急対策の活動において、
　① 人員の不足から円滑な活動が進められない
　② 各応急活動時に直接住民から要望された
　③ 町、県が行う福祉活動（避難所、各家庭の訪問調査等）において把握した
等においては、町担当各班が援助を必要としている活動内容について整理を行い社会福祉協議会事務局班へ要望する。社会福祉協議会事務局班は、これを取りまとめて、災害ボランティアセンターに情報を伝達する。
(2) 町民の要望を自主防災組織が把握した場合は、社会福祉協議会事務局班へ連絡を行い、これを取りまとめ、災害ボランティアセンターに伝える。
(3) ボランティア需要の把握に専任するボランティアを用いて避難所等で収集を行う。
(4) 災害ボランティアセンター内に、住民から需要についての要望を直接聞く、窓口を開設する。
(5) 災害ボランティアコーディネーターは、場合により避難所等で直接町民から収集を行う。

３　ボランティアの活動

基本的なボランティア活動は、「愛川町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を基本として、ボランティア需要の把握を行い、実際に派遣できるものについては、災害ボランティアセンターで調整し、派遣を行うものとする。

なお、活動環境については、災害ボランティアセンターまかせにするのではなく、町、県との連携を十分にとり、適切な情報交換を行い、円滑に活動を進められる体制をとらなくてはならない。

第４節　防疫及び保健衛生

実施担当	住民部（健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班、教育総務班）

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の発生が多分に予想されるので、これを防止するため防疫及び保健衛生活動を実施する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　防疫活動 １．１　防疫体制の確立 １．２　感染症対策 １．３　消毒の実施	３００	健康推進班、国保年金班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班
２　保健衛生活動 ２．１　衛生活動 ２．２　保健活動	３０１	健康推進班、福祉支援班、子育て支援班、高齢介護班、国保年金班教育総務班
【資料一覧】 資料 2-3-4-1　　第２種感染症指定医療機関	３００	

１　防疫活動

防疫活動は、健康推進班等が厚木保健福祉事務所と連携し、実施するものとする。

ただし、災害の状況により、実施が困難であると判断したときは、町災害対策本部は県災害対策本部に応援を要請するものとする。

１．１　防疫体制の確立

被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被災地域等を迅速に把握して、対策方針を定め、状況に応じて消毒担当班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

防疫器具・薬品等の確保については、町内業者からの調達で確保し、不足する場合は県に対し、防疫器具・薬品等の調達のあっせんを依頼する。また、消毒場所が広範囲に渡ることを想定し、専門業者へ業務委託し、速やかな対応が図れるよう体制を整備する。

１．２　感染症対策

活動については、健康推進班等が厚木保健福祉事務所との連携をとり、次のように実施する。

(1) 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
(2) 同時に、手指の消毒等必要な指導、逆性石鹸、塩素剤等の配付等を行う。
(3) 事前に、感染症指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じ感染患者、保菌者を搬送、入院させる。　【資料 2-3-4-1】　第２種感染症指定医療機関
(4) 感染症発生箇所の消毒を実施する。（消毒担当班を編成）
(5) 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を対象、期間を定め、実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を失しないよう措置する）
(6) リーフレットの配付や広報車による広報を依頼する。（本部経由で総務班に依頼）

【資料 2-3-4-1】　第２種感染症指定医療機関

施　設　名	所　在　地	病床数	電　　話
厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	1	046-221-1570
相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	6	042-772-4291

１．３　消毒の実施

被災により、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、実施する。

(1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域
(2) 避難所の便所、その他の不潔場所
(3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
(4) 飲料水確保場所（鋼板プール、井戸、河川等）
(5) 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
(6) ねずみ族、昆虫等の発生場所

消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行うものとする。

２　保健衛生活動

２．１　衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

健康推進班等は、厚木保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

(2) 食中毒の防止

健康推進班等は、被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、厚木保健福祉事務所を通じ県知事に対しその実施を要請する。

２．２　保健活動

(1) 被災者に対する保健相談

健康推進班等は、厚木保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保等を目的とする健康診断を行う。

また、同時には、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談を実施するものとする。　第３部　第２章　第２節　被災者のメンタルケア対策（P.329）参照

(2) 被災者に対する栄養・食生活支援

健康推進班、子育て支援班、教育総務班は、厚木保健福祉事務所と連携し、必要に応じて、派遣要請による支援栄養士や日本栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者、乳幼児、食物アレルギーのある者、疾病により食事管理が必要な者に対し、食事内容の確認や栄養相談・指導を行う。

第５節　ごみ及びし尿の収集・処理

実施担当	重機部（環境班、下水道班）

災害により、処理量の増加した、生活ごみやし尿を、迅速確実に収集処理し環境衛生の万全を期する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　ごみ収集処理 １．１　災害時に発生するごみ １．２　生活ごみの収集処理	３０３	環境班
２　し尿処理 ２．１　下水道施設被害状況の把握 ２．２　下水道施設被害等における対策 ２．３　し尿処理	３０４	下水道班 環境班
【資料一覧】 資料2-3-5-1　一般廃棄物処理施設 資料2-3-5-2　し尿処理施設	３０３ ３０４	

１　ごみ収集処理

１．１　災害時に発生するごみ

災害時に発生するごみは、次のとおりである。

(1) 道路啓開及び道路復旧による廃棄物
(2) 災害により使用できなくなった家具、畳等
(3) 損壊、焼失による建築物廃材
(4) 通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ

この中で、(1) から(3) までは、災害廃棄物と位置づけられ、第２部　第３章　第６節の３　災害廃棄物の処理（P.305）で扱うこととし、この節では(4) の生活ごみについての処理計画を定める。

１．２　生活ごみの収集処理

生活ごみの収集処理については、環境班が担当する。

【資料 2-3-5-1】　一般廃棄物処理施設（P.303）

(1) 環境班が行うごみの収集に伴う活動は、次のとおりである。
　① ごみ処理場の被災状況を確認し、収集搬送の可能能力について把握する。
　② 自主防災組織に平常時の集積場所が利用可能であるか、調査を依頼する。
　③ 集積場所が利用出来ないときは、通行に支障のない道路際又は搬出に便利な空地を選定するとともに広報する。(総務班に要請する。)
　④ 発生するごみの量及びごみの処理能力を勘案し、収集搬送が困難と判断したときは、近隣の被災状況に応じて他自治体に処理の依頼や県対策本部に応援を要請する。

(2) 環境班が行うごみの処理に伴う活動は、次のとおりである。
　① 一般廃棄物処理施設の被害状況を把握する。

【資料 2-3-5-1】　一般廃棄物処理施設（P.303）

　② 発生するごみの量及びごみの処理能力を勘案して、処理が困難と判断したときは、公用地での搬入並びに住民生活に支障のない場所に一時集積する。
　　同時に、処理の方法や場所について、近隣自治体に要請するとともに県対策本部と協議し、迅速な処理に努める。
　　また、ごみの一時集積場所を開設した場合には、定期的な消毒を実施する。

【資料 2-3-5-1】　一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設名	所　在　地	電　話
愛川町美化プラント	愛川町三増1656－2	281-2258

２　し尿処理

２．１　下水道施設被害状況の把握

公共下水道が整備されている区域においては、災害の発生に伴い、上水道の断水及び下水道管渠の破損等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが生じる。

このため、下水道班は、下水道処理区域の管渠等施設被害状況及び下水道の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。

２．２　下水道施設被害等における対策

上記により、把握した被害状況に対して、下水道班は次のような対策を講じる。

(1) 下水道管渠等施設の破損等により、下水道の使用を制限する必要が生じたときは、その旨を広報車による広報及びビラによる住民への周知を図る。

(2) 下水道処理区域内の避難所及び公用地等の適地に避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレの調達、設置を行う。

　また、下水道処理区域外においても避難所等で必要が生じた場合は、環境班の指示のもとに調達、設置を行うものとする。

(3) 仮設トイレを設置した場合は、場所、設置個数、１日当たりの総排出量、設置期間の見通しについて、環境班へ報告を行う。

　下水道施設の応急復旧は、第２部　第３章　第12節　上、下水道施設の応急復旧（P.325）を参照。

２．３　し尿処理

し尿処理については、環境班が担当する。

【資料 2-3-5-2】　し尿処理施設（P.304）

環境班が行う、し尿の処理に伴う活動は、次のとおりである。

(1) し尿処理施設についての被害状況を把握する。し尿処理施設が使用できない場合は、処理の方法や場所について、近隣自治体に要請するとともに県災害対策本部と協議を行い、迅速な処理に努める。

【資料 2-3-5-2】し尿処理施設（P.304）

(2) 仮設トイレの排出量を考慮した総排出量及び処理能力を勘案して、処理が困難と判断したときは、町災害対策本部から県災害対策本部に応援を要請する。

『協定 2-3-5-1』　災害時における簡易トイレ等の調達に関する協定書（P. 636）

【資料 2-3-5-2】　し尿処理施設

し尿処理施設名	所　在　地	電　話
愛川町衛生プラント	愛川町中津5188	286-2841

第６節　障害物の除去

実施担当	重機部（道路班、環境班）、情報広報部（税務班）

災害により住居又は、その周辺に発生した障害物及び土木構造物の崩壊等により日常生活に支障や交通の支障をきたしているものについて、除去及び処分する。また、被害を受けた道路については、迅速に応急復旧を行うものとする。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第19節　資料 2-2-18-3 「早見表」
（P.257）参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　障害物の除去 １．１　除去の実施機関 １．２　障害物除去の対象 １．３　道路、河川等にある障害物の除去 １．４　住宅内の障害物の除去	３０６ ３０７	道路班 税務班
２　道路の応急復旧 ２．１　道路施設被害状況の把握 ２．２　道路施設被害の応急復旧方針の決定 ２．３　道路施設被害の応急復旧	３０７	道路班
３　災害廃棄物の処理 ３．１　処理の実施機関 ３．２　町による処分	３０８	環境班
【資料一覧】 資料 2-3-6-1　町内国県管理河川一覧表	３０６	

１　障害物の除去

１．１　除去の実施機関

(1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行う。
(2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
(3) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行う。
(4) 浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行う。ただし、実施困難の場合は、県知事に応援を要請する。
(5) その他、施設内敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

１．２　障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次のとおりである。
(1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
(2) 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
(3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
(4) その他、公共的観点から除去を必要とする場合

１．３　道路、河川等にある障害物の除去

道路、河川等にある障害物の除去は、第２部　第２章　第13節の２　重要道路施設の啓開・応急復旧（P.230）に準じて行うこと。

町内における、国・県道及び県管理河川にかかる障害物の除去は、所管する厚木土木事務所（℡(223)1711）が行う。

除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して行う。

【資料 2-3-6-1】　町内国県管理河川一覧表　　（愛川町道路課調べ）

河川名	国県管理区域
相模川	厚木土木事務所　3.2km
中津川	厚木土木事務所　12.2km
中津川	相模川水系広域ダム管理事務所　1.0km

１．４　住宅内の障害物の除去

(1) 被災者自らが組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て行う。

(2) 災害救助法が適用された場合には、災害救助法の規定により次の基準に適合するものに関しては、町が実施する。

災害によって住居又はその周辺に運ばれた、土石、竹木等の除去を行う場合の対象は次の場合に限るものとする。 ① 居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者。 ② 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者。 ③ 住家が半壊または床上浸水を受けたもの。

税務班は、自主防災機関、消防団の協力を得て、障害物の排出状況等を把握する。

住居内の障害物の除去は、必要最小限の日常生活を営むことができる状態にすることとし、労力、資材、機材は、町内土木建設業者から供給を受けるものとする。また、必要に応じ、消防団の協力、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

２　道路の応急復旧

２．１　道路施設被害状況の把握

応急対策活動全体を安全かつ円滑に進めるための道路を確保するために、町内全域の道路、橋梁等道路施設の被害状況の把握を行う。

２．２　道路施設被害の応急復旧方針の決定

町内全域の被害情報に基づき、復旧方法、復旧に要する期間、復旧順位、復旧工事の際に必要である、交通規制計画、迂回路計画、労力、資材、機材確保についての方針を早急に決定し、町民への広報及び関係機関との協議、土木建設業者等の確保に努めるものとする。町民への広報については、第２部　第２章　第13節の１．３　交通規制及び交通情報の周知（P.232）を参照のこと。

２．３　道路施設被害の応急復旧

(1) 被害が小さい場合の応急工事

道路の損壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的被害が小さく道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等小規模の応急対策により、交通の確保が得られる場合は、早急に必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

(2) 比較的被害が大きい場合の応急工事

比較的被害が大きい場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的付替道路を開設するなどの道路交通の確保を図るものとする。

(3) 応急工事が長期にわたる場合の処置

応急工事が長期にわたり、路線の交通止めによる影響が大きい場合に道路管理者は、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

(4) 広域における交通途絶

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態になった場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要かつ有効な応急工事の手段を、集中的に実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

３　災害廃棄物の処理

障害物の除去及び道路の啓開、応急復旧において災害廃棄物が発生する。

災害廃棄物の処理に当たっては、がれきの破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等の規定に従うとともに、災害廃棄物処理計画に基づき、適正な処理に努めるもととする。

災害廃棄物の処理に関しては、次のように行う。

３．１　処理の実施機関

災害廃棄物の処理の実施機関は、１の実施機関が責任をもって処理するものとする。ただし、１．４(2)の場合は、町が実施するものとする。

３．２　町による処分

町による災害廃棄物の処理は、環境班が担当し、次のとおり処理を行う。

(1) 災害廃棄物の仮置場をすみやかに選定する。

(2) 災害廃棄物の処理を、町建設業協会等に要請する。

(3) 町建設業協会等で対応が出来ない場合は、県災害対策本部へ応援を要請する。

(4) 適当な時期に、町建設業協会等によって最終処分場への搬出を行う。状況により、最終処分については、処理方法、処理場所等を県災害対策本部と協議するものとする。

第７節　住宅対策

実施担当	重機部（都市施設班）

余震による、二次災害を防止するために、住宅等建築物の被災状況を迅速に調査する。また、住宅被害を受けかつ自らの資力では、修理及び住宅を得ることができない者に対して、住宅の応急修理、応急仮設住宅を建設する。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第３章　第19節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　危険度判定 １．１　応急危険度判定 １．２　被災住宅等建築物の危険度判定	３１０ ３１１	都市施設班
２　応急修理、応急仮設住宅の建設の実施者	３１１	
３　住宅の応急修理 ３．１　応急修理を受ける者 ３．２　応急修理の実施範囲と費用 ３．３　応急修理の実施方法及び期間	３１１	
４　応急仮設住宅の建設 ４．１　入居対象者 ４．２　建設規模・構造及び費用 ４．３　建設場所及び建設方法 ４．４　着工及び完成の時期	３１２ ３１３	
５　公営住宅等の斡旋	３１３	
【資料一覧】 資料2-3-7-1　　応急危険度判定活動体系図	 ３１０	

１　危険度判定

１．１　応急危険度判定

都市施設班は、災害により住宅等建築物に被害が生じた場合には、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物等による二次災害を防止することを目的として、迅速にかつ短時間で建築物の被災状況、危険度を判定し、建築物として使用できるか否かを判定するものとする。

判定は、防災基幹施設、避難所、公共施設等を優先して行い、その後に一般住宅等建築物へ移行していくものとする。なお、応急危険度判定の実施にあたっては、次のとおり体制を整える。

(1) 被災後、(一社) 神奈川県建築士事務所協会愛川支部及び町内に居住する応急危険度判定士に連絡し、被災住宅等建築物の危険度判定の協力を要請する。

(2) 住宅等建築物に多数被害を生じている場合、災害対策本部を通じて、県災害対策本部に連絡し、県内で登録している応急危険度判定士の応援を要請する。

【資料 2-3-7-1】　応急危険度判定活動体系図
『協定 2-2-15-2』災害時の被災建築物に関する応急支援等に係る協定書(P.594)

(3) 応急危険度判定士の活動が、円滑に行われるよう、必要資機材の確保及び被災住宅等建築物の位置把握、判定士への活動範囲の伝達を的確に行う。

応急危険度判定：定められた、調査表に従って建築物の被災状況を調査し、その結果を「危険（赤)」「要注意（黄)」「調査済（緑)」の３段階に区分してそれぞれの色のステッカーを貼り、建築物の所有者や居住付近を通行する者に注意を喚起する。

【資料 2-3-7-1】　応急危険度判定活動体系図

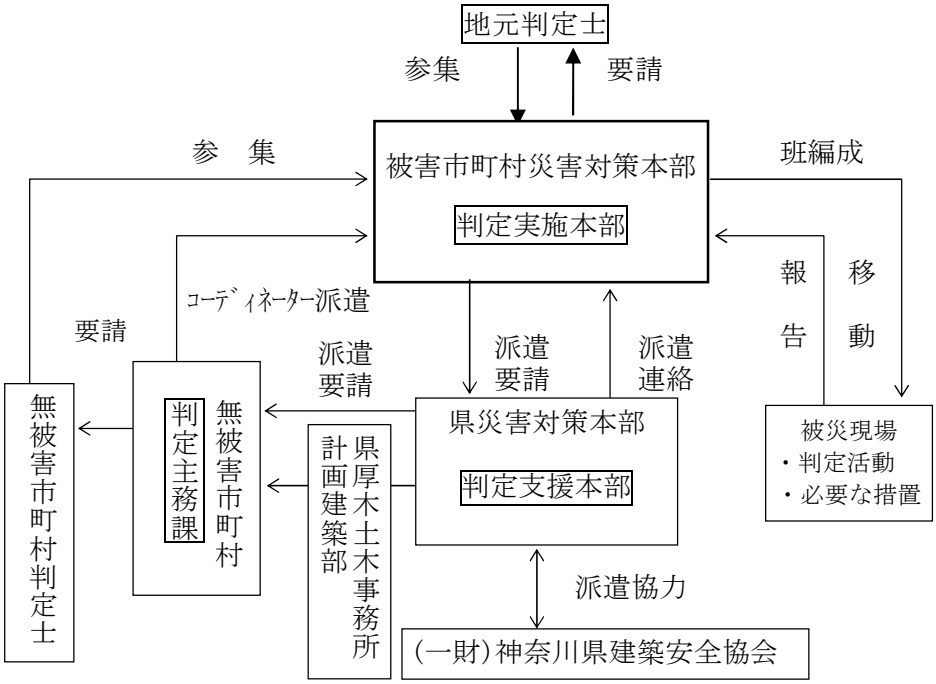

１．２　被災住宅等建築物の危険度判定

地震又は降雨により被災した宅地による二次災害を軽減・防止するため、宅地危険度判定士を活用し、被災宅地の危険度判定を実施し、その判定結果を標識で当該宅地に表示し、被害の程度及び二次災害防止のための復旧について宅地の所有者、居住者等に技術的なアドバイスを行う。

また、被災宅地が多数発生した場合は、災害対策本部を通じて、県災害対策本部に宅地危険度判定士の応援を要請する。

２　応急修理、応急仮設住宅の建設の実施者

応急修理、応急仮設住宅の建設の実施者は、次のとおりである。

(1) 災害救助法が適用されたとき。

応急仮設住宅の建設（県知事）

住宅の応急修理　（県知事又は権限を委任された町長）

(2) 災害救助法が適用されないとき。

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理（町長）

ただし、事業内容は、災害救助法の規定に準じて実施する。また、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請する。町における実施担当は、都市施設班である。

３　住宅の応急修理

３．１　応急修理を受ける者

(1) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者であること。

(2) 自らの資力で、応急修理ができない者であること。

３．２　応急修理の実施範囲と費用

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

３．３　応急修理の実施方法及び期間

(1) 実施方法

資機材の調達及び要員の確保については、県知事があらかじめ締結している協定に基づき、(一社)神奈川県建設業協会若しくは町内土木建設業者に要請する。

県知事が町長に権限を委任した場合は、町長が要請するものとする。

また、応急修理を行った場合は、『様式 2-3-7-1』　住宅応急修理記録簿（P.493）を用い、戸数、金額等の把握を行うこと。

(2) 期間

原則として災害の日から、１か月以内に完了する。

４　応急仮設住宅の建設

４．１　入居対象者

地震災害等により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
(2) 居住する住宅がないものであること。
(3) 生活保護法の被保護者若しくは、要保護者又は特定の資産をもたない失業者、寡婦、母子家庭、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、並びに小企業者又はこれらに準ずる経済的弱者であること。

入居の選定は、県が行うものとし、これに町が協力をする。また、状況に応じ、町に事務委託された場合には、選定に際し、次のことを留意したうえで選考基準を定める。

(1) 老人、病弱者、身体障害者等の要配慮者は、優先的に選定する。
(2) 多地域に仮設住宅を建築する場合、災害時要援護者を孤立化させないよう選定する。
(3) 従前の居住地及び自治組織に考慮し、選定する。

選定した際には、『様式 2-3-7-2』　応急仮設住宅台帳（P.494）に記入し、入居者の把握等、整理するものとする。　『様式 2-3-7-2』　応急仮設住宅台帳（P.494）

４．２　建設規模・設計及び費用

(1) 規模・設計

応急仮設住宅の標準規模は、１戸当たり平均 29.7 平方メートル（９坪）とする。設計は、１戸建て又は長屋建てとし、標準となる仕様、規格等は別に定める。また、迅速に、大量に建設でき、かつ、プライバシーが確保できるよう配慮し、高齢者や障がい者のいる世帯には、手摺等の設置や段差の解消などに努める。

さらに、ごみ置き場、案内板、照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。

(2) 費用

工事に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

４．３　建設場所及び建設方法

(1) 応急仮設住宅の建設予定地は、要配慮者に配慮した場所及び飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育施設等を考慮の上、次の内から災害時の状況により選定する。
　① 都市計画公園用地等公共施設予定地
　② 公園、緑地、広場
　③ 町、県、国有地
　④ 民有地等
(2) 応急仮設住宅の建設は、神奈川県知事が、(社)神奈川県建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会とあらかじめ締結した協定に基づき、(一社)プレハブ建築協会、(一社)愛川町建設業協会及び町内土木建設業者に要請するものとする。

４．４　着工及び完成の時期

(1) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

(2) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(3) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期限内（最高２年以内）とする。

５　公営住宅等の斡旋

応急仮設住宅の建設適地がない又は完成を待つ暇がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するのと同時に、都市施設班は、次の住宅についての空き家情報を収集し、状況によっては、斡旋するものとする。

(1) 町営住宅等公営住宅

(2) 民間アパート等賃貸住宅

(3) 企業社宅等

第８節　文教対策

実施担当	住民部（教育総務班、子育て支援班）

災害により教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合において、応急教育の円滑な実施を図るため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保する。また、児童、生徒の保護及び状況把握、連絡体制を整えておく。

〔災害救助法適用〕→　第２部　第２章　第19節　資料 2-2-18-3「早見表」
（P.257）参照

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　被害状況の把握	３１５	
２　保育園児・児童・生徒の保護 ２．１　保育園、学校の対応 ２．２　教職員の対処、指導基準	３１５	教育総務班 子育て支援班
３　応急教育の実施 ３．１　教育施設の確保 ３．２　教員の確保 ３．３　臨時休校等の措置	３１６	教育総務班
４　学用品の給与 ４．１　給与対象者の把握 ４．２　学用品の調達 ４．３　学用品の給与	３１７	教育総務班

１　被害状況の把握

教育総務班、子育て支援班は、災害発生後、速やかに保育園児（以下「園児」)、児童、生徒、教職員並びに教育施設の被害状況を保育園長・学校長（以下「学校長等」）を通じ若しくは自ら調査し、その結果を町災害対策本部に報告する。

２　保育園児・児童・生徒の保護

幼稚園児・保育園児・児童・生徒（以下「生徒等」）が、保育園・学校施設にいる時に、災害が発生したときは、次のとおり保護に努める。

２．１　保育園、学校の対応

(1) 学校長等は、災害対策本部を学校内等に設置し、生徒等の安全の確認や情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
(2) 学校内並びに通園・通学路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。
(3) 園児・児童及び障がいを持つ生徒については、園、学校において保護者（又は代理人）に引き渡す。また、生徒等については、教員や職員（以下「教職員」）の指導のもとに集団下校の方法をもって全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
(4) 交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し学校等で保護する。
(5) 施設内において災害が発生した場合に、生徒等の安全な避難・誘導及び救護を優先し、初期消火、搬出活動等の防災活動に努める。

２．２　教職員の対処、指導基準

(1) 災害発生の場合、生徒等を保育園・学校指定の避難場所等に集める。
(2) 生徒等の避難・誘導は、氏名・人員等の掌握、異常の有無等の的確な把握のもとで行う。
(3) 教職員は、学級名簿等を携行し、学校長等の指示により、所定の場所へ避難・誘導させる。
(4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等を整えるなど十分配慮する。
(5) 生徒等の保護者への引渡しは、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。
(6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。
(7) 教職員は生徒等の安全を確保したのち、学校長等の指示により防災活動にあたる。

３　応急教育の実施

３．１　教育施設の確保

教育総務班は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

(1) 被害箇所及び危険箇所を早急に修理するなど、正常な教育環境の復旧に努める。
(2) 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。
(3) 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の施設等を設けて授業の早期再開を図るものとする。
(4) 被災を免れた社会教育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
(5) 教育施設が、避難所として指定されている施設については、本部、避難住民、自主防災組織と十分な協議のうえ、教育環境の確保を図るものとする。

３．２　教員の確保

教育総務班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を確保し、教育の再開に努める。

(1) 教員は、原則として各所属に参集する。
　① 各学校において、責任者（学校長若しくは学校付近居住教員）を定め、参集した教員をもって授業が行える態勢を整えるものとする。
　② 責任者は、学校で掌握した参集教員の氏名、人数等を教育総務班が把握し、町災害対策本部を通じて、県央現地対策本部に報告するものとする。
　③ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整えるものとするが、被害の状況により、下記３．３の臨時休校等の措置をとるものとする。
　④ その他、県央現地対策本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。
(2) 災害により、平常授業に支障をきたす場合は、町災害対策本部を通じて県央現地対策本部に教員確保の要請を行う。

３．３　臨時休校等の措置

施設被害、生徒等及び教職員の被災の程度によっては、学校長等の判断により、臨時休校等の措置を取ることとする。

なお、小・中学校における臨時休校の対応策としては夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び、教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等を実施するものとする。

４　学用品の給与

４．１　給与対象者の把握

(1) 給与対象者

災害によって住家に被害（床上浸水以上）を受けた児童、生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者。

(2) 給与対象者の把握

教育総務班は、学校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童、生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

４．２　学用品の調達

(1) 教科書の調達

被害学校の学年別、使用教科書毎にその数量をすみやかに調査し、現地対策本部に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。

(2) 学用品の調達

学用品の調達は、教育総務班が調達し配付する。

(3) 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等を調達するが、同法が適用されない場合であっても、災害の規模、範囲及び程度により、教育総務班は、同法の基準に準じた支給ができるようにする。

４．３　学用品の給与

(1) 給与方法

① 教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成のうえ、配分する。

② 学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成のうえ、配分する。

(2) 支給品目

① 教科書及び教材

② 文部省検定済教科書及び文部省著作教科書

③ 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

④ ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

⑤ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）

⑥ 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、通学用靴等）

⑦ その他

第９節　義援金品の受付、配分

実施担当	情報広報部（企画政策班、財政班、行政推進班、会計班） 住民部（住民班）

義援金品の募集及び愛川町に届いた義援金、義援品を必要とする人に必要な時に配分するために必要な保管場所、事務分担などについて定める。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　義援金の受付・配分 １．１　義援金の募集 １．２　義援金の受付 １．３　義援金の保管 １．４　義援金の配分 １．５　生活保護	３１９	企画政策班 財政班 行政推進班 会計班
２　義援品の受付・配分 ２．１　義援品の募集 ２．２　義援品の受付 ２．３　義援品の保管 ２．４　義援品の配分	３２０	住民班

１　義援金の受付・配分

１．１　義援金の募集

災害の状況によっては、義援金の募集を行うものとし、募集にあったては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。

１．２　義援金の受付

一般から拠出された義援金は、おおむね次の経路により愛川町に寄託される。

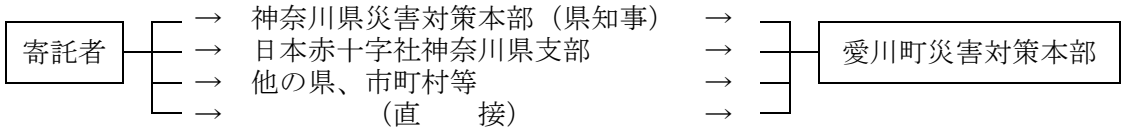

愛川町に寄託された義援金は企画政策班、財政班、行政推進班、会計班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、担当班に引き継ぐ。義援金の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

『様式 2-3-9-1』　義援金品領収書（P.495）

１．３　義援金の保管

義援金の保管については、会計課で会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

『様式 2-3-9-2』　義援金品受付簿（P.496）

１．４　義援金の配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。

配分に際しては、配分世帯、配分金額、配分物品等を配分簿に記入する。

義援金配分委員会は、行政経営会議の構成員で構成される。

『様式 2-3-9-3』　義援金品配分簿（P.497）

１．５　生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな生活保護者の発生が予想されるので、申請漏れがないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度を周知する。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して生活保護対象者の把握に努める。

２　義援品の受付・配分

２．１　義援品の募集

災害の状況によっては、義援品の募集を行うものとし、募集にあたっては、１．１義援金の募集と同様に募集を行う。

義援品については、被災住民の要望等を的確に把握（第２部　第２章　第20節、第21節（P.277、281）を参照）し、緊急食糧、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅れることなく広報等により募集を行うものとする。

住民班は、義援品について、集積、配分の円滑を期すために受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送付先について次の点に留意し、各機関を通じて広報する。また同リストは逐次改定するものとする。

(1) 一般住民からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等の義援物資は送らないでほしいという旨を報道機関等に依頼する。

(2) 必要に応じ、義援品の管理、集積及び配分等を流通業者等に要請するものとする。

２．２　義援品の受付

義援品の経路については１．２　義援金の受付と同様とする。

愛川町に寄託された義援物資については住民班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、担当班に引き継ぐ。義援品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

『様式 2-3-9-1』　義援金品領収書（P.495）

２．３　義援品の保管

義援品の保管については、災害の状況によって交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

『様式 2-3-9-2』　義援金品受付簿（P.496）

２．４　義援品の配分

応急対策上、現に不足している物資で義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長に協議のうえ住民班において有効に活用する。

『様式 2-3-9-3』　義援金品配分簿（P.497）

第10節　農業対策

実施担当	重機部（農政班、農業委員会事務局班）

災害時における農地、農作物、農業用施設及び家畜等の被害を防除するため各種応急措置を実施する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　農業に関する被害状況の把握	３２２	農政班 農業委員会事務局班
２　農地及び農業用施設に対する応急措置	３２２	
３　家畜に対する応急措置	３２２	

１　農業に関する被害状況の把握

(1) 農政班、農業委員会事務局班は、災害が発生した場合に、町内における農作物、家畜、農業用施設の被害について把握をする。

(2) 災害における農作物、家畜、農業用施設の被害調査結果は、県央現地対策本部を通じて県災害対策本部に報告する。

２　農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

河川、水路の堤防決壊等により農地に冠水した場合、農政班、農業委員会事務局班は、神奈川県農業技術センターや県央愛川農業協同組合等の協力を得て、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプによる排水を行う。

(2) 用排水路

洪水時、警戒体制に関する情報の収集と水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、又溢水のおそれのあるときは水量を調整し、溢水防止に努める。

第３編　第２章　第５節　水防計画【資料 2-5-4】農業用取水堰等調査書（P.422）を参照。

(3) 農作物の応急措置

農作物について被害が発生したときは、神奈川県農業技術センターや県央愛川農業協同組合等と協同して、被害の実態に即した必要な技術対策の指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

３　家畜に対する応急措置

家畜及び畜舎が被災した場合は、県央家畜保健衛生所等の県機関及び畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

(1) 地震による被害及び風害

① 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

② 外傷家畜の治療と看護に努める。

③ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

(2) 水害

① 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかる。

② 乾燥後畜舎内外の消毒を励行

③ 獣医師により災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷の家畜に対する応急手当を行う。

④ 栄養回復のため飼料調達並びに給与に努める。

⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第11節　通信、電力、ガス施設の応急復旧

実施担当	関係各機関

災害が発生し、通信施設、電力施設に被害が生じ、機能が停止した場合には速やかに応急復旧を図り、生活機能を確保する。また、災害時のガスの緊急需要に対して適切な対応をとり、応急対策活動を円滑に進めるものとする。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　通信施設の応急復旧 １．１　防災体制 １．２　災害時の応急復旧対策	３２４	東日本電信電話（株） 神奈川事業部
２　電力施設の応急復旧 ２．１　防災体制 ２．２　災害時の応急復旧対策	３２４	東京電力パワーグリッド（株）平塚支社
３　ガスの緊急確保 ３．１　防災体制 ３．２　災害時の緊急確保	３２４	厚木ガス（株） （公社）神奈川県ＬＰガス協会厚木支部 愛川液化ガス協同組合

１　通信施設の応急復旧

１．１　防災体制

東日本電信電話（株）神奈川事業部で定めた大規模災害に備えた業務継続マニュアルに基づき実施する。

１．２　災害時の応急復旧対策

災害時に、電気通信設備に被害が発生した場合は、防災関係機関等の通信の確保を優先するため、一般加入電話の利用制限を行うとともに、応急復旧作業を迅速に実施する。

また、避難所等に設置されている災害時用公衆電話（特設公衆電話）、災害用伝言ダイヤル「１７１」及び携帯電話での災害用伝言板等の運用を開始する。

なお、提供条件等については、報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知する。

２　電力施設の応急復旧

２．１　防災体制

東京電力パワーグリッド（株）平塚支社で定めた非常災害対策運営要綱に基づき実施する。

２．２　災害時の応急復旧対策

災害時の連絡、指示、報告等のため、保安通信施設、移動無線設備等を利用し、被害状況の早期把握に努める。

災害時に送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合は、適切な予防措置を講ずる。感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通じて行う。各設備の復旧は、災害状況、各設備の被害状況、各被害復旧の難易度等を把握し、供給上復旧効果の大きなものから行う。

３　ガスの緊急確保

３．１　防災体制

厚木ガス（株）、（公社）神奈川県ＬＰガス協会厚木支部、愛川液化ガス協同組合で定めた要綱に基づき実施する。

３．２　災害時の緊急確保

災害が発生し、応急対策活動を行う際に緊急用のプロパンガス（ＬＰＧ）が必要となった場合や給食施設のガス設備に被害が生じて修理が必要となった場合には、厚木ガス㈱、（公社）神奈川県ＬＰガス協会厚木支部及びは愛川液化ガス協同組合に対して、速やかにプロパンガス（ＬＰＧ）等の調達及びガス設備の修理を要請する。

『協定 2-3-11-1』　災害時等における生活必需物資（ＬＰＧ）の調達に関する協定書　(P.654)
『協定2-3-11-2』　災害時等における生活必需物資（ＬＰＧ）の調達に関する協定書　(P.655)

第12節　上、下水道施設の応急復旧

実施担当	住民部（水道事業班）、重機部（下水道班）

災害が発生し、水道施設、下水道施設に被害が生じた場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検、資機材の調達、業者等の手配を実施し、速やかな応急復旧に努め、生活機能の確保を図るものとする。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　上水道施設の応急復旧 １．１　災害時における活動 １．２　被害施設の復旧順位	３２６	水道事業班
２　下水道施設の応急復旧	３２６	下水道班

１　上水道施設の応急復旧

１．１　災害時における活動

災害が発生し、上水道施設に被害が生じた場合、水道事業班は、次のように活動し、復旧の体制を確立する。

(1) 水源井、送水管、浄水場、配水池等の主要水道施設の被害状況を把握する。
(2) 配水管、給水管等の被害状況を把握する。
(3) 上記(1)、(2)において漏水が多く、道路、建物、水道施設に影響をおよぼすと判断したときは、直ちに適切な方法、箇所で給水を停止し、迅速に広報する。
(4) 被害状況を町災害対策本部に報告し、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。
(5) 復旧工事にあたっては、愛川管工事協会等に要請する。

『協定 2-3-12-1』　災害時等における上水道施設の応急措置についての協定書（P.656）

(6) 被害が大きく、町において対応できない場合は、県災害対策本部を通じて応援を要請する。
(7) 応急復旧に多くの時間を要する場合、仮設配水管及び共用栓の設置による応急給水活動の負担軽減について検討し、有効と判断する場合は、設置を行うものとする。（応急給水活動及び愛川管工事協会の応援については、第２部　第２章　第19節　給水　２（P.271）及び【資料 2-2-19-1】(P.273）を参照）

１．２　被害施設の復旧順位

水道施設に対する復旧順位は、おおむね次のとおりである。

(1) 水源井、浄水場、配水池等施設
(2) 送水管、主要配水管等管路
(3) 配水管、給水管（給水装置）等管路（この中でも、病院、学校等応急対策のうえで重要な施設に対しての復旧を可能な限り優先する。）

２　下水道施設の応急復旧

災害が発生し、下水道施設に被害が生じた場合、下水道班は、第２部　第３章　第５節ごみ及びし尿の収集処理　２（P.304）により被害情報収集等活動を行う。

下水道管渠の被害に対しては、汚水の排除に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。

幹線の被害については、相模川流域下水道右岸幹線は県で実施し、その他は町で優先して本復旧を行う。

復旧工事にあたっては、(一社)愛川町建設業協会等に要請するとともに被害が大きく、町において対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援を要請する。

第３部　災害復旧計画
第１章　災害復旧・復興対策の基本方針

第１節　災害復旧・復興対策の内容

生活基盤の回復のために国、県、各機関および愛川町が行う各種援助政策のあらましを示すとともに、被災者の立場に立ったサポート体制（市民相談、メンタルケア体制）について記載する。

また、その他の災害復旧・復興対策と題して、災害復興計画を円滑に進めるための基本方針を定める。

第２節　災害復旧・復興対策の実施担当部課

各課局の災害復旧事務（表）

担　当　課	災　害　復　旧　事　務	頁
全　　課	1　災害町民相談に関すること 2　公共施設の災害復旧事業の推進に関すること 3　災害復旧にともなう財政援助の確保に関すること 4　災害復興の基本方針に関すること 5　市街地復興に関すること	328 331 335 342 344
企画政策課、財政課、行政推進課、税務課	激甚災害の指定に関すること	332
税務課、国保年金課	町税、国民健康保険税の減免等に関すること	341
福祉支援課	1　災害弔慰金の支給、災害融資に関すること 2　被災者生活再建支援法に関すること	340 345
福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課	被災者のメンタルケア対策に関すること	329
商工観光課	商工関係の資金斡旋、融資に関すること	338
農　政　課	農業関係の資金斡旋、融資に関すること	337
都市施設課	住宅関係の資金斡旋、融資に関すること	339
企画政策課､財政課、行政推進課	罹災証明書の発行に関すること	347
福祉支援課、高齢介護課	要配慮者等の対策	348
教育総務課	要配慮者等の対策	348
社会福祉協議会	福祉関係の資金斡旋、融資に関すること	339

第２章　災害復旧・復興対策

第１節　災害に係わる町民相談

実施担当	全　課

災害時における町民の相談、要望、照会や各事務手続き等に対し、被災後できるだけ早い時期（発災後、３～４日目）に、災害町民相談所を設置し、集中的な事務処理ができるような体制を整え、町民の生活再建が円滑にすすむように努めるものとする。

１　災害町民相談所の設置

設置にあたっては、県（健康医療局や県央地域県政総合センター等）と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。設置場所は原則として、避難所単位に設置することとし、設置が難しいときには、自動車による巡回相談の形式をとる。

２　相談体制の充実強化

被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせないように、相談体制について、次のように充実強化を図る。

(1) 考慮すべき相談内容

① 被災住宅の修理及び応急仮設住宅の斡旋に関する相談
② 行方不明者の捜索等に関する相談
③ 各ライフラインの復旧の見通し
④ 各種法律相談
⑤ 建物応急危険度判定の手続き
⑥ 医療相談
⑦ 生業資金の斡旋、融資に関する相談

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣を要請する。また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらう体制を図るものとし、広域的かつ総合的に行うとともに、外国人への対応についても考慮する。

〔災害町民相談所のイメージ〕

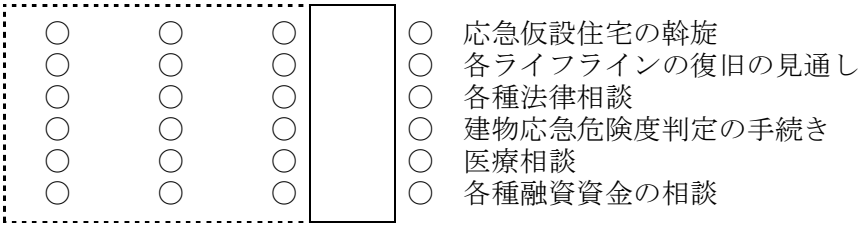

第２節　被災者のメンタルケア対策

実施担当	福祉支援課、健康推進課、高齢介護課、子育て支援課、国保年金課、教育総務課

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力のうえ、すみやかに的確な対策を講じるものとする。

１　被災後の精神症状

被災にともなう、精神症状としては、次のことが考えられる。

(1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
(2) 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
(3) 現実否認による精神麻痺状態
(4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつなどの急性悲哀状態
(5) 被災後、しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）
(6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

２　心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）の症状

上記の心的外傷後ストレス症候群については、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、的確な対応が必要である。

具体的には、次のような症状が、長期間続く。

(1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
(2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
(3) 不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応等の持続的な症状がある。

３　メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。

このどれかを失った、被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考えなくてはならない。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関との協力を得て、次のような対策を出来る限り、早い時期に講じるものとする。

(1) 精神科医師、保健師、精神保健福祉士等による精神科救護所の設置及び巡回相談
(2) 保健福祉事務所等による精神保健相談
(3) 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者向けの講演会の実施
(4) 専門施設での相談電話の開設
(5) 情報広報誌の発行による、被災者への情報提供
(6) 小・中学校における被災児童・生徒に対しての相談窓口の設置、電話相談の開設及びスクールカウンセラー等による巡回相談を実施する。

また、被災者に対し、次のことについて配慮すること。

(1) 被災者が、現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
(2) 被災者が、生活と運命を統御できる段階で、その持てる力を認知し、支援する。
(3) 大規模な災害の後当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援的な理解を促進する。
(4) 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、必要な個別的な手当てを確保する。
(5) 社会精神医学面での手当てをその他の救援措置と組み合わせて提供すること。
(6) 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講じること。
(7) 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者たちに対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。

４　PTSD（心的外傷後ストレス障害）啓発冊子等の作成・配布

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、被災に関わる心の変化ついて、冊子を作成・配布しPTSDの啓発に努める。

第３節　公共施設の災害復旧事業の推進

実施担当	関係各課

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

１　災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1) 公共土木災害復旧等
- 河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業

(2) 農林漁業施設の復旧等
- 農地、農業用施設、林道、漁業用施設等の復旧事業
- 共同利用施設の復旧事業
- 天災融資の特例措置
- 森林組合の堆積土砂排除事業
- 森林災害復旧事業、治山事業、地滑り対策事業

(3) 都市施設の復旧
- 街路、都市排水施設の復旧事業
- 堆積土砂排除事業、湛水排除事業

(4) 公営住宅の復旧等
- 公営住宅の補修、建設事業

(5) 厚生施設の復旧等
- 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関の復旧事業
- 感染症予防事業
- 医療施設、廃棄物処理施設の復旧事業
- 災害廃棄物処理事業
- 水道復旧事業

(6) 文教施設の復旧
- 公立学校施設、効率社会教育施設、私立学校施設の復旧事業

(7) その他
- 水防資材の復旧事業
- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置
- 事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助等

２　激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、すみやかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定がうけられるように努めるものとする。

３　緊急災害査定の実施

災害が発生した場合は、すみやかに公共施設の災害の実態を調査し、災害査定の緊急な実施が容易となるように所要の措置を講じ、復旧事業の迅速を期するように努めるものとする。

４　緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の早期実施がはかられるようにするものとする。災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努めるものとする。

第４節　激甚災害の指定

実施担当	企画政策課、財政課、行政推進課、税務課

町の地域に大規模な災害が発生した場合、町としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）による助言援助等を受けることが必要である。
ここでは、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものとする。

１　激甚法による財政援助

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。
この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

２　激甚災害指定の手続き

町長は災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。（災害対策基本法第５３条）
内閣総理大臣は、これを受けてその災害が、激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

【資料 3-4-1】　激甚災害指定の手続きの流れ

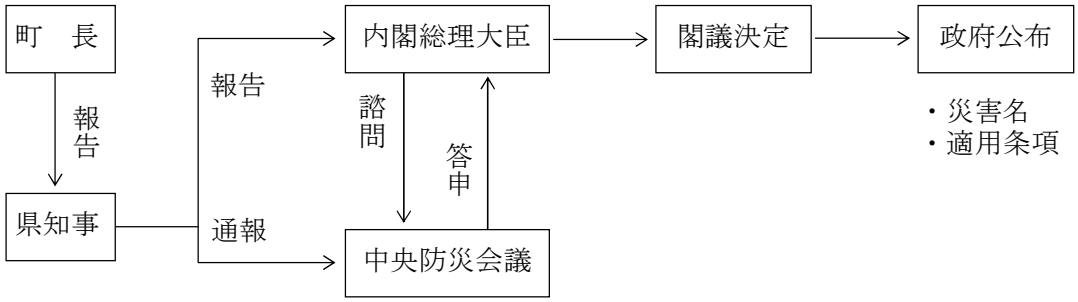

３　激甚災害指定に関する被害情報の報告

(1) 県知事への報告

町長は、町域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第５３条第１項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

①　災害の発生
②　災害が発生した日時
③　災害が発生した場所又は地域
④　災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
⑤　災害に対し、とられた措置
⑥　その他必要な事項

４　特別財政援助額の交付手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書を作成し、県関係局へ提出する。

第５節　災害復旧にともなう財政援助の確保

実施担当	関係各課

災害が発生した場合は、すみやかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

１　災害復旧に関する国の財政援助

災害復旧に関する国の財政援助は次のとおりである。

【資料 3-5-1】-1　災害復旧に関する国の財政援助（その１）

事　業　名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業（河川、道路、下水道）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条	激甚法第３条第１項第１号
公共土木施設関連事業	河川法、道路法等	激甚法第３条
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条	激甚法第３条第１項第３号
既設公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	激甚法第３条第１項第４号
農地等災害復旧事業（農地、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設の災害復旧事業）	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条	激甚法第５条
農林水産業共同利用施設の復旧事業	同上	激甚法第６条
都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道公共下水道・都市下水路）	予算補助	
社会福祉施設災害復旧事業（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、婦人保護施設）	予算補助	激甚法第３条第１項第５号～第９号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び感染症予防事業	予算補助	激甚法第３条第１項第10号及び第11号
堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）	予算補助	激甚法第３条第１項第12号及び第13号

【資料 3-5-1】-2　災害復旧に関する国の財政援助（その２）

事　業　名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
湛水排除事業		激甚法第３条第１項第12号及び第13号
天災による被害農林水産業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第８条
中小企業信用保険法による被害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業		激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例		激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費	水防法第３３条の２	激甚法第21条
災害（罹災者）公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
雇用保険法による求職者給付の支給に関する法律	雇用保険法及び労働保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
廃棄物処理施設等災害復旧事業（し尿処理施設、ごみ処理施設）	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

第６節　民間施設等の災害復旧資金対策

実施担当	農政課、商工観光課、都市施設課、社会福祉協議会

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋指導を行うとともに住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

１　農業関係の資金斡旋、融資（農政課）

(1) かながわ都市農業推進資金（災害対策資金）

天災により農作物等に被害を受けた農業者等の経営安定と生産意欲の向上を図るため、融資機関が災害復旧等に融資する資金について、利子補給を行い、被害農業者等の利子負担の軽減を図る。

【資料 3-6-1】　かながわ都市農業推進資金〔融資条件〕

融資基準	被害農業者等の経営安定に必要な資金
対象及び償還期間	個人・法人　１５年以内 農業協同組合他農業を営まない農事組合法人20年以内 （据置　７年以内） （償還期間・措置期間は使途により異なる）
借入限度額	個人　１，８００　万円、法人等　１億円
融資率	１００％以内

(2) 日本政策金融公庫（農業）

農業生産にかかわる建築物、農地、牧野が被害を受けた場合、災害の復旧に要する資金について、日本政策金融公庫が災害復旧資金を融資し、被害農業者の経営安定と生産意欲の向上に資する。

【資料 3-6-2】　日本政策金融公庫〔融資条件〕

償還期限（据置期間を含む。）	据置期間	融資限度額
１０年以内	３年以内	【一般】　６００万円 【特認】　年間経営費等の3/12以内

２　商工関係の資金斡旋、融資（神奈川県経営安定融資）（商工観光課）

天災による事業等に支障が生じた中小企業等の、経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。

【資料 3-6-3】　商工関係（神奈川県経営安定融資）〔融資条件〕

資金使途	運転、設備
融資限度額	８，０００万円
融資期間	７年以内
保証人	原則不要
担　保	必要に応じて
信用保証	神奈川県信用保証協会所定の料率(減免される場合あり)

３　住宅関係の資金斡旋、融資(住宅金融支援機構による災害復興住宅融資)(都市施設課)

天災による住宅に被害を受けた町民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。

【資料 3-6-4】　住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅融資一部抜粋）〔融資条件〕

融資基準	災害により滅失又は損傷した住宅の復興に必要な資金
ア　建設の場合	
返済期間	①耐火・準耐火・木造（耐久性）３５年以内（措置３年以内） ②木造（一般）２５年以内（措置３年以内）
基本融資額（別途、特例加算額有）	住宅建設資金限度額　　１，６５０万円 ※被災親族同居の場合は、２，２８０万円が限度
	土地取得資金限度額　　９７０万円 ※賃借権などを取得した場合は、５８０万円が限度
	整地資金限度額　　４４０万円
イ　購入の場合	
返済期間	新築住宅
	①耐火・準耐火・木造（耐久性）３５年以内（措置３年以内） ②木造（一般）２５年以内（措置３年以内）
	リ･ユース住宅（中古住宅）
	①リ･ユース(中古)住宅、リ･ユース(中古)マンション　３５年以内（措置３年以内） ②リ･ユース(中古)プラス住宅, リ･ユース(中古)プラスマンション　２５年以内（措置３年以内）

基本融資額 （別途、特例加算額有）	新築住宅 購入資金限度額　　２，６２０万円 ※土地取得金９７０万円を含む。 ※賃借権を取得した場合の土地取得資金は５８０万円が限度 ※被災親族同居、敷地所有権有の場合、３，２５０万円が限度
	リ･ユース住宅（中古住宅） ①リ･ユース(中古)住宅､リ･ユース(中古)マンション 購入資金限度額　　２，３２０万円 ※土地取得金９７０万円含む。 ※賃借権を取得した場合の土地取得資金は５８０万円限度 ※被災親族同居、敷地所有権有の場合、２，９５０万円が限度 ②リ･ユース(中古)プラス住宅､リ･ユース(中古)プラスマンション 購入資金　　２，６２０　万円 ※土地取得金９７０万円含む。 ※賃借権を取得した場合の土地取得資金は５８０万円限度 ※被災親族同居、敷地が所有権のとき、３，２５０万円が限度

４　福祉関係の資金斡旋、融資（生活福祉資金制度の福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費））貸付条件（社会福祉協議会事務局）

災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金。

【資料 3-6-5】　福祉資金(災害援護)の貸付条件（災害救助法が適用されない災害）

貸付上限額の目安	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費　１５０万円以内 （被災により６箇月以内の申し込みが必要） ※原則として官公署の発行する被災証明書が必要
償還期間	７年以内（据置期間６箇月以内）

※上記は災害規模により弾力的に運用される場合がある。

第７節　災害弔慰金の支給、災害融資

実施担当	福祉支援課

地震等の災害により、町民が死亡した場合、町は「愛川町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」参照

１　災害弔慰金の支給

地震等の災害により死亡した遺族に対して弔慰のため支給する。

２　災害障害見舞金の支給

地震等の災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障害を受けた町民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

３　災害援護資金の貸付

地震等の災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

第８節　町税の減免等

実施担当	税務課、国保年金課

被災者に対し、地方税法及び町条例により租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適時適切に講ずる。

１　町税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

① 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

② その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと２か月以内に限り、町長が納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付、又は納入できないと認められる時は、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむえない理由があると認められたときは、更に１年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減　免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次により減免を行う。

【資料 3-8-1】　減免に該当する項目

税　　目	減免の内容
個人の町民税 （個人の県民税を含む）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産税について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地については、被災の程度に応じて減免を行う。

第９節　災害復興の基本方針

実施担当	全課

大規模な災害により、町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、町の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため町の復興計画を速やかに作成しなくてはならない。
ここでは、復興の際必要となる「災害復興計画」をより円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定めることにする。

１　「防災まちづくり」

町は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災まちづくり」を実施するものとする。
「防災まちづくり」を実施するために、災害復興計画では、現在の住民のみならず将来の住民のためという理念のもとに、「町のあるべき姿」を明確に表し、将来に悔いのないまちづくりを進めていくものとする。
また、この「防災まちづくり」は、同時にこの防災計画の基本理念である、『町民ぐるみでつくる「人」にやさしい安心なまち』の方針とともに進めていかなくてはならない。
このためにも、復興計画の作成は、町民の理解を得ることを大前提とし、「安全で災害に強い」「災害時要援護者に優しく安心して住める」「互いに協力し、助け合う防災活動システムが整った」まちづくりを目指す方針のもとに作成しなければならない。

２　災害復興計画作成への体制づくり

町の「災害復興ビジョン」をいち早く示すことは、被災住民に未来への夢をもたらし、復興への目標及びエネルギーを生み出す原動力となり、個々の復興事業を円滑に推進することが可能となる。
町長は、発災後、必要があると認めたときは、できるだけ早い時期に都市計画作成部署や企画部門等を含めた「災害対策本部」とは別組織となる復興に関する事務等を行う「震災復興本部」を設置し、「災害復興ビジョン」の速やかな公表を目指すものとする。そのためには、町域に関わるあらゆる災害状況を詳細に把握し、「災害復興ビジョン」を基礎として町民の意見の集約を図りながら、庁内に復興本部を設置し本部会議により、早急に復興計画を作成する。また、復興計画に基づき、国、県等との基本方針に即したるあらゆる災害状況を詳細に把握し、「災害復興ビジョン」を基礎として町民の意見の集約を図りながら、復興本部会議により、早急に復興計画を作成する。また、復興計画に基づき、国、県等との基本方針に即し連携のもと早期の健全な回復を期することとする。

３　被災市街地復興特別措置法の活用

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施する区域について指定できるため、災害復興計画を作成する際には、積極的な活用を図ること。

この法の特徴としては、次のとおりである。

(1) 建築基準法第84条による建築制限期間が２年間である。

(2) 土地の利用に関する許可が得られないとして、買取りの申出があった場合、県知事は時価で買い取る。

(3) 住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域内での被災市街地復興土地区画整理事業で、「復興共同住宅区」を定める事ができる。

(4) 第二種市街地再開発事業の適用条件の緩和が受けられる。

(5) 公営住宅等の入居資格を３年間除外することができる。

復興計画策定フロー

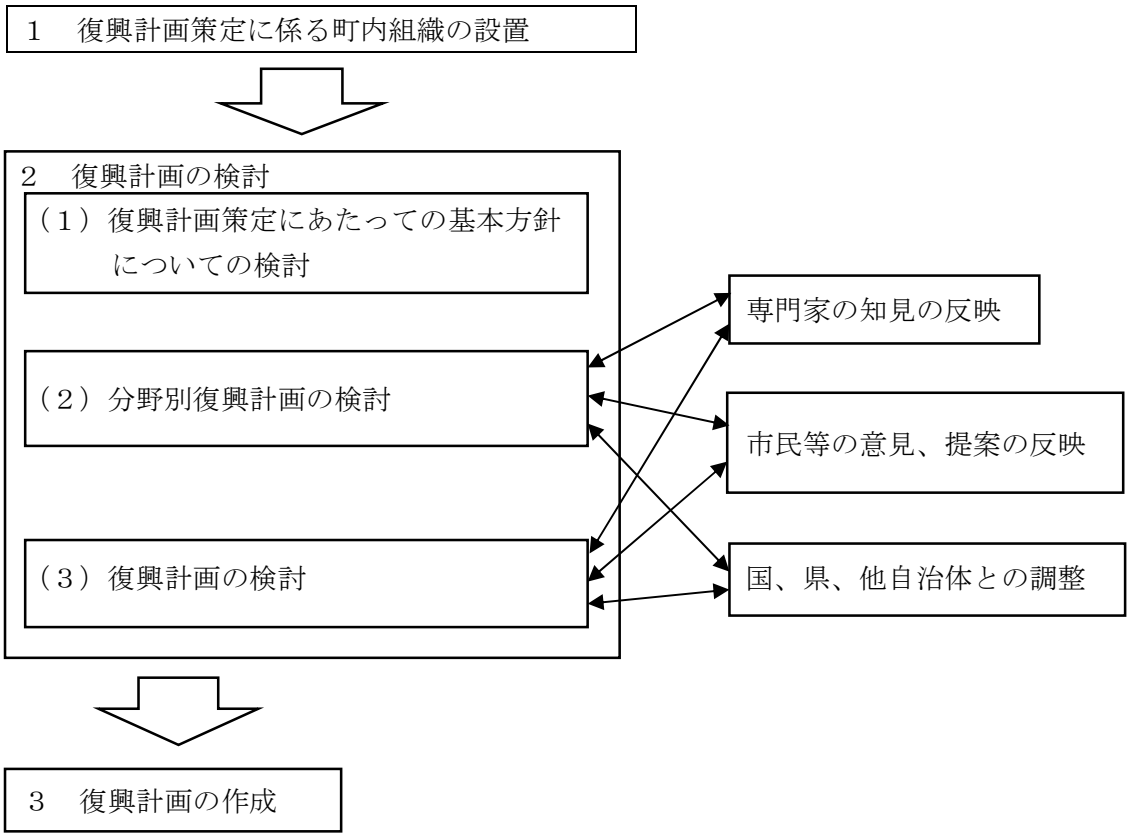

第10節　市街地復興

実施担当	全課

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区について被災の状況、地域の従前の基礎施設の整備の状況、既存の長期計画・広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに、早急な生活再建、都市機能の回復を図りつつ、市街地の防災性の向上や快適な都市環境の創造に向けた防災まちづくりを推進する。

１　市街地の整備改善

市街地の復興及び整備改善に当たっては、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）を活用するとともに、町民の合意形成に努め、早急な生活再建、都市機能の回復を図る。

２　都市機能の更新

土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

３　都市基盤の整備

避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、公園等骨格的都市基盤の整備を図る。

４　耐震・不燃化の推進

防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備などライフラインの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化などを推進する。

第11節　被災者生活再建支援法

実施担当	福祉支援課

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から搬出した基金をもとに、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。

１ 対象となる災害

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号のいずれかに該当する被害(同条第２項の規定により同条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した町域に係る自然災害。

自然災害とは

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象

災害救助法適用以上の災害、又はこれに準ずる暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害

(2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

(3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

(4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

(5) (1)～(3)区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

２ 対象となる被災世帯

上記の自然災害により

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

３　支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
(※世帯人数が1人の場合は、当該当欄の金額の3/4の額)

ア　住宅被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

４　支援金の支給申請

(申請窓口)　町役場　福祉支援課
(申請時の添付書類)　①　基礎支援金：罹災証明書、住民票の写し等
②　加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等
(申請期間)　①　基礎支援金：災害発生日から１３月以内
②　加算支援金：災害発生日から３７月以内

第12節　罹災証明書の発行

実施担当	企画政策課、財政課、行政推進課

被災者等が再建復興のため各種支援措置を受けられるよう、罹災証明書の発行手続きについて必要な事項を定め、住民へ周知する。
実施担当については、事態安定期（救援活動期）に引きつづき企画政策課（企画政策班）、財政課(財政班)、行政推進課（行政推進班）が行うものと規定し、行動計画等を作成する。

１　発行手続き

(1) 被災者台帳被災者調査票（台帳）の作成

町は、災害による被災者を総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被害状況を調査した結果を基に、一元整理した被災者調査票（台帳）である被災者台帳を作成する。

『様式 2-2-18-2』被災者台帳（P.481）

(2) 罹災証明書の発行

町の罹災証明書受付会場は、役場新庁舎１階又は分館に開設し、被災者から罹災証明申請書により申請があったときは、被災者台帳に基づき、行動計画に基づき速やかに罹災証明書を発行する。なお、被災者台帳により確認できないときは、申請者の写真等立証資料をもとに客観的な判断で行う。

『様式 2-2-18-3』罹災証明書（P.482）
『様式 2-2-18-4』罹災証明申請書（P.483）

２　証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

a　人的被害

① 死亡
② 行方不明
③ 負傷

b　物的被害

① 全壊（全焼）
② 流出
③ 半壊（半焼）
④ 床上浸水
⑤ 床下浸水
⑥ 一部損壊
⑦ その他の物的被害

３　発行手数料

罹災証明書の発行手数料は、無料とする。

第13節　要配慮者等の対策

実施担当	福祉支援課、高齢介護課、健康推進課、行政推進課、教育総務課

災害後復旧・復興に向け、要配慮者の相談、要望、照会や各事務手続き等の支援が必要な場合に、事務処理等の対応が円滑に進むように支援をする。

１　高齢者、障がい者、児童への支援の実施

高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等に努める。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができない場合には支援も行う。

２　外国人被災者への支援の実施

日本語を理解できない外国人被災者に対して、被災後の生活情報を入手できるよう、多言語またはふりがなをつけるなど簡単な日本語で対応するほか、外国人の相談窓口を設置し、可能な限り母国語で各種手続き等に関する相談に応ずるものとする。

（参考）

第４部　東海地震に関する事前対策計画

第１節　東海地震に関する事前対策計画の総則

愛川町は、大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」という。）に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）には指定されていないが、局地的にはかなりの被害が予想されること、予知型地震であるということから、大震法第９条の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の発令前の、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）が発表されたときからとるべき対応措置について計画する。

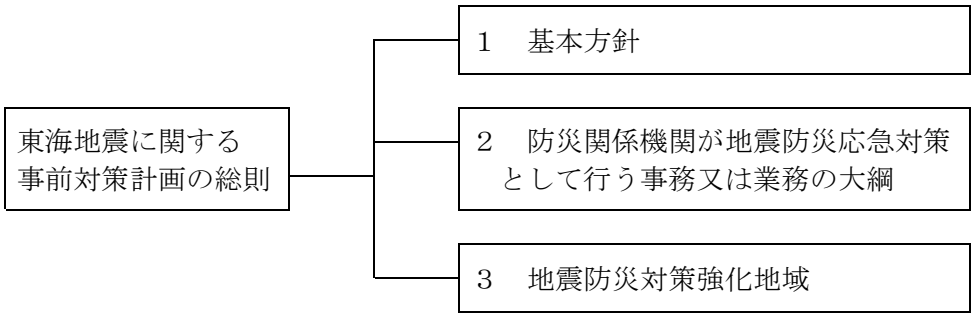

１　基本方針

(1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するため、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。

(2) この計画は、東海地震に関連する情報が発表されたときから地震の発生までの間における事前応急対策を中心に作成するものとする。

(3) 地震予知や警戒宣言発令時の対策等に関する知識の普及に努めるものとする。

(4) この計画は、県及び防災関係機関等とともに引き続き研究協議を行い、必要な補正整備を図り、計画内容の充実を期すものとする。

(5) 関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策の実施に万全を期するものとする。

２　防災関係機関が地震応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町を管轄する指定地方行政機関、本町の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 愛川町の処理すべき事務又は業務の大綱

① 災害対策本部の設置等、地震防災応急対策の組織の整備
② 応急対策要員の参集配備
③ 東海地震に関連する情報、警戒宣言等の伝達及び広報対策
④ 災害の発生に備えた資機材等の整備、点検
⑤ 避難対策措置
⑥ 児童生徒等保護対策
⑦ 火災、水防対策措置
⑧ 飲料水の確保措置
⑨ 緊急輸送措置
⑩ 関係機関等との連絡調整及び体制の整備確立
⑪ 施設、設備の点検及び緊急措置
⑫ 緊急整備事業の推進
⑬ 地域防災体制の整備推進
⑭ 防災教育の実施
⑮ 教育及び広報の実施

(2) その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務
県及びその他防災関係機関は、それぞれの処理すべき事務又は業務を行う。

３ 東海地震に関連する情報の知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいて行動できるように以下の知識の普及に努める。

ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
イ 東海地震の予知に関する知識
ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
エ 予想される地震及び津波に関する知識
オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

４ 地震防災対策強化地域

大震法第３条の規定に基づき指定された神奈川県の強化地域は、次の８市１１町である。

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

【資料 4-1-1】　東海地震に関する事前対策の体系

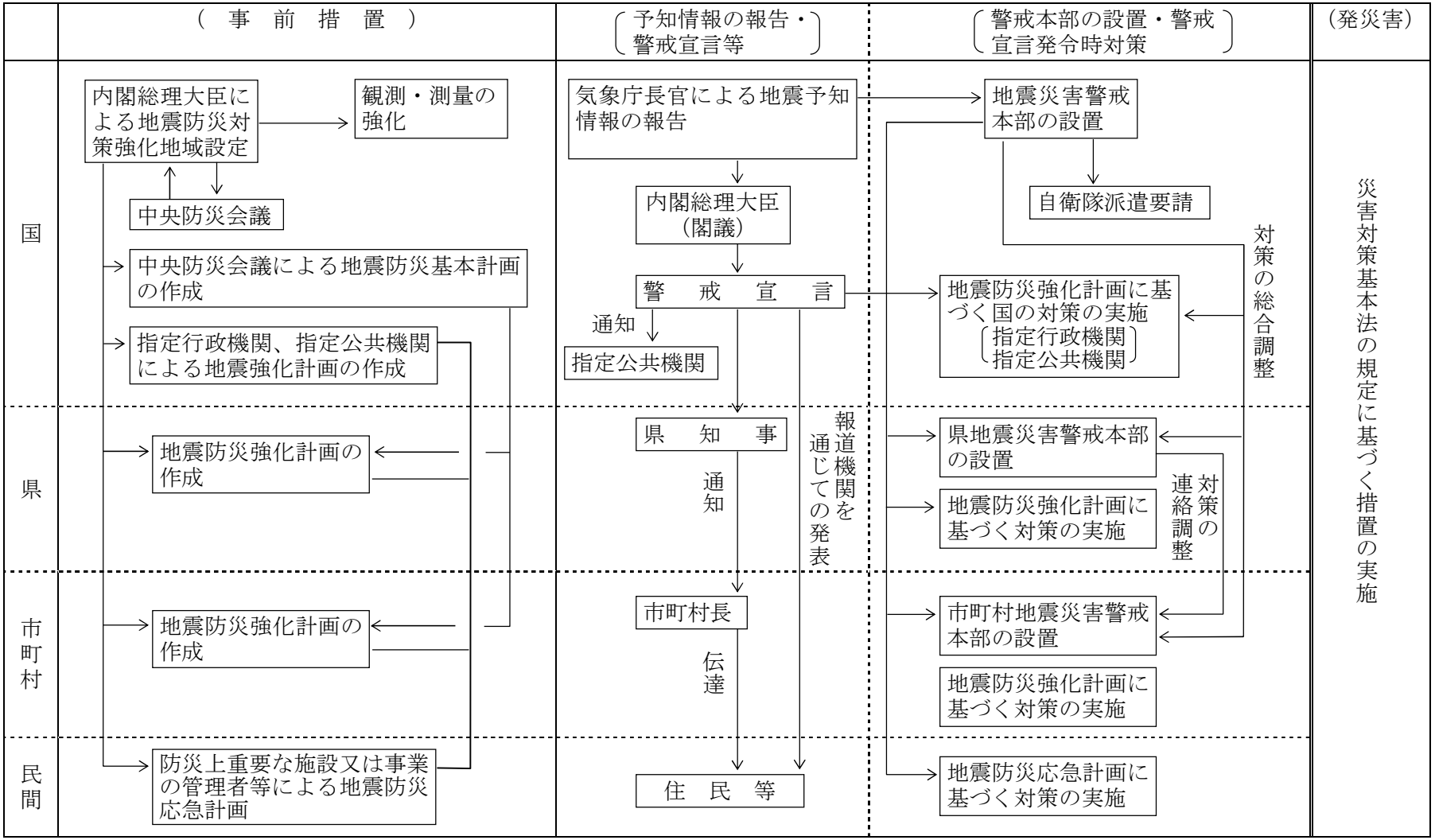

第２節　組織及び動員配備

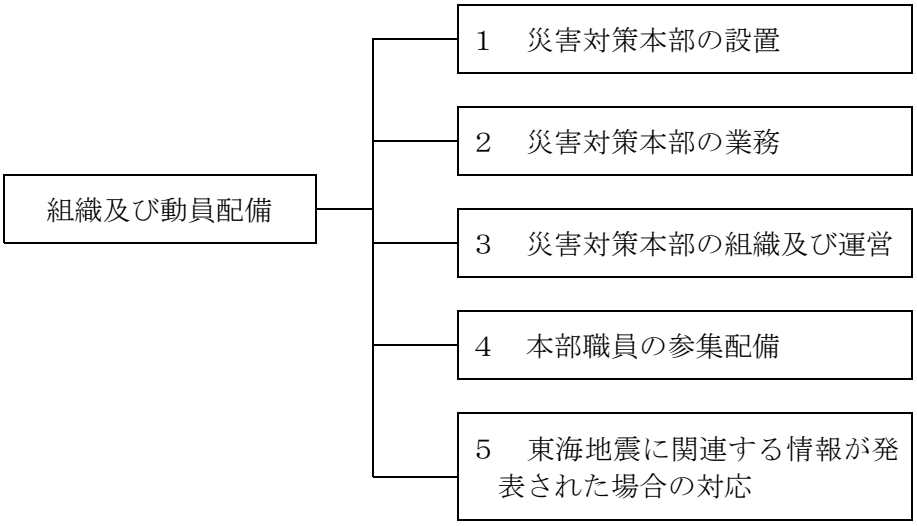

１　災害対策本部の設置

町長は、東海地震注意情報が発表された場合に、愛川町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置できる体制をとり、東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられた場合、応急対策に係る措置の実施にあたり、人心の安定を図り、混乱防止のため、直ちに本部を消防庁舎災害対策本部室に設置し、庁舎入口に「愛川町災害対策本部」の表示を提出する。（設置については、第２部　第２章　第１節　初動活動体制の確立(P.176）に従い、災害対策本部を設置する。）

２　災害対策本部の業務

本部は、次の業務を実施する。（かっこ内は、災対本部の班名）

(1) 住民への情報提供と呼びかけ　（総務班）
(2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言等の受伝達　（本部班）
(3) 防災関係機関の業務に係る連絡調整　（本部事務局）
(4) 発災後における応急対策の事前準備　（初動各班）
(5) 情報連絡員の配備　（本部班）
(6) その他地震防災応急対策の実施

３　災害対策本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、愛川町地震災害対策本部規則及び愛川町地震災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

また組織については、第２部　第２章　第１節　初動体制の確立、活動の開始　【資料 2-2-1-3】災害対策本部組織図（P.154）に準ずるものとし、配備により参集した職員は、２の業務及び第２部　第１章　活動期別（時系列）の活動内容・方法と役割分担の初動対応期分担業務（P.138）が迅速に行うことができる体制を確立する。

４　本部職員の参集配備

(1) 緊急参集

本部の職員は、勤務時間外、休日等において、東海地震に関連する情報の発表又は警戒宣言が発令されたことを覚知したときは、直ちに所属又は所定の場所に参集し、配備につくものとする。

(2) 配備体制

配備体制の基準及び内容は、次のとおりとする。

種　　別	情　報　の　種　別	配　備　体　制
警戒配備体制	東海地震に関連する調査情報 ※観測データに異常が現れているが東海地震との関係についてもうしばらく様子をみないと評価できない場合の情報	○　部長以上 ○　水道事業所長 ○　危機管理室長、総務課長、消防課長 ○　危機管理室職員 ○　消防団副分団長以上
１号配備体制	東海地震注意情報 ※東海地震の前兆現象が高まったと認められた場合の情報	○　副主(技)幹以上 ○　総務課員 ○　消防本部員 ○　消防団各部部長を含み３名以上、正副団長は、団本部で待機
２号配備体制	東海地震予知情報 ※東海地震が発生する恐れがあると認められた場合の情報	○　全職員 ○　消防団全員

５　東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

(1) 情報の内容及び対応方針

情報の種類	情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定において評価した調査結果について発表される情報(定例)	－
	東海地震に関連する現象について観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因について調査が行われた場合に発表される情報(臨時)	【警戒配備体制】 平常の事務体制において情報収集連絡体制をとる。 なお、東海地震発生の恐れがなくなったと認められ、安心情報である旨を明記した本情報が発表された場合には、その体制を解除する。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する情報で、おおむね東海地域における歪計２箇所での有意な変化が、プレスリップよるものと矛盾がないと認められる場合などに発表するもの	１号配備体制】 地震防災応急対策の実施 なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合には、その体制を解除する。
東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する情報で、これを受けて警戒宣言等の対応がとられる。おおむね東海地域における歪計３箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められる場合などに発表するもの	【２号配備体制】 なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合には、その体制を解除する。

第３節　警戒宣言等の伝達

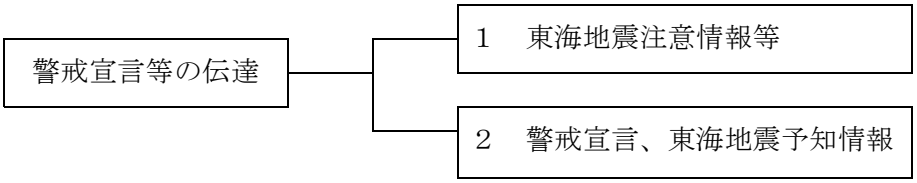

１　東海地震注意情報等

１．１　勤務時間内の連絡報伝達経路

東海地震注意情報等の発表に関する伝達は、次の系統図により行う。

【資料 4-3-1】　東海地震注意情報等系統図（勤務時間内）

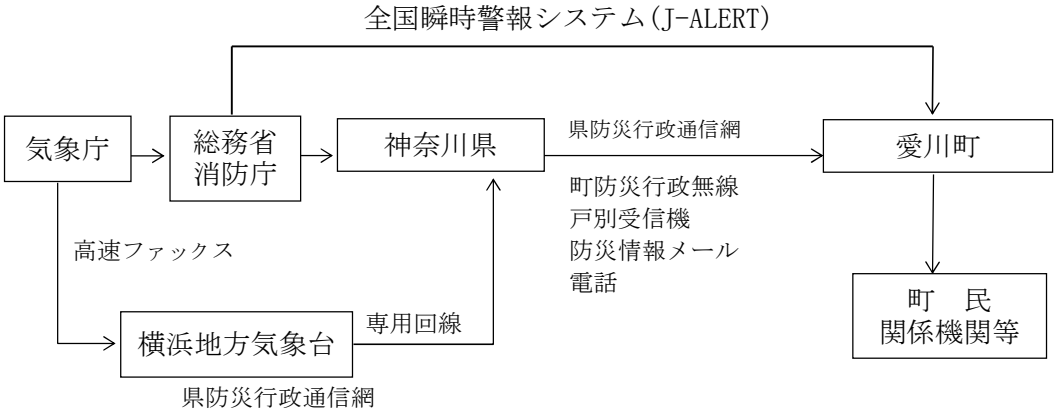

１．２　勤務時間外、休日の伝達経路

【資料 4-3-2】　東海地震注意情報等系統図（勤務時間外）

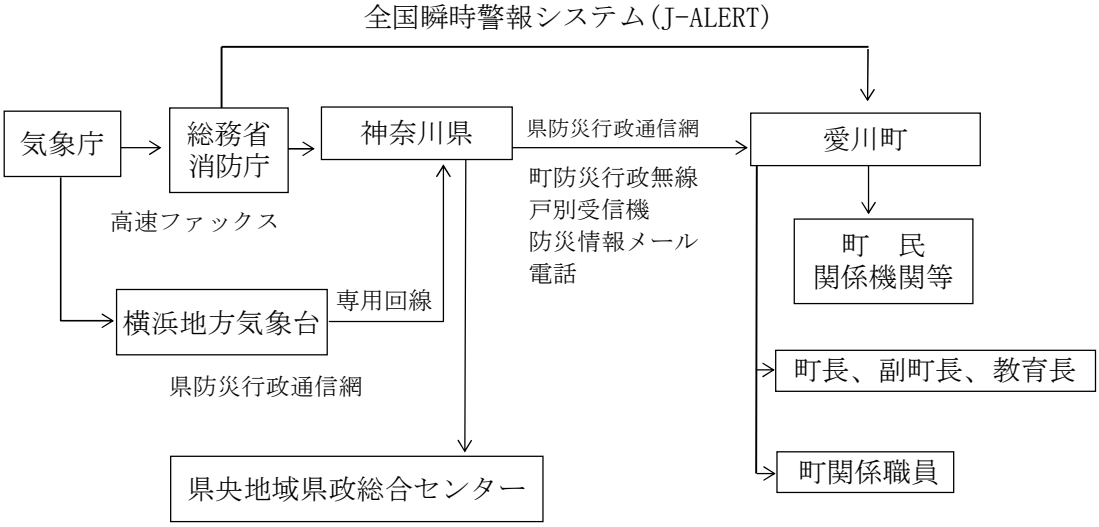

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の防災行政無線による住民への伝達は、速やかに行うものとする。

２　警戒宣言

警戒宣言、その他これらに関する情報の伝達は、次の系統図による。

２．１　警戒宣言等の町への伝達

【資料 4-3-3】　警戒宣言等の町への伝達

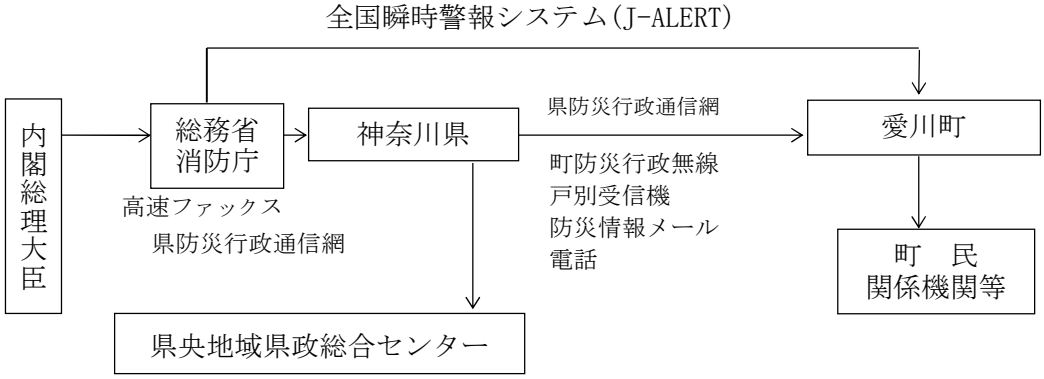

町の組織内の伝達

（第２部　第２章　第２節 【資料 2-2-2-3】 勤務時間内の伝達系統（P.158）を参照）

２．２　警戒宣言、地震予知情報等の町民への伝達

警戒宣言等について、防災行政無線、広報車、電話等による伝達をはじめ、アマチュア無線、総理府令による地震防災信号の活用等、あらゆる手段を用いて地域住民等へ伝達する。

【資料 4-3-4】　地震防災信号

警　　鐘	サ　イ　レ　ン
（　５　点　）	（約４５秒）
	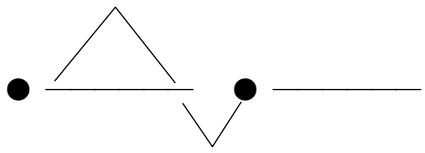
	（約１５秒）
備考　１　警鐘又はサイレンは適宜の時間継続すること。 　　２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第４節　広報対策

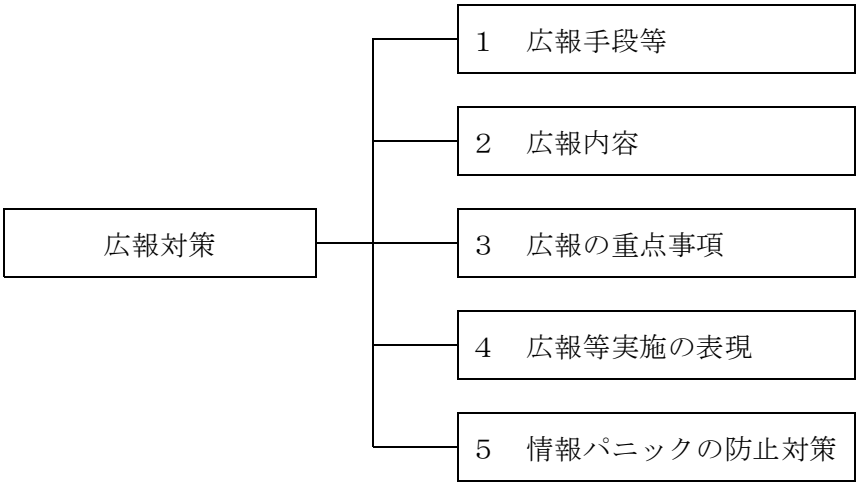

東海地震注意情報や東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言の発令等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災機関は、当該情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

１　広報手段等

広報は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による防災行政無線自動放送、広報車、有線放送、町ホームページ、防災情報メール、防火信号等を用いて行うほか、自主防災組織も連絡をとり、情報の伝達を行うほか、報道機関の協力を得て行うものとする。また、情報伝達に注意することを日常から周知しておき、町民が確実な情報を得る方法として、ラジオ、テレビによるところが大きいと考えられるので、これらの視聴に意を用いるよう指導啓発するものとすると同時に町のホームページの活用を呼びかける。

２　広報内容

適切な情報を提供することは、民心の安定を図るために極めて重要である。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
(2) 地震に対する警戒及び火気等の自粛の呼びかけ
(3) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言発令時に住民がとるべき行動及びその準備の呼びかけ
(4) 応急計画を作成している事業所に対する計画実施の呼びかけ
(5) 交通規制の状況等地震防災応急対策の内容と実施状況
(6) その他状況に応じて事業所又は住民に広報、周知すべき事項

住民に対し、東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表、警戒宣言の発令に伴う住民の対処行動について呼びかける場合の広報案文を【資料 4-4-1】にあらわす。

３　広報の重点事項

町は、住民への広報を実施する場合、次の事項に留意して的確迅速に行うものとする。

(1) 冷静な行動をとるべきこと。
(2) 不用な火気の始末をすること。
(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
(4) 自動車による移動を自粛すること。
(5) 家具等屋内重量物の倒壊及び落下防止措置をとること。
(6) 当座の飲料水、食糧品等の持出しの準備をすること。
(7) 特に必要のない限り、食糧品の買い出し等の外出は自粛すること。
(8) 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。

４　広報等実施の表現

広報等の実施に際しては、住民が正確に理解できるような表現を用い、正しい情報が住民に伝わるようにする。その際に高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した広報活動を実施する。（第２部　第２章　第４節　人命に係わる災害情報の収集報告（P.167）を参照）

５　情報パニックの防止対策

普段から、チラシや広報及び地域防災訓練、地震防災研修会の開催等を通じ、十分な啓発を図るとともに、町内各地区に防災情報拠点（自主防災組織を単位とする）を設置し、警戒宣言が発令された場合、的確な情報を送り、パニックを防止する万全な体制を図る。

【資料 4-4-1】　警戒宣言に伴う広報案文

〔共通事項〕

（放送文の前に放送）

◎　こちらは、ぼうさいあいかわです。 ◎　ぼうさいあいかわからお知らせします。

（以下放送文は、２回繰り返す。）

〔東海地震注意情報に関する放送〕

◎　東海地震の前兆現象が高まったと認められたため、気象庁から本日○○時○○分に東海地震注意情報が、発表されました。 東海地震の発生に注意が必要です。 テレビ、ラジオの情報に注意して、冷静に行動してください。

〔警戒宣言に関する放送〕

◎　ただいま、内閣総理大臣から、数時間以内〔２～３日以内〕に、駿河湾を震源とする地震が発生する恐れがある、という警戒宣言が発令されました。 住民の皆さんは、火の元に注意し、地震の発生に備えて下さい。また、テレビの情報に注意して、落ちついて行動して下さい。 新しい情報が入り次第お知らせします。

〔警戒宣言発令中に関する放送（地震情報の放送)〕

◎　（地震関連情報の要旨を放送）
新しい情報が入り次第お知らせします。
おちついて行動して下さい。

〔警戒宣言発令中に関する放送（地震への備え№.１)〕

◎　地震災害を防ぐためには、住民皆さんの協力が必要です。
・テレビ、ラジオの情報に注意しておちついて行動して下さい。
・火の元に注意し、火事を起こさないようにして下さい。
・食糧や水などを準備して下さい。
・地震が発生したときは、隣近所で助けあって下さい。

〔警戒宣言発令中に関する放送（地震への備え№.２)〕

◎　ただいま、地震の警戒宣言発令中です。
・地震で恐ろしいのは火事です、火は出来るだけ使わないようにして下さい。
・火を使う場合は、その場を離れないで下さい。
・タンスや食器棚が倒れないようにして下さい。
・ブロック塀には、近づかないようにして下さい。

〔警戒宣言発令における町長の住民への呼びかけ〕

◎　私は町長の　　です。
先程、内閣総理大臣から大規模地震の警戒宣言が発令されました。
これは警戒宣言ですから、直ちに地震が起こるとは限りません。
地震が起きるまでには、まだ時間に余裕があると思いますので、私の話を冷静に聞いて下さい。
現在町では災害対策本部を設置して地震の発生に備えた対策に全力をあげております。
住民の皆さんもぜひ協力して下さい。
なんといっても、住民の皆さん一人一人の冷静な行動がこれからの対策のカギとなります。
そこで私から皆さんにぜひお願いしたいことがあります。
第一はラジオやテレビの放送に注意して正確な情報を得ることです。そして身のまわりの安全を確かめて下さい。
第二は地震で最も恐ろしいのは火災です。火の使用を最小限にして地震の発生に備えて下さい。
第三は当座の飲料水、食糧、医薬品などを確かめておいて下さい。
繰り返しお願いしますが、町では今後も地震情報が入り次第詳しく住民の皆さんに伝達しますので、冷静な行動を取り地震発生に備えて下さい。

〔共通事項〕
(放送文の後に放送)

◎　こちらは、ぼうさいあいかわです。

第５節　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

１　主要食糧、生活必需品、医薬品等の確保

第２部　第２章　第20節　食料の供給（P.277）、第２部　第２章　第21節　生活必需品の供給（P.281）、第２部　第２章　第10節　緊急医療（P.210）に従い確保を行う。

２　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

第２部　災害応急対策計画（P.149）に従い配備を行う。

第６節　避難対策

第２部　第２章　第８節　避難の勧告・指示、誘導、避難所の開設等の活動（P.188）に従い対策を行う。

第７節　　火災、水害等対策

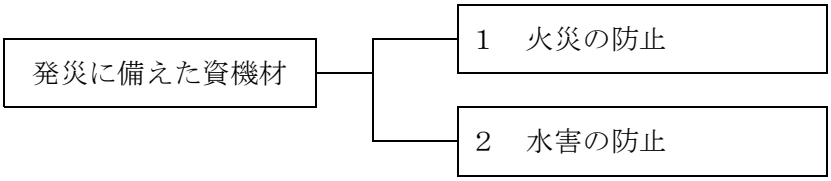

１　火災の防止

消防機関は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、あるいは警戒宣言が発令された場合、地震に伴う出火及び混乱等防止のため、次の事項を重点に必要な措置を講ずるものとする。

(1) 地震に備えて消防隊、救助隊、救急隊の編成強化
(2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
(3) 資機材の確保と配備
(4) 出火防止、初期消火等の広報
(5) 施設事業所等に対する応急計画の実施の指示
(6) 危険物タンクローリーの対応処置の指示
(7) 火災等防除のための警戒巡視
(8) 急傾斜地崩壊危険区域等における事前避難勧告、または指示
(9) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
(10)その他必要な措置

２　水害の防止

町は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、あるいは警戒宣言が発令された場合、地震に伴う水害の発生が予想されるときは、被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行うものとする。

(1) 地震に備えての要員の確保、配置
(2) 東海地震予知情報等の収集と伝達体制の確立
(3) 水門等の施設の点検
(4) 水防用資機材の点検整備及び緊急調達体制の確保
(5) その他必要な措置

第８節　警備対策

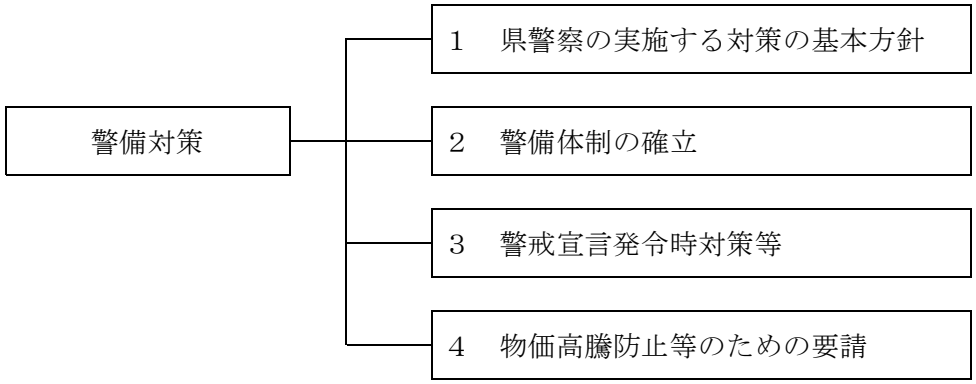

１　県警察の実施する対策の基本方針

県警察は、東海地震に関連する情報の発表に伴い、東海地震に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策等を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

２　警備体制の確立

(1) 東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられたときは、直ちに厚木警察署に警察署長を警備本部長とする警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署東海地震警戒警備本部と地震災害警戒本部は必要に応じてお互いに所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

(2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

３　警戒宣言発令時対策等

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表されたときの措置及び警戒宣言発令時対策に係る措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

３．１　情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

(1) 町が行う東海地震に関連する情報が発表された場合及び警戒宣言伝達の協力

(2) 各種情報の収集・伝達

(3) 災害対策本部及び関係機関との相互連絡

(4) 住民等への情報伝達活動

３．２　広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

(1) 東海地震に関連する情報が発表された場合及び警戒宣言に関する正確な情報
(2) 道路交通の状況と交通規制の実施状況
(3) 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
(4) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
(5) 不法事案を防止するための正確な情報
(6) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

３．３　社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

(1) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
(2) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
(3) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
(4) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
(5) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
(6) 自主防犯活動等に対する指導

３．４　緊急整備事業施設等の整備

大規模地震対策特別措置法第６条第１項第２号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策が効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配意するものとする。

４　物価高騰防止等のための要請

町は、警戒宣言が発せられた場合に、食糧等生活必需品の売り惜しみ又は買い占めや、物価の高騰が生じないよう、県とともに関係する生産者及び流通業者に対して、必要な要請等を行う。

第９節　飲料水の確保対策

町は、東海地震注意情報が発表された場合、飲料水の確保のため緊急貯水に応える体制をとるほか、第２部　第２章　第19節　緊急給水体制の確立に従い対策を行う。

第10節　電力、通信対策

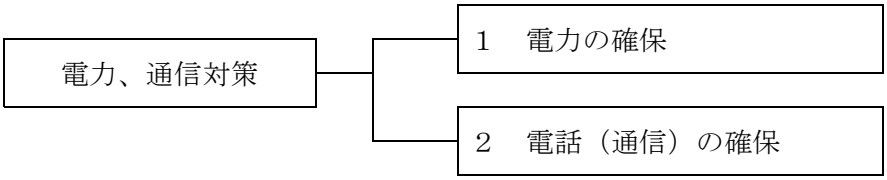

１　電力の確保

電力業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、地震防災応急対策の実施等のため供給の継続を確保することが不可欠であることに留意し、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

＜東京電力パワーグリッド㈱平塚支社が行う措置＞

１．１　要員資機材の確保

(1) 要員の確保

警戒宣言の発令に伴い、地震災害対策本部を設置する。なお、対策要員は、判定会の招集あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときには、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言の発令に伴い、工具、車両、船艇、発電機車及び変圧器車等を整備し、確保して出動に備えるとともに、手持ちの在庫量の確認と速やかな確保を行う。

１．２　施設の予防措置

(1) 特別巡視、特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

(3) 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた人心安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

１．３　安全広報

県、市町村及びラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

２　電話（通信）の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発令された場合においても、電話（通信）の確保を図るため、必要な体制を確保し、応急措置を実施する。

＜東日本電信電話(株)神奈川事業部が行う措置＞

２．１　地震災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生するおそれが有る場合においては、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、東日本電信電話(株)神奈川事業部に情報連絡室を設置する。

また、大規模災害等が発生した場合、行政機関に災害対策本部が設置された場合は、東日本電信電話(株)神奈川事業部に災害対策本部を設置し、町及び関係機関の設置する災害対策本部等との連絡調整にあたる。

２．２　応急用機材の事前配備

災害発生時に通信を確保し、災害を迅速に復旧するための応急用資機材（移動用電源装置、応急ケーブル等）をあらかじめ保管場所、数量を指定して配備する。

２．３　電話（通信）のそ通措置

輻輳により電話（通信）のそ通が著しく困難となった場合は、次の措置を講ずる。

(1) 防災関係機関等の重要な通信を確保するため、一般加入電話の通話については、利用制限の措置を講ずる。

(2) 街頭公衆電話及び避難所に設置する特設公衆電話からの通話は、そ通を確保する。

２．４　広報措置

２．３の措置を講じた場合、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて広報を行うこととする。

第11節　児童、生徒等保護対策

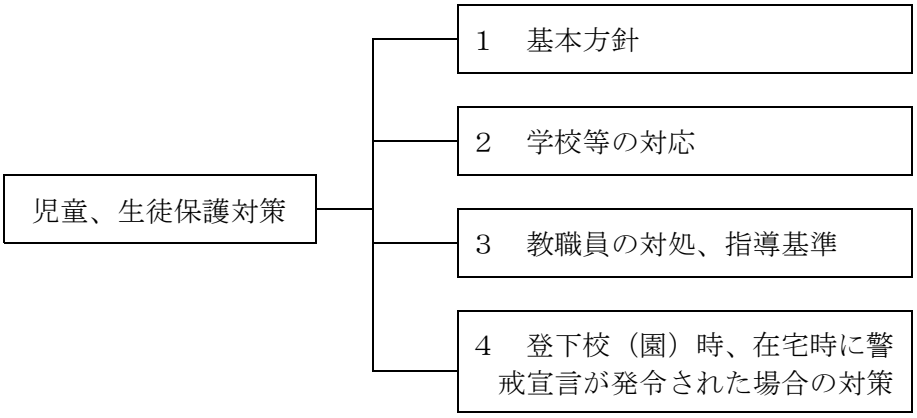

警戒宣言の発令に伴い、学校等においては、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という）の生命身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備えて迅速、的確に対応できる綿密な保護対策としての地震防災応急対策が講じられなければならない。特に、学校長等は、生徒等の保護について次の事項に十分留意し、退避、誘導対策計画を具体的に定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、交通機関を利用する児童・生徒等については、状況に応じて保護者に引渡し帰宅させるなど児童･生徒等の安全に十分配慮した措置を講じること。

１　基本方針

(1) 生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とすること。
(2) 町の東海地震に関する事前対策計画等をふまえ、更に交通機関の運行状況についても十分配慮すること。
(3) 学校等の所在する地域の諸条件等を考慮すること。
(4) 警戒宣言の発令に迅速に対応できるものであること。
(5) 生徒等の行動基準並びに幼稚園、学校及び教職員の行動が明確にされていること。
(6) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
(7) 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引渡し等については、保護者に十分理解されているものであること。
(8) 遠足等校（園）外活動中に警戒宣言が発令されても対応できるものであること。

２　学校等の対応

(1) 学校長等は、学校内等に対策本部を設置し、予知情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
(2) 生徒等については、教職員の指導のもとに集団下校の方法をもって全員を直ちに帰宅させることを原則とする。

ただし、園児、児童及び生徒のうち障害児については、園、学校において保護者（又は代理人）に引き渡す。また交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち、引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

(3) 生徒等の引渡し及び下校については、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。

(4) 学校長等は、町教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告するものとする。

(5) 学校等の各施設の保安措置をとること。

(6) 生徒等の安全を確保した後、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動体制をとるものとする。

３　教職員の対処、指導基準

(1) 警戒宣言が発令された場合、直ちに生徒等を教室等に集める。

(2) 生徒等の退避、誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

(3) 学級担任等は、出席簿等を携行し、対策本部の指示により、生徒等を所定の場所へ誘導、退避させる。

(4) 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

(5) 生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

(6) 交通機関利用者、留守家庭等で引渡し又は帰宅ができない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(7) 生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたる。

４　登下校（園）時、在宅時に警戒宣言が発令された場合の対策

(1) 登下校（園）時に警戒宣言が発令された場合は、直ちに帰宅するように指導する。

(2) 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

(3) 在宅時は、登校（園）せず、家族とともに行動するように指導する。

第12節　交通対策

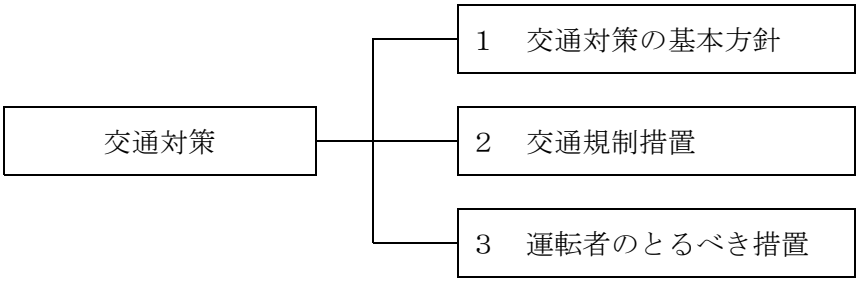

１　交通対策の基本方針

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

また、県及び町は、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

２　交通規制措置

(1) 基本方針

① 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制する。

② 強化地域への一般車両の流入は、極力制限する。

③ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

④ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。

⑤ 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道２７１号の小田原から平塚間を含む。以下「高速自動車国道等」という。）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(2) 都県境における一般車両の流出入は、次により措置する。

① 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限する。

② 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。

③ 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

① 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するためう回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

② 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）５４路線の中から、交通の状況に応じて確保する。

３ 運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(2) 車両をおいて避難する時は、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

(3) やむを得ず道路上において避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(4) 駐車する時は、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(5) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

(6) 避難のために車両を使用しないこと。

第13節　緊急輸送

第２部　第２章　第13節　交通確保（P.224）及び第２部　第２章　第14節　緊急輸送（P.235）に従い、下記項目を実施する。

項目は、

１　緊急輸送の実施
２　緊急輸送ルート
３　緊急輸送車両等の確保
４　緊急輸送車両

第14節　関係機関等との連絡調整及び応援要請

第２部　第２章　第５節　情報通信体制の確立（P.171）、第２部　第２章　第17節　広域応援要請（P.251）に従い、下記項目を実施する。

項目は、

１　関係機関との連絡調整
２　関係機関等への応援要請

第15節　施設、設備の点検及び緊急にとるべき措置

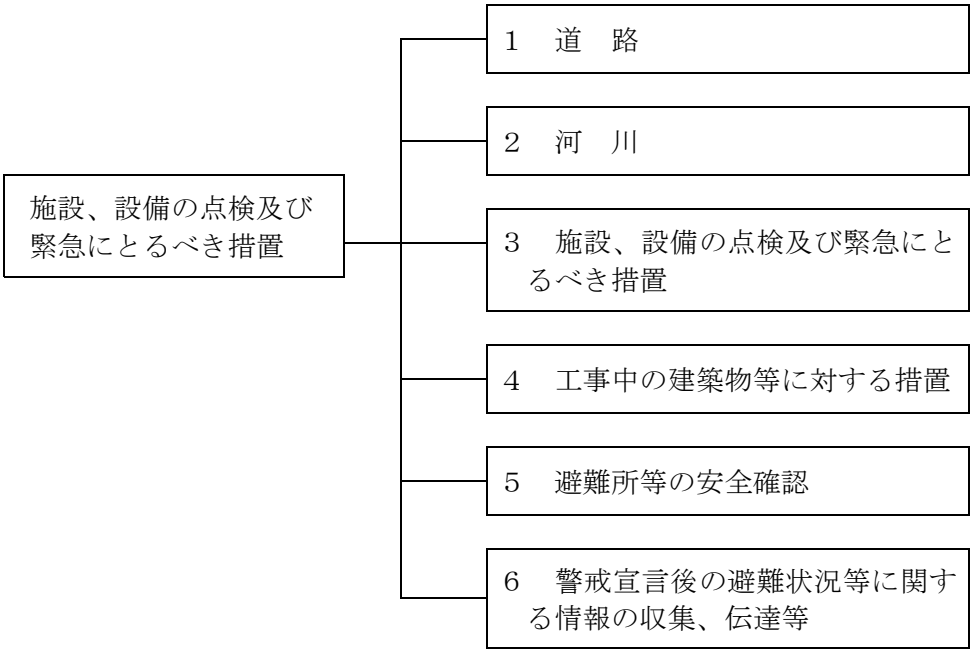

１　道路

(1) 道路管理者は、警戒宣言が発令さられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通規制、工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずるものとする。

(2) 地震が発生した場合、災害が発生するおそれのある区間内では、警戒宣言が発令された場合に実施する道路管理上の措置を講ずるものとする。

２　河川

河川管理者は、警戒宣言が発令された場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置を講ずるものとする。

３　施設、設備の点検及び緊急にとるべき措置

３．１　施設、設備の点検

地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため町が管理する施設、設備について、第三者（来庁者、通行人等）に対し、被害を及ぼさないことを第１目標に実施するものとする。

(1) 火気使用設備の点検

警戒宣言が発令されたときは、火気使用は極力制限し、防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合直ちに消火できるような措置を講ずること。

(2) 消防用設備の点検

火災報知装置、消火栓、防火戸の点検及び消火器の確認

(3) 自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検しておくこと.

(4) 受水槽等への緊急貯水

(5) 落下、倒壊、危険性のある備品等の点検

屋内にある蛍光灯、標示板及びロッカー等転倒、転倒しやすい備品の落下防止及び固定の措置を講ずること。

(6) 発火、流失、爆発のおそれのある危険物等の点検

(7) その他管理する施設、設備等について必要な点検

３．２　緊急にとるべき措置

(1) 防災活動上必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食料、飲料水、資機材（ラジオ、懐中電燈等）を確保すること。

(2) 無線通信機等通信手段の確保

発災に備えて、防災行政無線、有線、その他の通信手段を確認、確保すること。

４　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。なお、倒壊、落下等に対する補強、防止は実施する。

５　避難所等の安全確認

町は、発災後の避難の実施に備えて、避難場所及びその他の避難施設について安全確保のための点検を行う。

６　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

第２部　第２章　第８節　避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動　５　避難所の開設（P.195）に従い、情報の収集、伝達を行う。

(1) 町長は、警戒宣言が発令された場合、町民の生命及び身体を保護するために必要があると認められるとき並びに被害が予想される地区及び避難対象地域の住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

(2) 警戒宣言時において避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる地区は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた地区とする。

(3) 町長は、避難の勧告又は指示を行う場合、避難対象地区に対し愛川町防災行政無線、広報車、消防車等により勧告又は指示を行う。また、避難状況について県知事に報告するとともに、厚木警察署長と相互に密接な連絡をとる。

(4) 避難誘導及び移送

第２部　第２章　第８節　避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動　４　避難誘導及び移送（P.194）に準じて行う。

第16節　地域防災体制の整備推進

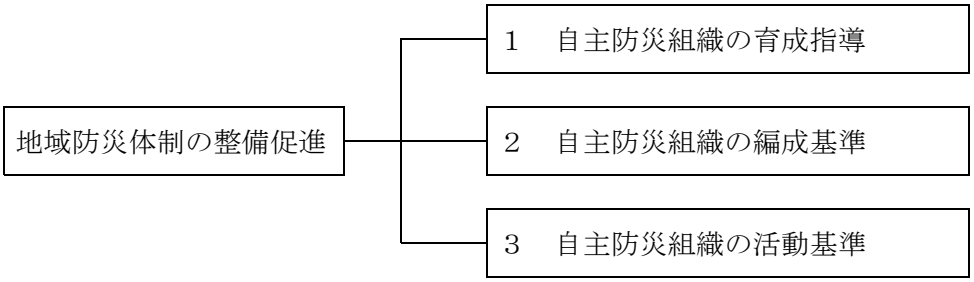

大地震による災害から、町民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとした各種防災機関の防災対策のみではなく、町民一人一人が自分の家、身体、財産は自分で守るという認識をもち行動することが、被害を少なくする上に欠くことのできない原則であり、警戒宣言発令時には行政機関等防災関係機関の対策の推進とあわせて、地域住民及び各種事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。このため本町を始めとする防災関係機関は、町民等の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の育成を進めるとともに事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図るものとする。

１　自主防災組織の育成指導

第１部　第４章　第１節　自主防災体制の整備の３．３　地域の自主防災組織の育成（P.119）に従い、行うものとする。

２　自主防災組織の編成基準

第１部　第４章　第１節　自主防災体制の整備の２．１　現状（P.119）による。

３　自主防災組織の活動基準

下記の事項以外については、第１部　第４章　第１節　自主防災体制の整備の３．２　自主防災組織の役割（P.120）に従うものとする。

３．１　警戒宣言時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、警戒宣言時には、防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、住民の不安を解消し、的確な応急対応をするものとする。

このため、自主防災組織は、町をはじめ防災関係機関とあらかじめ連絡先、連絡の手段、伝達責任者及びルート等を決めておくものとする。

(2) 出火防止

家庭においては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけを行う。

第17節　公共輸送対策（路線バス）

１　基本方針

(1) 警戒宣言発令後の運行を各社地震応急計画の定めるところに従い中止する。

(2) 次の事項に留意しそれぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより可能な限り運行を継続する。

① 警戒宣言が発令されたときは、減速走行の措置をとる。

② 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。

③ 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折返し、う回等事故防止のための適切な措置をとる。

④ 警戒宣言が発令された翌日以降についても、原則的には運行を継続するが、交通状況の変化等に応じて運転中止等適切な措置をとる。

第18節　医療機関及び福祉施設対策

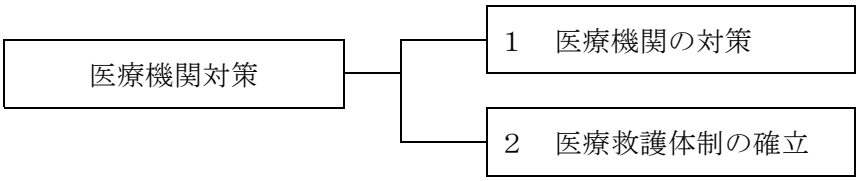

１　医療機関の対策

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに、医療機能の維持に努める。

警戒宣言発令時対策の概要

(1) 警戒宣言発令の周知

医療機関は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対し周知徹底を図る。

(2) 病・医院の防災措置

医療機関は、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

(3) 入院患者等の安全確保

医療機関は、入院患者等の安全確保措置を講ずる。

(4) 手術

手術中の場合は、医師の判断により、安全措置を講ずるものとし、手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き、中止する。

(5) 外来診療

外来診療については、地域医療の確保のため耐震性を有するなど安全性が確保されている病院及び医院については、診療を継続できるものとする。

(6) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医療品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保を併せて行う。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引渡しを実施する。

医師を始めとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

２　医療救護体制の確立

第２部　第２章　第10節　緊急医療（P.210）の活動を迅速に行うための体制を確立する。

３　社会福祉施設対策

(1) 東海地震に関連する情報発表時の措置

社会福祉施設は、東海地震に関連する情報が発表された場合、利用者の生命・身体の安全の確保に万全を期すため次の措置をとるものとする。

ア　施設整備の点検

イ　落下物等の防止措置

ウ　飲料水、食料等の確保

エ　関係機関、保護者との連絡体制の確保

(2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し他の福祉施設等への移送あるいは保護者への引渡しを実施する。

第19節　不特定多数が出入りする施設の対策

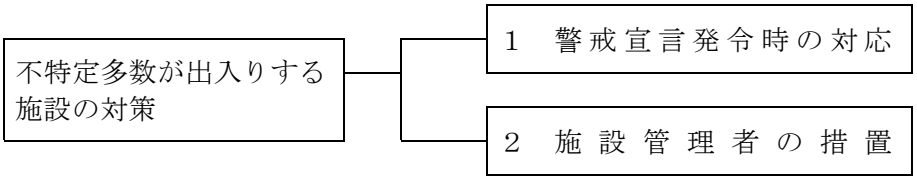

１　警戒宣言発令時の対応

警戒宣言発令時における、デパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、おおむね次のとおりとする。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努める。

(1) デパート（百貨店協会）

各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、耐震性が確保されている場合には営業を継続できるものとする。

(2) スーパーマーケット（チェーンストア協会）

個々の店舗ごとに継続、閉店を判断するので、同一品目を扱っている店舗でも、継続する場合と閉店する場合がある。また、従業員の確保状況、施設の耐震性によっては、営業継続が困難となる場合もある。原則としては、生活必需品の売場を除いて閉店する。

(3) 小売店

それぞれ地域特性に応じ自らの安全措置を進め、生活必需品等の緊急の要請に応える措置をとる。原則として営業を継続する。

２　施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設管理者は、警戒宣言が発令された場合、直ちに次の措置を講ずる。

(1) 情報の収集

(2) 利用者への情報伝達

(3) 退避誘導の確保

①　非常出口、退避方向の指示

②　利用者の整理、誘導

③　退避場所及び経路の指示

(4) 施設の点検

①　火気使用器具の使用停止

②　ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認

③　ボンベ、燃料タンクの固定確認

消防用設備等の点検、作動確認

受水槽の確認、給水
看板、ネオン、照明器具等の転倒、落下防止
非常持ち出し品の準備
その他必要な措置

第20節　金融機関の措置

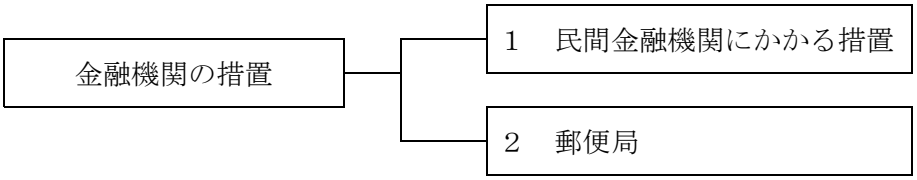

１　民間金融機関にかかる措置

１．１　金融機関の警戒宣言発令時の対応

(1) 原則として平常どおり営業を行う。
(2) 営業所あての内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取り扱いを停止する。なお、この旨を店頭に掲示し顧客の協力を求める。

１．２　営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行う。

２　郵便局

２．１　郵便局の措置

警戒宣言が発令された場合も、郵便局の業務取扱いは、平常どおりとする。

第21節　事業所等の措置

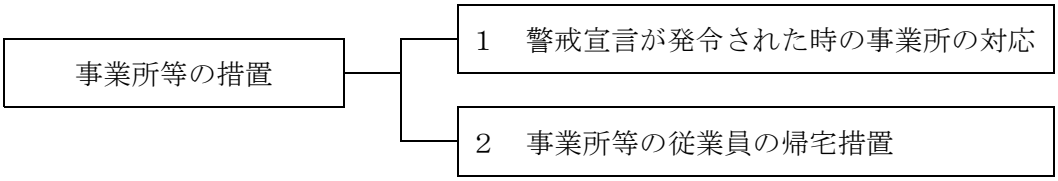

１　警戒宣言が発令された時の事業所の対応

(1) 防火管理者、保安管理者などを中心に地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立する。

(2) テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速・正確に伝達する。

(3) 地震防災応急計画又は防災計画に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を実施する。

① 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止する。

② 建物の防火上、又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検する。

③ 薬品類、危険物等の流出・漏えい防止を行う。

④ 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止を行う。

(4) 火気使用店舗は、原則として営業を自粛する。

(5) 飲料水、非常食料、医薬品等を確保する。

(6) その他必要と思われる措置

２　事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄り駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえ時差退社させる。

ただし、この場合もおおむね10㎞程度までの近距離通勤者にあっては、徒歩又は自転車によるものとし交通機関の利用はしないものとする。また、自家用車による帰宅は行わないものとする。

第22節　緊急整備事業の推進

緊急整備事業の推進
- １　緊急整備事業の推進
- ２　地震防災上緊急に整備すべき施設の種類

大規模地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、各種防災関係施設の整備期間を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとする。

１　緊急整備事業の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき震災対策関連事業について、その整備推進に努めるものとする。

２　地震防災上緊急に整備すべき施設の種類

(1) 避難所の整備（案内板・照明の設置）
(2) 避難路（ブロック塀の安全化・落下物防止の推進）
(3) 消防用施設（化学車・救助工作車・消防ポンプ車・救急車の更新、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置）
(4) 消防活動路の整備
(5) 通信施設（消防用無線の導入・防災行政無線の整備）

第３編　　風水害等対策計画

第１章　災害予防計画

第１節　震災対策計画に準ずる計画

第３編　風水害等対策計画、第１章　災害予防計画のうち、第２編　震災対策計画第１部　災害予防計画（P.39）に準じて活動可能なものについては、記述せず、以下の対象表を参考に災害予防活動を行うものとする。

第２編　震災対策計画　　第１部　災害予防計画に準ずる活動				
部	章	節	活　動　項　目	掲載頁
1	1	3	町の施策・事業の企画段階における防災対策の検討と各課調整	４３
	2	2	水害・土砂災害の予防	４９
		3	地域の防災構造化	５５
		5	建築物及びライフライン施設の耐震化	６７
	3	1	応急活動体制の整備	７２
		2	動員配備体制の整備	７４
		3	地震情報等の受信伝達体制の整備	７７
		4	災害情報等の収集報告体制の整備	７８
		5	災害通信体制の整備	８１
		6	災害広報体制の整備	８３
		7	災害救助法等の習熟	８５
		8	避難活動体制の整備	８７
		9	救出・救助体制の整備	９０
		10	交通確保体制の整備	９３
		11	輸送体制の整備	９５
		12	給水体制の整備	９７
		13	食料供給体制の整備	１００
		14	生活必需品供給体制の整備	１０２
		15	医療救護体制の整備	１０４
		16	防疫・保健衛生体制の整備	１０７

第２編　震災対策計画　　第１部　震災予防計画に準ずる活動				
部	章	節	活　動　項　目	掲載頁
1	3	17	ごみ及びし尿収集処理体制の整備	１０８
		18	災害廃棄物等の処理体制の整備	１１０
		19	労務供給、広域応援体制の整備	１１１
		20	町所管施設の災害対応力の強化	１１４
	4	1	自主防災体制の整備	１１６
		2	要配慮者対策	１１９
		3	防災訓練	１２８
		4	防災知識の普及・啓発	１３２

第２節　風水害予防計画の目的と目標

実施担当	全課

台風及び集中豪雨等によって、町はさまざまな風水害をこうむるおそれがある。また、都市化の進展に伴い、大規模かつ複雑多様な二次災害が発生することが予想される。

このため、平常時から、このような被害の拡大を防止するため、風水害予防計画を作成し、すみやかに実施する若しくは体制を整備することが必要となってくる。

この、風水害予防計画の作成においては、「第２編　震災対策編　第１部　第１章　第１節　災害予防対策の目的と目標（P.39)」で示された方針を踏まえ作成を行う。
そのため、災害予防計画の内容は、大きく分別すると次の内容を盛り込んだ計画にする。

① 河川改修等の防災工事の早期の完成
② 水防体制の確立、推進
③ 平常時における応急対策活動体制の整備
④ 水防訓練、教育、研修による災害対応力の質の向上

この予防計画を実行するためには、町職員及び防災関係機関のみならず、町民全体による、周知、連携、協力が必要であり、地域は地域全体で守り、災害に強い愛川町を構築するという目標のもとに、速やかかつ的確に推進していくことが必要である。

第３節　台風・大雨による浸水等の予防

実施担当	危機管理室、消防本部、道路課、農政課、下水道課、各施設の所管課

１　目的

愛川町域における浸水を防止するため、河川改修や排水事業を広域的、総合的に行う等の治水対策を行う。

２　現状

(1) 河川改修

○　県管理河川について

相模川及び中津川は、上流のダムにより洪水調整がされており、かつ両河川とも計画的に築堤及び護岸の整備が進められているが、未堤防箇所や改築すべき堤防が未だ存在している。

(2) 洪水調整

○　宮ケ瀬ダム（中津川）について

ダム地点の計画高水量1,700m^3/sの内、1,600m^3/sを調整し、中津川沿い地域を洪水から防御する。また、相模川城山ダム等の洪水調節機能と相まって、基準地点厚木における基本高水のピーク流量10,100m^3/sを7,300m^3/sに低減するものである。

(3) 農業用取水堰等

農業用取水堰名	位　　置	維持管理者
田代取水口	愛川町田代「馬渡橋」下流側300m中津川左岸	田代水利組合
丸山取水口	愛川町角田「角田大橋」上流側中津川右岸	丸山水利組合
仙台下頭首工	愛川町角田「角田大橋」下流側400m中津川左岸	仙台下水利組合
坂本頭首工	愛川町中津「才戸橋」上流側800m中津川左岸	中津川左岸土地改良区
小沢頭首工	愛川町角田「高田橋」上流側600m相模川右岸	小沢頭首工 土地改良区連合

(4) 下水道整備

現在までの汚水処理に係わる整備状況は、平成29年度末において下水道事業計画区域面積867.9ヘクタールの整備は完了しており、人口普及率は91.7%となっている。

雨水計画についても汚水計画と同様に地形、道路等の状況を考慮しながら、最も効率的に河川等に放流できるよう全体の排水区を整備する。

(5) 道路及び橋梁の防災対策

町内各道路の延長は、国道6.35km、県道27.26km、町道353.8kmとなっている。道路・橋梁については、水害の危険予想区域や防災アセスメントの土砂災害の危険予想区域を通過また接すると予想される道路・橋梁の点検や危険予想区域外においても道路雨水排水のための側溝や擁壁保護等について道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努めている。

(6) 神奈川県大規模氾濫減災協議会

神奈川県及び横浜市が管理する一級及び二級河川を対象に、施設では防ぎきれない大洪水が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、県及び関係市町村、横浜地方気象台で構成する「神奈川県大規模氾濫減災協議会」が組織され、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく神奈川県・横浜市管理河川の減災に係る取組方針」を踏まえ、本協議会構成員が連携協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくこととしている。

３ 方策

台風・大雨による浸水等の予防

- ３．１ 洪水浸水想定区域の周知（危機管理室、道路課、下水道課、消防本部、各施設の所管課）
- ３．２ 河川改修（道路課、農政課、下水道課）
- ３．３ 内水排除（下水道課）
- ３．４ 道路及び橋梁の防災管理（道路課）
- ３．５ 防災上重要な工作物の防災管理（各施設の所管課）
- ３．６ 監視警戒体制の整備（危機管理室、消防本部、道路課、農政課、下水道課）

３．１　洪水浸水想定区域の周知（危機管理室、道路課、下水道課、消防本部、各施設の所管課）

(1) 県が指定した、相模川、中津川における想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を基に、避難場所や日頃の備えなどの避難情報を表示した「洪水ハザードマップ」を配布するとともに、町ホームページへ掲載するなど住民への周知に努める。

(2) 洪水浸水想定区域内の居住者及び要配慮者利用施設等に対する「情報伝達・避難訓練」等を施設・地域・行政が協働で行い、伝達方法などについて周知するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練等の実施により、避難体制の充実を図る。

(3) 指定されている洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、水防法の規定により洪水等が発生する恐れがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くなど指導し、計画の作成や自衛水防組織を置いたとき、当該事項の変更時も同様、遅滞なく、町長に報告するなど必要に応じて助言等を行う。

３．２　河川改修（道路課、農政課、下水道課）

県管理の相模川、中津川の堤防整備、渓流の砂防指定区域、保安林の拡大と整備を県に要望する。また、町所管の普通河川については、計画的に雨水排水機能を向上させるための整備を推進する。

３．３　内水排除（下水道課）

集中豪雨等により、浸水被害が発生している区域等を優先とし、計画的に整備する。

３．４　道路及び橋梁の防災管理（道路課）

災害の拡大防止と災害時の交通確保のため、暗きょ、橋梁等の補強を行う必要があり、同時に、日常的な維持管理を防災上の観点も含めて行っていかなければならない。

町の道路・橋梁については、道路防災点検や道路パトロールを実施し、点検、パトロールを踏まえた安全対策を策定し、計画的に整備を推進する。また、国・県道についても、防災上の点検、対策を計画的に推進するよう国・県道管理者に要望し、町内における災害の防止と災害時の交通確保に努める。

３．５　防災上重要な工作物の防災管理（各施設の所管課）

防災上重要な工作物の管理者は平常から点検、整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ体制を整えているが、さらに充実を図る。

３．６　監視警戒体制の整備（危機管理室、消防本部、道路課、農政課、下水道課）

(1) 洪水浸水想定区域及び重要水防区域等に対し、異常風雨又は河川、水路等の水位が上昇したときに迅速的確な巡視警戒を行うため、町「水害・土砂災害対応マニュアル」のパトロール計画により監視体制を整える。

(2) 神奈川県が提供している雨量水位情報及び国土交通省河川局が提供している河川水位情報、また本町の雨量観測状況などの気象情報やダム放流情報を把握し河川、水路等の監視警戒体制の強化を図る。

第４節　土砂災害の予防

実施担当	危機管理室、消防本部、道路課、農政課、都市施設課、下水道課、各施設の所管課

１　目的

豪雨時の人命損失は全国的にみた場合、土砂災害によるものが多い。第１編　第２章　３　水害履歴（P.17）で述べたように、愛川町においても土砂災害の危険性をはらんでいる。そのため、豪雨時等の土砂災害による人命損失危険を早期に解消するものとする。

２　現状

(1) 愛川町内の土砂災害警戒等区域指定渓流

土砂災害警戒等区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年５月８日法律第５７号）第６条及び第８条の規定により、土砂災害警戒等区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）が指定されている。

ア　土砂災害警戒等区域（土石流）

土石流にかかる土砂災害警戒等（警戒・特別警戒）区域は34区域が指定されている。

（平成28年11月現在）

番号	渓流名	所在地(字)	指定区分	指定年月日
1	大沢　1	棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
2	大沢　2	棚沢	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
3	大沢　3	八菅山	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
4	海底沢	角田	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
5	谷戸沢	角田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
6	道ノ入沢	田代	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
7	南沢	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
8	蜀江沢	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）

番号	渓流名	所在地(字)	指定区分	指定年月日
９	両玄沢	半原	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号） 平成２８年６月１７日 （県告示第３１９号）
１０	馬渡沢	半原	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号） 平成２８年６月１７日 （県告示第３１９号）
１１	深沢	半原	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号） 平成２８年６月１７日 （県告示第３１９号）
１２	柄沢	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
１３	天沢	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
１４	宮沢川	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
１５	西の沢	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
１６	大月沢	半原	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号） 平成２８年６月１７日 （県告示第３１９号）
１７	桜沢	半原	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号） 平成２８年６月１７日 （県告示第３１９号）
１８	志田口沢	半原	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
１９	栗沢	三増	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号） 平成２８年６月１７日 （県告示第３１９号）
２０	滝ノ沢	三増	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）

番号	渓流名	所在地(字)	指定区分	指定年月日
２１	天神沢	三増	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
２２	志田沢	三増	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
２３	深堀沢	角田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
２４	井戸入沢	田代	土砂災害警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２５９号）
２５	赤松沢	半原	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
２６	御前沢	棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
２７	丹波沢	八菅山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
２８	中の沢	八菅山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
２９	塩河沢	角田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
３０	蜀高山沢	角田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
３１	天神前北沢	三増	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
３２	天神前南沢	三増	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
３３	滝ノ沢支川	三増	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）
３４	志田沢支川	田代	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	平成２４年４月２０日 （県告示第２６０号）

※ 土砂災害警戒区域等の指定（土石流）について

県知事は、土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部（氾濫が開始されると予測される場所）から下流の地盤勾配が２°以上の区域を「土砂災害警戒区域」に指定し、さらに、著しい危害のおそれのある土地を「土砂災害特別警戒区域」に、町の意見を聞いて指定する。

イ　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

急傾斜地の崩壊にかかる土砂災害警戒区域は９６区域が指定されている。

（平成28年11月現在）

番　号	所在地（字）	区域数	指定区分	指定年月日（告示）
１～３１	半原	３１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
３２	半原及び田代	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
３３～３４	田代	２	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
３５	田代及び三増	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
３６～３８	田代	３	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
３９	田代及び角田	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
４０～４２	田代	３	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
４３～５５	三増	１３	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
５６	三増及び田代	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
５７～６４	三増	８	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
６５～８０	角田	１６	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
８１～８４	中津	４	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
８５	中津及び角田	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
８６～９２	中津	７	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
９３～９４	八菅山及び棚沢	２	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
９５	棚沢	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)
９６	棚沢及び八菅山	１	土砂災害警戒区域	平成２８年１０月２８日 (県告示第４７２号)

※　土砂災害警戒区域等の指定（急傾斜地の崩壊）について

県知事は、傾斜度が30度以上で高さが５ｍ以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10ｍ以上の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さ２倍（水平距離が50ｍを超える場合は50ｍ）以内の区域を「土砂災害警戒区域」に指定し、さらに、著しい危害のおそれのある土地を「土砂災害特別警戒区域」に、町の意見を聞いて指定する。

ウ　土砂災害警戒区域（地すべり）

地すべりにかかる土砂災害警戒区域は２区域が指定されている。

（平成28年11月現在）

番号	所在地（字）	指定区分	指定年月日（告示）
1	半原及び田代	土砂災害警戒区域	平成２８年１１月４日 （県告示第５７６号）
2	角田	土砂災害警戒区域	平成２８年１１月４日 （県告示第５７６号）

※　土砂災害警戒区域等の指定（地すべり）について

県知事は、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれがある区域）、地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域を「土砂災害警戒区域」に指定し、さらに、著しい危害のおそれのある土地を「土砂災害特別警戒区域」に、町の意見を聞いて指定する。

３　方策

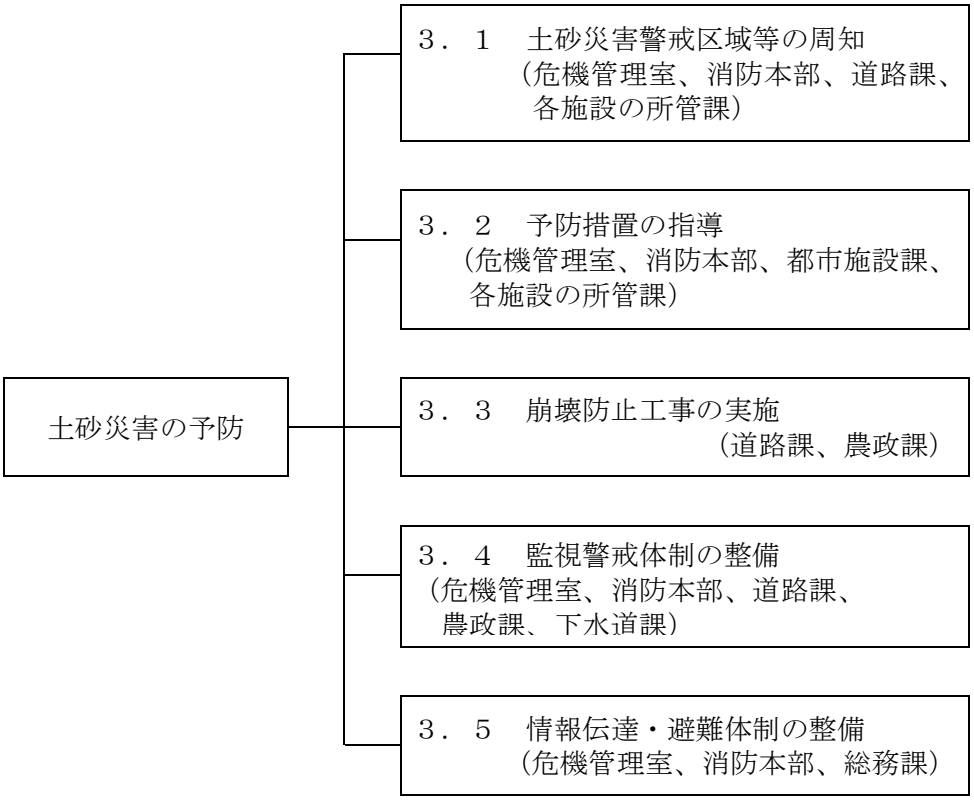

３．１　土砂災害警戒区域等の周知（危機管理室、消防本部、道路課、各施設の所管課）

(1) 県で調査・公表する土砂災害警戒区域等の指定区域及び周辺住民等に対して土砂災害防止法に基づき、避難場所や日頃の備えなどの避難情報を表示した愛川町「土砂災害ハザードマップ」を配布するとともに、町ホームページへ掲載するなど当該地域が危険予想箇所であることについて周知する。

(2) 土砂災害ハザードマップを該当地域等に配布するとともに、町ホームページに掲載するなど、警戒区域と合わせて適切な避難行動の周知に努める。
(3) 広報や現地掲示板等により、当該地域が危険予想箇所であることを周知する。

３．２　予防措置の指導（危機管理室、消防本部、都市施設課、各施設の所管課）

(1) 危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう県とともに行政指導に努める。

なお、国土交通省の方針に沿って、家屋が５戸未満の傾斜地についても、危険箇所に準ずる区域として宅地化を未然に防ぐよう行政指導する。

(2) 土砂災害警戒区域内の居住者及び要配慮者利用施設等に対する「情報伝達・避難訓練」等を施設・地域・行政が協働で行い、伝達方法などについて周知するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練等の実施により、避難体制の充実を図る。
(3) 指定されている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害防止法の規定により土砂災害が発生する恐れがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、計画の作成時や当該事項の変更時、遅滞なく、町長に報告するなど必要に応じて助言等を行う。

３．３　崩壊防止工事の実施（道路課、農政課）

３．４　監視警戒体制の整備（危機管理室、消防本部、道路課、農政課、下水道課）

(1) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険予想箇所に対し、局地的な豪雨や暴風雨等により土砂災害発生の危険性が高まると予想されたときに、迅速的確な巡視警戒を行うため、町「水害・土砂災害対応マニュアル」のパトロール計画により監視体制を整える。
(2) 県が情報提供している「土砂災害警戒情報を捕捉する情報」等の防災気象情報や本町の雨量観測状況などの気象情報を把握し、監視警戒体制の強化を図る。
(3) 県が導入している災害情報管理システムを利用しての情報収集を行う。（愛川町に関連する事象）
① 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報のいずれかが発表されたとき。
② その他県くらし安全防災局長が必要と認めるとき。（大規模林野火災、大規模事故等）

３．５　情報伝達・避難体制の整備（危機管理室、消防本部、総務課）

土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、インターネットメールや防災行政無線戸別受信機等による迅速な情報伝達体制の整備に努める。

第５節　水防体制の整備

実施担当	消防本部

１　目的

愛川町域における各河川、水路その他危険箇所の洪水又はそれに起因する水災を警戒し、防ぎょする水防活動の体制を整備する。

２　現状及び目標

２．１　現状

(1) 愛川町における水防組織 ---------- 第２章　第５節　【資料 2-5-1】P.421
(2) 水防時における通信連絡系統 ---------- 第２章　第５節　【資料 2-5-5】P.425

２．２　目標

水防組織の確立及び水防倉庫、水防資器材の整備を行う。
監視警戒体制及び通信連絡体制の整備を行う。

３　方策

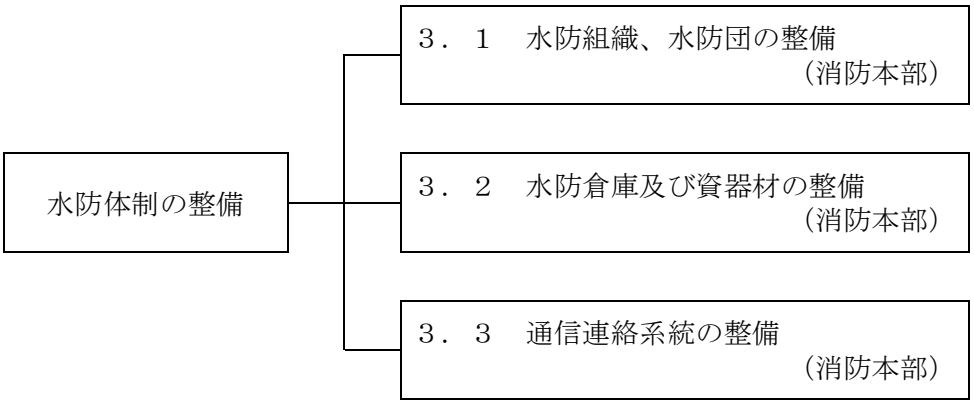

３．１　水防組織、水防団の整備（消防本部）

水防組織、水防団については、消防本部、消防署及び消防団を中心に体制を確保することになっており、この整備は行われている。

今後、水防訓練等をとおして、迅速な確立及び他の協力機関、水防団との連携による水防活動についての検証を行い、より強固な体制を確保する。

また、水防団の活動能力の向上に努め、より的確に活動できる体制を確保する。

３．２　水防倉庫及び資器材の整備（消防本部）

水防倉庫、資器材については、(P.423) のとおりであるが、不足するもの、今後新たに必要とするものの把握を行い、毎年定期的な点検を行う。これと同時に、水防倉庫の耐災害性の点検を行う。

３．３　通信連絡系統の整備（消防本部）

２．１(2) であらわされた通信連絡系統について、水防活動が必要となる緊迫した時点での、迅速な情報収集、情報伝達ができるか、水防訓練等をとおして検証する。

第２章　災害応急対策計画

第１節　震災対策計画に準ずる計画

第３編　風水害等対策計画、第２章　災害応急対策計画のうち、第２編　震災対策計画第２部　災害応急対策計画（P. 137）に準じて活動可能なものについては、記述せず、以下の対象表を参考に応急対策活動を行うものとする。

第２編　震災対策計画　第２部　災害応急対策計画に準ずる活動				
部	章	節	活動項目	掲載頁
2	1	1	活動期の区別と活動内容	１３７
		2	各活動期における分担業務	１３８
		3	初動対応期から事態安定期への移行	１４８
	2	1	初動活動体制の確立	１４９
		4	人命に係わる災害情報の収集報告	１６７
		5	情報通信体制の確立	１７１
		7	消防活動	１８６
		8	避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動	１８８
		9	救出・救助	２０６
		10	緊急医療	２１０
		11	行方不明者・遺体の捜索、収容及び埋火葬	２２０
		12	災害警備	２２４
		13	交通確保	２３０
		14	緊急輸送	２３５
		15	防災基幹施設における通信、電力、ガス施設の応急復旧	２４５
		16	自衛隊の派遣要請	２４７
		17	広域応援要請	２５１
		18	災害救助法の適用申請と運用	２５７
		19	給水	２７０

第２編　震災対策計画　第２部　災害応急対策計画に準ずる活動				
部	章	節	活動項目	掲載頁
2	2	20	食料の供給	２７７
		21	生活必需品の供給	２８１
	3	1	事態安定期の情報管理	２８４
		2	救援に係わる広報活動	２９３
		3	ボランティア、民間団体の活用	２９６
		4	防疫及び保健衛生	２９９
		5	ごみ及びし尿の収集・処理	３０２
		6	障害物の除去	３０５
		7	住宅対策	３０９
		8	文教対策	３１４
		9	義援金品の受付、配分	３１８
		10	農業対策	３２１
		11	通信、電力、ガス施設の応急復旧	３２３
		12	上、下水道施設の応急復旧	３２５

第２節　動員配備

実施担当	本部事務局（本部班、総務班の一部）

災害が発生したときは、愛川町職員は災害応急対策及び災害復旧対策に従事しなければならない。
この場合、災害に応じた動員配備体制を整え、平常業務との調整をはかる。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の配置 １．１　動員配備の時期区分の決定 １．２　本部職員の服務	３９９	総務班
２　動員配備の伝達 ２．１　勤務時間内における伝達 ２．２　休日又は退庁後等勤務時間外における伝達	４００	本部班
３　配備体制時の動員人員	４０１	
４　応援職員の要請	４０１	総務班
【資料一覧】 資料 2-2-1　動員配備基準表 資料 2-2-2　勤務時間内の伝達系統 資料 2-2-3　勤務時間外の動員連絡系統 資料 2-2-4　配備体制別職員動員表	 ３９９ ４０２ ４０２ ４０３	

１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の配置

１．１　動員配備の時期・区分の決定

【資料 2-2-1】　動員配備基準表　（平成30年10月現在）

配備体制協議	町長、副町長、教育長、総務部長、消防長、危機管理室長	
種　別	配　備　時　期	配　備　体　制
配備準備体制 （全職員自宅待機体制）	○台風の接近情報や大雨、洪水等の注意報・警報が発表され、本町に影響を及ぼすおそれがあると判断されるとき。 ○河川水位が「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」に達すると見込まれるとき。	災害対策本部事務局 （危機管理室長及び危機管理班）
情報収集配備体制 （37名） ※これより災害対策本部設置体制とする。	○台風の接近情報や大雨、洪水等の警報・注意報が発表され、災害発生の兆候が見られる状況になったとき。 ○河川水位が「氾濫注意水位」を超え、「避難判断水位」に達するおそれがあるとき。 ○「土砂災害警戒情報」が発表されたとき又は予想されるとき。	○部長以上　○道路課長 ○水道事業所長　○下水道課長 ○農政課長　○消防署長 ○事務局（消防課長、総務課長及び職員３名） ○パトロール要員(各課長の指示による：消防署・道路課各２隊、下水道課・農政課各１隊) ○その他災害対策本部が必要と認めた職員
１号配備体制 （126名） ※消防団 (副分団長以上) 警戒・待機 （９名）	○大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その状況から災害が予想されるとき。 (内容) 倒木や道路冠水程度の土のう積み等で対応可能な状況のとき。 ○河川水位が「避難判断水位」を超え、「避難判断水位」に達するおそれがあるとき。 ○「土砂災害警戒情報」の発表を受け、災害対策本部が必要と認めたとき。	○企画政策課長　○財政課長 ○行政推進課長　○都市施設課長 ○消防職員　○道路課職員 ○下水道課職員　○農政課職員 ○その他災害対策本部が必要と認めた職員
２号配備体制 （245名） ※消防団 (班長以上) 待機･出動 （85名）	○大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、局地的に災害の発生が予想されるとき又は発生したとき。 ○河川水位が「避難判断水位」を超え、「氾濫危険水位」に達するおそれがあるとき。 ○「土砂災害警戒情報」の発表を受け、災害対策本部が必要と認めたとき。	○副主(技)幹以上職員 ○美化プラント職員 ○衛生プラント職員 ○水道事業所職員 ○その他災害対策本部が必要と認めた課の職員
３号配備体制 （382名） ※消防団 (全員199名)	○町内の全域にわたる大規模な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ○河川水位が「氾濫危険水位」に達するとき及び見込まれるとき。 ○「土砂災害警戒情報」の発表を受け、災害対策本部が必要と認めたとき。	○全職員

１．２　本部職員の服務

(1) 本部が設置された際の注意事項

① 常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。

② 不急の行事、会議、出張等を中止すること。

③ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。

④ 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡をとり常に所在を明らかにすること。

⑤ 自らの言動で町民に不安、誤解を与えないように留意すること。

(2) 職員参集時の心得（勤務時間外）

① 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

② 参集手段は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用し、私服で参集すること。

③ 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもってもよりの防災機関に連絡するとともに、住民の生命を守る必要がある時は、消防団、自主防災組織と連携し、緊急避難の誘導等的確な措置を講ずること。

④ 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を消防本部班に報告すること。方法については、第２部　第２章　第４節　人命に係わる災害情報の収集報告（P.167）を参照のこと。

２　動員配備の伝達

２．１　勤務時間内における伝達

風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、その状況を受け、町長、副町長、教育長、危機管理室長、総務部長、消防長の協議により決定した配備区分に従い配備体制をとり諸般の配備を行うものとする。伝達系統は【資料 2-2-2】(P.402) による。

【資料 2-2-2】　勤務時間内の伝達系統（P.402）

２．２　休日又は退庁後等勤務時間外における伝達

風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、気象情報等を携帯電話等のインターネット、テレビ、ラジオ等により各自収集する。

１号配備の必要が生じたときは、本部班が、【資料 2-2-3】　勤務時間外の動員連絡系統（P.402）に従い、町長、副町長、教育長、危機管理室長、総務部長、消防長に連絡を行うとともに、自主の判断により参集を行う。

また、突発的な災害が発生した場合も、上記の方法により連絡を行い、迅速な参集及び配備体制の決定に努めること。配備体制の決定は、原則として２．１に従い、各意思決定者が参集し協議するものとするが、１号配備、２号配備、３号配備が必要な災害が発生する等、協議のいとまがないときには、電話等の手段を用いて決定を行い、迅速な参集に努めること。　【資料 2-2-3】　勤務時間外の動員連絡系統（P.402）

（注）:【資料 2-2-3】　勤務時間外の動員連絡系統（P.402）は、概念を表しているものであり、実際に使用する連絡系統図（人名、電話番号入り）は、総務課が作成し、町内各課局所に配付する。また、異動等により担当が替わった際は、これを速やかに変更し、配付すること。

３　配備体制時の動員人員

配備体制別の各部の職員総員数は【資料 2-2-4】(P.403) のとおりである。

各活動責任者は、これを基に、あらかじめ各配備体制においての応急対策活動事務に配置すべき職員の名簿を備えるとともに、参集人員の低下に伴う活動の影響度について事前に把握しておく。また、災害対策活動が長期化した時は、職員の勤務体制を交替制にする等の配慮を行い、職員の健康保持に配慮するものとする。

上記により、職員の応援が必要になった時は、下記４により本部に要請する。

４　応援職員の要請

本部の各部長は、災害対策活動を実施するにあたり職員が不足し他部班の職員の応援を受けようとするときは本部班あて次の要領で要請するものとする。

(1) 各班活動責任者は、班内の掌握事務を処理するにあたり職員が不足するときは、本部班に要請するものとする。

(2) 本部班は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

① 他の部班の職員

② 町の職員をもって不足するときは、県または他の市町村の職員を派遣する。

（地方自治法第252 条の17若しくは災害対策基本法第29条の規定により）

第２編　第２部　第２章　第17節　広域応援要請 (P.251) により、適切な動員を行うこと。

事態安定期においては、総務班が応援職員の動員を行う。

【資料 2-2-2】　勤務時間内の伝達系統

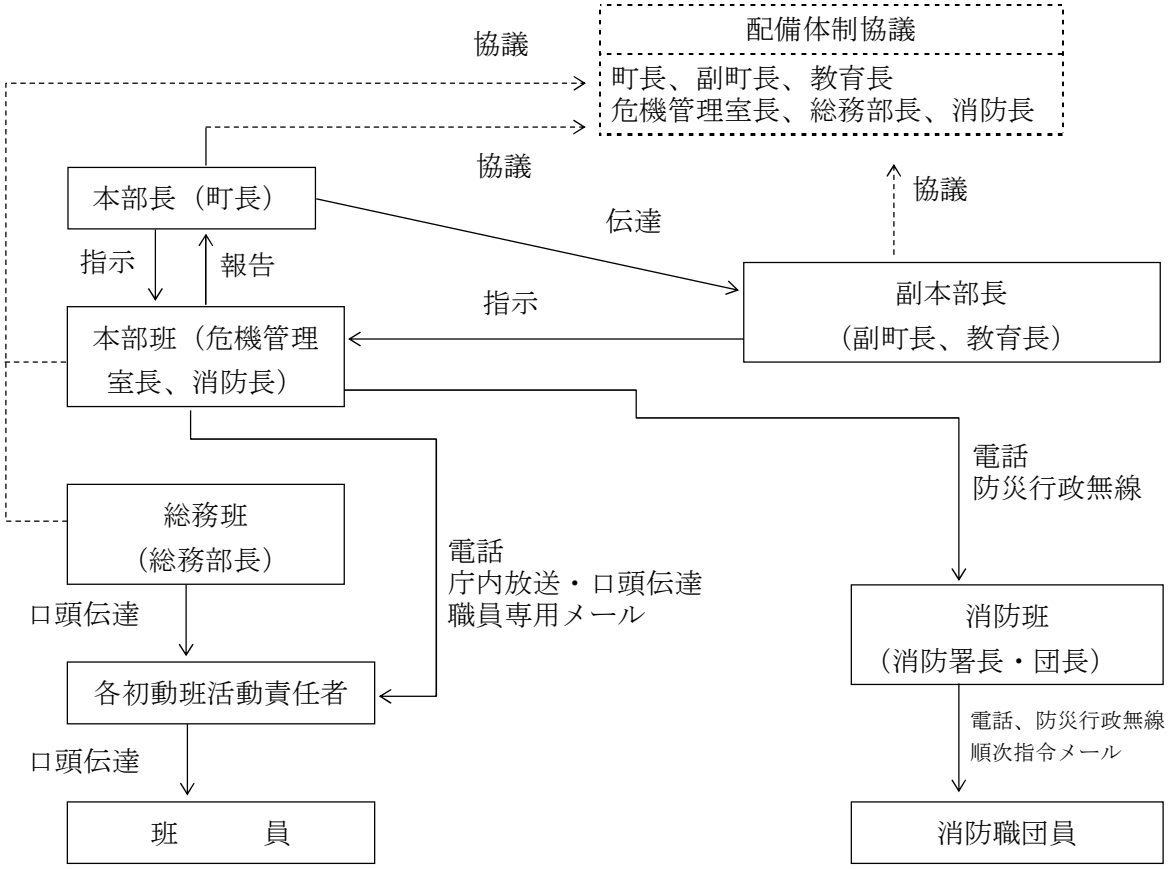

【資料 2-2-3】　勤務時間外の動員連絡系統

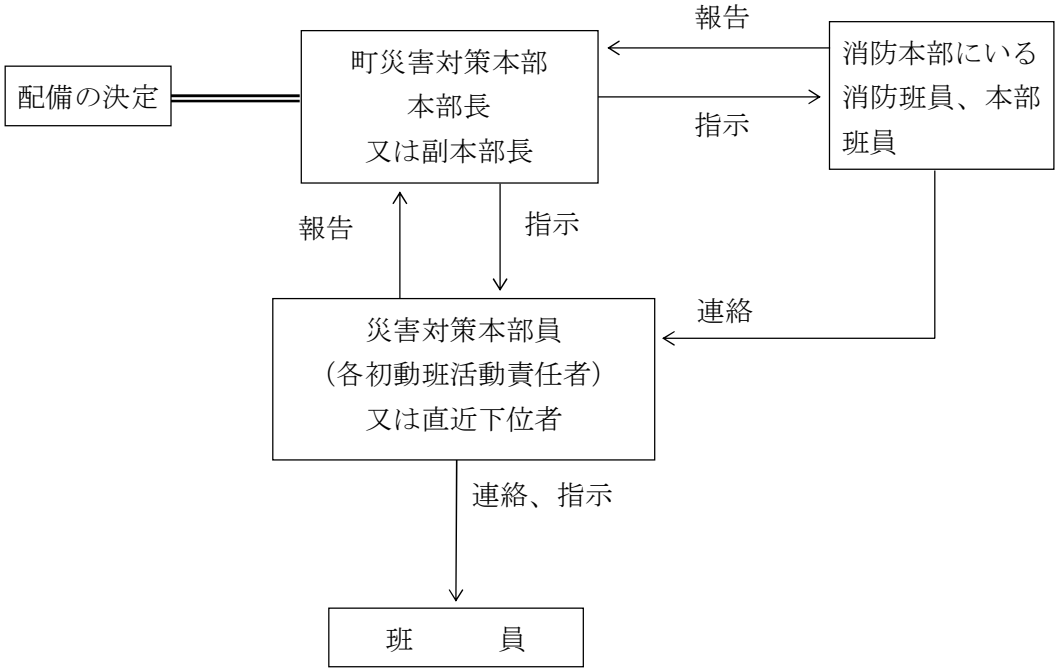

【資料 2-2-4】　配備体制別職員動員表（人数）　（平成30年10月現在）

部 （部　長）	班	班　長	所属職員 （名）	配備体制			
				情報収集配備体制	１号配備体制	２号配備体制	３号配備体制
本部長、副本部長、教育長			3	3	3	3	3
本部事務局 (危機管理室長) （消防長） （総務部長）	本部班	危機管理室長	3	3	3	3	3
		消防課長	8	4	8	8	8
	総務班の一部	総務課長	11	4	5	5	11
	部内合計		22	11	16	16	22
情報広報部 （総務部長） (会計管理者) （議会事務局長）	総務班(広報)	(総務課長)	5	1	2	2	5
	企画政策班	企画政策課長	5	0	2	4	5
	財政班	財政課長	6	0	2	3	5
	行政推進班	行政推進課長	6	0	2	3	6
	管財契約班	管財契約課長	6	0	0	3	6
	税務班	税務課長	19	0	0	6	19
	会計班	会計課長	4	0	0	1	4
	議会事務局班	議会事務局長	4	0	0	2	4
	選挙管理委員会事務局班	選挙管理委員会事務局長	1	0	0	1	1
	監査委員事務局班	監査委員事務局長	2	0	0	2	2
	部内合計		58	1	8	27	58
住民部 （民生部長） （教育次長）	福祉支援班	福祉支援課長	9	1	1	5	9
	子育て支援班	子育て支援課長	53	0	0	22	53
	健康推進班	健康推進課長	10	0	0	3	10
	高齢介護班	高齢介護課長	9	0	0	3	9
	国保年金班	国保年金課長	13	0	0	4	13
	商工観光班	商工観光課長	7	0	0	3	7
	住民班	住民課長	13	0	0	4	13
	教育委員会教育総務班	教育委員会教育総務課長	16	1	1	9	16

住民部 （民生部長） （教育次長）	教育委員会 スポーツ・文化振興班	教育委員会 スポーツ・文化振興課長	11	0	0	7	11
	教育委員会 生涯学習班	教育委員会 生涯学習課長	13	0	0	7	13
	水道事業所班	水道事業所長	10	1	1	10	10
	社会福祉協議会事務局班	社会福祉協議会事務局長	(10)	(0)	(0)	(2)	(10)
	部内合計		164 (174)	3 (3)	3 (3)	77 (79)	164 (174)
重機部 （環境経済部長） （建設部長）	環境班	環境課長	22	1	1	22	22
	農政班	農政課長	6	3	6	6	6
	道路班	道路課長	19	5	19	19	19
	都市施設班	都市施設課長	9	0	1	5	9
	下水道班	下水道課長	7	3	7	7	7
	農業委員会 事務局班	農業委員会 事務局長	3	0	0	2	3
	部内合計		66	12	35	61	66
救出部 （消防署長）	消防班 （消防署）	警備第1課長 警備第2課長 分署長	59	7	59	59	59
合　　計			372 (382)	34 (37)	123 (126)	243 (245)	372 (382)

（　）内の数字は、社会福祉協議会事務局職員を含めた人数

※　避難所従事職員については、災害対策本部の指示により参集する。

第３節　警報・注意報等の受領、分析、伝達

実施担当	本部事務局（本部班、総務班の一部）

気象情報を迅速、的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種の応急対策に活用するとともに、必要な情報を必要な機関、町民へ伝達する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　警報及び注意報の喚起 １．１　一般の利用に適合する警報及び注意報の種類等 １．２　水防活動の利用に適合する警報及び注意報 １．３　洪水予報 １．４　土砂災害警戒情報 １．５　気象業務法に基づく警報事項の通知 １．６　警報・注意報の発表単位 １．７　防災気象情報等の受理伝達	４０６	本部班 総務班
２　気象情報	４１１	
３　各種気象通報	４１２	
【資料一覧】 資料 2-3-1　気象警報等 資料 2-3-2　本町に関連する警報等の種類及び発表基準 資料 2-3-3　気象業務法に基づく警報事項の通知 資料 2-3-4　予報・警報等の伝達系統 資料 2-3-5　火災予防に関する気象通報様式 資料 2-3-6　相模川中流洪水予報･警報等の伝達系統 資料 2-3-7　土砂災害警戒情報の伝達系統	 ４０６ ４０６ ４１３ ４１３ ４１４ ４１５ ４１５	

１　警報及び注意報の喚起

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて警報又は注意報の発表を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

また、２４時間体制をとっている県くらし安全防災局より、直ちに県防災行政通信網、災害情報管理システム等を通じて、本町等に伝達される。

１．１　一般の利用に適合する警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要のうち、愛川町に係わるものは、次のとおりである。

【資料 2-3-1】　気象警報等

区　分	定　　義	種　　類
注意報	気象等の現象により、被害の予想される場合その旨を注意して行う予報	強風注意報、風雪注意報、大雨注意報大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報霜注意報、低温注意報、洪水注意報
警　報	警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、その旨を警告して行う予報	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報
特別警報	注意報、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に行う予報	大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報

【資料 2-3-2】　本町に関連する警報等の種類及び発表基準

１．気象注意報

種　類	発 表 基 準
強風注意報	強風による被害が予想される場合 〈具体的条件〉 　平均風速が12m/s以上と予想される場合
風雪注意報	風雪による被害が予想される場合 〈具体的条件〉 　降雪を伴い平均風速が12m/s以上と予想される場合
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 〈具体的条件〉 12時間の降雪の深さが、平地で5cm以上と予想される場合

大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合 〈基準に到達することが予想される場合〉 土壌雨量指数基準72、表面雨量指数基準13
洪水注意報	洪水よって被害が予想される場合 〈基準に到達することが予想される場合〉 流域雨量指数基準　中津川流域23.2 指定河川洪水予報による基準　相模川中流[上依知]
濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 〈具体的条件〉 濃霧で視程が陸上で100m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報	融雪によって、浸水、土砂災害などの災害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、かさの危険が大きいと予想される場合 〈具体的条件〉 最小湿度35％以下で実効湿度55％以下になると予想される場合
なだれ注意報	なだれによる被害が予想される場合 〈具体的条件〉 濃霧で視程が陸上で100m以下になると予想される場合
着氷（雪）注意報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電先頭に被害が起こると予想される場合
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 〈具体的条件〉 当期の最低気温が－5℃以下、又夏季の最低気温が16℃以下の日が数日間継続することが予想される場合

２　気象警報

種　類	発表基準
暴風警報	平均風速が25m/s以上となり重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	平均風速が25m/s以上となり雪を伴い重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 〈浸水害〉表面雨量指数基準21　〈土砂災害〉土壌雨量指数基準121
洪水警報	洪水よって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 〈流域雨量指数基準〉　中津川流域29 〈指定河川洪水予報による基準〉　相模川中流[上依知]
大雪警報	重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 〈具体的条件〉 12時間の降雪の深さが、平地で10cm以上と予想される場合

（注）流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標で解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km四方の格子(メッシュ)に分けて、それぞれ格子で計算する。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km四方の格子(メッシュ)に分けて、それぞれ格子で計算する。

さらに、大雨警報発表中に降雨の状況又は2時間先までの予測が監視基準に達した場合には、土砂災害警戒情報を発表する。

３　特別警報

種　類	発表基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による大雨になると予想される場合 （48時間雨量が529mm、3時間雨量が172mm、土壌雨量指数が292）
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

１．２　水防活動の利用に適合する警報及び注意報

気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められる場合に行う水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、大雨特別警報、大雨警報および注意報、洪水警報及び注意報をもって代える。

１．３　洪水予報

(1) 相模川中流洪水予報

相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が、相模川中流洪水予報として、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同で発表する。

(2) 洪水予報等のレベルと発表基準

相模川中流にかかる洪水予報、氾濫警戒等のレベルと発表基準は次のとおりである。(基準水位観測所：上依知)

水位危険度レベル	洪水予報の標題（洪水予報の種類）	基準水位	町・住民の行動
レベル５	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫発生	住民避難完了 逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル４	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位【7.3m】	町は避難勧告等の発令を判断
レベル３	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位【6.9m】	町は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断、住身民は避難を判断
レベル２	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（警戒水位）【6.50m】	住民は氾濫に関する情報に注意
レベル１	（発表なし）	水防団待機水位（通報水位）【5.8m】	消防機関待機

１．４　土砂災害警戒情報

横浜地方気象台及び神奈川県は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、土砂災害警戒情報を市町村ごとで発表する。

○　留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については土砂災害警戒情報の発表対象としていないことに留意する。

そのため、避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

１．５　気象業務法に基づく警報事項の通知

横浜地方気象台は、気象業務法第15条及び同法施行令第７条の定める警報事項の通知を、【資料 2-3-3】(P.413) により県内防災関係機関に対して行う。

予報・警報等の伝達系統については、【資料 2-3-4】(P.413) のとおりである。

【資料 2-3-3】　気象業務法に基づく警報事項の通知 (P.413)

【資料 2-3-4】　予報・警報等の伝達系統 (P.413)

１．６　特別警報・警報・注意報の発表単位

横浜地方気象台が発表する特別警報は、都道府県単位であり、警報・注意報の発表単位は、市町村単位である。なお、市町村ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、「市町村等をまとめた地域」で表示する場合がある。これは、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめたものである。

本町は、西部の県央に属する。

【市町村をまとめた地域図】

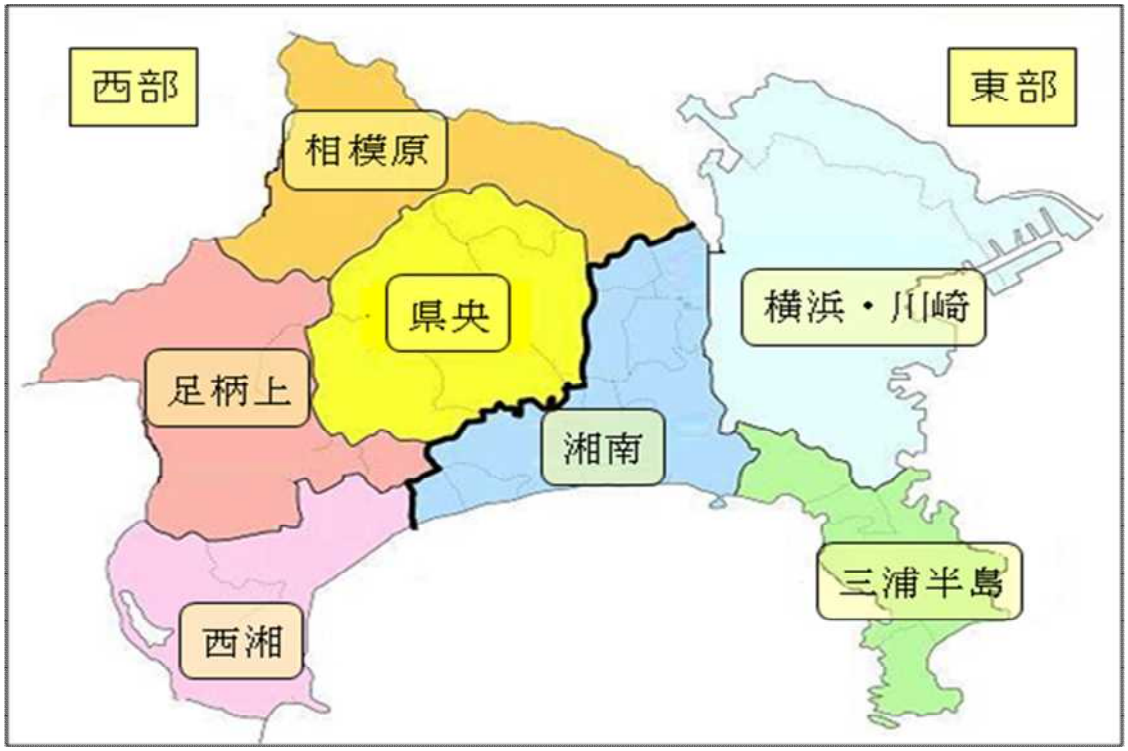

１．７ 防災気象情報等の受理伝達

町は、特別警報などの気象警報や気象予報・警報・情報(土砂災害警戒情報等)を受理し町民等に伝達することが必要と認めたときは、直ちに町民等に伝達するとともに「避難勧告等の発令基準」により総合的に判断し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の措置を行う。

(1) 洪水予報

ア　洪水予報等の伝達

県及び横浜地方気象台は、相模川の洪水によって重大な被害が生ずるおそれがある場合、相模川洪水予報を発表する。さらに、氾濫危険情報又は氾濫発生情報を契機として住民等へ緊急速報メールを活用して洪水情報をプッシュ型で配信する。

【資料 2-3-6】　相模川中流洪水予報・警報等の伝達系統（P.415）

イ　町民、水防法対象施設への伝達

町は、町民及び水防法第15条に基づく洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設等の所有者、施設管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、防災行政無線、防災メール、電話等により洪水予報等を伝達する。

洪水予報等	①　大雨警報、大雨特別警報（浸水害）、洪水警報 ②　相模川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報氾濫発生情報） ③　水位情報周知河川（中津川）における避難判断水位（洪水特別警戒水位）到着情報 ④　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） ⑤　その他浸水対策上有効な情報

(2) 土砂災害警戒情報

ア　土砂災害警戒情報の伝達

横浜地方気象台及び神奈川県は、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まった時、市町村が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、土砂災害警戒情報を市町村ごとに発表する。

資料 2-3-7】　土砂災害警戒情報の伝達系統（P.415）

イ　町民、要配慮者利用施設への伝達

町は、町民及び土砂災害防止法第8条に基づき、要配慮者利用施設に対し、防災行政無線、防災メール、電話等により土砂災害警戒情報等を伝達する。

土砂災害に関する情報等	①　大雨警報、大雨特別警報（土砂災害） ②　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 ③　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） ④　その他土砂災害対策上有効な情報

２　気象情報

気象情報の種類には、対象とする地域により全国を対象とする「全般気象情報」、全国を１１に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報)」がある。また、それぞれの情報には対象とする現象に対して、例えば「高波と強風に関する神奈川県気象情報」として発表する。

気象の役割は大きく４つある。

(1) 警報や注意報に先立つ注意の喚起

２４時間から２～３日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。

(2) 警報や注意報の補完

警報や注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の注意点を解説。

雷注意報時の竜巻注意情報など。

(3) 記録的な短時間の大雨を観測したときの一層の警戒呼びかけ

数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨（神奈川県西部は１時間１００ｍｍ以上）を観測したときに一層の警戒をよびかけ。

記録的短時間大雨情報として発表。

(4) 社会的に影響の大きな天候についての解説など

長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表。

３　各種気象通報

横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次の基準により防災情報提供装置により神奈川県くらし安全防災局に通報する。県は、火災気象通報を市町村長に伝達する。

＜実施基準＞
① 実効湿度55％以下で、最小湿度35％以下になる見込みのとき。
② 毎秒12ｍ以上の平均風速が予想されるとき（降雨・降雪時においては、通報を行わない場合がある。）

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を【資料 2-3-4】(P.414) の様式により発することができる。

(2) 鉄道気象通報

横浜地方気象台は鉄道事業施設の気象災害の防止に資するため、鉄道気象連絡会神奈川地方部会に対して県内に発表した警報、注意報及び気象情報を通報する。神奈川県地方部会側の通報受領部局は東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社とし、情報伝達には防災情報提供システムを用いる。

(3) 電話気象通報

横浜地方気象台発表の気象情報（警報・注意報・天気予報）は、「天気予報サービス１７７」により一般の利用者に案内する。

【資料 2-3-3】　気象業務法に基づく警報事項の通知

種　　類	機関の区分	県内の伝達機関
気象及び洪水の警報	県	くらし安全防災局 防災部災害対策課
	日本放送協会	横浜放送局
	国土交通省	関東地方整備局 横浜国道事務所
	ＮＴＴ東日本（株）	(株)ＮＴＴネクシア仙台センター
水防活動用の気象及び洪水に関する警報	県	くらし安全防災局 防災部災害対策課
	日本放送協会	横浜放送局
	ＮＴＴ東日本（株）	(株)ＮＴＴネクシア仙台センター

【資料 2-3-4】　予報・警報等の伝達系統

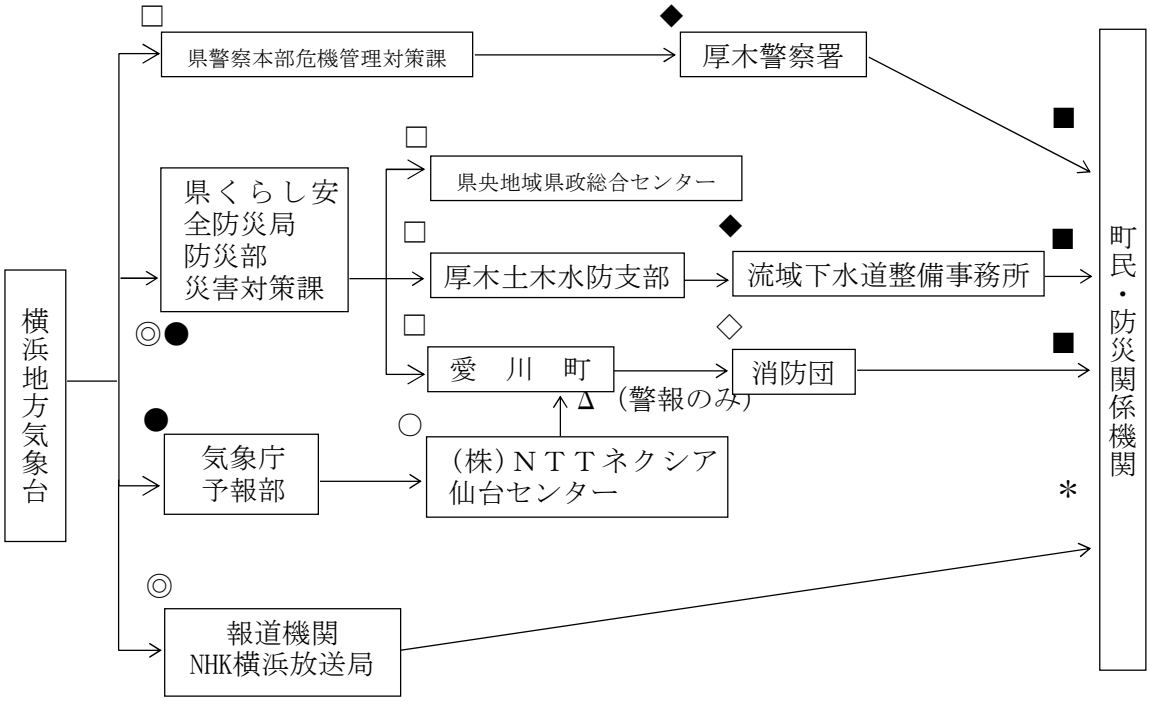

凡例			
	◎防災情報提供システム	●オンライン	○専用電話・ＦＡＸ
	△加入電話・ＦＡＸ	□県防災行政通信網	◇市区町村防災無線
	◆自営無線等	■巡回（広報）	＊テレビ、ラジオ放送

【資料 2-3-5】　火災予防に関する気象通報様式

消防信号（昭和36年自治省令第６号）

種別			打鐘信号	サイレン信号
消防信号	火災信号	近火信号	○－○－○－○－○ （連　　点）	三秒　二秒（短声　連点） ○ ——　○ ——　○ ——
		出場信号	○－○－○　○－○－○ （三点）　（三点）	五秒　六秒 ○ ——　○ ——　○ ——
		応援信号	○－○　○－○　○－○ （二点）（二点）（二点）	
		報知信号	○　○　○　○ （一点）	
		鎮火信号	○　○－○　○　○－○班打 （二点）　（二点） （一点）　（一点）	
	山林警報信号	出場信号	○－○－○　○－○　班打 （三点）　（二点）	十秒　二秒 ○ ——　○ ——
		応援信号	同　上	
	火災警報信号	火災警報発令信号	○　○－○－○－○　班打 （一点）（四点）	三十秒　六秒 ○ ————　○ ————
		火災警報解除信号	○　○　○－○　班打 （一点） （一点）　（二点）	十秒　三秒　約一分 ○ ——　○ ————
演習招集信号			○　○－○－○　班打 （一点）（三点）	十五秒　六秒 ○ ————　○ ————
備考	1　火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ１種、又は２種以上を併用することができる。 2　信号継続時間は、適宜とする。 3　消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

【資料 2-3-6】　相模川中流洪水予報・警報等の伝達系統

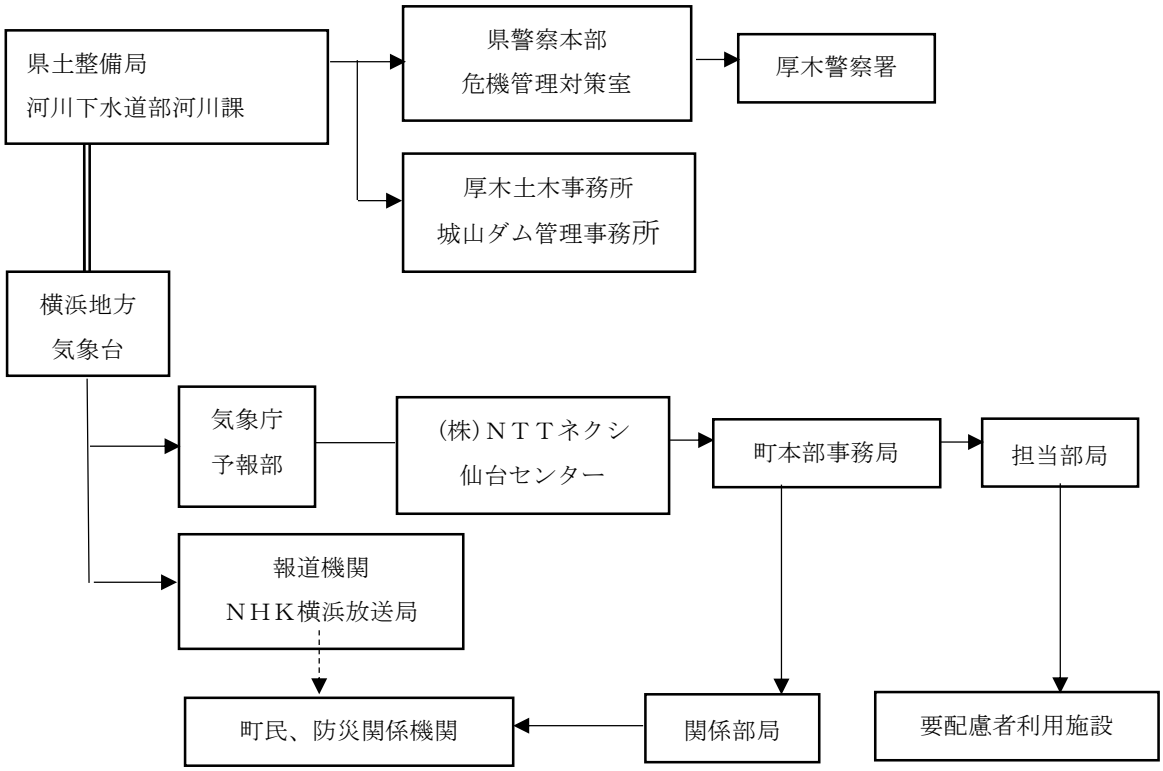

【資料 2-3-7】　土砂災害警戒情報の伝達系統

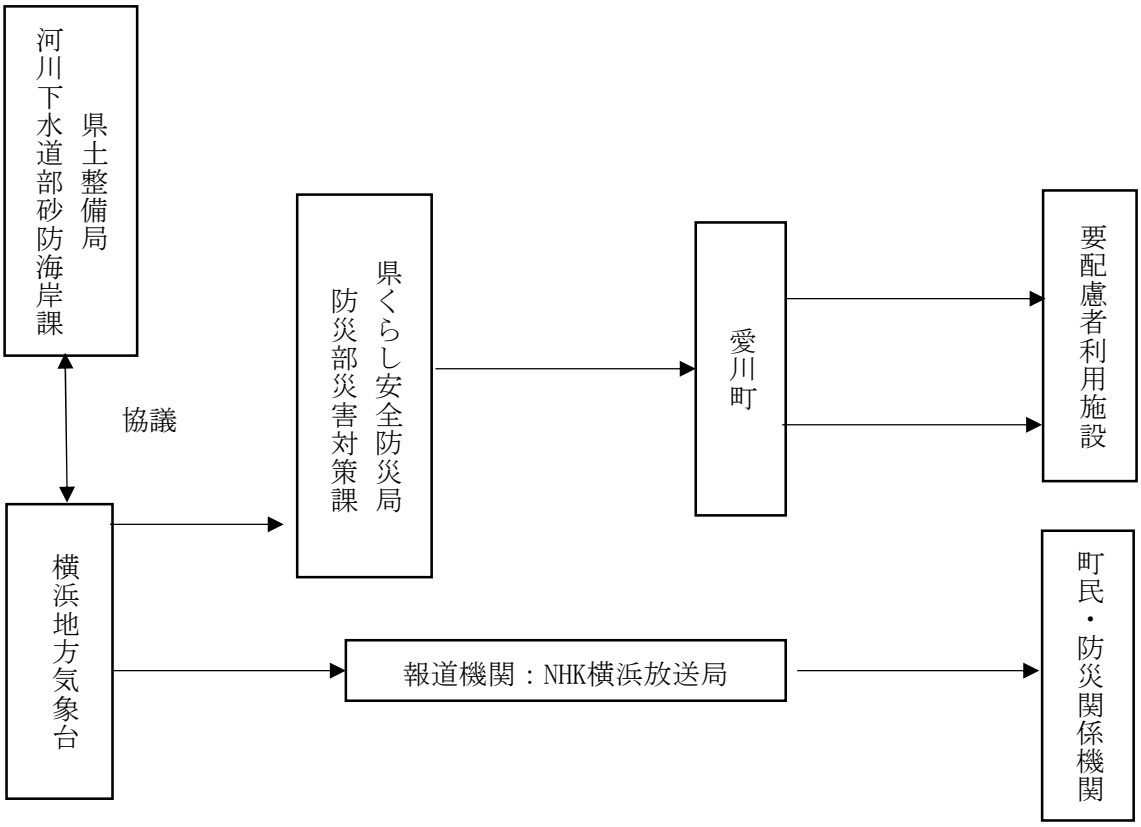

第４節　災害広報活動

実施担当	情報広報部（総務班、選挙管理委員会事務局班、監査委員事務局班）

人命の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び一般町民に対し被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。特に、報道機関に対しては住民向けの掲示板的な役割りをになってもらうよう協力を要請する。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　住民に対する広報	４１７	総務班 選挙管理委員会 事務局班 監査委員事務局班
２　災害時要援護者に対する広報	４１７	
３　報道機関に対する発表・依頼	４１７	
４　関係機関との調整	４１７	
【資料一覧】 資料 2-4-1　広報案分	４１７	

１　住民に対する広報

(1) 住民に対する広報は、災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報するものとし、災害発生前の広報としては予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、報道機関に依頼し、広報を行うほか、広報車等を利用して、広報活動を行うものとする。

　また、河川の氾濫により、避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内へとどまるなどの避難行動の広報活動を行うものとする。

(2) 広報は、防災行政無線、広報車、有線放送、自主防災組織、新聞広告、ビラ、チラシ等をもって周知させるものとする。広報案文について【資料 2-4-1】に表す。

①　台風、水害時の広報

ア　気象情報の伝達(案文１)

②　避難、救護に関する広報

ア　避難通報、避難時の注意事項（案文２）

イ　避難の勧告･指示(がけ崩れ)（案文３）

ウ　避難の勧告･指示(洪水)（案文４）

また、一般住民に対する広報活動指針図は第２編　第２部　第２章　第６節　初動対応期の災害広報活動【資料 2-2-6-2】一般住民に対する広報活動指針図(P.175)を参照。

２　災害時要援護者に対する広報

第２編　第２部　第２章　第６節　初動対応期の災害広報活動　２　要配慮者に対する広報(P.176)を参照。

３　報道機関に対する発表･依頼

第２編　第２部　第２章　第６節　初動対応期の災害広報活動　３　報道機関に対する発表並びに依頼(P.176)を参照。

４　関係機関との調整

第２編　第２部　第２章　第６節　初動対応期の災害広報活動　４　関係機関との調整(P.177)を参照。

【資料 2-4-1】広報案文

〔共通事項〕

(放送文の前の放送)

◎　こちらは、ぼうさいあいかわです。 ◎　ぼうさいあいかわから、お知らせします。

(以下放送文は、２回線り返す)

〔案文１〕　気象情報の伝達

◎　台風○号は、本日○時、○分現在○○の○○にあって、毎時○○kmの速さで○○に進んでいます。
　このため、ただ今、県下に○○警報（注意報）が発令されました。
　この情報によりますと、これから○○にかけて、暴風圏に入り、風雨ともに強くなると思われます。
　今後の気象情報に十分注意し、厳重に警戒してください。

〔案文２〕　避難通報、避難時の注意事項

◎　台風○号による大雨のため、○○地区では浸水の恐れがでてきました。
○○地区の皆さんは、全員○○学校、体育館に避難してください。
　なお、避難する時は、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎　台風○号の影響による、○○川の増水のため○○附近の堤防が決壊する恐れがでてきました。
　このため、○○地区の皆さんは、万一に備え全員○○学校、体育館に避難してください。
　なお、避難するときは、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎　皆さん、避難時には最小限の着替え、食料、飲料水、懐中電灯、貴重品の携帯を忘れないで下さい。避難は、関係者の誘導に従って行動して下さい。
　また、避難先では、家族の安全確認を行い、責任者の方または町職員に報告して下さい。

◎　既に浸水により、避難場所への移動が危険である場合は、自宅の上階部分など一定の安全が確保される屋内にとどまるなどの避難行動をお願いします。

〔案文３〕　避難の勧告・指示（がけ崩れ）

◎　町内○○地区で、がけ崩れが発生しました。○○地域の方は、至急避難して下さい。避難所は、○○学校、体育館です。
　最寄りの避難所へ、隣近所誘い合って避難して下さい。
　また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動して下さい。

〔案文４〕避難の勧告・指示（洪水）

◎　○○地区で、○○川が氾濫しました。氾濫区域が広がる恐れがあります。○○地区の人は、直ちに○○学校、体育館に避難して下さい。
　お互いに助け合って直ちに避難して下さい。
（係員の指示に従って下さい。）

〔共通事項〕（放送文の後に放送）

◎こちらは、ぼうさいあいかわです。

第５節　水防計画

実施担当	本部班、消防班

愛川町がその区域内における水防活動の万全を期すため、各河川、水路その他危険箇所の洪水又はそれに起因する水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減するための必要な事項を定める。

活　動　概　要	掲載Ｐ	担　当　班
１　水防目的及び責任、組織 １．１　水防目的 １．２　水防責任 １．３　水防組織	４２０	本部班
２　監視警戒及び重要水防区域	４２１	本部班
３　取水堰及び水門等の操作	４２２	用水管理組合
４　資器材及び設備の整備運用並びに輸送	４２３	本部班
５　水防情報通信活動	４２３	本部班
６　水防活動 ６．１　水防活動 ６．２　決壊等の通報及び決壊後の措置 ６．３　協力応援 ６．４　水防てん末報告	４２９	消防班
【資料一覧】 資料 2-5-1　愛川町における水防組織 資料 2-5-2　愛川町の水防分担業務 資料 2-5-3　重要水防区域及び箇所 資料 2-5-4　農業用取水堰等調査書 資料 2-5-5　水防時における通信連絡系統 資料 2-5-6　知事が水防警報を行う河川 資料 2-5-7　水防警報の種類、内容及び発表基準 資料 2-5-8　神奈川県水防信号規則	 ４２１ ４２１ ４２２ ４２２ ４２５ ４２８ ４２９ ４３０	

１　水防目的及び責任、組織

１．１　水防目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第 193号。以下「法」という。）第３条の規定に基づき、愛川町がその区域内における水防活動の万全を期すため、各河川、水路その他危険箇所の洪水又はこれらに起因する崖崩れ又は地すべり等による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

１．２　水防責任

愛川町は、その区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすものとする。

(1) 水防組織の確立
(2) 水防団（消防団）の整備
(3) 水防倉庫、水防資器材の整備
(4) 通信連絡系統の確立
(5) 平常時における河川、堤防等の巡視
(6) 水防時における適正な水防活動の実施

上記の(１)～(６)までの主たる内容は、次のとおりである。

(1) 水防に要する費用の自己負担の確保
(2) 水防団（消防団）の出動体制の確保
(3) 通信網の点検
(4) 水防資器材の整備点検、調達及び輸送の確保
(5) 雨量、水位観測を的確に行うこと
(6) 農業用取水堰及び水閘門等の操作の確認
(7) 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること
(8) 水防上緊急に必要があるときの公用負担権限の行使
(9) 住民の水防活動従事の指示
(10)警察官の出動を要請すること
(11)避難のための立ち退きの指示
(12)知事を経由して自衛隊に出動を依頼すること
(13)水防管理団体相互の協力応援
(14)水防解除の指示
(15)水防てん末報告書の提出

１．３　水防組織

水防組織は、第２編　第２部　第２章　第１節　初動活動体制の確立における【資料2-2-1-3】災害対策本部組織図（P.154）によるが、特に、水防活動に関しての組織を表すと次のとおりである。

【資料 2-5-1】　愛川町における水防組織

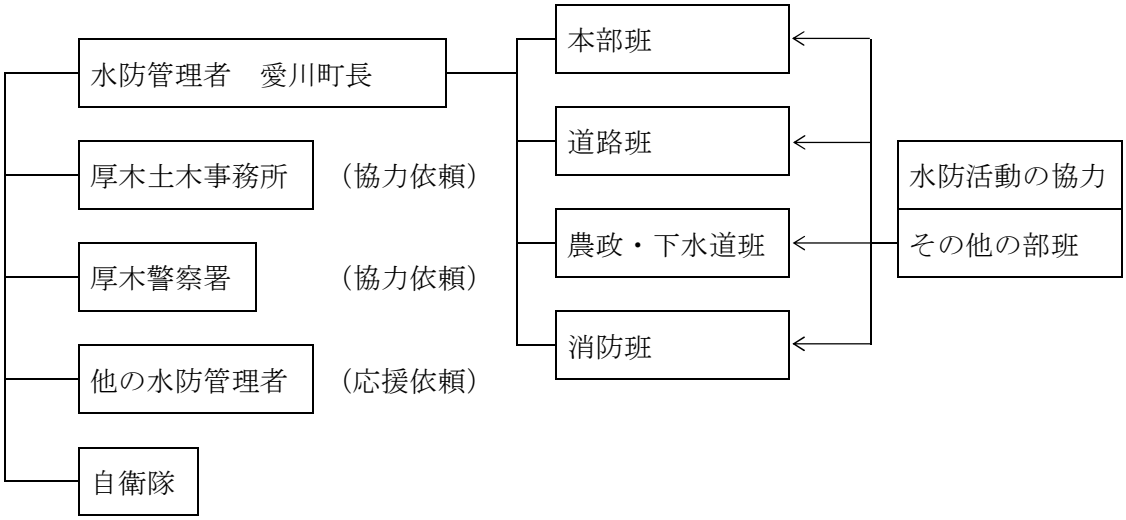

町の水防業務分担は、【資料 2-5-2】のとおりである。

【資料 2-5-2】　愛川町の水防分担業務

班　名	分　担　業　務
本部班	①　気象情報の収集及び関係機関との連絡 ②　被害状況の総括 ③　消防機関（消防本部、消防団）の出動要請等
道路班	①　水防作業の協力及び冠水道路の復旧
農政・下水道班	①　排水活動の協力要請及び用排水路の水量調節
消防班	①　水防警戒 ②　水防及び排水活動並びに救出

２　監視警戒及び重要水防区域

(1) 常時監視

水防管理者（以下「町長」という。）又は消防長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見した時は、直ちに河川等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

町長又は消防本部は、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

(3) 重要水防区域及び箇所

町内の河川のうち、特に水防上警戒又は防ぎょに重要性を有する区域及び箇所は【資料 2-5-3】　重要水防区域及び箇所（P. 422）のとおりである。

【資料 2-5-3】　重要水防区域及び箇所　（平成26年10月現在）

河川名	重要度		左右岸別	位　　置	延　長（m）箇　所	重要となる理由
	種別	階級				
中津川	堤防高	B	右	愛川町　角田（仙台下）	1箇所	流下能力不足
〃	堤防高	A	右	〃　半原（宮本地区）	100m	堤防高不足

３　取水堰及び水門等の操作

町長は、その区域内における農業用取水堰及び水門等を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水害を未然に防止するよう措置するものとする。町内の農業用取水堰等調査書は、次のとおりである。

【資料 2-5-4】　農業用取水堰等調査書

番　号	河川名	所在地	名称	構造	管理者
1	中津川	愛川町中津	坂本頭首工	自動	中津川左岸土地改良区
2	〃	愛川町角田	仙台下頭首工	固定	仙台下水利組合
3	〃	〃	丸山取水口	〃	丸山水利組合
4	〃	愛川町田代	田代取水口	〃	田代水利組合
5	〃	愛川町半原	中川原取水口	〃	宮原用水利用組合
6	相模川	愛川町角田	小沢頭首工	自動	小沢頭首工土地改良区連合

４　資器材及び設備の整備運用並びに輸送

(1) 水防倉庫及び水防資器材

① 町長は、その区域内における水防を十分に果たすことができるよう、水防倉庫等の設備及び水防資器材を整備するとともに、資器材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとする。

② 緊急調達してもなお、水防資器材に不足を生じたときは、厚木土木水防支部に要請するものとする。

③ 本町の水防倉庫は角田2232番地6に１箇所ある。

(2) 輸送の確保

町長は、あらゆる非常事態を想定し、水防用資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するための経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

５ 水防情報通信活動

(1) 通信連絡

通信体制については、第２編 第２部 第２章 第５節 情報通信体制の確立（P.171）及び第６節 初動対応期の災害広報活動（P.174）、第８節 避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動（P.188）により確立する。

水防時における通信連絡系統図は、【資料 2-5-5】水防時における通信連絡系統（P.425）のとおりである。

(2) 観測通報

町長は、洪水のおそれがあることを知った場合、洪水予報の通知を受けた場合又は量水標の示す水位が「水防団待機水位（通報水位）」をこえた場合は、次の各号について速やかに厚木土木水防支部長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

① 水位が「水防団待機水位（通報水位）」以上にある間の時間ごとの水位
② 「氾濫注意水位（警戒水位）」に達したときの時刻
③ 最高水位とその時刻
④ 「水防団待機水位(通報水位)」又は「氾濫注意水位（警戒水位)」を下まわったときの時刻

(3) 宮ヶ瀬ダム放流連絡

宮ヶ瀬ダムの放流連絡は、【資料 2-5-5】-2（P.426）により受理伝達を行うものとする。

(4) 水位観測

町内の水位観測所及び観測水位は、以下のとおりである。

河川名	観測所名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	量水標(種類)
中津川	平山橋	１．９０	２．３０	２．９０	３．１０	テレメーター

(5)河川監視カメラ

町内に設置されている河川監視カメラは次のとおりである。

中 津 川	田代 平山橋付近

(6) 水防警報

水防法第16条の規定により神奈川県知事が、愛川町に水防警報を行う河川及びその区域は、【資料 2-5-6】(P.428）のとおりである。

水防警報の受理伝達は、上記１の要領により受理し、関係機関等への伝達を行うものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、【資料 2-5-7】（P.429）のとおりである。

【資料 2-5-6】　知事が水防警報を行う河川（P.428）

【資料 2-5-7】　水防警報の種類、内容及び発表基準（P.429）

【資料 2-5-5】-1 水防時における通信連絡系統（基本情報連絡関係）

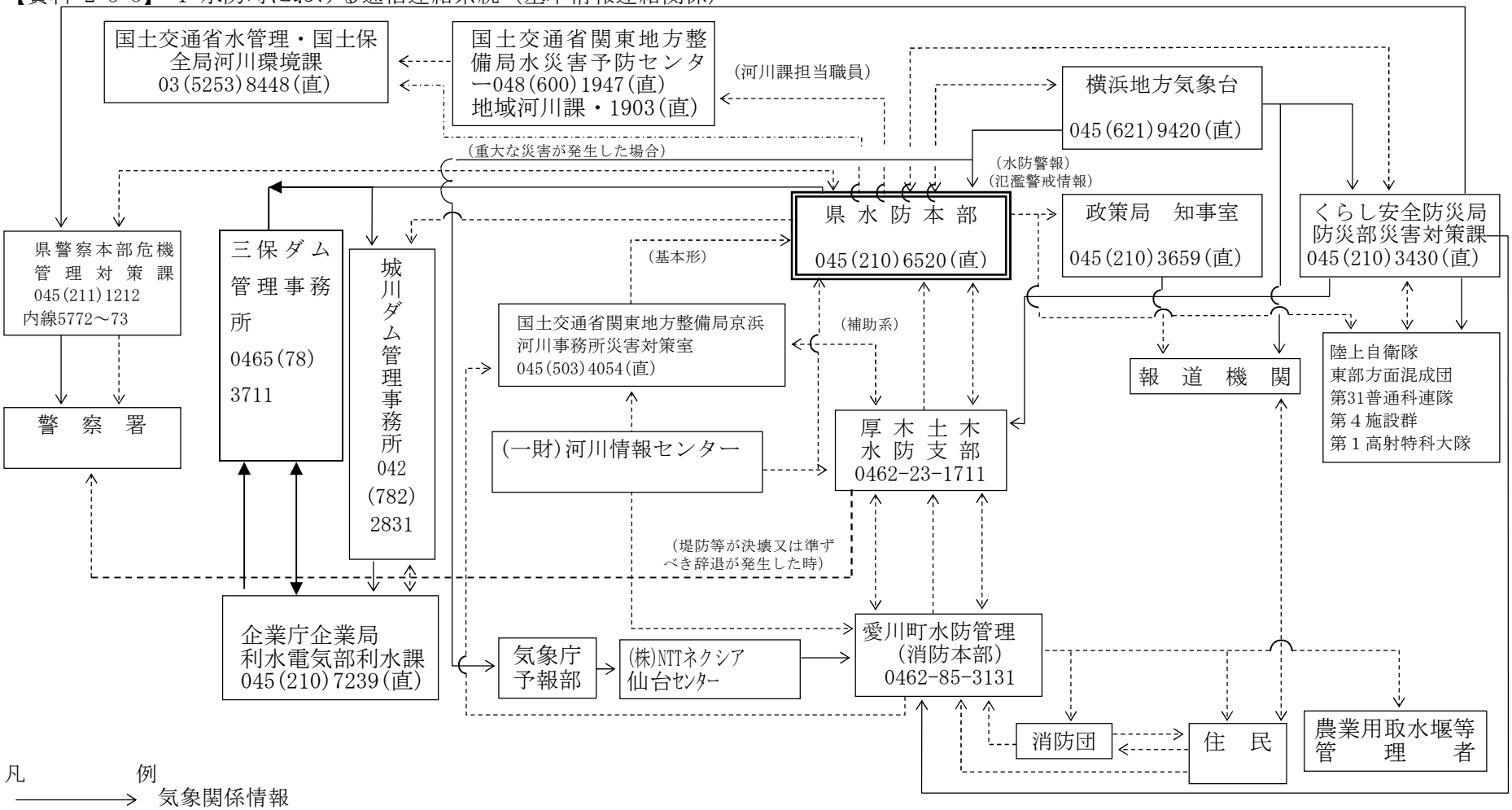

水防時における緊急事項は、ＮＨＫ横浜放送局、ラジオ日本、テレビ神奈川ＦＭヨコハマを通じて一般に周知されるようになっている。

【資料 2-5-5】-2 水防時における通信連絡系統（宮ヶ瀬ダム放流関係）

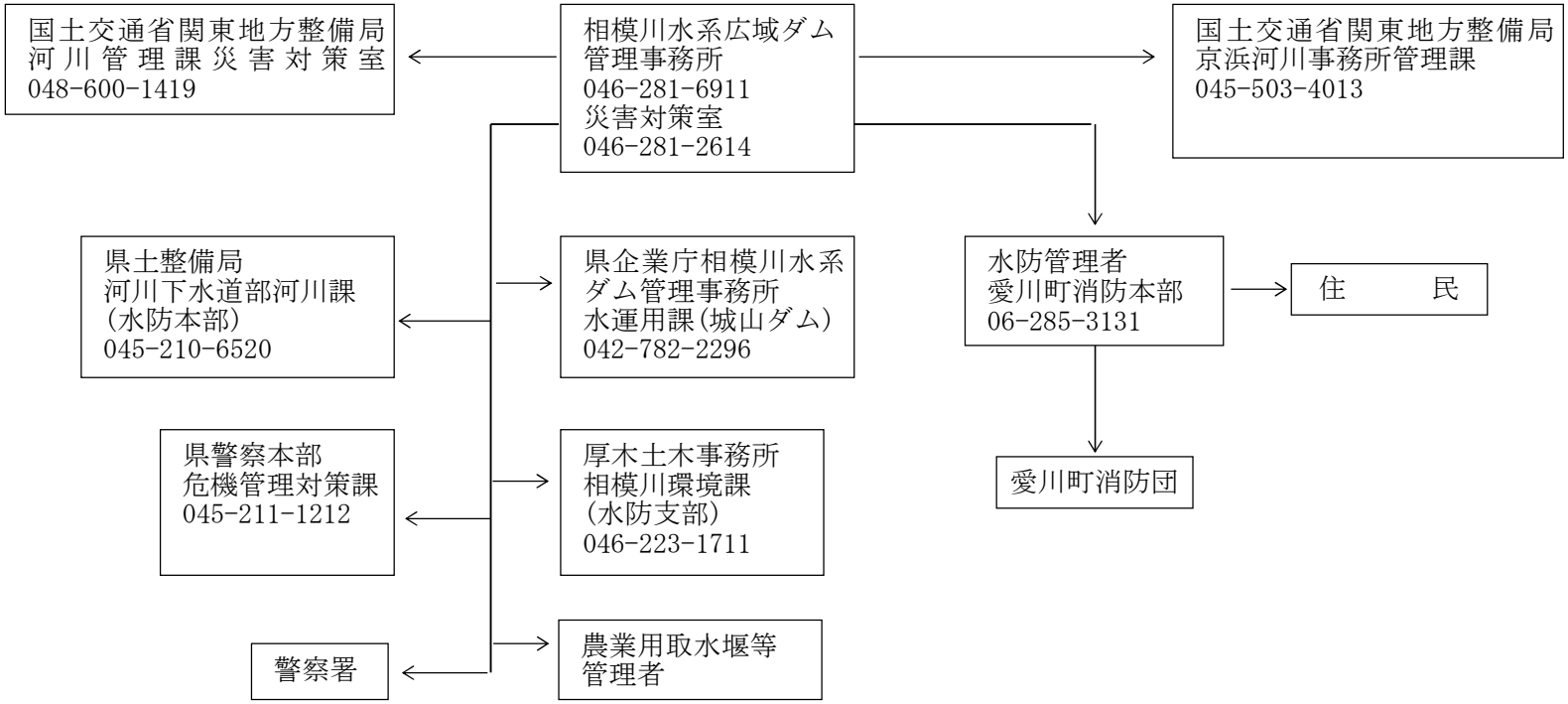

【資料 2-5-5】-3 本町に関連する城山ダム放流通報連絡系統（水防関係）

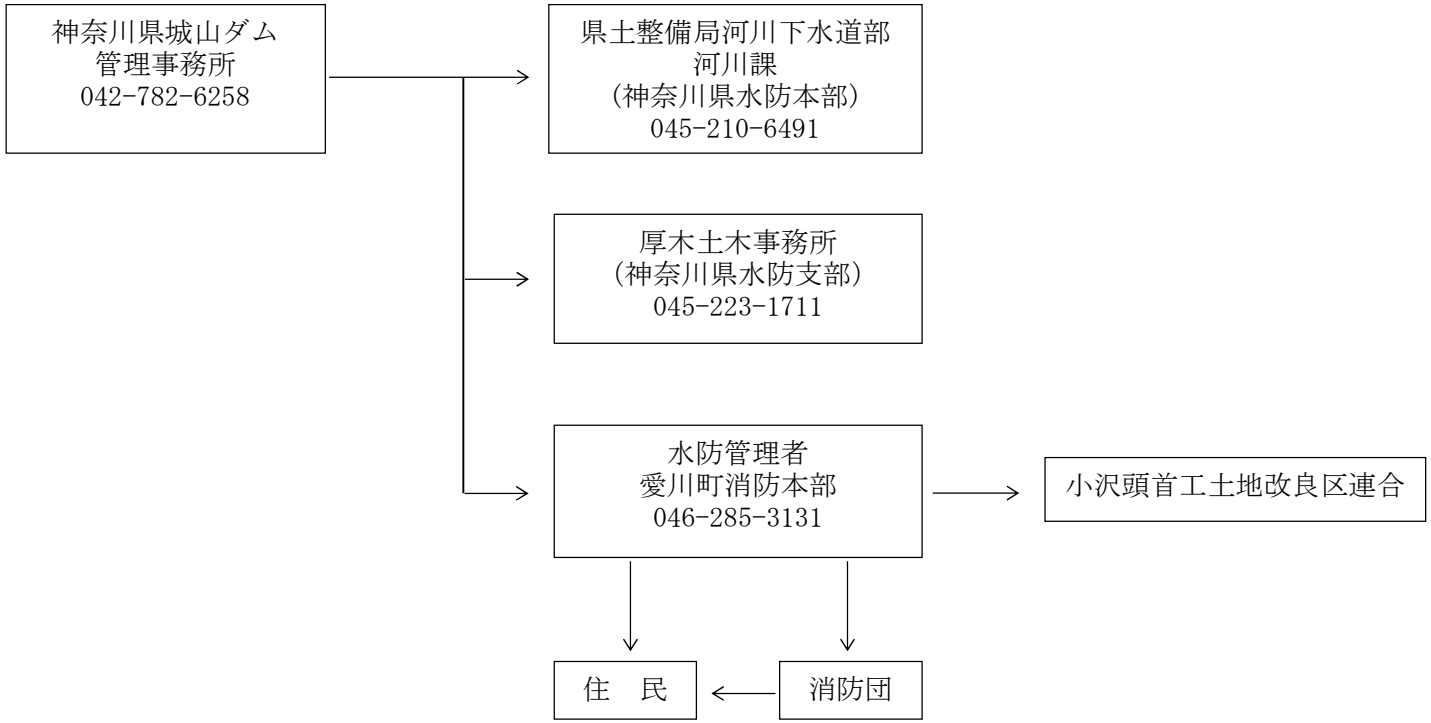

【資料 2-5-6】　知事が水防警報を行う河川

河川名	担当水防管理団体	区域	
		自	至
中津川	厚木市 愛川町	（左岸） 愛甲郡清川村宮ケ瀬1761番地先 （右岸） 愛甲郡清川村煤ヶ谷5172番地先 塩水川合流点から	相模川合流点
相模川	相模原市 座間市 厚木市 愛川町 海老名市 平塚市 茅ヶ崎市 寒川町	（左岸） 相模原市緑区小淵746番地先 （右岸） 同市緑区名倉4536番地先 山梨県境から	（左岸） 高座郡寒川町一の宮3175の11番地先の神川橋上流端まで （右岸） 平塚市田村町宮前6256番地先の神川橋上流端まで

【資料 2-5-7】　水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	１　出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、警戒水位を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川・海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したときまたは、警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

６　水防活動

６．１　水防活動

(1) 水防配置

① 町長は、県水防本部又は水防支部長からの水防警報発令通知に対し、事態の状況に応じ消防団員等を出動させ、非常配備体制をとるものとする。

第１次出動 …… 消防職団員の一部が出動して堤防の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期予防を行う。

第２次出動 …… 消防職団員の一部が出動し、水防活動に入る。

第３次出動 …… 全員が出動し、水防活動に入る。

② 水防配備体制をとった場合、速やかに厚木土木水防支部長を経由して、県水防本部長に報告するものとする。

(2) 水防信号

水防信号は、神奈川県水防信号規則（昭和24年県規則第78号）の規定に基づき、次により行うものとする。　【資料 2-5-8】　神奈川県水防信号規則

【資料 2-5-8】　神奈川県水防信号規則

区分	方法及び説明		
	説明	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○　休止　○　休止　○　休止	約5秒○　約15秒休止　約5秒○　約15秒休止　約5秒○
第２信号	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○　○―○―○ ○―○―○　○―○―○	約5秒○　約6秒休止　約5秒○　約6秒休止　約5秒○
第３信号	愛川町の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○―○―○―○　○―○―○―○ ○―○―○―○　○―○―○―○	約10秒○　約5秒休止　約10秒○　約5秒休止　約10秒○
第４信号	必要と認める区域内に居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱　打	約1分○　約5秒休止　約1分○

①　信号は適当の時間継続する。
②　必要があるときは、警鐘・サイレン信号を併用する。
③　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(3) 公用負担

① 町長又は消防長は、水防のため緊急の必要があるときは、法第21条の規定により水防の現場において次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 石、竹木その他の資材の使用又は収用

ウ 車両その他運搬具又は機器の使用

エ 工作物、その他障害物の処分

② 公用負担の権限を行使するときは、証明書を携行し命令書を発行して行使するものとする。 『様式 2-5-1』 公用負担に関する証明書（P.498）

(4) 避難のための立ち退き

① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長は、必要と認める区域の居住者に対し、信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示するものとする。

② 町長は、避難のための立ち退き又は準備の指示をしたときは、遅滞なく厚木土木水防支部長及び厚木警察署長にその旨を通知するものとする。

③ その他避難の対応は、第２編 第２部 第２章 第８節 避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動（P.188）による。

(5) 配備の解除

町長は、区域内の水防警戒の必要がなくなったときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。なお、配備解除を発令したときは、厚木土木水防支部長を経由して県水防本部長に報告する。

６．２ 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、町長又は消防長は、直ちにその旨を厚木土木水防支部及び氾濫が予想される隣接市町に通報するものとする。

(2) 決壊後の措置

町長又は消防長は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

６．３ 協力応援

(1) 協力及び応援

町長は、水防上緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者、県、警察、自衛隊に対し応援を求めるものとする。応援要請は、第２編 第２部 第２章 第16節 自衛隊の派遣要請(P.247) 及び第２編 第２部 第２章 第17節 広域応援要請(P.251) による。ただし、県への応援要請は、厚木土木水防支部長に行うものとする。

６．４ 水防てん末報告

町長は、水防活動終了後３日以内に『様式 2-5-2』の様式により、厚木土木水防支部長に報告するものとする。 『様式 2-5-2』 水防管理団体実施状況報告（P.499）

第３章　災害復旧計画

第１節　震災対策計画に準ずる計画

第３編　風水害等対策計画、第３章　災害復旧計画は、第２編　震災対策計画　第３部　災害復旧計画（P.327）に準じて復旧・復興活動を行うものとする。

第２編　震災対策計画　第３部　災害復旧計画に準ずる活動				
部	章	節	活動項目	掲載頁
3	1	1	災害復旧・復興対策の内容	３２７
		2	災害復旧・復興対策の実施担当部課	３２７
	2	1	災害に係わる町民相談	３２８
		2	被災者のメンタルケア対策	３２９
		3	公共施設の災害復旧事業の推進	３３１
		4	激甚災害の指定	３３３
		5	災害復旧にともなう財政援助の確保	３３５
		6	民間施設等の災害復旧資金対策	３３７
		7	災害弔慰金及び支給、災害融資	３４０
		8	町税の減免等	３４１
		9	災害復興の基本方針	３４２
		10	市街地復興	３４４
		11	被災者生活再建支援法	３４５
		12	履災証明の発行	３４７
		13	要配慮者等の対策	３４８

第４章　特殊災害計画

第１節　危険物等の災害対策

危険物等は小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、これらの安全対策については、関係法令により規制・取締り・指導等をすすめているが、一層の安全対策が必要である。
本節では、危険物等の災害対策について災害予防対策及び災害応急対策の両面から必要な事項を定める。

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物

１　災害予防対策

東京通商産業局、県、町及び防災関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇類の爆発漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り次の予防対策を推進する。

〔取扱い・取締りに関する法令〕

危険物	……	消防法、危険物の規制に関する政令
高圧ガス	……	高圧ガス保安法
火薬類	……	火薬類取締法
劇薬物	……	毒物及び劇物取締法

１．１　保安思想の啓発

関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

(1) 各種の講習会及び研修会の開催
(2) 災害予防週間等の設定
(3) 防災訓練の徹底

１．２　規制及び指導の実施

(1) 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
(2) 関係行政機関との緊密な連携
(3) 各事業所の実施把握と各種保安指導の推進

１．３　自主保安体制の整備

(1) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
(2) 自衛消防組織の強化
(3) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進
(4) 地域防災協議会等の育成

１．４　市町村消防体制の整備

愛川町消防本部は、化学消防ポンプ自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

２　災害応急対策

２．１　災害発生時の連絡体制　【資料　4－1－1】

《危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図》

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。

災害発生時の連絡系統図

①危険物　②高圧ガス火薬類　③毒劇物

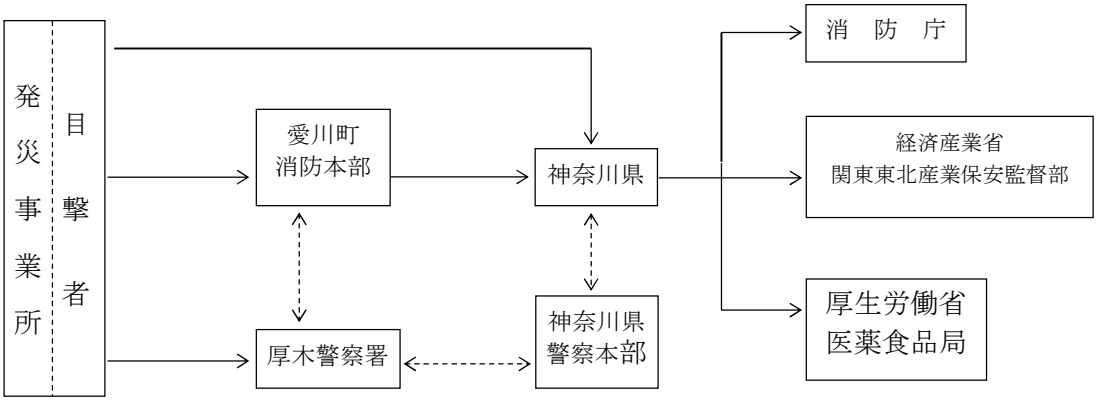

≪都市ガスの事故発生時の連絡系統図≫

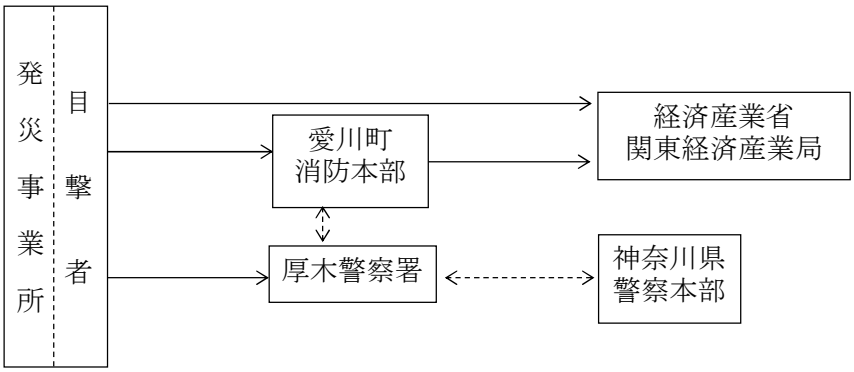

２．２　被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防本部は、危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）に係る事故による人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。なお、県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故等が発生した場合には、「火災・災害等速報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う。（覚知後30分以内）

(1) 直接即報基準*に該当する災害を覚知した場合
(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合
(3) 緊急通報（１１９番）が殺到した場合その状況を報告

*直接即報基準（**危険物等に係る事故**）

・死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・河川への危険物等流出事故 ・タンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏洩事故

２．３　緊急時の措置

町、消防本部及び厚木警察署は、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を行う。

町、消防本部の措置

(1) 人命の救出・救助 …… 第２編　第２部　第２章　第９節（P.206）参照
(2) 消火・応急活動の実施 …… 第２編　第２部　第２章　第７節（P.186）参照
(3) 警戒区域の設定 …… 第２編　第２部　第２章　第８節（P.188）参照
(4) 周辺住民に対する災害広報の実施
…… 第２編　第２部　第２章　第６節（P.174）参照
(5) 周辺住民に対する避難の指示・勧告
…… 第２編　第２部　第２章　第８節（P.188）参照
(6) その他必要な措置

【資料 4-1-2】　危険物施設等の一覧表　（平成29年3月現在）

愛川町内の危険物施設数					
施設の区分		施設の数	施設の区分		施設の数
貯蔵所	屋内貯蔵所	83	取扱所	給油取扱所	9
	屋外タンク貯蔵所	34		給油取扱所(自家用)	19
	屋内タンク貯蔵所	2		一般取扱所	39
	地下タンク貯蔵所	42			
	簡易タンク貯蔵所	3			
	移動タンク貯蔵所	14	製　造　所		10
	屋外貯蔵所	21	合計		276

愛川町内の高圧ガス事業所数			
高圧ガス第１種製造事業所	9	高圧ガス第２種製造事業所	44

愛川町内の火薬類事業所数		
種　別	事業所数	備　考
製造所	1	
販売所	1	
火薬庫	1	４棟　最大貯蔵量：1,752kg

第２節　航空機墜落事故等の対策

航空機災害は予測することが出来ないうえ、一度事故が発生すると多数の人的な被害につながり、特に発生場所が市街地の場合は大事故に発展する可能性がある。
したがって、このような大規模事故を未然に防止するとともに、災害発生時の迅速な対応を行うため、災害予防対策及び災害応急対策の両面から必要な事項を定める。

１　災害予防

１．１　災害応急対策の備え

(1) 通信手段の確保
震災対策計画第１部災害予防計画第３章第５節「災害通信体制の整備」を準用する。

(2) 医療救護活動
震災対策計画　第１部災害予防計画　第３章第１５節「医療救護体制の整備」を準用する。

２．災害時の応急活動計画

２．１　発災直後の情報の収集・連絡

(1) 民間航空事故情報の連絡
①　民間航空機事故発生時の連絡系統図

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。

【資料 4-2-1】　災害発生時の連絡系統図

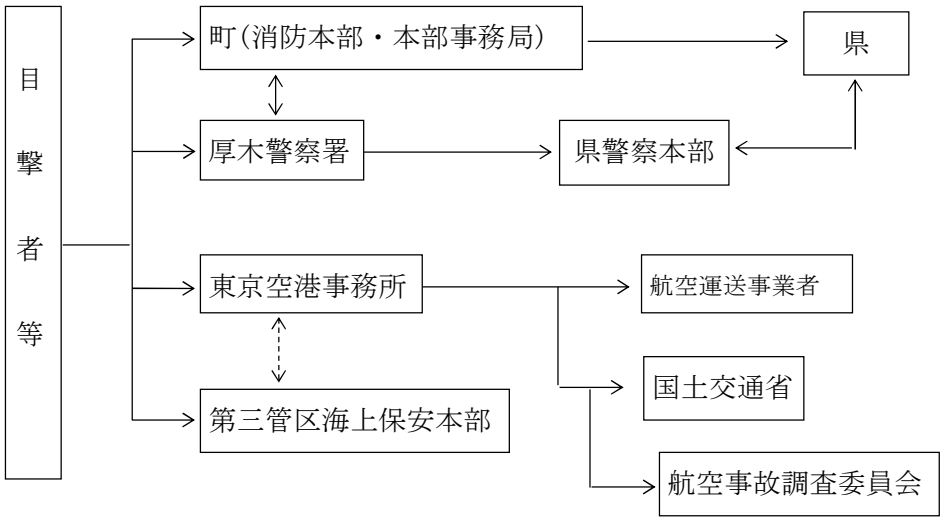

② 連絡事項

事故発生時の連絡事項は、次のとおりである。ただし、第一報においては、オ以降で不明の事項は「不明」と報告し、判明次第連絡する。

ア 事故の種類（墜落、不時着、器物落下物）
イ 事故発生の日時、場所
ウ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
エ その他の必要事項
オ 事故機の形式

(2) 航空事故発生による被害情報の収集・連絡(町及び消防本部の措置)

① 航空運送事業者の連絡

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。

② 県への報告

人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

① 航空運送事業者の連絡

航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡する。

② 県への報告

県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

ア 人命の救出・救助－－－－第２編 第２部 第２章 第９節（P.206）参照
イ 消火・応急活動の実施－－第２編 第２部 第２章 第７節（P.186）参照
ウ 警戒区域の設定－－－－－第２編 第２部 第２章 第８節（P.188）参照
エ 周辺住民に対する災害広報の実施
－－－－－第２編 第２部 第２章 第６節（P.174）参照
オ 周辺住民に対する避難の指示・勧告
－－－－－第２編 第２部 第２章 第８節（P.188）参照
カ その他必要な措置

③ 県の連絡

県は、被害状況等に基づき、自ら実施する応急対策の活動状況を町に連絡する。

ア 広域的な応援要請
イ 自衛隊の災害派遣要請
ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力依頼
エ 災害広報の実施
オ その他必要な措置

(4) 自衛隊機又は米軍機事故発生時の連絡

① 連絡系統

災害発生時の連絡系統はおおむね次のとおりである。

【資料 4-2-2】　災害発生時の連絡系統図

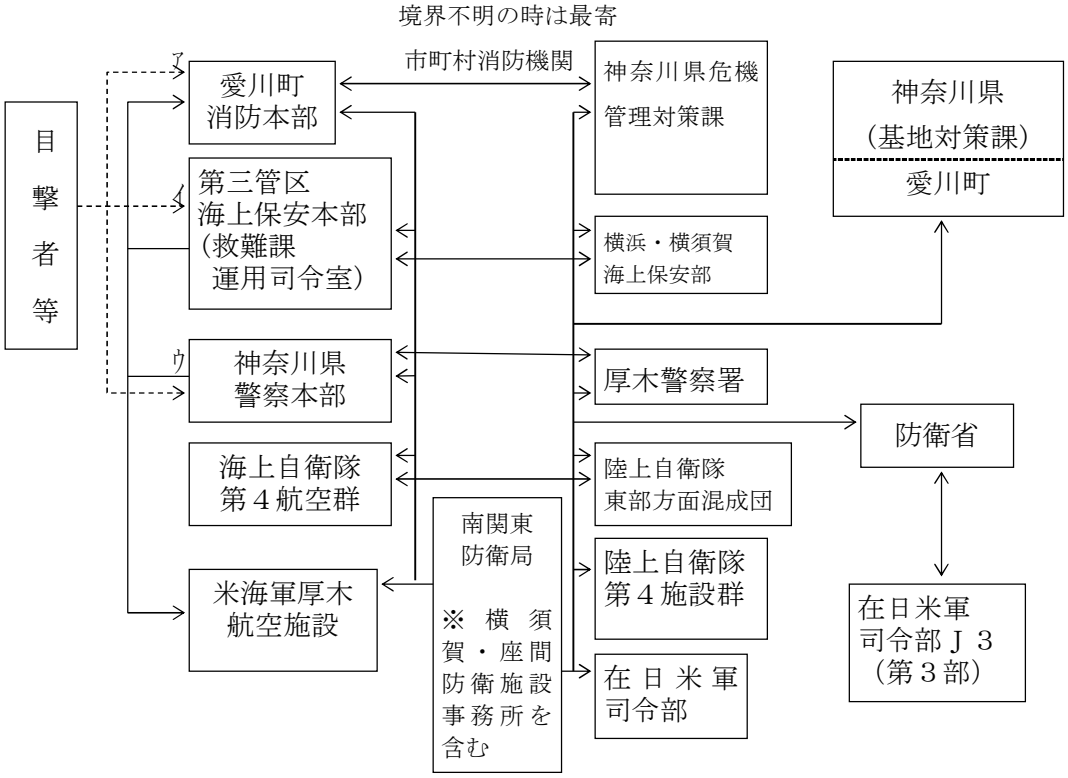

（注）ア：船舶電話１１９番等、イ：１１８番等、ウ：１１０番

② 連絡事項

事故発生時の連絡事項は、(1) の民間航空機事故の際とほぼ同様であるが、弾薬積載の有無についての状況がわかればそれについても連絡する。

２．２　緊急時の措置

町、消防本部及び厚木警察署は、航空機事故による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、神奈川県と十分連携し、応急対策を行う。

２．３　活動体制の確立

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第１節「初動活動体制の確立」を準用する。

２．４　捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 捜索、救助・救急活動

① 捜索の実施

県警察及び町は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

② 救助・救急活動

県警察及び町は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動・医療救護活動

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第７節「消防活動」、第１０節「緊急医療」、第１７節「広域応援要請」を準用する。

(3) 県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に実施する。

２．５　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第１３節「交通確保」、第１４節「緊急輸送」を準用する。

２．６　広域的応援体制

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第１７節「広域応援要請」を準用する。

第３節　放射性物質災害対策

放射性物質取扱事業者等に対する指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管となっていますが、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、必要な事項について定めるものとする。なお、放射性物質災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、震災対策計画で定める事項を準用するものとする。

１　災害予防

１．１　災害応急対策への備え

(1) 安全確保に関する協定等の締結

町は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めることとする。

(2) 消防・防災担当職員の教育

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国、県その他関係機関と連携し、関係職員に対し次の事項について教育を実施するものとする。

① 放射性物質及び放射線の特性に関する事項
② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
③ 緊急時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
④ その他必要と認める事項

(3) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

① 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項

ア 放射性物質取扱事業者等は、関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。

イ 放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、町等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射線物質防災体制の整備に万全を期すものとする。

② 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

ア 消防機関、警察等への通報連絡体制
イ 消火、延焼防止等の措置
ウ 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
エ 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
オ 放射線防護資機材の整備
カ その他放射線障害の防止のために必要な事項

(4) 県及び町の防災体制の整備

① 防災体制の整備

町は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県と連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。

② 放射性物質取扱事業所等の把握

県及び町は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

２ 情報収集・連絡

放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図

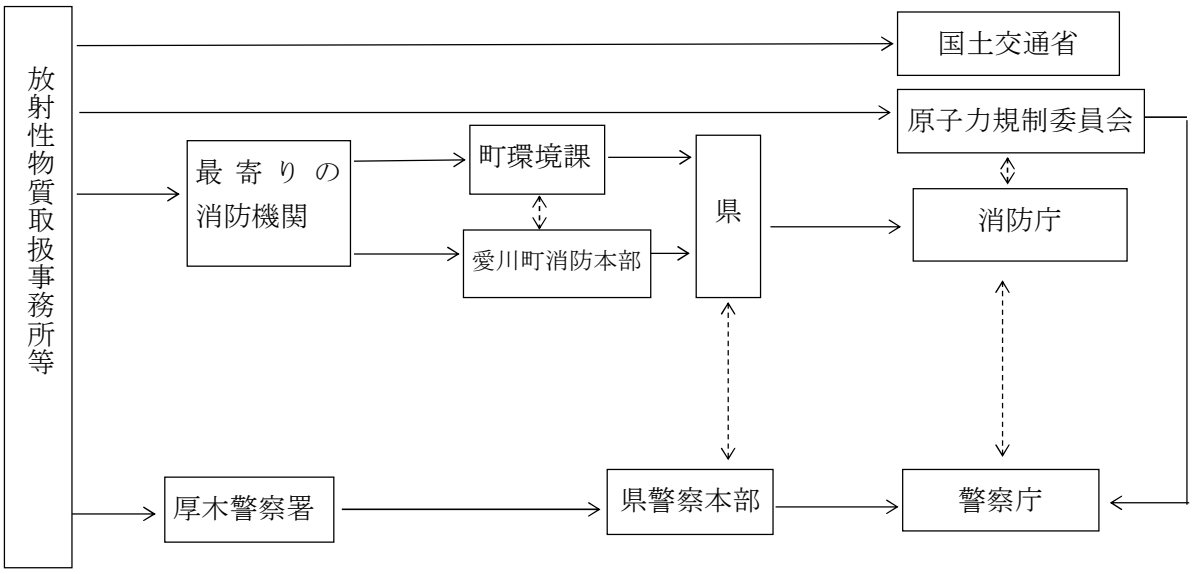

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに、原子力規制委員会，国土交通省、消防機関及び県警察に連絡する。

(1) 被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者は、被害状況を消防機関、県警察及びに原子力規制委員に連絡する。

イ 町では、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ報告する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会及び町に応急対策等の活動状況、被害状況等を報告する。

(3) 情報連絡の方法

町は県に応急対策等の活動状況等について、県防災行政通信網等により速やかに連絡し、必要な指示等を受ける。

(4) 国への専門家の派遣要請等

町長は、県知事と連携し、必要に応じ、専門家の助言又は指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

(5) 町の活動体制

① 町は、放射性物質の漏えい等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとるものとする。

② 町は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

ア 救助活動

イ 消火活動

ウ 医療救護活動

エ 周辺住民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 周辺住民等に対する屋内避難又は避難の勧告、指示、避難誘導等

キ 避難所の開設及び運営管理

ク その他必要な措置

(6) 放射線測定体制

町は、測定機器の整備に努め、県及び関係機関と連携して緊急時のモニタリング活動への協力を実施する。

第４節　火山災害対策

本町では、火山の隣接はないが、富士山火山起源や箱根火山起源等により火山灰層が確認されている。

本町に影響をもたらした新しい火山灰層では、宝永4年(1707年)に富士山よりもたらされた宝永噴火の火山灰層で８cm程度の厚さで確認されている。

一般に積もった火山灰の厚さが0.5cmで自動車の運転が困難になるなど、交通機関に影響がでるおそれがあるといわれます。

火山災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて第2編震災対策計画を準用する。

１　富士山及び箱根山の火山活動の概要

１．１　富士山

富士山は、本町の西南西55kmの山梨県と静岡県にまたがる小御岳・古富士の両火山上に生成した成層火山で、体積は約400k㎥、基底は直径50kmの大きさがある。主に玄武岩からなり、1707年の宝永噴火にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアが噴出している。

富士山は、古い時代から順に小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の3火山からなるが、このうち最新の火山である新富士火山についての活動史は、1万1,000年前から1707年の山頂近傍の側火口での噴火までが確認されている。

富士山は、常時観測火山に指定され、気象庁等において監視・観測が行われている。

１．２　箱根山（参考：日本活火山総覧）

箱根山は、本町の南西約45kmに位置するカルデラ火山であり、おおよそ東西8km、南北12km、外輪山は玄武岩～安山岩の成層火山群からなる。前期中央火口丘（新規外輪山）は安山岩～デイサイトの溶岩及び溶岩ドームからなる。後期中央火口丘は安山岩で、成層火山である神山や駒ケ岳及び双子山などの溶岩ドーム群からなる。主峰の神山の北側に活発な噴気地帯である大涌谷と早雲山があり、駒ヶ岳東山麓にも湯の花沢・硫黄山噴気地帯がある。

箱根火山は噴火の顕著な歴史記録はないが、噴気の活発化や、崩落・土石流がしばしば発生するほか、群発地震が観測される。マグマ噴火では、神山の北側斜面に溶岩ドームが貫入して現在の冠ヶ岳が形成された一方、山体崩壊により岩屑なだれが発生。岩屑なだれ堆積物は早川をせき止めて、芦ノ湖が現在の形になった。その後、大涌谷周辺で数回の水蒸気爆発があったことが地質調査により知られている。最新の火山活動としては、平成27年4月下旬から11月下旬までのおよそ7ヶ月間、活発な活動が続き、6月にはごく小規模な水蒸気爆発が発生し、レベル3（入山規制）が発令されている。

箱根山においても常時観測火山に指定され気象庁、温泉地学研究所等により監視・観測が行われている。

宝永噴火（１７０７年）時の実績の降灰分布(富士山ハザードマップ検討委員会中間報告)

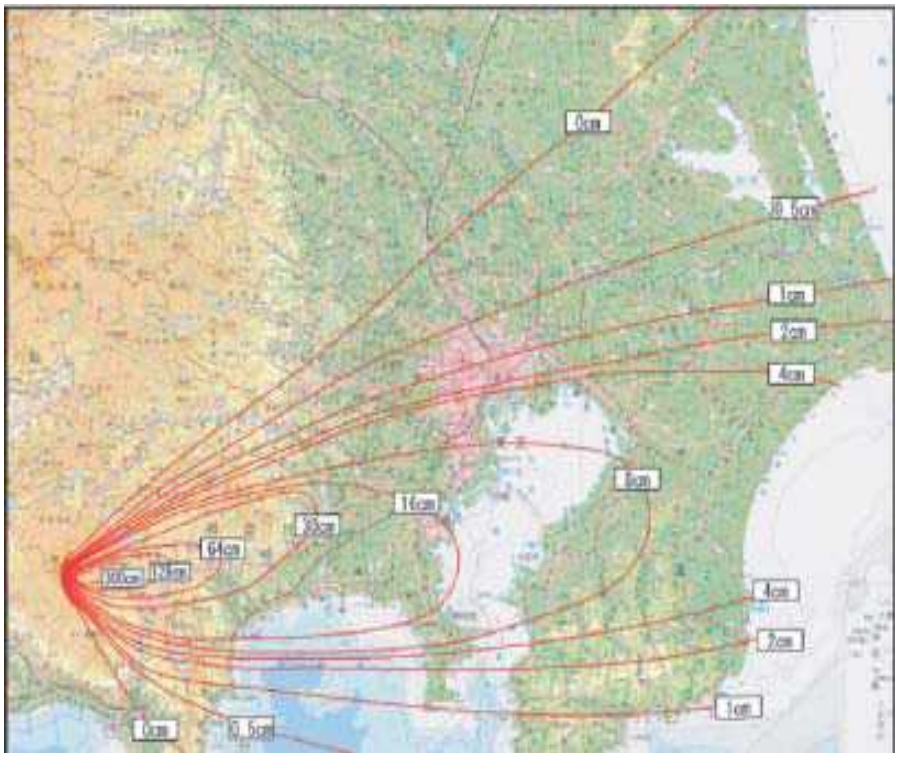

２　火山情報の伝達体制

２．１　噴火警報等の発表と伝達

噴火警報及び噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要する市区町村を明示し発表される。

横浜地方気象台は、発表された情報について速やかに県を通じ町に伝達する。

(1) 噴火警報等の種類と発表

ア　噴火警報・予報、噴火レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a　噴火警報

気象業法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。

b　噴火予報

気象業法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表される。また、警報の解除は、噴火予報で知らせる。

(イ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災対策を踏まえて５段階に区分したもので、住民や登山者・入山者等に必要な対応がわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

［噴火警戒レベル表］

種別	名　称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

イ　降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域に発表される。

［降灰予報表］

区　分	目　的	内　容
降灰予報（定時）	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をあらかじめ確認しておき、事前に対策がとれるようにする。	・噴火の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表する。 ・噴火が発生したときの降灰範囲小さな噴石の落下範囲を3時間後と18時間先までお知らせする。
降灰予報（定時）	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにする。	・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。
降灰予報（詳細）	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにする。	・観測地を元に詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から1時間後と6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせする。

噴火警報等の伝達警報図

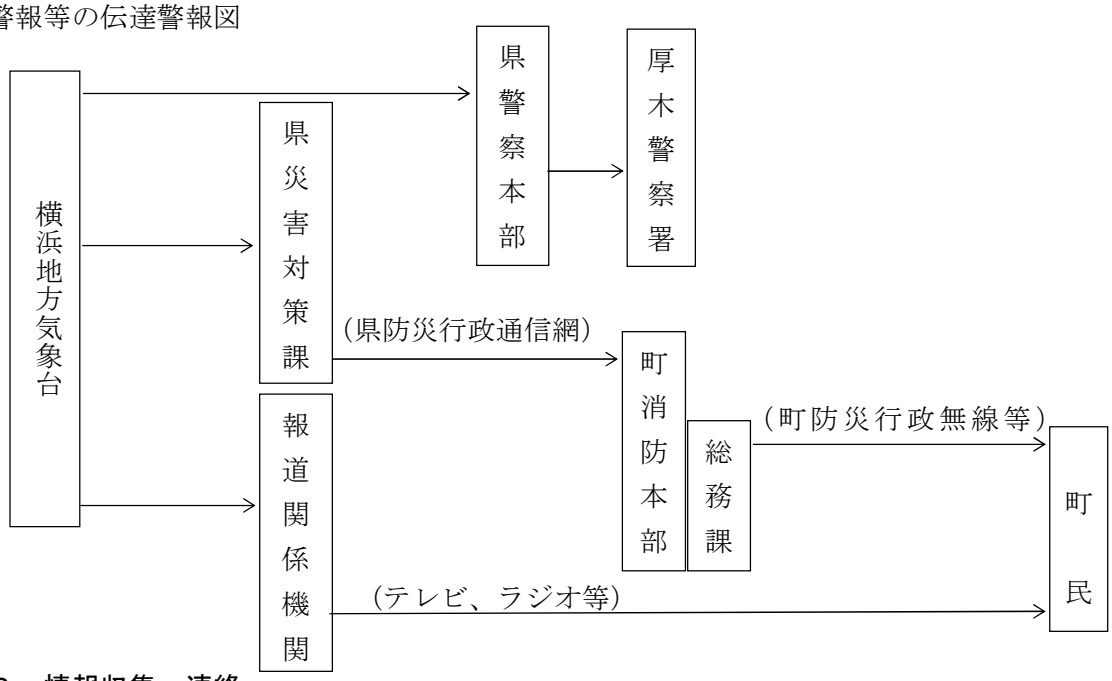

２．２　情報収集・連絡

(1) 通信手段の確保

町は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備及び確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練等に参加する。

２．３　救助・救急等の活動

(1) 震災対策計画第１部災害予防計画第３章第９節「救出・救助体制の整備」を準用する。

３　降灰等対策

町は、火山災害に伴う降灰等が経済活動、町民生活等に及ぼす支障を軽減するため、富士山の火山災害等について、国や富士山火山防災対策協議会、防災関係機関等と連携し防災対策を検討する。

４　防災知識の普及

町は、国や県と連携し、火山災害について町民の理解が進むよう、火山活動等に関する情報提供、普及啓発につとめるとともに、児童・生徒等への火山防災教育の推進に努める。

５　応急活動計画

(1) 初動体制

ア　災害対策連絡会の設置

町は、火山災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動の実施ができるよう初動体制の確立を図るため、災害情報の収集結果に基づき、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し、応急活動の準備を行う。

イ　連絡会の構成

連絡会は、町長、副町長、教育長、総務部長、民生部長、環境経済部長、建設部長、教育次長、消防長、危機管理室長で構成する。

ウ　協議事項

情報の収集結果に基づき、応急対策及び配備体制等について協議を行う。

エ　災害対策本部

町は、大規模な火山災害が発生した場合等、町長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機

関と連携し、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。なお、災害対策本部設置基準は、震災対策計画第２部災害応急対策計画風水害等の本部設置基準を準用する。

６　自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能の場合は、直接、防衛大臣、地域担当部隊等の長に被害の状況等を通知する。なお、この通知をしたときには、速やかに、その旨を知事に通知する。

７　火山灰処理及び除去

火山灰処理は、降灰の状況にもよるが、第２部（災害応急対策計画）第３章（事態安定期の応急対策）第６節（障害物の除去）を準用する。

第５節　雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定める。

１　災害予防

１．１　災害応急対策への備え

(1) ライフライン施設等の機能の確保

雪害が生じた場合、長時間にわたる停電、交通途絶、生鮮食料品の配達の遅れによる孤立化等が生じる場合があるため、町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るよう努める。

町は、震災対策計画　第１部災害予防計画　第２章第５節「建築物及びライフライン施設の耐震化」を準用し対策する。

(2) 情報の収集・連絡

①　通信手段の確保

情報収集、伝達手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い機器の操作の習熟等に向け、他の防災機関等の連携による通信訓練等に参加する。

(3) 救助・救急活動

震災対策計画　第１部災害予防計画　第３章第９節「救出・救助退体制の整備」を準用する。なお、豪雪等にも対応できるよう体制を整えるため、対策マニュアル等を整備するものとする。

(4) 除雪体制の整備

①　道路除雪体制

道路管理者は、道路交通を緊急に確保するため、除雪を実施する。また、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び業者委託等による除雪体制の強化に努める。また、積雪、凍結、交通量等路線の諸条件を考慮し、体制を整えるものとする。

②　除雪援助体制

高齢者世帯では、豪雪時の除雪作業が進まないおそれがあるため、町は、こうした世帯に対する除雪援助体制の整備を検討する。

２　災害時の応急活動計画

２．１　災害発生直前の対策

(1) 雪害に関する警報等の伝達

横浜地方気象台から大雪に関する注意報や警報が発表され、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれがある場合は、町ホームページや防災行政無線、防災行政情報メール、広報車等により町民に、警戒又は注意を喚起する。

《警報・注意報の種類及び発表基準》

種類	基準要素	注意報	警　報
大　雪	１２時間の降雪の深さ	平地５ｃｍ以上	平地１０ｃｍ以上
暴風雪	平均風速		２５ｍ／ｓ以上で雪を伴う
風　雪	平均風速	１２ｍ／ｓ以上で雪を伴う	

(2) 配備体制

① 初動体制

ア 災害対策連絡会の設置

町は、雪害災害が発生または、発生するおそれがある場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動の実施ができるよう初動体制の確立を図るため、災害情報の収集結果に基づき、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し、応急活動の準備を行う。

イ 連絡会の構成

連絡会は、町長、副町長、教育長、総務部長、民生部長、環境経済部長、建設部長、会計管理者、教育次長、消防長、危機管理室長で構成する。

ウ 協議事項

情報の収集結果に基づき、応急対策及び配備体制等について協議を行う。

エ 災害対策本部

町域に気象業務報（昭和２７年法律第１６５号）に基づく大雪警報・暴風雪警報が発表され、大規模な災害が発生又は発生するおそれがあり、町長が本部の設置を必要と認めた場合に設置する。

(3) 動員配備

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第２節「動員配備」を準用する。

２．２　活動体制の確立

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第１節「初動活動体制の確立」を準用する。

(1) 現状の把握

災害対策本部は、災害等に関する収集した情報をいち早く整理するとともに、迅速な現状の把握行います。把握すべき状況は、次のとおりとする。

① 被害状況

② 職員の参集状況

③ 公共施設等安全確認の結果等

④ 避難勧告、指示、又は警戒区域の設定の状況

⑤　避難所の状況
⑥　医療救護所及び医療機関の状況
⑦　食料、飲料水の確保状況
⑧　生活用品の流通状況
⑨　義援物資の状況
⑩　緊急輸送車両及び燃料の状況
⑪　広域応援部隊等の出動状況
⑫　民間協力者等の状況
⑬　交通規制の状況
⑭　金融機関の状況

(2) 広域応援体制

①　自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能の場合は、直接、防衛大臣、地域担当部隊等の長に被害の状況等を通知する。なお、この通知をしたときには、速やかに、その旨を知事に通知する。

②　応援の要請

震災対策計画 第２部災害応急対策 第２章第１７節「広域応援要請」を準用する。

２．３　除雪の実施

町及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施する。

なお、町は、生活道路確保ため、町民等に除雪協力を要請する広報を防災行政無線等により実施し、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

２．４　救助・救急活動

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第９節「救出・救助」を準用する。

２．５　避難活動

震災対策計画　第２部災害応急対策計画　第２章第８節「避難の勧告・指示、避難所の開設等の活動」を準用する。

２．６　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

震災対策計画　第２部災害応急対策　第２章第１３節「交通確保」、第１４節「緊急輸送」を準用する。

２．７　被災者への的確な情報伝達活動

震災対策計画　第２部災害応急対策　第２章第６節「初動対応期の災害広報活動」を準用する。

(1) 伝達上の留意点

町は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達に努める。

(2) 協力体制

町は、情報伝達にあたり、防災行政無線、町ホームページ、防災情報メール、ツイッター、車両による広報を通じて実施するほか、放送事業者等の報道機関の協力も得て的確な情報提供に努める。

第４編　　様式、協定書及び条例等

第１章　愛川町防災会議条例、災害対策本部条例等

番　　号	内　　容	記載頁
法　－　１	愛川町防災会議条例	４５８
法　－　２	愛川町災害対策本部条例	４６２

法－１

愛川町防災会議条例

昭和39年２月21日
条例第35号
改正　平成11年12月20日条例第24号
平成24年12月18日条例第12号

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、愛川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平11条例24・一部改正）

（掌握事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　愛川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平11条例24・平24条例12・一部改正）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2)　神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3)　神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(9)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

６　前項に規定する委員の定数は、３０人以内とする。

７　第５項第７号、第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任することができる。

（平11条例24・平24条例12・一部改正）

（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
（平11条例24・一部改正）
附　則
この条例は、昭和３９年３月１日から施行する。
附　則（平成11年12月20日条例第24号）
この条例は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則（平成24年12月18日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。

愛川町防災会議構成者

（平成31年2月21日現在）

区分	役職名	所在地	電話
会長	愛川町長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
会長職務代理	愛川町副町長	愛甲郡愛川町角田251－1	〃
委員	農林水産省関東農政局 神奈川県拠点総括農政推進官	横浜市中区北仲通5－57	045－ 211－0584
委員	神奈川県 県央地域県政総合センター所長	厚木市水引2－3－1	224－1111
委員	神奈川県厚木保健福祉事務所長	厚木市水引2－3－1	224－1111
委員	神奈川県厚木土木事務所長	厚木市田村町2－28	223－1711
委員	神奈川県流域下水道整備事務所長	茅ヶ崎市柳島1900	0467－ 87－9110
委員	神奈川県企業庁厚木水道営業所長	厚木市水引2－3－1	224－1111
委員	神奈川県厚木警察署長	厚木市水引1－11－10	223－0110
委員	日本郵便株式会社愛川郵便局長	愛甲郡愛川町角田145	285－2681
委員	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店長	藤沢市朝日町1-6	0466－ 22－8961
委員	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	平塚市追分1－4	0463－ 34－1411
委員	神奈川中央交通東株式会社 厚木営業所長	厚木市及川2－2－1	241－2626
委員	厚木ガス株式会社取締役社長	厚木市旭町4－15－33	228－3211
委員	一般社団法人厚木医師会長	厚木市厚木町6－1	222－1259
委員	一般社団法人神奈川県トラック協会 県央ブロック理事	厚木市長沼235	281－7704
委員	愛川町消防団長	愛甲郡愛川町角田286－1	285－3131
委員	県央愛川農業協同組合代表理事組合長	愛甲郡愛川町中津747	286－2111
委員	愛川町区長会長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町婦人団体連絡協議会長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	神奈川県内陸工業団地協同組合理事長	厚木市上依知3001	285－0128

区分	役職名	所在地	電話
委員	愛川町民生委員・児童委員協議会 女性代表	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町教育長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町総務部長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町民生部長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町環境経済部長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町建設部長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111
委員	愛川町消防長	愛甲郡愛川町角田286－1	285－3131
委員	愛川町水道事業所長	愛甲郡愛川町角田251－1	285－2111

法－２

愛川町災害対策本部条例

昭和39年２月21日
条例第36号
改正　平成８年３月28日条例第９号
平成24年12月18日条例第13号
注　平成８年３月から条文沿革を注記した。

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、愛川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務に掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（平８条例９・追加）

附　則

この条例は、昭和39年３月１日から施行する。

附　則（平成８年３月28日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年12月18日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

第２章　様　式

第２編　震災対策計画		
様式番号	内　　容	記載頁
様式 1-11-1	緊急通行車両事前届出書及び済証	４６５
様式 2-2-4-1	人命救助情報報告書	４６７
様式 2-2-8-1	避難者名簿	４６９
様式 2-2-8-2	避難者カード	４７０
様式 2-2-8-3	物品受払簿	４７１
様式 2-2-8-4	避難所日誌	４７２
様式 2-2-11-1	行方不明捜索届出書	４７３
様式 2-2-11-2	遺体処理台帳	４７４
様式 2-2-11-3	埋火葬台帳	４７５
様式 2-2-14-1	緊急通行車両等確認申請書	４７６
様式 2-2-14-2	配車計画簿	４７７
様式 2-2-14-3	輸送記録簿	４７８
様式 2-2-16-1	派遣要請依頼書	４７９
様式 2-2-18-1	救助実施記録日計票	４８０
様式 2-2-18-2	被災者台帳	４８１
様式 2-2-18-3	罹災証明書	４８２
様式 2-2-18-4	罹災証明申請書	４８３
様式 2-2-20-1	主要食料等調達台帳	４８４
様式 2-2-20-2	主要食料等配布台帳	４８５
様式 2-2-21-1	物資調達台帳	４８６
様式 2-2-21-2	物資供給状況書	４８７
様式 2-3-1-1	人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告	４８８
様式 2-3-1-2	公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告	４８９
様式 2-3-1-3	確定報告	４９０
様式 2-3-1-4	避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告	４９２

様式番号	内　　容	記載頁
様式 2-3-7-1	住宅応急修理記録簿	４９３
様式 2-3-7-2	応急仮設住宅台帳	４９４
様式 2-3-9-1	義援金品領収書	４９５
様式 2-3-9-2	義援金品受付簿	４９６
様式 2-3-9-3	義援金品配分簿	４９７
（注）　第２編　震災対策計画の様式は、第３編　風水害等対策計画の様式にも対応できるものとする。		

第３編　風水害対策計画		
協定書番号	内　　容	記載頁
様式 2-5-1	公用負担に関する証明書	４９８
様式 2-5-2	水防管理団体実施状況報告書	４９９

『様式 1-11-1』-1　緊急通行車両事前届出書及び済証

第１号様式（７、８、１２、１３関係）（用紙日本工業規格Ａ４横長型）

災　　害
地震防災　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

神奈川県公安委員会　殿

届出者
期間等の所在地

機関等の名称

氏　名　　㊞
(担当者氏名　　)
(電話(　　)　　－　　)

番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住　所	
	氏　名	
業務の内容	1　救助救護　2　応急避難　3　捜索 4　災害予知　5　災害復旧　6　施設点検 7　人員輸送　8　避難生活　9　調査研究 10　飲食料　11　医療医薬　12　混乱防止 13　広報啓発　14　その他(　　)	
通行時期	1第1段階・・・発災直後から2日目までの間 2第2段階・・・発災後3日目からおおむね1週間目まで 3第3段階・・・発最後おおむね1週間目以降	
出 発 地		
備考　1　この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、神奈川県警察本部(交通規制課)に提出してください。 2　届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。		

災　　害　　第　　号
地震防災　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

神奈川県公安委員会　　印

備考　1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署又は交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。

2　交付番号のA、B又はCの記号は、段階的交通規制の区分(Aは第1段階、Bは第2段階、Cは第3段階通行車両)を表示しています。

3　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、神奈川県公安委員会（交通規制課経由）に届け出て再交付を受けてください。

4　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

『様式 2-2-4-1』-1　人命救助情報報告書

人　命　救　助　情　報　報　告　書

（一般職員、消防団、自主防災組織用）　　月　　日　　時　　分報告

①　町職員　　②　消防団 ③　自主防災組織　④　その他		（所　　属） 氏　　名	
目撃した家屋、建物の倒壊現場　（倒壊家屋件数）	有 ↓	無	情報連絡員 担当区域番号
（例）△△町 家屋倒壊（１件） アパート倒壊	場所・件数 1		
	2		
	3		
目撃した火災発生現場 （出火件数）	有 ↓	無	情報連絡員 担当区域番号
（例） △△町（付近）	場所・件数 1		
	2		
	3		
目撃した危険場所 （二次災害危険箇所）	有 ↓	無	情報連絡員 担当区域番号
（例） △△町（水路決壊） （橋梁破損） （道路障害）	場所 1		
	2		
	3		

・　倒壊家屋件数とは、生き埋め者の可能性がある被害家屋の件数である。
・　速報性を重んじるため、完全に正確である必要はない。
・　この報告書は、以下の手順により報告されたし。

自主防災組織　→　自主防災組織連絡員が直接
消防団　→　自主防災組織もしくは情報連絡員が直接
町職員　　（自主参集時に収集できた情報）
その他　→　上記の者に報告　→　報告を受けた者

→ 町情報広報部企画政策班へ報告する。

『様式 2-2-4-1』-2　人命救助情報報告書

人　命　救　助　情　報　報　告　書

（情報連絡員用）　　月　　日　　時　　分報告

<table>
<tr><td>情報連絡員担当
区域及び番号</td><td colspan="3"></td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">目撃した家屋、建物の倒壊
現場　　（倒壊家屋件数）</td><td colspan="2">有
↓</td><td>無</td><td>情報連絡員
担当区域番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（例）△△町
家屋倒壊（１件）
アパート倒壊</td><td rowspan="3">場所・件数</td><td>1</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">目撃した火災発生現場
（出火件数）</td><td colspan="2">有
↓</td><td>無</td><td>情報連絡員
担当区域番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（例）
△△町（付近）</td><td rowspan="3">場所・件数</td><td>1</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">目撃した危険場所
（二次災害危険箇所）</td><td colspan="2">有
↓</td><td>無</td><td>情報連絡員
担当区域番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（例）
△△町（水路決壊）
（橋梁破損）
（道路障害）</td><td rowspan="3">場所</td><td>1</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

・　倒壊家屋件数とは、生き埋め者の可能性がある被害家屋の件数である。

・　速報性を重んじるため、完全に正確である必要はない。

・　この報告書は、以下の手順により報告されたし。

　無線、電話による連絡が可能な場合は、この内容をこれらの通信手段により情報広報部企画政策班の責任者に報告する。

　通信手段が途絶している場合は、直接本部に走り、上記責任者に報告する。

『様式 2-2-8-1』　避難者名簿

避　難　者　名　簿

避難所名		開設期間	年　月　日　時から 年　月　日　時まで

番号	住　所	氏　名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備　考
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	

『様式 2-2-8-2』 避難者カード

避　難　者　カ　ー　ド

住　所：				避難所名：		
氏　　名	続　柄	性　別	年　齢	収 容 日	退 所 日	備　　考

『様式 2-2-8-3』 物品受払簿

物　品　受　払　簿

日　付	品　　名	適　　用	受入数	払出数	現在高	扱　者

必要に応じて、品目別に作成すること。
摘要欄には、受け入れ先、用途、払い出し先等を明記すること。

『様式 2-2-8-4』　避難所日誌

避　難　所　日　誌

日　付	事　　項	措置の概要	扱　者	班　長

『様式 2-2-11-1』　行方不明捜索届出書

行　方　不　明　捜　索　届　出　書

届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

不明者の	本　籍	
	現住所	
氏　　名		
性別・年齢		
身　　長		
着　　衣		
特　　徴 （具体的に）		

上記の通り届出します。

年　　月　　日

愛川町災害対策本部長　殿
（愛　川　町　長）

『様式 2-2-11-2』　遺体処理台帳

遺　体　処　理　台　帳

処　理 年月日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺　族		遺　体　収　容　場　所			遺体の一 時保存料	検 案 料	実支出額	備　　考
			氏　　名	死亡者 との関係	名　称	住　所	電　話				
計		人									

『様式 2-2-11-3』　埋火葬台帳

埋　火　葬　台　帳

死　亡 年月日	火　葬 年月日	死　亡　者 氏　　名	死　亡　者 年齢	火葬を行った者 死亡者との関係	火葬を行った者 氏　　名	火　葬　費 棺（付属品を含む）	火　葬　費 火葬又は埋葬料	火　葬　費 骨　箱	火　葬　費 計	備　考
						円	円	円	円	
計		人								

（注）1　火葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　棺、骨箱を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
　　3　火葬を行った者に火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

『様式 2-2-14-1』　緊急通行車両確認申請書

第４号様式（８関係）（用紙　日本工業規格Ａ４縦長型）

災　　害
地震防災応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

神奈川県公安委員会　殿

申請者住所

電話（　　）　　－

氏名　　㊞

機関等の名称		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
使用者	住所	
	氏名	
業務の内容	１救助救護　２応急避難　３捜索　４　災害予知予防　５　災害復旧 ６施設点検　７人員輸送　８避難生活　９調査研究　10　食飲料 11医療医薬　12　混乱防止　13　広報啓発　14　その他（　　）	
通行経路	出発地	目的地
備考	通行日時 年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで	

備考　１　この申請書は、神奈川県警察本部交通部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊又は警察署若しくは交通検問所の警察官に提出してください。

２　この申請書に次の書類を添付してください。

（１）確認申請に係る車両の自動車検査証の写し１通

（２）確認申請に係る車両が指定行政機関等が所有する車両以外のものである場合にあっては、指定行政機関等の上申書又は輸送協定書等契約を疎明する書面

『様式 2-2-14-2』　配車計画簿

配　車　計　画　簿

輸送 年　月　日	時間	車両名	運転員	乗車員	目的	備考
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					
	出発　時　分					
	帰庁　時　分					

『様式 2-2-14-3』 輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

輸送年月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実収支額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

（注）　1　「目的」の欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
　　2　都道府県の車両等の場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
　　3　借上車両等による場合は、有償・無償を問わず記入すること。
　　4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
　　5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

『様式 2-2-16-1』　派遣要請依頼書

文　　章　　番　　号
年　　月　　日

神奈川県知事　殿

愛川町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣を必要とする理由
(1) 災害の種類
(2) 災害発生の日時　　年　　月　　日　　時　　分
(3) 場所　　神奈川県愛川町
(4) 被害状況
(5) 要請する理由

2　派遣を希望する期間　　年　　月　　日　から
年　　月　　日　まで

3　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣希望区域　　神奈川県愛川町
(2) 活動内容

4　その他参考となるべき事項
(1) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
(2) 現地における要請者側の責任者およびその連絡方法

『様式 2-2-18-1』　救助実施記録日計票

救　助　実　施　記　録　日　計　票

愛　　川　　町

救助の種類	①	＊　避難所の設置	⑨	住宅の応急修理
	②	応急仮設住宅の供給	⑩	＊　学用品の給与
	③	＊　炊き出し・食品の給与	⑪	＊　埋葬
	④	＊　飲料水の供給	⑫	＊　死体の捜索
	⑤	生活必需品給与・貸与	⑬	＊　死体の処理
	⑥	医療	⑭	＊　障害物の除去
	⑦	助産	⑮	輸送費・人夫費
	⑧	＊　救出	⑯	実費弁償

月　　日　　時　　分

No.＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（班　　名　　責任者名　　印）

救助の種類（番号を記入）	
員　数（世　帯）	
品目（数量金額）	
受　　入　　先	
払　　出　　先	
場　　所	
方　　法	
記　　事	

＊　で表した救助の種類は、町長に職権を委任されたもの。

『様式 2-2-18-2』　被災者台帳

被　災　者　台　帳

罹災証明 発行年月日	被災年月日 被災場所	世帯主名 又は事業所名	
第　　号 ・　・	・　・		原　　因：　1．風水害　2．地震・津波　3．その他（　　）　4．不明
			人的被害：　1．死亡（　　）　2．行方不明（　　） 3．重傷（　　）　4．軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿			建物被害：種類：　1．住家　2．事務所　3．倉庫　5．工場　6．その他（　　） 被害：　1．全壊（焼）　2．流出　3．半壊（焼）　4．床上浸水　5．床下浸水 6．一部損壊
第　　号 ・　・	・　・		原　　因：　1．風水害　2．地震・津波　3．その他（　　）　4．不明
			人的被害：　1．死亡（　　）　2．行方不明（　　） 3．重傷（　　）　4．軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿			建物被害：種類：　1．住家　2．事務所　3．倉庫　5．工場　6．その他（　　） 被害：　1．全壊（焼）　2．流出　3．半壊（焼）　4．床上浸水　5．床下浸水 6．一部損壊
第　　号 ・　・	・　・		原　　因：　1．風水害　2．地震・津波　3．その他（　　）　4．不明
			人的被害：　1．死亡（　　）　2．行方不明（　　） 3．重傷（　　）　4．軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿			建物被害：種類：　1．住家　2．事務所　3．倉庫　5．工場　6．その他（　　） 被害：　1．全壊（焼）　2．流出　3．半壊（焼）　4．床上浸水　5．床下浸水 6．一部損壊
第　　号 ・　・	・　・		原　　因：　1．風水害　2．地震・津波　3．その他（　　）　4．不明
			人的被害：　1．死亡（　　）　2．行方不明（　　） 3．重傷（　　）　4．軽傷　（　　）
調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿			建物被害：種類：　1．住家　2．事務所　3．倉庫　5．工場　6．その他（　　） 被害：　1．全壊（焼）　2．流出　3．半壊（焼）　4．床上浸水　5．床下浸水 6．一部損壊

『様式 2-2-18-3』　罹災証明書

第　　号
年　　月　　日

罹　災　証　明　書

<table>
<tr><td colspan="2">罹　災　場　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">世　帯　主　名</td><td>事　業　主　名</td><td colspan="2">所　有　者　名</td><td>事業所名又は建物名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">罹災状況</td><td>罹災年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>罹災の原因</td><td colspan="4">1　風水害　　2　震火災　　3　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>人の災害</td><td colspan="4">(1) 死亡　　名　　(2) 行方不明　　名　　(3) 負傷　　名</td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td colspan="4">(1) 住　家　　(2) 事務所　　(3) 事業所　　(4) 倉　庫
(5) 工　場　　(6) その他（　　）</td></tr>
<tr><td>罹災程度</td><td colspan="4">(1) 全壊（焼）　　(2) 流　　出　　(3) 半壊（焼）
(4) 床上浸水　　(5) 床下浸水　　(6) 一部損壊</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">世帯人員</td><td>氏　　名</td><td>続　柄</td><td>生　年　月　日</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり、罹災したことを証明する。
年　　月　　日

愛　川　町　長

『様式 2-2-18-4』　罹災証明申請書

罹　災　証　明　申　請　書

愛　川　町　長　殿

年　　月　　日

〔個人、事業所、両用〕

<table>
<tr><td rowspan="2">申　請　者</td><td>住　　所</td><td colspan="4">番　　号</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事　業　所</td><td>住　　所</td><td colspan="4">番　　号</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">証明の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">証明書の退出先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申　請　通　数</td><td>個人</td><td>通</td><td>事業所</td><td>通</td></tr>
<tr><td colspan="2">主　管　課　名</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

『様式 2-2-20-1』　主要食料等調達台帳

主　要　食　料　等　調　達　台　帳

愛　　川　　町

業者住所
氏名（名称）
電話

年　月　日	品　　目	数　量	金　額	備　　考

計	主食	米	
	副食等		

災害救助物資として、上記のとおり調達しました。
年　　月　　日
調達責任者氏名　　印

愛川町災害対策本部長　殿
（町　　長）

『様式 2-2-20-2』　主要食料等配布台帳

主　要　食　料　等　配　布　台　帳

愛　　川　　町

家屋被害程度区分		世帯主氏名	世帯人員	配　布　月　日	配　布　品　目				実質支出金　額	備　考
					米					
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として、上記のとおり配布しました。

年　　月　　日

配布責任者氏名　　印

愛川町災害対策本部長　殿
（町　　長）

『様式 2-2-21-1』　物資調達台帳

物　資　調　達　台　帳

愛　　川　　町

業者住所
氏名（名称）
電話

年　月　日	物　資　の　品　目	数　量	金　額	備　　考

災害救助物資として、上記のとおり調達しました。

年　　月　　日

調達責任者氏名　　印

愛川町災害対策本部長　殿
（町　　長）

『様式 2-2-21-2』　物資供給状況書

物資の支給／配布状況

愛　川　町

家屋被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	配布月日	配布品目					備考
					布団	毛布				
			人	日						
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として、上記のとおり支給／配布したことに相違ありません。

年　　月　　日

配布責任者氏名　　印

愛川町災害対策本部長　殿
（町　　長）

（注）１　住家の被害程度に、全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること
２　受領年月日に、その世帯に対して、最後に支給された物資の受領年月日を記入すること
３　物資支給の品目欄に数量を記入すること

『様式 2-3-1-1』　人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告

〔第　　報〕

人的・建物被害等（災害発生／被害中間）報告

報告の時限	日　時　分現在			受信時刻	時　分
発信機関				受信機関	
発信者名	TEL			受信者名	
内容					
発生	日時	日　時　分			
	場所				
	原因				
人的被害	死者	人			
	行方不明	人			
	負傷者 重傷	人			
	負傷者 軽傷	人			
建物被害	全壊	棟	世帯	人	
	半壊	棟	世帯	人	
	一部破損	棟	世帯	人	
	公共建物	棟（　　）			
	罹災世帯数				
	罹災者数				
	建物				
	危険物				
	その他				
その他参考事項					

『様式 2-3-1-2』　公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告

〔第　　報〕

公共施設等被害（災害発生／被害中間）報告

報告の時限	日　時　分現在	受信時刻	時　分
発信機関		発信機関	
発信者名	TEL	発信者名	
内容			
被害区分	・文教施設　・病院　・道路　・橋梁　・河川 ・港湾、漁港　・砂防　・がけ崩れ　・清掃施設　・鉄道施設 ・船舶　・水道施設　・電話施設　・電力施設　・ガス施設 ・その他（		

発生	日時	
	場所	
	原因	
状況	被害区域 区間	
	管理者	
	被害程度 公共建物	
	応急対策 の状況	
	復旧見込み	
	その他 参考事項	

『様式 2-3-1-3』　確定報告

確　定　報　告

市町村				
災害名				
確定年月日	年　月　日			
報告者名	TEL			
区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家被害	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分				被害
田畑被害	田	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流出・埋没	ha	
		冠水		
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋梁		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	がけ崩れ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　　害</td><td rowspan="3">市町村災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td>設置</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td><td>廃止</td><td colspan="3">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>千円</td><td></td><td colspan="5" rowspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人員</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="8">1　災害発生場所
2　災害発生年月日
3　災害の種類概要
4　消防機関の活動状況
5　その他（避難の勧告・指示の状況）</td></tr>
</table>

『様式 2-3-1-4』　避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告

〔第　　報〕

避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告

報告の時限	日　時　分現在	受信時刻	時　分
発信機関		発信機関	
発信者名	TEL	発信者名	

内　容

避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	世帯数	人数	屋内屋外の別	今後の見通し
			（勧告、指示 自主、解除） 日　時　分	世帯	人	屋内 屋外	
			（勧告、指示 自主、解除） 日　時　分			屋内 屋外	
			（勧告、指示 自主、解除） 日　時　分			屋内 屋外	
			（勧告、指示 自主、解除） 日　時　分			屋内 屋外	

救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人員		実施機関
			重傷	軽傷	

『様式 2-3-7-1』　住宅応急修理記録簿

住　宅　応　急　修　理　記　録　簿

世帯主氏名	住　　所	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備　　考
計　　世帯					

『様式 2-3-7-2』　応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

応急仮設住宅番号	世帯主 氏　名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人					月日	月日	月日		
計	世帯										

（注）

1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。

2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。

4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

5　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくものとする。

『様式 2-3-9-1』　義援金品領収書

義　援　金　品　領　収　書

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

金　額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　　目	数　量	

以上のとおり受領しました。
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

愛川町災害対策本部長
愛川町長　　印

『様式 2-3-9-2』　義援金品受付簿

義　援　金　品　受　付　簿

企画政策班、会計班（義援金）
住民班（義援品）

決　裁	整理	受　付			委託金額又は物品名数量	取扱	配分担当課へ引継		摘要
収入役・班長	番号	年月日	住　所	氏名		者印	引継年月日	受領印	

『様式 2-3-9-3』　義援金品配分簿

義　援　金　品　配　分　簿

企画政策班、会計班（義援金）
住民班（義援品）

配　分 年月日	世　帯　主		世帯構成 人　員	配分金額又は 配分物資の 名称・数量	備　考
	住　所	氏　名			

『様式 2-5-1』 公用負担に関する証明書

公 用 負 担 権 限 証 明 書

職　名
氏　名

上記の者に愛川町の区域における水防法第21条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

水防管理者
氏名　　印

公 用 負 担 命 令 書

第　　号

目　的　物

負担の内容

水防管理者
事務取扱者　　印

殿

『様式 2-5-2』　水防管理団体実施状況報告

水防管理団体実施状況報告

年　　月　　日

作成責任者

水防管理団体名									
水防実施時の台風又は豪雨名									
水防実施個所	左　群　町 川　岸　地先 至　市　区								
日時	自　月　日　時 年 至　月　日　時								
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	工法　箇所　m								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
	被害								
水防団員の出動内訳									
消防団員の出動内訳									
居住者の出動概況									
その他の出動概況									
雨量水位の状況									
公用負担の内容									
他の団体の応援状況									
警察官の応援状況									

指定、非特定の別						
所要経費	人件物件費		管理団体	県支給文	その他	計
		手当				
		その他				
		計				
		資材費				
		器機費				
		燃料費				
		雑費				
		計				
	公用負担					
	合計					
使用機材	かます、俵					
	万年土俵					
	なわ					
	丸太					
県の応援状況						
立ち退き状況及びそれを指示した事由						
水防関係の死傷						
水防功労者の氏名年齢所属及びその功労概要						
水防活動に関する自己批判						
備考						

（備考）１　水防を行った箇所ごとに作成する。
２　箇所ごとの報告書に集計表を添付して３部水防支部長に提出すること。
３　集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみを記入すること。
４　管内図（１／5､000）を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
５　氾濫区域ごとに、床上戸数、床下戸数、氾濫面積を記入すること。

第３章　協　定・覚　書

協定書番号	内　　容	記載頁
協定 1-4-2-1～4	災害時における要援護高齢者の緊急受入れ等に関する協定書	５０２
協定 2-2-5-1	災害時非常無線通信の協力に関する協定	５１８
協定 2-2-5-2	災害時タクシー無線通信の協力に関する協定書	５１９
協定 2-2-5-3	非常無線通信の協力に関する協定書	５２０
協定 2-2-5-4	愛川町防災行政無線局設置に関する協定書	５２１
協定 2-2-6-1	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	５２３
協定 2-2-6-2	災害情報等の放送に関する協定	５２５
協定 2-2-6-3	災害発生時における日本郵便株式会社愛川町内郵便局と愛川町との協力に関する協定書	５３０
協定 2-2-6-4	災害時における放送等に関する協定	５３２
協定 2-2-8-1～2	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書	５３４
協定 2-2-9-1	災害時における機材の出動等に関する協定書	５４０
協定 2-2-9-2	災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定書	５４４
協定 2-2-9-3	災害時における応急措置に関する協定書	５４９
協定 2-2-9-4	災害時における建設機械の供給に関する協定書	５５３
協定 2-2-10-1	災害時における医療救護活動に関する協定書	５５５
協定 2-2-10-2	愛川町災害時における動物救護事業に関する協定書	５６５
協定 2-2-10-3	災害時における医療救護活動に関する協定書	５６７
協定 2-2-13-1	災害時における応急措置についての協定書	５７７
協定 2-2-13-2	災害時における応急措置に関する協定書	５８２
協定 2-2-14-1	災害時における物資の輸送等に関する協定	５８６
協定 2-2-14-2	災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定書	５８８
協定 2-2-15-1	災害時における照明確保等に関する協定書	５９０
協定 2-2-15-2	災害時の被災建築物に関する応急支援等に係る協定書	５９２

協定書番号	内　　容	記載頁
協定 2-2-15-3	災害時における物資輸送等の協力に関する協定	５９４
協定 2-2-15-4	災害時における施設等の提供協力に関する協定	５９８
協定 2-2-17-1	大規模災害時における相互応援に関する協定書	６００
協定 2-2-17-2	災害時における相互援助に関する協定書	６０２
協定 2-2-17-3	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定	６０３
協定 2-2-17-4	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	６０５
協定 2-2-17-5	災害時の情報交換に関する協定書	６０９
協定 2-2-17-6	消防相互応援協定	６１１
協定 2-2-17-7	愛川町と清川村との消防相互応援協定書	６１４
協定 2-2-17-8	災害時における協力に関する覚書	６１６
協定 2-2-19-1	災害時井戸水提供に関する協定	６１９
協定 2-2-20-1	災害時における野菜等供給に関する協定書	６２０
協定 2-2-20-2	食糧等の物資調達に関する協定書	６２４
協定 2-2-20-3	災害時における食糧等の物資調達に関する協定書	６２８
協定 2-2-21-1	災害時における物資供給に関する協定書	６３２
協定 2-2-21-2	生活必需物資の調達に関する協定書	６３７
協定 2-2-21-3	応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	６４０
協定 2-2-21-4	災害時における食料等の物資調達に関する協定	６４３
協定 2-2-21-5	地域活性化包括連携協定(防災対策)	６４５
協定 2-3-5-1	災害時における簡易トイレ等の調達に関する協定書	６４８
協定 2-3-7-2	災害時における木材供給に関する協定書	６５２
協定 2-3-11-1	災害時における生活必要物資（ＬＰＧ）の調達に関する協定書	６５４
協定 2-3-11-2	災害時における生活必要物資（ＬＰＧ）の調達に関する協定書	６５５
協定 2-3-12-1	災害時における上水道施設の応急措置についての協定書	６５６

『協定 1-4-2-1』

災害時における要援護高齢者の緊急受入れ等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛伸会（以下「乙」という。）とは、災害時における在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム志田山ホームに対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において本町で被災した要援護高齢者及び愛川町地域防災計画で指定している避難場所に避難した要援護高齢者について、乙に対し緊急の受入れ及び車椅子対応車両等による搬送を要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）　要請する内容

（２）　緊急受入れ等を要請する人数

（３）　緊急受入れ等を要請する日時

（４）　緊急受入れ等に向かう場所

（５）　緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

（６）　要請側担当者の氏名

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で受託し、受入れ業務を行うものとする。

（受入れ期間）

第３条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として３０日程度を限度とする。

（実績報告）

第４条　乙は、第２条第３項の規定により要援護高齢者の緊急受入れを行ったときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告するものとする。

（１）　対応した内容

（２）　緊急受入れ等をした要援護高齢者の人数

（３）　緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

（４）　引渡し担当者及び受入れ担当者の氏名

（５）　その他必要事項

（費用の請求等）

第５条　第２条に規定する要援護高齢者の緊急受入れ等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　緊急の受入れに要した費用の価格は、介護保険の「短期入所生活介護」の介護認定区分に応じた介護報酬単価を用いるものとし、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けていない者又は認定を受けても、その介護認定区分が明らかでない者については、要支援１の介護報酬単価を用いて、当該単価と食費及び居住費を合算した金額に入所日数を乗じて得た金額とする。

３　車椅子対応車両等による搬送に要した費用の価格は、介護保険の「短期入所生活介護」の送迎加算単価を用いた金額とする。

（災害補償）

第６条　甲は、第２条の規定に基づき要援護高齢者の受入れ等のために従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（受入れ可能人数等の把握）

第７条　甲及び乙は、本協定締結後、乙の要援護高齢者の受入れ可能人員、介護支援者の確保、必要物資の調達等について協議し調整を図っておくものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２１年１月１４日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　愛川町三増２７２７番地
社会福祉法人　愛伸会
特別養護老人ホーム志田山ホーム
理事長　松本　キク

第１号様式（第２条関係）

愛　　消本

年　　月　　日

社会福祉法人　愛伸会
特別養護老人ホーム志田山ホーム
理事長　　殿

愛川町長

要援護高齢者の緊急受入れ等要請書

１　要請する内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
　①　要援護高齢者の緊急受入れ
　②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
　③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
　　＊志田山ホーム以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）
２　緊急受入れ等を要請する人数　　名

３　緊急受入れ等を要請する日時　　年　　月　　日　　時頃
４　緊急受入れ等に向かう場所　　
５　緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	身元引受人の連絡先

６　担当者の氏名
【要請側の担当者】　　

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

社会福祉法人　愛伸会
特別養護老人ホーム志田山ホーム
理事長　　印

要援護高齢者の緊急受入れ等報告書

年　　月　　日付　愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　対応した内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
　①　要援護高齢者の緊急受入れ
　②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
　③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
　　＊志田山ホーム以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等をした人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	受入れをした日時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時

『協定 1-4-2-2』

災害時における要援護高齢者の緊急受入れ等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛川舜寿会（以下「乙」という。）とは、災害時における在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の運営する特別養護老人ホームミノワホームに対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において本町で被災した要援護高齢者及び愛川町地域防災計画で指定している避難場所に避難した要援護高齢者について、乙に対し緊急の受入れ及び車椅子対応車両等による搬送を要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）要請する内容

（２）緊急受入れ等を要請する人数

（３）緊急受入れ等を要請する日時

（４）緊急受入れ等に向かう場所

（５）緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

（６）要請側担当者の氏名

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で受託し、受入れ業務を行うものとする。

（受入れ期間）

第３条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として３０日程度を限度とする。

（実績報告）

第４条　乙は、第２条第３項の規定により要援護高齢者の緊急受入れを行ったときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告するものとする。

（１）対応した内容

（２）緊急受入れ等をした要援護高齢者の人数

（３）緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

（４）引渡し担当者及び受入れ担当者の氏名

（５）その他必要事項

（費用の請求等）

第５条　第２条に規定する要援護高齢者の緊急受入れ等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　緊急の受入れに要した費用の価格は、介護保険の「短期入所生活介護」の介護認定区分に応じた介護報酬単価を用いるものとし、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けていない者又は認定を受けても、その介護認定区分が明らかでない者については、要支援１の介護報酬単価を用いて、当該単価と食費及び居住費を合算した金額に入所日数を乗じて得た金額とする。

３　車椅子対応車両等による搬送に要した費用の価格は、介護保険の「短期入所生活介護」の送迎加算単価を用いた金額とする。

（災害補償）

第６条　甲は、第２条の規定に基づき要援護高齢者の受入れ等のために従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（受入れ可能人数等の把握）

第７条　甲及び乙は、本協定締結後、乙の要援護高齢者の受入れ可能人員、介護支援者の確保、必要物資の調達等について協議し調整を図っておくものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２１年１月１４日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　愛川町角田１４０番地３
社会福祉法人　愛川舜寿会
特別養護老人ホームミノワホーム
理事長　馬場　学郎

第１号様式（第２条関係）

愛　　消本

年　　月　　日

社会福祉法人　愛川舜寿会
特別養護老人ホームミノワホーム
理事長　　殿

愛川町長

要援護高齢者の緊急受入れ等要請書

１　要請する内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
①　要援護高齢者の緊急受入れ
②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
＊ミノワホーム以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等を要請する人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等を要請する日時　＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時頃

４　緊急受入れ等に向かう場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	身元引受人の連絡先

６　担当者の氏名
【要請側の担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

社会福祉法人　愛川舜寿会
特別養護老人ホームミノワホーム
理事長　　印

要援護高齢者の緊急受入れ等報告書

年　　月　　日付　愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　対応した内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
　①　要援護高齢者の緊急受入れ
　②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
　③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
　　＊ミノワホーム以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等をした人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	受入れをした日時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時

『協定 1-4-2-3』

災害時における要援護高齢者の緊急受入れ等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と医療法人社団愛清（以下「乙」という。）とは、災害時における在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の運営する介護老人保健施設せせらぎに対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において本町で被災した要援護高齢者及び愛川町地域防災計画で指定している避難場所に避難した要援護高齢者について、乙に対し緊急の受入れ及び車椅子対応車両等による搬送を要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）要請する内容

（２）緊急受入れ等を要請する人数

（３）緊急受入れ等を要請する日時

（４）緊急受入れ等に向かう場所

（５）緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

（６）要請側担当者の氏名

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で受託し、受入れ業務を行うものとする。

（受入れ期間）

第３条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として３０日程度を限度とする。

（実績報告）

第４条　乙は、第２条第３項の規定により要援護高齢者の緊急受入れを行ったときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告するものとする。

（１）対応した内容

（２）緊急受入れ等をした要援護高齢者の人数

（３）緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

（４）引渡し担当者及び受入れ担当者の氏名

（５）その他必要事項

（費用の請求等）

第５条　第２条に規定する要援護高齢者の緊急受入れ等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　緊急の受入れに要した費用の価格は、介護保険の「短期入所療養介護」の介護認定区分に応じた介護報酬単価を用いるものとし、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けていない者又は認定を受けても、その介護認定区分が明らかでない者については、要支援１の介護報酬単価を用いて、当該単価と食費及び居住費を合算した金額に入所日数を乗じて得た金額とする。

３　車椅子対応車両等による搬送に要した費用の価格は、介護保険の「短期入所療養介護」の送迎加算単価を用いた金額とする。

（災害補償）

第６条　甲は、第２条の規定に基づき要援護高齢者の受入れ等のために従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（受入れ可能人数等の把握）

第７条　甲及び乙は､本協定締結後、乙の要援護高齢者の受入れ可能人員、介護支援者の確保、必要物資の調達等について協議し調整を図っておくものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２１年１月１４日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　愛川町角田４３６９番地１８
医療法人社団　愛清
介護老人保健施設せせらぎ
理事長　中村　治郎

第１号様式（第２条関係）

愛　　消本

年　　月　　日

医療法人社団　愛清
介護老人保健施設せせらぎ
理事長　　殿

愛川町長

要援護高齢者の緊急受入れ等要請書

１　要請する内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
　①　要援護高齢者の緊急受入れ
　②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
　③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
　　＊せせらぎ以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等を要請する人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等を要請する日時　＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時頃

４　緊急受入れ等に向かう場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	身元引受人の連絡先

６　担当者の氏名
【要請側の担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

医療法人社団　愛清
介護老人保健施設せせらぎ
理事長　　印

要援護高齢者の緊急受入れ等報告書

年　　月　　日付　愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　対応した内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
　①　要援護高齢者の緊急受入れ
　②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
　③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
　　＊せせらぎ以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等をした人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	受入れをした日時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時

『協定 1-4-2-4』

災害時における要援護高齢者の緊急受入れ等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛和（以下「乙」という。）とは、災害時における在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の運営する介護老人保健施設せせらぎに対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において本町で被災した要援護高齢者及び愛川町地域防災計画で指定している避難場所に避難した要援護高齢者について、乙に対し緊急の受入れ及び車椅子対応車両等による搬送を要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）要請する内容

（２）緊急受入れ等を要請する人数

（３）緊急受入れ等を要請する日時

（４）緊急受入れ等に向かう場所

（５）緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

（６）要請側担当者の氏名

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で受託し、受入れ業務を行うものとする。

（受入れ期間）

第３条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として３０日程度を限度とする。

（実績報告）

第４条　乙は、第２条第３項の規定により要援護高齢者の緊急受入れを行ったときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告するものとする。

（１）対応した内容

（２）緊急受入れ等をした要援護高齢者の人数

（３）緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

（４）引渡し担当者及び受入れ担当者の氏名

（５）その他必要事項

（費用の請求等）

第５条　第２条に規定する要援護高齢者の緊急受入れ等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　緊急の受入れに要した費用の価格は、介護保険の「短期入所療養介護」の介護認定区分に応じた介護報酬単価を用いるものとし、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けていない者又は認定を受けても、その介護認定区分が明らかでない者については、要支援１の介護報酬単価を用いて、当該単価と食費及び居住費を合算した金額に入所日数を乗じて得た金額とする。

３　車椅子対応車両等による搬送に要した費用の価格は、介護保険の「短期入所療養介護」の送迎加算単価を用いた金額とする。

（災害補償）

第６条　甲は、第２条の規定に基づき要援護高齢者の受入れ等のために従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（受入れ可能人数等の把握）

第７条　甲及び乙は､本協定締結後、乙の要援護高齢者の受入れ可能人員、介護支援者の確保、必要物資の調達等について協議し調整を図っておくものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年８月２７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　愛川町田代６８０番地
社会福祉法人愛和
特別養護老人ホーム愛和の里
理事長　大矢　正裕

第１号様式（第２条関係）

愛　　消本

年　　月　　日

社会福祉法人愛和
特別養護老人ホーム愛和の里
理事長　　殿

愛川町長

要援護高齢者の緊急受入れ等要請書

１　要請する内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
①　要援護高齢者の緊急受入れ
②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
＊せせらぎ以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等を要請する人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等を要請する日時　＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時頃

４　緊急受入れ等に向かう場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　緊急受入れ等を要請する要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	身元引受人の連絡先

６　担当者の氏名
【要請側の担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

社会福祉法人愛和
特別養護老人ホーム愛和の里
理事長　　印

要援護高齢者の緊急受入れ等報告書

年　　月　　日付　愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　対応した内容（＊該当するものを○で囲んでください。）
　①　要援護高齢者の緊急受入れ
　②　車椅子対応車両等を使用して要援護高齢者の搬送と緊急受入れ
　③　車椅子対応車両等による要援護高齢者の搬送活動（　　台）
　　＊せせらぎ以外の施設等への搬送活動（搬送先：　　）

２　緊急受入れ等をした人数　＿＿＿＿＿＿名

３　緊急受入れ等をした要援護高齢者の状況等

氏　　名	住所・電話	性別	年齢	心身の状況	受入れをした日時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時
					年　月　日　時

『協定 2-2-5-1』

災害時非常無線通信の協力に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と愛川ハムクラブ（以下「乙」という。）は、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため次の条項により協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続きを定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、愛川町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に要請することができる。

２　前項により要請をうけた乙は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条第１項の規定により乙に協力を要請する場合の要請手続きは、愛川町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が担当するものとする。

（補　償）

第４条　第２条第２項の規定により通信活動中の乙の会員が負傷した場合等の補償は、災害対策基本法第８４条第１項の規定により愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定の例による。

（報　告）

第５条　乙は、協力できる無線局の状況について毎年３月末までに別に定める様式により甲に報告するものとする。

（疑義の解決）

第６条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたときは、又はこの協定に定める事項について疑義を生じたときはそのつど甲乙協議をして定める。

この協定の成立を証するため、協定書２通を作成し甲乙記名押印し、各１通を保有する。

昭和５３年　９月　１日

甲　　愛川町角田２５１番地
　　愛川町長　相　馬　晴　義

乙　　愛川ハムクラブ
　　代表　愛川町半原６３８５
　　小　島　正　嘉

『協定 2-2-5-2』

災害時タクシー無線通信の協力に関する協定書

愛川町長（以下「甲」という。）と有限会社中津交通（以下「乙」という。）の間において、地震、風水害、その他の災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に有線通信を利用することができないか、又は、これを利用することが著しく困難である場合の非常通信及び災害通信について、協力を求め情報収集のため次のとおり協定する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時に災害情報の収集及び伝達について、乙の協力を必要とするときは、乙に要請することができる。

２　前項により要請をうけた乙は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第２条　前条第１項の規定により、乙に協力を要請する場合の要請手続は、愛川町災害対策本部事務局が担当し、乙に対して要請するものとする。

（補　償）

第３条　第１条第２項の規定により情報の収集及び伝達活動中に、乙の社員が負傷等した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）及び他に適用がない場合は、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定を準用する。

（協議事項）

第４条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定の協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成８年１２月２７日

甲　愛川町角田２５１番地
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　神奈川県愛甲郡愛川町中津４０９５番地３
中津交通有限会社
代表取締役　村　瀬　博　三

『協定 2-2-5-3』

非常無線通信の協力に関する協定書

愛川町　相馬晴義（以下「甲」という。）とJP1YGR管理団体代表　阿部克正（以下「乙」という。）は、災害非常事態により、有線通信を利用することができない場合または利用することが著しく困難な場合の通信について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和25年法律131号）第52条第４号に定める非常通信の運用について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、愛川町内に災害等が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、情報収集及び伝達について必要を生じたときは、乙に要請することができる。

２　乙は、前項により要請を受けたときは、アマチュア無線局に与えられたメディアを駆使して甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条第１項の規定により乙に協力を要請する場合の手続は、愛川町災害対策本部長が担当するものとする。

（補償）

第４条　第２条第２項の規程により通信活動中に乙の会員が負傷等した場合の補償は、災害対策基本法第84条第1項の規程により愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第13号）の規程の例による。

（報告）

第５条　乙は、協力できる無線局の状況について、毎年３月末までに、別の定める様式により甲に報告するものとする。

（協議の解決）

第６条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定の定める事項について疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成９年３月24日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田252－1
　　愛川町長　　相馬　晴義

乙　神奈川県厚木市中町３－18－５
　　JP1YGR管理団体
　　代　　表　　安部　克正

『協定 2-2-5-4』

愛川町防災行政無線局設置に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と神奈川県内陸工業団地協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあり、有線通信を利用することができない場合又はこれを利用することが著しく困難である場合における非常通信及び災害通信としての活用を図るため、愛川町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（無線局の設置）

第１条　甲は、乙が所有する事務室内に無線局を設置する。

（無線局の経費負担）

第２条　無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所の無償貸与）

第３条　乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第４条　乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

２　前項により、場所を変更するために必要な費用については乙の負担とする。

（設置機器類の基準）

第５条　無線局の無線設備は、別表に掲げる機器類を基準とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

（無線管理者）

第６条　乙の事務室内に設置された無線局に無線局管理者及び電波法第２条第６号の規定に基づく無線従事者を置く。

２　無線局管理者は、愛川町長とする。

３　無線従事者は、乙の職員のうちから、甲が選任した者を充てる。

（無線従事者の研修）

第７条　甲は、無線従事者の確保又は技術向上を図るため、毎年１回以上の研修を行うこととする。

第２章　管理運用

（定期点検等）

第８条　甲は、無線設備を常に確実かつ安全に作動させるため、定期点検を行うものとする。

２　乙は、前項の定期点検又は修理の作業を実施するに際して、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

３　無線設備の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

（法規に定める備付品）
第９条　無線局の管理運用に関するもので、電波法及び同法施行規則等で規定された備付品については、甲の負担において常備する。
（光熱水費等の負担）
第１０条　乙の敷地内に設置された無線設備の運用に要する電力及び発動発電機用燃料その他消耗品は、乙の負担とする。
（通信の原則）
第１１条　無線局による通信は、愛川町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関するものでなればならない。
（無線局の管理運用）
第１２条　この協定書に定めるものを除くほか、無線局の管理運用に関する事項は、甲が別に定める愛川町防災行政無線局運用管理規程の定めによる。

第３章　その他

（有効期間）
第１３条　本協定の有効期間は、平成１９年１１月２０日から平成２０年３月３１日までとする。なお、期間満了の日から３ヶ月前までに、甲と乙のいずれからもなんら申出がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。
（疑義の決定等）
第１４条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１９年１１月２０日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　厚木市上依知３００１番地
神奈川県内陸工業団地協同組合
理事長　内田　正勝

『協定 2-2-6-1』

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

神奈川県、横浜市及び川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県石油業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、神奈川県域で地震等による災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）に交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅するもの(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲と乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができるものとする。

(1) 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し一時休息所として、飲料水、トイレを提供すること。

(2) 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対しラジオの音声を流しておくなど他、テレビ等による情報の提供、地図等による通行可能な道路に関する情報を提供すること。

（支援の実施）

第３条　乙は前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第４条　前条に前条に規程する支援の実施に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（適用）
第７条　この協定は、平成15年５月29日から適用する。
　この協定の締結を証するため、本書４通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成15年５月29日

甲　横浜市中区日本大道１
神奈川県知事　　松沢　成文

横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市長　　中田　宏

川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市長　　阿部　孝夫

乙　横浜市中区万代町３丁目５番３号
神奈川県石油業協同組合
理事長　　森　　洋

『協定 2-2-6-2』

災害情報等の放送に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムさがみ（以下「乙」という。）とは、災害、事故その他町民生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における情報（以下「災害情報等」という。）の提供及び放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に鑑み、災害情報等を町民等に対して適切に伝えるため、互いに協力するものとする。ただし、いかなる場合においても放送の主体は乙に置き、監理一切は乙が行うものとする。

（災害情報等の提供）

第２条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、放送を依頼することができる。

２ 乙は、前項の依頼があった場合は、他の番組に優先してこの災害情報等を放送する。

３ 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の提供を求めることができる。

（費用の負担）

第３条 甲の依頼に基づく放送に関する費用については、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、災害情報等の放送を円滑に実施するため、それぞれに連絡責任者を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（協定期間）

第５条 この協定の有効期間は、平成２６年８月６日から１年間とする。ただし、協定期間満了日の１か月前までに、甲又は乙から申し立てがない場合は、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第６条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年８月６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１

愛　川　町　長　　小　野　澤　　豊

乙　相模原市中央区相模原６丁目２０番１号

株式会社 エフエムさがみ

代表取締役社長　　原　　保　美

災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、愛川町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムさがみ（以下「乙」という。）との間で締結した災害情報等の放送に関する協定（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この覚書において、次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害情報等　震度４以上の地震が発生した場合の情報若しくは震度４以上の地震が発生するおそれのある場合の情報、東海地震に関する情報、風水害に関する情報又は事故等町民生活に影響を与える緊急事態が発生した場合の情報をいう。

(2) 緊急情報　災害情報等のうち、緊急を要する情報で、災害防止と被害の拡大防止を図るため、甲が乙に提供する情報をいう。

(3) 一般情報　災害情報等のうち、災害による被災者の生活の安定等に資する目的で、甲が乙に提供する行政情報又は生活関連情報をいう。

（災害情報等の放送依頼）

第３条　甲は、協定第２条第１項の規定に基づき、乙に対して災害情報等の放送を依頼するときは、放送依頼の理由、放送事項、放送時刻その他必要な事項を明らかにした放送依頼書（別紙第１号様式）を、乙に送付しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、電話等で依頼することができる。この場合、後日、あらためて放送依頼書を乙に送付するものとする。

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から放送依頼を受けたときは、放送の適否を検討し、他の放送番組に優先して放送を行うものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲及び乙は、放送依頼及び放送事項の伝達等を確実に行うため、次の連絡責任者を置く。

区　分	連絡責任者
甲	防災対策所管課長
乙	放送局長

（責任の分担）
第６条 甲が依頼した災害情報等については甲が、当該放送については乙がそれぞれ責任を負う。

（費用負担）
第７条　甲の依頼に基づく放送に関する費用については、乙が負担するものとする。ただし、その放送が長期にわたる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（疑義等の決定）
第８条 この覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年８月６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地1

愛　川　町　長　　小　野　澤　　豊

乙　相模原市中央区相模原６丁目２０番１号

株式会社 エフエムさがみ

代表取締役社長　　原　　保　美

（株）エフエムさがみ
FAX　042-776-3943
電話　042-776-3980

第1号様式（第３条関係）

平成　　年　　月　　日　　時　　分

株式会社 エフエムさがみ
代表取締役社長　　殿

愛川町長

災害情報等の放送依頼書

災害情報等の放送に関する協定第２条第１項及び災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書第３条に基づき、次のとおり災害情報等の放送を依頼します。

放送要請の理由	災害情報等の放送に関する協定に基づき災害情報等を町民等に対して提供するため。
放送事項	□緊急情報（□地震情報　□東海地震情報　□緊急事態情報） □一般情報
放送時刻	平成　　年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から 午前・午後　　時　　分まで
放送内容	別添放送原稿　□有　　□無　　原稿　　枚
連絡責任者	防災所管課長（氏名　　）
担当者	所属　　氏名 電話
その他の事項	

『協定 2-2-6-3』

災害発生時における日本郵便株式会社愛川町内郵便局と愛川町との協力に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社愛川町内郵便局（以下「乙」という。）は、愛川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第１条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条 甲及び乙は、愛川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（７）　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

２　乙は、愛川町内において災害が発生した場合、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。
（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　愛川町消防長
乙　日本郵便株式会社　愛川郵便局長
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年１０月１日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　神奈川県愛甲郡愛川町角田１４５
愛川町内郵便局
代表　日本郵便株式会社
愛川郵便局長　本多　治昭

神奈川県愛甲郡愛川町中津７７８－６
日本郵便株式会社
中津郵便局長　熊坂　厚

神奈川県愛甲郡愛川町三増８７２－３
日本郵便株式会社
高峰郵便局長　市川　裕之

神奈川県愛甲郡愛川町田代４４０－１
日本郵便株式会社
愛川田代郵便局長　落合　邦久

神奈川県愛甲郡愛川町半原４２２０
日本郵便株式会社
半原郵便局　森　俊昭

『協定　2-2-6-4』

災害時における放送等に関する協定

愛川町(以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は､愛川町内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。）において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

（１）放送要請の理由

（２）依頼する放送の内容

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

２　前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。

３　要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は乙に文書を送付するものとする。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、第２条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第５条　甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第２条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状

況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３ケ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、２通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年３月１４日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町長　　小　野　澤　　豊

乙　東京都千代田区丸の内1丁目８番１号
株式会社ジェイコムイースト
代表取締役社長　　堀　田　　和　志

『協定 2-2-8-1』

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

愛川町長（以下「甲」という。）と神奈川県教育委員会教育長（以下「乙」という。）は、愛川町地域防災計画に基づき、愛川町で災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合における避難者の避難施設として、乙の管理する神奈川県立愛川ふれあいの村(以下「乙の施設」という。)を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）
第１条　甲が避難施設として使用するのは、乙の施設とする。また、施設使用にあたり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）
第２条　甲は、乙の施設を避難施設として使用する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。
２　甲は、前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合、被災者の要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

(避難対象者等)
第３条　本協定に基づく避難対象者は、原則として地域住民及び被災者とする。 ただし、乙の施設利用者が帰宅困難な状況になり、施設内に留まる必要がある場合は、乙の施設利用者の施設利用を優先するものとする。

(避難した者の管理)
第４条　乙の施設に避難した者の管理は、原則として甲が行う。

(使用期間)
第５条　使用期間は、原則として３０日以内とする。 ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議のうえ、延長することができるものとする。

(使用料)
第６条　避難施設の使用料は無料とする。ただし、乙の施設に避難した者の使用に伴い発生した費用については、原則として甲が負担する。

(使用施設等の原状復旧)
第７条　避難施設として使用することにより施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(施設変更等の報告)
第８条　乙は、建築物の増改築等により当該使用施設に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

（協議事項等）
第９条　この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議するものとする。
　また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定は、平成２３年１２月１６日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

　平成２３年１２月１６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1

愛川町長　　山田　登美夫　㊞

乙　神奈川県横浜市中区日本大通 33

神奈川県教育委員会教育長

藤井　良一　　㊞

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定細則

「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」第９条の規定に基づき、愛川町長（以下「甲」という。）が災害による被災者の避難施設として、神奈川県教育委員会教育長（以下「乙」という。）との間において、愛川町内に災害による被災者が発生した場合における愛川町内の災害による被災者の避難施設として、乙の管理する神奈川県立愛川ふれあいの村（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり細則を締結する。

（使用場所）

第１条　甲が避難施設として使用する場所は、乙の施設のうち、原則としてグラウンド、体育館、第２キャンプファイアー場及びプール跡地とする。ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議のうえ、使用できる施設を別に定めることができる。

（施設管理者不在時の対応）

第２条　夜間及び休所日などの施設管理者の不在時は、警備委託担当者の立会いのもと解錠する。

（協議事項等）

第３条　この細則に疑義等が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、乙から申し出のあった場合、本細則を変更できるものとする。

（有効期間）

第４条　この細則は、平成２３年１２月１６日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２３年１２月１６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長　　山田　登美夫　　㊞

乙　神奈川県横浜市中区日本大通33

神奈川県教育委員会

教育長　　藤井　良一　　㊞

『協定 2-2-8-2』

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

愛川町長（以下「甲」という。）と神奈川県立愛川高等学校長（以下「乙」という。）は、愛川町地域防災計画に基づき、愛川町で災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合における避難者の避難施設として、乙の管理する神奈川県立愛川高等学校（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第１条　甲が避難施設として使用するのは、乙の施設とする。また、施設使用にあたり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第２条　甲は、乙の施設を避難施設として使用する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合、被災者の要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（避難対象者等）

第３条　本協定に基づく避難対象者は、原則として地域住民及び被災者とする。ただし、乙の学校の生徒、関係者及び乙の施設利用者（以下「乙の学校の生徒等」という。）が帰宅困難な状況になり、施設内に留まる必要がある場合は、乙の学校の生徒等の施設利用を優先するものとする。

（避難した者の管理）

第４条　乙の施設に避難した者の管理は、原則として甲が行う。

（使用期間）

第５条　使用期間は、原則として３０日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議のうえ、延長することができるものとする。

（使用料）

第６条　避難施設の使用料は無料とする。ただし、乙の施設に避難した者の使用に伴い発生した費用については、原則として甲が負担する。

（使用施設等の現状復旧）

第７条　避難施設として使用することにより施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により当該使用施設に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

（協議事項等）
第９条　この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定は、平成２３年１２月１６日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２３年１２月１６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長　　山田　登美夫　　㊞

乙　神奈川県愛甲郡愛川町三増822-1

神奈川県愛川高等学校

校　長　　近藤　順子　　㊞

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定細則

「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」第９条の規定に基づき、愛川町長（以下「甲」という。）が災害による被災者の避難施設として、神奈川県立愛川高等学校長（以下「乙」という。）との間において、愛川町内に災害による被災者が発生した場合における愛川町民の避難施設として、乙の管理する神奈川県立愛川高等学校（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり細則を締結する。

（使用場所について）

第１条　甲が避難施設として使用する場所は、乙の施設のうち、第１次避難開放箇所として、体育館、柔剣道場、男・女トイレ（体育館１階）、第２次避難開放箇所として、トレーニング室、調理室、日本語室、カウンセリングルーム、保健室、視聴覚教室、書道教室、北棟１階女子トイレ・北棟２階男子トイレ、第３次避難開放箇所として、１－１から１－８教室、２－１から２－６教室、３－１から３－６教室、北棟１階男子トイレ、北棟２階女子トイレ、北棟３階男・女トイレ、北棟４階男・女トイレ、南東２階男・女トイレ、南東３階男・女トイレとする。

避難開放箇所を実際にどこまで開放するかどうかについては、災害の規模、避難して来た地域住民や被災者、帰宅困難な生徒や教職員等の状況を見て総合的に判断する。

（教職員不在時の対応について）

第２条　年末年始休業日（１２月２９日から１月３日まで）を除く平日の午前７時００分から午後７時３０まで、土・日曜日及び祝日の午前８時１５分から午後７時１５分までにおいては、教職員または、学校警備員が勤務しているが、それ以外の時間帯については、避難所運営委員会規約の委員会名簿の施設管理者に連絡し指示を受ける。

同時に鍵管理者は、学校正門から入り、体育館、柔剣道場、男・女トイレ（体育館１階）を開放する。連絡により確認できない場合は、臨機応変に対応するものとする。

（協議事項等）

第３条　この細則に疑義等が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、乙から申し出のあった場合、本細則を変更できるものとする。

（有効期間）

第４条　この細則は、平成２４年３月２２日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２４年３月２２日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町長　　山田　登美夫　　㊞

乙　神奈川県愛甲郡愛川町三増822-1
神奈川県立愛川高等学校
校　　長　　近藤　順子

『協定 2-2-9-1』

災害時における機材の出動等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と篠崎建材合資会社（以下「乙」という。）とは、火災又は地震等の災害（以下「災害等」という。）により人命の救助又は火災防ぎょ等を円滑に実施するため、乙の所有する機材（別表）の出動及び借用（以下「出動等」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

（出動等要請）

第１条　甲は、災害等により機材の出動等を必要とする場合、乙に別記様式（１）をもって出動等の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請を　し、事後書面手続きをするものとする。

２　前項により、甲から要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

第２条　乙は、甲の要請に協力した場合は、別記様式（２）をもってすみやかに報告するものとする。

（指揮命令）

第３条　乙は、災害時の現場にあっては、町長の指揮の下に行動するものとする。

（費用の負担）

第４条　出動等に要する経費は、適正な価格をもって甲が負担するものとする。

（補　償）

第５条　この協定に基づいて出動等をし、乙又は、乙に所属する操作員が災害等により負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は本人又は遺族に対し、消防法（昭和　２３年法律第１８６号）第３６条の３の規定により、愛川町消防団員公務災害補償条例　（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定を適用して補償する。

（疑義の解決）

第６条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議をして定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書２通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

昭和５８年１２月２４日

甲　　愛川町角田２５１－１
　　愛川町長　相　馬　晴　義

乙　　神奈川県愛甲郡愛川町角田１０７５－１
　　篠崎建材合資会社
　　代表社員　篠　崎　忠　雄

別表

機　　材

機　　種	数	特　記　事　項
クレーン車	２台	
ジープ車	１台	
舟　　艇	１艇	

様　式－１

愛　　災　　本
年　　月　　日

殿

愛川町長

災害時における機材の出動等について（要請）

　　年　　月　　日に締結した災害等における機材の出動等に関する協定書に基づき、次のとおり要請いたします。

記

１　要 請 日　　年　　月　　日

２　要請場所

３　要請機材

４　人　　員

５　そ の 他

様　式－２

年　　月　　日

愛　　川　　町　　長　　殿

印

災害時における機材の出動等について（報告）

年　　月　　日づけ愛災本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　出 動 日　　年　　月　　日

２　出動場所

３　出動機材

４　人　　員

５　そ の 他

『協定 2-2-9-2』

災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、愛川町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策用資機材等（以下「資機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が行う作業に必要となる資機材を乙が供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　災害時において、甲が資機材を必要とするときは、甲は乙に対して調達可能な資機材の供給について協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、応急対策資機材要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話等をもって要請し、後日、遅滞なく応急対策資機材要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。

（応援の実施）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、資機材の優先供給に努めるものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第４条　資機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は、運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

２　資機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

３　甲は、資機材の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第５条　第３条の規定による応援のための費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生時直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は愛川町危機管理室長とし、乙の連絡責任者は相模ブロック長とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲、乙いずれからも意思表示がない

ときは同一条件で、更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１月２６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長　　小野澤　豊

乙　東京都中央区日本橋3-12-2朝日ビルディング7F

株式会社アクティオ

代表取締役社長　　小沼　光雄

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

株式会社　アクティオ
　代表取締役　殿

愛川町長

応急対策資機材要請書

応急対策資機材の供給について、次のとおり要請します。

災害状況及び活動内容	

必要とする資機材及び数量等			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
発電機 （　　）			
照明機器 （　　）			
通信機器 （　　）			
冷暖房機器 （　　）			
仮設トイレ （　　）			
仮設ハウス （　　）			
シャワーユニット （　　）			
車両 （　　）			
重機 （　　）			
（　　）			
その他必要事項			

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

愛川町長　殿

株式会社　アクティオ
代表取締役

応急対策資機材報告書

応急対策資機材の供給について、次のとおり報告します。

協力内容（供給資機材及び数量等）			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
発電機 （　　）			
照明機器 （　　）			
通信機器 （　　）			
冷暖房機器 （　　）			
仮設トイレ （　　）			
仮設ハウス （　　）			
シャワーユニット （　　）			
車両 （　　）			
重機 （　　）			
（　　）			

その他報告事項	

別表

応急対策資機材一覧表

種　　類
・発電機 ・照明機器 ・通信機器 ・冷暖房機器 ・仮設トイレ ・仮設ハウス ・シャワーユニット ・車両 ・重機

※上記以外の資機材についても、要請時に協議し、供給可能な場合は対象とする。

『協定 2-2-9-3』

災害時における応急対策の協力に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と神奈川県自動車整備振興会厚木支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策を実施するための支援について、円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、人命の救助活動、放置車両の撤去、活動車両の緊急修理等に関する応急対策について、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において、車両内への閉じ込めや車両の下敷き等の被害に遭った人に対する人命救助活動、道路等に放置された車両の撤去、災害復旧活動に従事している車両が故障した際の緊急修理に必要な人員と特殊車両等の派遣、その他、工具、器具、機械類の貸与及びその操作を乙に協力要請をすることができるものとする。

２　前項の場合において甲は、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）災害の状況及び応援を要請する理由

（２）応援を必要とする内容

（３）応援を必要とする場所

（４）応援を必要とする人員

（１）　応援を必要とする予定期間（貸与品含む）

（２）　その他必要な事項

３　乙は、災害により被害に遭った人に対する人命救助活動を行おうとする者（以下「救助活動者等」）から、工具、器具、機械類の貸与の申し出を受けたときは、前項に規定する甲の要請の有無にかかわらず、貸与することに支障のない範囲で、直接、当該救助活動者等に貸与できるものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請又は救助活動者等からの申し出を受けたときは、やむを得ない事由のない限り他の業務に優先して、要請事項について適切な措置をとるものとする。

２　乙は、前項の規定により応急対策の業務を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告しなければならない。

（１）応援に従事した期間又は貸与した期間

（２）応援に出動した場所

（３）応援に出動した人員

（４）活動した内容と結果

（５）その他必要な事項

（費用の請求等）

第４条　第３条及び前条に規定する措置に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は災害発生直前における適正な価格とする。

（災害補償）

第５条　甲は、第３条に規定する措置に従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年愛川町条例第13号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年７月１６日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　愛川町棚沢８８４番地
神奈川県自動車整備振興会厚木支部
支部長　大野　桂司

第１号様式（第２条関係

愛　消　本

年　　月　　日

神奈川県自動車整備振興会厚木支部
支部長　　様

愛川町長

協　力　要　請　書

１　災害の状況及び応援を要請する理由

２　応援を必要とする内容

３　応援を必要とする場所(案内図添付)

４　応援を必要とする人員

５　応援を必要とする予定期間

年　　月　　日（　　）から

年　　月　　日（　　）まで

６　その他必要な事項

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

神奈川県自動車整備振興会厚木支部
支部長　　印

災害時における応急対策活動報告書

年　　月　　日付　愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　応援に従事した期間又は貸与した期間

年　　月　　日（　　）から

年　　月　　日（　　）まで

２　応援に出動した場所(案内図添付)

３　応援に出動した人員

４　活動した内容と結果

５　その他必要な事項

『協定 2-2-9-4』

災害時における建設機械の供給に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）とコマツレンタル株式会社（以下「乙」という。）とは、愛川町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における建設機械の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、甲が行う作業に必要となる建設機械を乙が供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　災害時において、甲が建設機械を必要とするときは、甲は乙に対して調達可能な建設機械の供給について協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、第１号様式により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、事後に速やかに第１号様式を乙に提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、可能な範囲で建設機械の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第４条　建設機械の引渡し場所は、甲の状況に応じ、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は、運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

２　建設機械の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

３　甲は、建設機械の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第５条　建設機械のレンタル費用及び前条第２項の規定により乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

２　乙は、書類により建設機械のレンタル費用及び運搬費用を甲に対して請求するものとする。

３　前項の建設機械のレンタル費用及び運搬費用は、災害発生時の直前における適切な提供価格を基準として考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

４　甲は、第２項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

（情報交換）
第６条　甲と乙は、それぞれに連絡責任者を定め、平常時から相互の連絡体制及び建設機械の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（有効期限）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲、乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で、更新するものとし、以後も同様とする。
２　この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。
（協議）
第８条　この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年１月２６日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長　　小野澤　豊

乙　神奈川県横浜市神奈川区神奈川2丁目16番地15号
コマツレンタル株式会社
代表取締役　　小野寺　昭則

『協定 2-2-10-１』

災害時における医療救護活動に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と一般社団法人厚木歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、愛川町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第２条　甲と乙は、前条の定めによる医療救護活動の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣体制

(2) 歯科医師及び歯科衛生師の活動指針

(3) その他必要な事項

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣及び町内歯科医療機関の協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班等を組織・派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

（歯科医療救護班等の業務）

第５条　歯科医療救護班等は、甲が拠点医療救護所及び避難所に設置する医療救護所さらに、町内歯科医療機関等（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとし、その業務は次のとおりとする。

(1) 歯科医療を必要とする被災傷病者の傷病程度の診断

(2) 歯科医療を必要とする被災傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 歯科医療を必要とする被災傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(4) 警察からの要請に基づく死体の個人識別､検案等への協力

(5) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣した歯科医療救護班が使用する医薬品等については、甲が供給するものとする。ただし、当該歯科医師が携行するものについては、これを使用するものとする。

（医療費）

第７条　救護所等における応急的な被災傷病者の医療費は、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、前項に該当する場合を除き、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）
第８条　甲の要請に基づき、歯科医療救護班等が医療救護活動を実施した場合の次の経費は、甲の負担とする。
(1) 歯科医療救護班の派遣及び町内歯科医療機関の活動等に要した経費
(2) 歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
(3) 医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償
（医事紛争の処理）
第９条　乙は、医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。
（活動報告）
第10条　乙は、第５条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。
（実施細目）
第11条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（疑義等の決定）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。
（有効期限）
第13条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

附則
平成１６年３月１１日付けで締結した、「災害時における医療救護活動に関する協定書」については、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年　月　　日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長

乙　厚木市中町１丁目８番１２号
社団法人厚木歯科医師会
会　　長

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細目

愛川町（以下「甲」という。）と社団法人厚木歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第１１条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（協力要請）

第１条　協定第３条の規定による歯科医療救護班の派遣要請は、災害時歯科医療救護班派遣要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭をもって要請することができる。

（緊急派遣）

第２条　乙は、災害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、甲の派遣要請を待たずに歯科医療救護班を派遣することができる。この場合、その派遣については協定第３条の規定に基づく派遣とみなす。

２　前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合は、乙は、速やかにその旨を甲に連絡するものとする。

（費用弁償等）

第３条　協定第８条第１項第１号の経費の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和４０年神奈川県告示第５６１号）の例による。この場合において、歯科医師の日当については、半日（４時間）当たりの額として算定する。

２　協定第８条第１項第２号の経費の額は、災害発生直前における適正な価格により算定する。

３　協定第８条第１項第３号の損害補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３７年神奈川県条例第５１号）の例による。

（活動実施の報告）

第４条　協定第１０条の規定による活動報告は、災害時医療救護活動報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（経費の請求）

第５条　乙は、第３条の規定による経費を請求する場合は、災害時医療救護活動経費請求書（第３号様式）に次の書類を添付し、甲に請求するものとする。

(1) 歯科医療救護班派遣名簿（第４号様式）

(2) 医薬品等使用報告書（第５号様式）

（医事紛争報告）
第６条　乙は、協定第９条に規定する医事紛争が生じた場合は、速やかに医事紛争報告書（第６号様式）を甲に提出するものとする。
（協議）
第７条　この実施細目に定めのない事項及びこの細目について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年　月　　日

甲　愛川町角田２５１番地１
　　愛川町長

乙　厚木市中町１丁目８番１２号
　　社団法人厚木歯科医師会
　　会　　長

第１号様式

災害時歯科医療救護班派遣要請書

年　　月　　日

厚木歯科医師会長　殿

愛　川　町　長

次のとおり歯科医師等の派遣を要請します。

災害の状況	
派遣の期間	自　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
派遣の場所	
派遣人員	
その他	

第２号様式

災害時医療救護活動報告書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

厚木歯科医師会長

次のとおり報告します。

活動の期間	自　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
活動の場所	
活動人員	人
受診者数	重症　　人 軽症　　人　　計　　人 死亡　　人
その他 （活動概要等）	---------- ---------- ---------- ---------- ---------- ----------

第３号様式

災害時医療救護活動経費請求書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

厚木歯科医師会長

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、歯科医療救護班派遣経費等について、関係書類を添えて次のとおり請求します。

１　請求金額　　金　　円

２　請求内訳　(1)　歯科医師派遣経費　　円
　　(2)　医薬品等の使用経費　　円

３　添付書類　(1)　医療救護班派遣名簿
　　(2)　医薬品等使用報告書

第４号様式

歯科医療救護班派遣名簿

医療救護場所	歯科医師名	所属医療機関名	活動日数	備　　考

第５号様式

医薬品等使用報告書

品　　名	使　　用　　量		薬価基準価格	
	数量	単　位	単　価	金　額

第６号様式

医事紛争報告書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

厚木歯科医師会長

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、愛川町長の派遣要請による医療救護活動中に医事紛争が生じたので報告します。

１　救護所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　歯科医師　(1) 医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　(2) 氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　患　　者　(1) 住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　(2) 氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　病　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　原因と状況

『協定 2-2-10-2』

愛川町災害時における動物救護事業に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と厚木愛甲獣医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合において、災害時における動物救護事業（以下「事業」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲の地域において地震等による大規模災害が発生した場合、甲が実施する事業について、乙が協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　事業の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫等の愛玩動物（以下「動物」という。）とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、事業を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して第５条に掲げる事項に係る協力の要請をするものとする。

（要請に対する協力）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、協力要請に応じるものとする。

（事業内容）

第５条　乙は、前３条の規定により甲の協力要請に応じた場合は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　負傷している動物の保護及び応急処置に関する事項

(2)　飼育されている動物の健康相談に関する事項

(3)　その他事業に必要な処置に関する事項

（必要物資等の要請）

第６条　乙は、事業実施のために必要な物資等の配布を、甲に要請することができる。

（活動報告）

第７条　乙は、第４条の規定により事業を実施した場合は、その活動実績を甲へ報告するものとする。

（協議事項）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年１２月２１日

甲　所在地　愛甲郡愛川町角田２５１番地１
名　称　愛川町
代表者　愛川町長　小 野 澤　豊

乙　所在地　厚木市戸室四丁目２番１０号１０１
名　称　厚木愛甲獣医師会
代表者　会　長　竹 之 内　貴英

『協定 2-2-10-3』

災害時における医療救護活動に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と一般社団法人厚木医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、愛川町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第２条　甲と乙は、前条の定めによる医療救護活動の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

（１）医療救護班の派遣体制

（２）医師の活動指針

（３）その他必要な事項

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣及び町内医療機関（後方医療機関を含む。）の協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班等を組織・派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

（医療救護班等の業務）

第５条　医療救護班等は、甲が拠点医療救護所及び避難所に設置する医療救護所さらに、町内医療機関等（後方医療機関を含む。以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとし、その業務は次のとおりとする。

（１）被災傷病者の傷病程度の診断

（２）被災傷病者に対する応急処置及び医療

（３）被災傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（４）救護所等での死亡確認及び検案

（５）その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣した医療救護班が使用する医薬品等については、甲が供給するものとする。ただし、当該医師が携行するものについては、これを使用するものとする。

（医療費）

第７条　救護所等における応急的な被災傷病者の医療費は、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、前項に該当する場合を除き、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）
第８条　甲の要請に基づき、医療救護班等が医療救護活動を実施した場合の次の経費は、甲の負担とする。
（１）医療救護班の派遣及び町内医療機関の活動等に要した経費
（２）医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
（３）医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償
（医事紛争の処理）
第９条　乙は、医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。
（活動報告）
第10条　乙は、第５条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。
（実施細目）
第11条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（協議等の決定）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。
（有効期限）
第13条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　小野澤　豊

乙　厚木市厚木町６番１号
一般社団法人厚木医師会
会　長　馬嶋　順子

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細目

愛川町（以下「甲」という。）と一般社団法人厚木医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第１１条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（協力要請）

第１条　協定第３条の規定による医療救護班の派遣要請は、災害時医療救護班派遣要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭をもって要請することができる。

（緊急派遣）

第２条　乙は、災害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、甲の派遣要請を待たずに医療救護班を派遣することができる。この場合、その派遣については協定第３条の規定に基づく派遣とみなす。

２　前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、乙は、速やかにその旨を甲に連絡するものとする。

（費用弁償等）

第３条　協定第８条第１項第１号の経費の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。この場合において、医師の日当については、半日（４時間）当たりの額として算定する。

２　協定第８条第１項第２号の経費の額は、災害発生直前における適正な価格により算定する。

３　協定第８条第１項第３号の損害補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）の例による。

（活動実施の報告）

第４条　協定第10条の規定による活動報告は、災害時医療救護活動報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（経費の請求）

第５条　乙は、第３条の規定による経費を請求する場合は、災害時医療救護活動経費請求書（第３号様式）に次の書類を添付し、甲に請求するものとする。

（１）医療救護班派遣名簿（第４号様式）

（２）医薬品等使用報告書（第５条様式）

（医事紛争報告）

第６条　乙は、協定第９条に規定する医事紛争が生じた場合は、速やかに医事紛争報告書（第６号様式）を甲に提出するものとする。

（協議）

第７条　この実施細目に定めのない事項及びこの細目について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１１月２６日

甲　愛川町角田２５１番地１
　　愛川町長　小野澤　豊

乙　厚木市厚木町６番１号
　　一般社団法人厚木医師会
　　会　長　馬嶋　順子

第１号様式

災害時医療救護班派遣要請書

年　　月　　日

厚木医師会長　殿

愛　川　町　長

次のとおり医師等の派遣を要請します。

災害の状況	---------- ---------- ---------- ---------- ----------
派遣の期間	自　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
派遣の場所	
派遣人員	
その他	---------- ---------- ---------- ---------- ---------- ----------

第２号様式

災害時医療救護活動報告書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

厚木医師会長

次のとおり報告します。

活動の期間	自　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
活動の場所	
活動人員	人
受診者数	重症　　人 軽症　　人　　計　　人 死亡　　人
その他 （活動概要等）	---------- ---------- ---------- ---------- ---------- ----------

第３号様式

災害時医療救護活動経費請求書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

厚木医師会長

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、医療救護班派遣経費等について、関係書類を添えて次のとおり請求します。

１　請求金額　　金　　円

２　請求内訳　(1) 医師派遣経費　　円
　　(2) 医薬品等の使用経費　　円

３　添付書類　(1) 医療救護班派遣名簿
　　(2) 医薬品等使用報告書

第４号様式

医療救護班派遣名簿

医療救護場所	医師名	所属医療機関名	活動日数	備　　考

第５号様式

医薬品等使用報告書

品　　名	使　　用　　量		薬価基準価格	
	数量	単　位	単　価	金　額

第６号様式

医事紛争報告書

年　　月　　日

愛　川　町　長　殿

厚木医師会長

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、愛川町長の派遣要請による医療救護活動中に医事紛争が生じたので報告します。

１　救護所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　医　　師　(1) 医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　(2) 氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　患　　者　(1) 住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　(2) 氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　病　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　原因と状況

『協定 2-2-13-1』

災害時における応急措置についての協定書

愛川町（以下「甲」という。）と社団法人愛川町建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が行う道路、河川、上・下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　前項の場合において甲は、乙に、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、別紙様式１をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭等によることができる。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は甲の要請がなくても緊急性があると判断したときは、自主的に対応するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な資機材及び人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

２　乙は、前条第３項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材及び人員等をもって、自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

３　前２項の場合において、乙は実施後、状況を連絡するとともに、完了後は速やかに別紙様式２により報告しなければならない。

（費用の請求等）

第４条　前条の応急措置等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の費用の価格は、災害発生時における実勢価格とする。

（損害補償）
第５条　第３条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に損害を補償するものとする。

（報　告）
第６条　乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年４月末日までに甲に別紙様式３により報告するものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めない事項又は、この協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（施行日）
第８条　この協定は、平成９年１月６日から施行する。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成　９年　１月　６日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　愛川町角田１２５３番地１
社団法人愛川町建設業協会
会　長　大　野　治　雄

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

様

愛川町長

協　力　要　請　書

１　実施場所（案内図添付）

２　依頼内容

３　着年月日

４　その他

第２号様式（第３条関係）

完　成　届

様

年　　月　　日

請　負　人 住　所 氏　名	
工　事　名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	金　　円
工 事 期 間	年　　月　　日 から　　年　　月　　日 まで
完成年月日	年　　月　　日
監督者職氏名	印

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

愛川町長　　様

災害時に協力できる人員並びに資機材

１　人　員

名

２　機　材

普通トラック		ダンプトラック		ブルトーザー	ホイルローダー	ｸﾚｰﾝ付トラック
大　型	小　型	大　型	小　型			
台	台	台	台	台	台	台

大型‥‥１０ｔを超えるもの

３　資　材

『協定 2-2-13-2』

災害時における応急措置に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と愛甲造園組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲の要請に基づき、乙が円滑な応急対策活動を実施するため、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急対策活動の実施のために必要があると認める場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　前項の場合において甲は、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）災害の状況及び応援を要する事由

（２）応援を必要とする場所

（３）　応援を必要とする期間及び活動内容

（４）　その他必要とする事項

（協力の内容）

第３条　乙は、前条第２項に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむをえない理由のない限り甲と調整の上、応急対策活動を行うものとする。

２　乙は、応急対策活動を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告しなければならない。ただし、活動した場所が複数に及んだ場合は、活動場所別に報告するものとする。

（１）　応援要請を受けた日時

（２）　活動した場所

（３）　活動した人数

（４）　活動の期間

（５）　活動の内容

（費用の請求等）

第４条　前条の応急対策活動に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の費用の価格は、神奈川県土木工事標準積算基準書及び単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

第５条　甲は、第３条の規定に基づき応急対策活動に従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年愛川町条例第13号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年２月２８日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　愛川町中津６１８番地１
愛甲造園組合長　鈴木俊雄

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

様

愛川町長

協　力　要　請　書

１　災害の状況及び応援を要する事由

２　応援を必要とする場所（案内図添付）

３　応援を必要とする期間

年　　月　　日（　　）

（午前・午後）　　時　　分頃　から

年　　月　　日（　　）　　まで

４　応援を必要とする活動内容

５　その他

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

愛甲造園組合

印

災害時における応急対策について

　　年　　月　　日付愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　応援要請を受けた日時

　　年　　月　　日（　）（午前・午後）　　時　　分頃

２　応援活動を実施した場所（図面添付）

３　応援活動を実施した人数

４　応援期間

　　年　　月　　日（　　）から

　　年　　月　　日（　　）まで

５　応援活動内容

『協定 2-2-14-1』

災害等における物資の輸送等に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、愛川町内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。「以下「災害」という。」が発生した場合、又は愛川町外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第２条　この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

（１）甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資」という。）の輸送

（２）前号に定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第３条　甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

２　乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第４条　第２条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

２　第２条に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第５条　甲は、第３条第２項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）又は、「愛川町消防団員等公務災害補償条例」（昭和４１年愛川町条例第１３号）を準用し補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第６条　乙は、第３条第２項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

３　乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）
第７条　乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年１２月２８日条例第７５号。以下「条例」という。）第２条第４号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。
２　乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第２３条第１項に掲げる行為をしてはならない。
３　乙は、その業務に関し、条例第２３条第２項に掲げる行為をしてはならない。
（実施細目）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附　則
平成８年１２月２７日付けで締結した、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年1月３１日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１－１
愛川町長　森　川　絹　枝

乙　神奈川県横浜市港北区新横浜 2-11-1
一般社団法人神奈川県トラック協会
会　長　　筒　井　康　之

『協定 2-2-14-2』

災害時等における自動車用燃料等の供給に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合厚木支部（以下「乙」という。）とは、災害時における自動車用燃料等の供給について次のとおり協定を締結する。

（主　旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域における地震災害、風水害その他災害（以下「災害」という。）の発生に伴い、甲が行う応急措置業務（以下「業務」という。）に従事する自動車（自動二輪車を含む。以下同じ。）に対し、燃料等の供給が円滑に行われることを目的として締結するものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において業務に従事する自動車に燃料等を供給する必要があると認めるときは、乙に対して、燃料等の供給を行うよう要請する。

（要請手続等）

第３条　甲は、要請に当たっては、供給を要する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

２　前項の供給を要する期間その他必要な事項は、災害の状況により甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ変更することができる。

（協力の要請）

第４条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り燃料等を供給するものとする。

（連　絡）

第５条　乙は、毎年４月末日までに、この協定に基づいて燃料等を供給することができる愛川町内の給油取扱所の名称、所在地、電話番号の必要な情報を甲に提供するものとする。

（燃料等の価格）

第６条　甲が乙に支払う燃料等の価格は、その年度において別に契約した単価契約の価格とする。

（補　償）

第７条　第４条に基づく活動中、乙の組合員が負傷した場合等の補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がない場合及び他に補償がない場合は、愛川町消防団等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定により、甲が行うものとする。

（協　議）

第８条　この協定の実施に関して必要な事項及び改正等は、甲と乙との両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成８年１２月２７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　厚木市栄町２－９－１４
神奈川県石油商業組合厚木支部
支部長　川　田　善　久

『協定 2-2-15-1』

災害時における照明確保等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と愛川町電設協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は､愛川町の地域において災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が電力供給の応急措置を円滑に実施するため、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

２　前項の場合において甲は、乙に応急措置を実施する場所、被害状況、作業内容等について第１号様式により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、必要な機材、車両及び人員等をもって、甲の指示に従い、応急措置を行うものとする。

２　乙は、応急措置を実施したときは、その状況を速やかに第２号様式により甲に報告しければならない。

（費用の請求等）

第４条　前条の応急措置等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の費用の価格は、災害発生時における適正な価格とする。

（損害補償）

第５条　甲は、第３条の規定に基づき応急措置に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（報　告）

第６条　乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年４月末日までに甲に第３号様式により甲に報告するものとする。

（協　議）
第７条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（施行日）
第８条　この協定は、平成１９年１２月１１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１９年１２月１１日

甲　　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　　愛川町角田２６６７番地
愛川町電設協会
会長　今井　稔

『協定　2-2-15-2』

災害時の被災建築物に関する応急支援等に係る協定書

愛川町（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会愛川支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、応急危険度判定士の参集及び町内の被災建築物に関する被害認定調査の実施等（以下これらを「応急支援等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、愛川町内に災害が発生した場合において、乙に対し、次に掲げる事項を要請することができるものとする。

（１）　震災建築物応急危険度判定士の参集に関すること。

（２）　被災建築物の建築相談に関すること。

（３）　被災建築物の被害認定調査の技術的支援に関すること。

（４）　被害調査班への参加及び、被害認定調査の実施に関すること。

（５）　前各号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること。

（要請に対する協力）

第２条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合には、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して応急支援等に応じること。

２　乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（費用の負担）

第３条　乙が甲の要請に基づく活動に要した費用は、乙の報告書に基づき、甲乙が協議して、甲がその実費を時価により支払うものとする。ただし、平時の訓練等はこれに当たらないものとする。

（災害補償）

第４条　甲の要請に基づいて応急支援等に従事した者の死亡、負傷又は疾病が当該応急支援等に従事したことによるものであるときは、本人又は遺族に対し、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定により、その都度協議して損害補償を行うものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）又は労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）が適用された場合には、適用された法の規定に基づき保障するものとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛川町危機管理室とし、乙においては一般社団法人神奈川県建築士事務所協会愛川支部長とする。ただし、災害時の協力

の要請に係る甲の連絡窓口は、愛川町建設部都市施設課又は愛川町総務部税務課とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第７条　この協定は平成２９年４月１日から適用し、平成３０年４月１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年４月１日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　　小野澤　豊

乙　愛川町田代１９４４番地
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会愛川支部
支部長　　荻田　孝男

『協定　2-2-15-3』

災害時における物資輸送等の協力に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社厚木主管支店（以下「乙」という。）とは、愛川町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合及び他の市町村で災害が発生し、物資の輸送等を実施する必要が生じた場合（以下「災害時」という。）における甲の物資輸送等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における甲の業務等に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認められる場合は、次に揚げる事項について乙に協力を要請し、乙は、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（１）甲が指定する場所への物資の輸送等

（２）物資の輸送等の円滑な実施に必要な愛川町災害対策本部等への乙職員の派遣

（３）物資の輸送等に必要な施設や資機材の提供

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合には、提供できる施設、人員、資機材及び車両等を確認し、甲が行う物資の輸送等に協力するよう努めるものとする。

（要請手続及び報告）

第４条　第２条に規定する甲の要請は、愛川町長もしくは愛川町災害対策本部が行うものとする。

２　甲が乙に前項の要請をするに当たっては、次に揚げる事項を文書により提出する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（１） 甲の担当部署及び担当者名

（２） 要請理由

（３） 要請期間

（４） 要請内容

（５） 必要な施設、人員及び資機材

（６）その他必要な事項

３　乙は、甲の要請に対し、次に揚げる事項を文書により回答する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で回答し、後日、速やかに文書を甲に提出するものとする。

（１） 乙の担当部署及び担当者名

（２）提供可能な施設、その連絡先及び担当者

（３）派遣可能な人員

（４）提供可能な資機材

（５）その他必要な事項

４　甲及び乙は、前二項の規定により要請し、又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に通知するものとする。

（活動報告）

第５条　乙は、第３条に規定する協力をしたときは、次に揚げる事項を、文書により甲に報告する。ただし、文書をもって報告することができない場合は、口頭又は電話等で報告し、後日、速やかに文書を甲に提出するものとする。

（１） 乙の担当部署及び連絡担当者名

（２） 従事者数、従事場所及び従事日数

（３） 活動内容

（４） その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する要請の遂行のために乙が要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、施設の使用料金、人員の荷役実績及び輸送等の活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき、乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、別途、甲乙間の協議にて決定する。

（災害時の情報提供）
第１０条　乙は、輸送等の活動中に覚知した災害情報を、甲に提供するよう努めるものとする。

（通知）
第１１条　甲は、災害時の円滑な協力が図られるよう、愛川町地域防災計画等に関し、この協定に関連する変更などが生じた場合は、その都度、乙に通知する。
２　乙は、この協定により提供を予定する施設、人員、資機材等に変更が生じた場合は、その都度、甲に通知するよう努めるものとする。
３　甲及び乙は、本協定に関して担当部署を定め、それらを変更した場合は、相互に通知する。

（協定実施の円滑化）
第１２条　甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うため、次に定める方法により、相互の連携を図るよう努めるものとする。
（１）　甲は、その主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は、積極的に訓練に参加するよう努めるものとする。
（２）　この協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議を実施するものとする。

（実施細目）
第１３条　この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定の有効期間は、平成２９年４月１日から平成３０年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示をしない限り、期間満了の日から同一条件をもって更に１年間延長するものとし、以降も同様する。
２　甲又は乙は、１か月の予告期間をもって文書により相手方に申し出ることで、この協定を解除することができる。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年４月１　日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１
愛川町長　　小 野 澤　 豊

乙　神奈川県愛甲郡愛川町中津４００１番地８
ヤマト運輸株式会社　厚木主管支店
主管支店長　　本 橋　秀 己

『協定　2-2-15-4』

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）及びＧＬＰ投資法人（以下「乙」という。）は、愛川町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が所有する施設の一時的な開放に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に対して災害時に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）災害派遣等従事車両の待機場所

（２）緊急消防援助隊車両の待機場所

（３）物資・資機材保管用仮設テントの設置

（４）その他必要と認められる事項

（協力要請等）

第３条　甲は、災害時において、施設の開放が必要と認められるときは、乙の施設の開放を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

３　前項の場合において、甲は次に揚げる事項を明らかにして、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）開放を要請する理由

（２）使用期間

（３）担当者

（災害時における提供施設及びその範囲等）

第４条　災害時における提供施設の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	ＧＬＰ厚木Ⅱ
所在地	神奈川県愛甲郡愛川町中津４０２２番２、４０４１番１
使用範囲	別紙１の駐車場内であり、尚かつ、甲から施設の開放要請があった時点において、乙の指定した駐車場とする。

２　施設の開放中において、乙が必要と認める場合は、甲の使用場所の使用停止又は

移動を申し入れることができる。

（経費の負担）
第５条　災害時の施設使用に伴い、施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）
第６条　乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、 協定締結日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の１か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）
第８条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２９年４月２７日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１
愛川町長　小野澤　豊

乙　東京都港区東新橋１丁目５番２号
汐留シティセンター
ＧＬＰ投資法人
執行役員　辰巳　洋治

『協定 2-2-17-1』

大規模災害時における相互応援に関する協定書

県央やまなみ地域の秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「県央市町村」という。）は、地震等による大規模災害時の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、県央やまなみ地域で発生した大規模災害に関し、県央市町村間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 県央市町村の職員の災害復旧活動
(2) 県央市町村の被害状況の把握と救助活動
(3) 医療活動における情報交換
(4) 備蓄品救援物資の相互支援
(5) ボランティアの応援体制のネットワーク化
(6) 県央市町村の防災訓練の実施

（応援の窓口等）

第３条　あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の手段）

第４条　応援は、情報収集等を行い県央市町村内の市町村が被災したと確認又は判断されるとき、自主的に応援体制をとるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担する。
(2) 援助に要する経費は、援助を行う市町村が負担する。

（情報の交換）
第６条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、避難場所の位置、防災備蓄品その他必要な資料の情報交換会（会議）を年１回以上行うものとする。

（協　議）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施　行）
第８条　この協定は、平成８年７月５日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書５通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成８年７月５日

秦野市桜町１丁目３番２号
秦野市長　二宮　忠夫

厚木市中町３丁目１７番１７号
厚木市長　山口　巌雄

伊勢原市田中３４８番地
伊勢原市長　堀江　　侃

愛甲郡愛川町角田２５１番地の１
愛川町長　相馬　晴義

愛甲郡清川村煤ヶ谷２２１６番地
清川村長　城所　　章

『協定 2-2-17-2』

災害時における相互援助に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と、立科町（以下「乙」という。）とは、大規模災害時等における甲と乙の相互援助について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける大規模な災害又は甲若しくは乙が援助を必要とする災害が発生したとき、人命救助や応急復旧のための援助を行うことにより町民生活の安定を図ることを目的とする。

（援助の内容）

第２条　災害の内容に応じ、職員等の派遣及び資機材、食料品、医薬品等の援助を行うほか、必要に応じ被災者の受入れを行うことができるものとする。

（援助要請の手続）

第３条　報道機関等の情報により、被災のあったことを知った町は、災害の状況を知った時点で被災のあった町に援助の申入れを行うことができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、援助を受けようとする町は、電話等により援助要請することができるものとする。

（経費の負担）

第４条　援助に要した経費は、援助を行った町が負担する。ただし、経費の額が著しく大きい場合にあっては、甲と乙が協議して定めるものとする。

（情報資料の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な情報資料を相互に交換するものとする。

（連絡主管課）

第６条　甲及び乙は、あらかじめ相互援助に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（協　議）

第７条　この協定に定めない事項及び実施に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成７年１１月５日

甲　　愛川町長　　相馬　晴義

乙　　立科町長　　遠山　順孝

『協定 2-2-17-3』

県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等（以下「友好都市等」という。）において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村（以下「被災構成市町村」という。）又は被災した友好都市等（以下「被災友好都市等」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供

（４）前３号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第７条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等

（３）応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等

（４）前３号に掲げるもののほか、必要な事項

２　被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

３　第１項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

（被災構成市町村への応援経費の負担）

第５条　被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

２　応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

３　応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（被災友好都市等への応援経費の負担）

第６条　被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

２　応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（連絡担当部局）

第７条　構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（他の協定等との関係）

第８条　この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書８通を作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年９月１日

相模原市長	加山俊夫
厚木市長	小林常良
大和市長	大木哲
海老名市長	内野優
座間市長	遠藤三紀夫
綾瀬市長	笠間城治郎
愛川町長	山田登美夫
清川村長	大矢明夫

『協定 2-2-17-4』

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、神奈川県内において、災害対策基本（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　地域ブロック　県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。

（２）　地域調整本部　市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。

（３）　市町村応援本部　他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。

（４）　市町村連絡員　市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　応急対策に必要な資機材及び物資の提供

（３）　避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（４）　前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

（県の役割）

第４条　県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

２　県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

（市町村の役割）

第５条　市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

（地域調整本部の設置）
第６条　県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。
（市町村応援本部の設置）
第７条　市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。
（市町村連絡員の派遣）
第８条　地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。
２　地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。
（地域ブロック内での相互応援）
第９条　地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。
（地域ブロックをまたがる相互応援）
第10条　被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。
２　県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。
（県外地域に対する応援の調整）
第11条　県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。
２　県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第２項の規定を準用するものとする。
（応援に要する経費の負担）
第12条　県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。
２　前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。
３　県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、

応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

（他の協定等との関係）

第13条　この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（委任規定）

第14条　この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成２４年４月１日から適用する。

２　この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

平成２４年３月２９日

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

神奈川県市長会会長
茅ヶ崎市長　　服　部　信　明

神奈川県町村会会長

箱根町長　　山　口　昇　士

神奈川県市長会	横浜市長	林　文子
	川崎市長	阿部孝夫
	相模原市長	加山俊夫
	横須賀市長	吉田雄人
	平塚市長	落合克宏
	鎌倉市長	松尾　崇
	藤沢市長	鈴木恒夫
	小田原市長	加藤憲一
	茅ヶ崎市長	服部信明
	逗子市長	平井竜一
	三浦市長	吉田英男
	秦野市長	古谷義幸
	厚木市長	小林常良
	大和市長	大木　哲
	伊勢原市長	長塚幾子
	海老名市長	内野　優
	座間市長	遠藤三紀夫
	南足柄市長	加藤修平
	綾瀬市長	笠間城治郎
神奈川県町村会	葉山町長	山梨崇仁
	寒川町長	木村俊雄
	大磯町長	中﨑久雄
	二宮町長	坂本孝也
	中井町長	尾上信一
	大井町長	間宮恒行
	松田町長	島村俊介
	山北町長	湯川裕司
	開成町長	府川裕一
	箱根町長	山口昇士
	真鶴町長	青木　健
	湯河原町長	冨田幸宏
	愛川町長	山田登美夫
	清川村長	大矢明夫

『協定 2-2-17-5』

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長　下保修(以下「甲」という。)と、愛川町長山田登美夫(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目　的)

第１条　この協定は、愛川町の地域に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲又は乙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第２条　情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

（１）愛川町内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合

（２）愛川町災害対策本部が設置された場合

（３）その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第３条　情報交換の内容は、次のとおりとする。

（１）一般被害状況（人的被害、物的被害等）に関すること。

（２）公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること。

（３）その他甲又は乙が必要とすること。

(情報連絡員の派遣等)

第４条　第２条の各号のいずれに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

２　甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）
第６条　本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定書は、２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を所有する。

平成２４年１月１７日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１－１

愛川町長　　山田　登美夫

『協定 2-2-17-6』

消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市長及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第１条　この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するとともに火災の原因及び消化のために受けた損害の調査(以下「火災調査」という。)を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第２条　前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第１に定める区域に発生した火災及び別表第１の２に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうものとする。

第３条　応援の出場隊数は、通常応援は原則として１隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第４条　特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

(1) 災害の概況及び応援を要請する事由

(2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結場所

(4) 誘導員又は担当責任者

(5) その他

第５条　応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第６条　応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第７条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

(1) 応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町が負担する。

(2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第３者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

第８条　協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第９条　この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条　この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条　この協定は、昭和５０年　８月　１日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

（省　略）

この協定を証するため本書２５通を作成し、記名押印の上１通を保有するものとする。

附　則

この協定は、平成２５年４月１９日から施行する。

（平成２５年４月１９日締結）

【協定2-2-17-7】

愛川町と清川村との消防相互応援協定書

愛川町（以下「甲」という。）と清川村（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第２条　この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

（１）通常応援

別表に定める区域に発生した火災を覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

（２）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に火災等の災害が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第３条　応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第４条　応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、甲又は乙の区域内に、災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第５条　応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第６条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか、次によるものとする。

（１）通常応援のために要した経常的経費は、応援を行なった甲又は乙の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた甲又は乙が現物により、又はその経費を負担するものとする。

（２）特別応援のために要した経費は、応援を受けた甲又は乙が負担するものとする。

（３）応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った甲又は乙の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

（４）応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第３者に損害を与えた場合においては、応援を受けた甲又は乙がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第７条　この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第８条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

附　則

１　この協定は、平成28年４月１日から効力を生ずる。

２　消防相互応援協定（昭和52年４月１日）は、廃止する。

平成28年３月29日

甲　愛川町長　　小 野 澤　　豊

乙　清川村長　　大　矢　明　夫

『協定 2-2-17-8』

災害時における協力に関する覚書

愛川町（以下「甲」という。）と国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり確認する。

（目　的）

第１条　この覚書は、乙が管理する「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」（以下「乙の施設」という。）の周辺において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の甲と乙の協力内容を定め、もって人的被害の軽減と災害の拡大防止に資することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に対して災害時に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（１）負傷者等の一時収容場所として、乙の施設を使用すること。

（２）地震等の影響により、避難行動が困難となった行楽客等が一時避難所として、乙の施設を使用すること。

（３）ヘリコプター臨時離着陸場を使用すること。

（４）災害の情報を提供すること。

（５）その他必要と認められる事項

（利用対象施設）

第３条　甲の利用対象施設は、乙の管理する次の施設とする。ただし、利用対象施設が被災したときはこの限りではない。

所　在　地	愛甲郡愛川町半原字大沢５１５７番地
名　　称	宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館 ※ヘリコプター臨時離着場を含む
建 築 面 積	１，４４０．４５平方メートル
延べ床面積	２，５７１．１６平方メートル

（協力の要請）

第４条　甲は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、施設の利用を必要とするときは、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

３　甲からの協力の要請は、第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請することができるものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が、第４条に基づき協力に要した経費は、甲が負担する。ただし、甲に負担を求めることが困難又は不適当な場合は、適正な負担について個々に甲と乙が協議して決定するものとする。

（損害賠償及び損失補償）
第６条　乙の施設を使用することにより、乙の施設及び設備に損壊等が生じた場合には、甲がこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
２　甲が、乙の施設を使用したことにより乙に損失を与えたときは、甲は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第82条第１項に基づきその損失を補償するものとする。
（協議事項等）
第７条　この覚書について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。
（有効期間）
第８条　この覚書の有効期間は平成２１年１１月１日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、甲及び乙からこの覚書の改定の意思表示が無い場合は、さらに１年有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この覚書を確認した証として、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２１年１０月２８日

甲　愛川町角田２５１番地の１
愛川町長　山田　登美夫

乙　相模原市津久井町青山字南山２１４５番地の５０
国土交通省関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所
所　長　佐藤　郁太郎

第1号様式（第4条関係）

愛　消　本

年　　月　　日

国土交通省関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所
所　長　　殿

愛川町長

協　力　要　請　書

「災害時における協力に関する覚書」に基づき、下記のとおり要請する。

１　災害の状況及び協力を要請する理由

２　協力を要請する内容

３　協力を必要とする予定期間

年　　月　　日（　　）から

年　　月　　日（　　）まで

４　その他必要な事項

『協定 2-2-19-1』

災害時井戸水提供に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、大規模な災害により水道による給水が不能となった時、井戸水を提供するため、次の事項により協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害が発生し水道による給水が不能となった時に、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は愛川町内に災害が発生し、町内の水道による給水が不能となった場合において、乙の協力を必要とするときは、乙に要請することができる。

２　前項により要請を受けた乙は、井戸水を無償にて提供するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条第１項の規定により乙に提供を要請する場合の要請手続は愛川町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が担当するものとする。

（維　持）

第４条　この協定を結んだ井戸は、毎年１回以上町で実施する水質検査に協力するものとする。

２　井戸及びその周辺は常に清潔を保つこと。

３　井戸を閉鎖する場合には、甲に届出をするものとする。

（補　償）

第５条　第２条第２項の規定により井戸水を提供中乙が負傷した場合の補償は、災害対策基本法第３４条第１項の規定により愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定の例による。

（疑義の解決）

第６条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議をして定める。

この協定の成立を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印し、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　愛川町角田２５１番地１
　　愛川町長　　相　馬　晴　義

乙　　愛川町　　番地

『協定 2-2-20-1』

災害時における野菜等供給に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と県央愛川農業協同組合野菜部会（以下「乙」という。）は災害発生により野菜等の確保が困難となったときに、野菜等の供給、受領及び支払い（以下「供給等」という。）に関し次の条項により協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害が発生し野菜等の確保が困難となったときに、甲が乙に供給等の協力を求める場合の手続きを定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　本協定における災害は、災害対策基本法に定める災害のほか、これに準ずる災害及び事故等で、愛川町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が緊急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

（協力の要請等）

第３条　甲は、愛川町内に災害が発生し、野菜等の確保が困難となった場合において乙の協力を必要とするときは、乙に別記様式１をもって要請するものとする。ただし、緊急　を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

２　前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　前条第１項の規定により乙に供給を要請する場合の手続は、本部長が担当する。

（報　告）

第５条　乙は甲の要請に協力した場合は、別記様式２をもってすみやかに報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後文書を提出する。

（費用の負担）

第６条　供給した野菜等及び経費は、災害発生時直前における適正な価格をもって甲が負担する。

（野菜等の引取り）
第７条　野菜等の引渡しは、乙の指定する場所とし、甲は当該場所へ職員を派遣し、品目及び数量を確認のうえ、これを引取るものとする。

（供給する野菜等）
第８条　乙は本協定で供給等の出来る野菜等の品目及び数量について、災害発生後速やかに甲と協議するものとする。

（信義則）
第９条　甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

（疑義の解決）
第10条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、またこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議をして定める。

（有効期間）
第11条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため協定書２通を作成し、甲乙記名押印し、各１通を保有する。

昭和６１年　２月２８日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　愛川町中津７４７番地
県央愛川農業協同組合野菜部会
部会長　関　戸　泰　夫

立会人　愛川町中津７４７番地
県央愛川農業協同組合
組合長理事　伊　従　實

様　式１

愛　　災　　本
年　　月　　日

殿

愛川町長　　相　馬　晴　義

災害時における野菜等の供給等について（要請）

年　　月　　日に締結した災害時における野菜等の供給に関する協定書に基づき、次のとおり要請いたします。

記

１　要　請　日　　年　　月　　日

２　要請野菜等

３　そ　の　他

様　式２

年　　月　　日

愛　　川　　町　　長　　殿

印

災害時における野菜等の供給について（報告）

年　　月　　日づけ愛災本で依頼のあったこのことについて次のとおり報告します。

記

１　要　請　日　　年　　月　　日

２　要請野菜等

３　そ　の　他

『協定 2-2-20-2』

食糧等の物資調達に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社スーパーアルプス（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が保有する食糧等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙の保有する物資の引渡しを要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）支援を要請する事由

（２）物資の引取日時

（３）物資の種別と数量

（４）引取担当者の氏名

（協力の内容）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、甲と調整のうえ、乙が保有する物資の引渡しを行うものとする。

２　乙は、前項の規定により物資の引渡しを実施したときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告しければならない。

（１）物資の引渡日時

（２）物資の種別と数量

（３）引渡担当者及び引取担当者の氏名

（４）その他必要事項

（物資の引渡し）

第４条　前条の規定により乙が物資を引き渡す場所は、乙の店舗とする。

２　甲は、前項の引渡場所へ職員を派遣し、物資の内容を確認のうえ、これを引取るものとする。

（未使用物資の取扱い）

第５条　前条規定により甲が引き取った物資のうち、当該災害時において使用しなかった物の取扱いについては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、賞味期限を超過した食糧及び著しく価格が低下し再販売が困難となった物資等については、甲が買い取るものとする。

（費用の請求等）

第６条　第３条及び前条に規定する物資の引渡し等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の費用の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（災害補償）

第７条　甲は、第３条の規定に基づき物資の引渡しに従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年４月１７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　東京都八王子市滝山町２－３５１番地
株式会社　スーパーアルプス
代表取締役社長　松本　　清

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

様

愛川町長

協　力　要　請　書

１　支援を要請する事由

２　物資の引取日時

年　　月　　日（　　）

（午前・午後）　　時　　分頃

３　物資の種別と数量

番号	物　資　名	数　量

４　担当者の氏名

【引取担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

株式会社　スーパーアルプス
代表取締役　　印

食糧等の物資調達について（完了報告）

年　　月　　日付愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　物資の引渡日時

年　　月　　日（　　）
（午前・午後）　　時　　分頃

２　物資の種別と数量

番号	物　資　名	数　量

３　担当者の氏名

【引渡担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【引取担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

４　その他

『協定 2-2-20-3』

災害時における食糧等の物資調達に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社マルエツ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が保有する食糧等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙の保有する物資の引渡しを要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）支援を要請する事由

（２）物資の引取日時

（３）物資の種別と数量

（４）引取担当者の氏名

（協力の内容）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、甲と調整のうえ、乙が保有する物資の引渡しを行うものとする。

２　乙は、前項の規定により物資の引渡しを実施したときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告しなければならない。

（１）物資の引渡日時

（２）物資の種別と数量

（３）引渡担当者及び引取担当者の氏名

（４）その他必要事項

（物資の引渡し）

第４条　前条の規定により乙が物資を引き渡す場所は、乙の店舗とする。

２　甲は、前項の引渡場所へ職員を派遣し、物資の内容を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（未使用物資の取扱い）

第５条　前条の規定により甲が引き取った物資のうち、当該災害時において使用しなかったものの取扱いについては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、賞味期限を超過した食糧及び著しく価格が低下し再販売が困難となった物資については、甲が買い取るものとする。

（費用の請求等）

第６条　第３条及び前条に規定する物資の引渡し等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の費用の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（災害補償）

第７条　甲は、第３条の規定に基づき物資の引渡しに従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年８月２５日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山　田　登美夫

乙　東京都豊島区東池袋５－51－12番地
株式会社　マルエツ
代表取締役社長　髙　橋　惠　三

第１号様式（第２条関係）

愛　　消本

年　　月　　日

株式会社　マルエツ
代表取締役社長　　殿

愛川町長

協　力　要　請　書

１　支援を要請する事由

２　物資の引取日時

年　　月　　日（　　）

（午前・午後）　　時　　分頃

３　物資の種別と数量

番号	物　資　名	数　量

４　担当者の氏名

【引取担当者】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

株式会社　マルエツ
代表取締役　　印

食糧等の物資調達について（完了報告）

　　年　　月　　日付　愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１　物資の引渡日時

年　　月　　日（　　）

（午前・午後）　　時　　分頃

２　物資の種別と数量

番号	物　資　名	数　量

３　担当者の氏名

【引渡担当者】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【引取担当者】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　その他

『協定 2-2-21-1』

災害時における物資供給に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と愛川町商店会連合会（以下「乙」という。）は災害発生により物資の確保が困難となった時、物資の供給、受領及び支払いに関し（以下「供給等」という。）次の条項により協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害が発生し物資の確保が困難となった時に甲が乙に供給等の協力を求める場合の手続を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　本協定における災害は、災害対策基本法に定める災害のほか、これに準ずる災害及び事故等で、愛川町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が緊急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

（協力の要請等）

第３条　甲は愛川町内に災害が発生し、物資の確保が困難となった場合において乙の協力を必要とするときは、乙に別記様式１をもって要請するものとする。ただし緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

２　前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　前条第１項の規定により乙に供給を要請する場合の手続きは本部長が担当する。

（報　告）

第５条　乙は甲の要請に協力した場合は、別記様式２をもってすみやかに報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後文書を提出する。

（費用の負担）

第６条　供給した物資及び経費は、災害発生時直前における適正な価格をもって甲が負担する。

（物資の引取）
第７条　物資の引渡し場所は乙の店頭とし、甲は当該場所で職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引取るものとする。

（協定する物資等）
第８条　乙は本協定で供給等出来る物資及び数量について、別表に定めるものとする。
２　前項に定める物資等について変更する場合は、あらかじめ甲に報告するものとする。

（疑義の解決）
第９条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義を生じたときはそのつど甲乙協議をして定める。

（有効期間）
第10条　この協定は、昭和６０年１２月　１日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため協定書２通を作成し、甲乙記名押印し、各１通を保有する。

昭和６０年１２月　１日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　愛川町角田２５１番地１
愛川町商店会連合会
会　長　大　成　久　治

様　式１

愛　　災　　本
年　　月　　日

殿

愛川町長　　相　馬　晴　義

災害時における物資の供給等について（要請）

年　　月　　日に締結した災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、次のとおり要請いたします。

記

１　要　請　日　　年　　月　　日

２　要請物資

３　そ　の　他

様　式２

年　　月　　日

愛　　川　　町　　長　　殿

印

災害時における物資の供給について（報告）

　　年　　月　　日づけ愛災本で依頼のあったこのことについて次のとおり報告します。

記

１　要　請　日　　年　　月　　日

２　要請物資

３　そ　の　他

（別　表）

名　　称

代表者名　　住　　所

電話番号　　有線番号

品　　名	数　　量	単　　位	備　　考

『協定 2-2-21-2』

生活必需物資の調達に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社たからや半原店（以下「乙」という。）との間に、災害発生に際し生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（町の要請）

第１条　甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲等）

第３条　物資の範囲は、次のとおりとする。

(1) 寝具類
(2) 医療
(3) 炊事用具
(4) 日用品雑貨
(5) 食器類
(6) 光熱材料
(7) 食料品
(8) その他甲が指定する物資

２　物資の調達数量は、乙の半原店において現に保有し、かつ確保できる数量とする。

（調達要請の方法）

第４条　前条に掲げる物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要する時は口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の価格）

第５条　物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取）
第６条　物資の引渡し場所は、乙の店舗とし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（未使用物品の引取）
第７条　前条規定により甲が引き取った物資のうち未使用のものについては、甲の求めにより当該物資を提供した乙がこれを引き取るものとする。ただし、著しく価格が低下したものについては、この限りでない。

（保有数量の報告）
第８条　乙は、甲から物資の保有数量の確認依頼があったときは、別紙「生活必需物資の保有数量表」により、甲に報告するものとする。

（協議事項）
第９条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

第10条　この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成８年１２月２７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　株式会社　たからや
代表取締役　溝　口　　稔

生活必需物資保有数量表

社　名

執筆者

年　　月　　日現在

物　　品　　名	数　　量	備　　考

『協定 2-2-21-3』

応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ（以下「乙」という。）は、愛川町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るために、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（町の要請）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応急生活物資調達要請書（第１号様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、要請書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する事由

(2) 応援を必要とする物資、数量

(3) その他の必要な事項

（要請に対する協力）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物品の優先供給について協力するものとし、速やかに適切な措置をとるとともに、その数量等を協議し、現品を引き渡すものとする。

（物資の範囲）

第４条　物資の範囲は、別表のとおりとする。

（物資の価格）

第５条　物資の取り引き価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資の引取）

第６条　物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては愛川

町民生部住民課長を、乙においては厚木センター長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）
第８条　乙は、この協定により協力できる物資の保有数量又は生産能力等を甲が指定する日（店卸し時期考慮）までに甲に保有数量表（第２号様式）により報告するものとする。

（広域的な支援体制の整備）
第９条　乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）
第10条　甲は、災害時において、町民に対し物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はそれに協力するものとする。
２　甲及び乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
３　甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（物資の安定供給）
第11条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用して生活物資の安定供給に努力し、物価の高騰防止を図り町民生活の早期安定に寄与するものとする。
２　甲は、前項に規定することに協力するものとする。

（ボランティア活動への支援）
第12条　乙は、災害時に乙の組合員が行う物資の配布等のボランティア活動を支援し、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）
第13条　この協定に定める事項のほか、物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（関係法令の遵守）
第14条　この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

（協議事項）
第15条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙定期的協議を行うも

のとする。

（協定期間）
第16条　この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれの１通を保有するものとする。

平成１１年２月２４日

甲　愛川町角田251番地１

愛川町長　相　馬　晴　義

乙　横浜市港北区新横浜２丁目５番地の11
生活協同組合コープかながわ

理 事 長　馬　場　昭　夫

『協定 2-2-21-4』

災害時における食料等の物資調達に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社クリエイトエス・ディー（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、愛川町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）、甲の要請に基づき、乙が保有する医薬品や食料等の生活必需品（以下「物資」という。）の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

２　前項の場合において甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に書面にて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）支援を要請する理由

（２）物資の引取日時、場所

（３）物資の種別（品目）と数量

（４）運搬方法

（５）その他必要事項

（物資供給の協力）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力に努めるものとする。

２　甲が乙に要請する物資は、次に掲げるものとする。

（１）医薬品

（２）食料品

（３）飲料水

（４）生活必需品

（５）その他

（物資の運搬及び引渡し）

第４条　物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

３　物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員又は甲の指定する者が確認の上、物資の引渡しを受けるものとする。

（対価及び費用負担）
第５条　第２条及び第４条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用の価格は、災害時直前における適正な対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
（支援体制の整備）
第６条　乙は、災害時に円滑な協力が行えるよう、店舗間等の相互協力体制の強化・整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、要請及び協力に関する事項について伝達等を円滑に行えるよう、連絡責任者を別に定めるものとする。
（情報の提供等）
第８条　甲は、災害時に町民への物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。
２　甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
３　甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。
４　この協定の運用が円滑に行えるよう、平時から物資についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。
（協定の期間）
第９条　協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。
（疑義の決定等）
第10条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成３０年１１月１５日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　小野澤　豊

乙　横浜市青葉区荏田西二丁目３番２号
株式会社クリエイトエス・ディー
代表取締役社長　廣瀬　泰三

『協定　2-2-21-5』

地域活性化包括連携協定書

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に密接な連携と協力をすることにより、町民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（前提）

第１条　甲は、乙が展開するコンビニエンスストアセブン - イレブン店（以下「セブン - イレブン店」という。）は、乙の直営方式であるセブン - イレブン店（以下「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるセブン - イレブン店（以下「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。

２　甲は、愛川町内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのセブン - イレブン店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

（連携事項）

第２条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。

（１） 防災対策に関すること。

（２） 住民福祉やサービスの向上に関すること。

（３） 観光振興等に関すること。

２　前項各号に定める連携事項は効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

３　具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

（免責等）

第３条　乙及び対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

（協定期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定書締結の日から１年間とする。ただし、期間満　了の１か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さらに１年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の見直し）

第５条　甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協

議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）
第６条　甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）
第７条　この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２９年１２月１８日

甲　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１
愛川町長　小 野 澤　豊

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
代表取締役　古 屋　一 樹

別表

第２条第３項に記載の連携事項は以下のとおりとする。

１．防災対策に関すること	・災害時における物資供給 ・災害時における避難情報の提供や火災予防等に関する広報（掲示、パンフレットの配布等） ・帰宅困難者に対する水道やトイレの提供 ・防災訓練への参加協力
２．住民福祉やサービスの向上に関すること	・行政に関する広報（広報紙の配布等） ・議会に関する広報（議会だよりや開催等周知用） ・徘徊高齢者等の保護、通報等の実施、目撃情報の提供 ・買い物困難者に対する商品配達（お弁当や生活必需品等）サービスの実施 ・町民の雇用の促進（高齢者の雇用促進） ・乳児へのミルク用お湯等の提供 ・子どもの見守り（保護・通報等の実施） ・子ども１１０番の家登録 ・青少年健全育成への協力（年齢確認の徹底や非行防止、青少年健全育成事業及び啓発活動のポスターの掲出及びチラシの配布） ・ＡＥＤの貸出等
３．観光振興等に関すること	・各種町立施設のパンフレット、チラシ等の配布（宮ヶ瀬ダム関係を含む） ・軽易な観光案内及び道案内 ・地元産商品の取扱促進 ・観光客等への水道・トイレの提供 ・町主催のイベント等への出店協力

『協定 2-3-5-1』

災害時における簡易トイレ等の調達に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社大真（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策を実施するための支援について、円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が運営する避難場所及び避難所等に簡易トイレ等を設置することに関して、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時において、避難場所及び避難所等に簡易トイレ等が必要である場合には、乙に協力要請をすることができるものとする。

２　前項の場合において甲は、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、第１号様式により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等によることができる。

（１）支援を要請する事由

（２）納品場所

（３）納品日時

（４）簡易トイレの個数

（５）使用予定期間

（６）納品担当者

（協力の内容）

第３条　乙は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、甲と調整の上、要請事項について適切な措置をとるものとする。

２　乙は、簡易トイレ等を納品したときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告しなければならない。

（１）納品場所

（２）納品日時

（３）納品した簡易トイレの個数

（４）使用予定期間

（５）その他、必要事項

（６）納品担当者及び受理担当者の記名

３　乙は、第１項に規定する措置が完了したときは、次に掲げる事項を速やかに第２号様式により甲に報告しなければならない。

（１）　回収場所

（２）　回収日時

（３）　回収した簡易トイレの個数

（４）　使用期間

（５） その他、必要事項
（６） 回収担当者及び引渡し担当者の記名

（物資の運搬）

第４条　簡易トイレの納品及び回収場所は、甲が指定するものとし、乙は該当場所へ物資を運搬及び回収する。

（費用の請求等）

第５条　第３条及び前条に規定する措置に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

２　甲が乙に支払う簡易トイレのリース価格、消耗品費及び物資運搬料は、災害発生直前における適正な価格とする。

３　乙は、甲に協定締結と同時に、簡易トイレのリース価格、消耗品費及び物資運搬料を報告するとともに、報告した価格に変動が生じた場合は、甲にその都度報告するものとする。

（災害補償）

第６条　甲は、第３条の規定する措置に従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年愛川町条例第13号）の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年２月１８日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　山田　登美夫

乙　相模原市千代田２－５－２２
バンノビル１０３号
株式会社　大真
代表取締役　渡邊　誠一

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

様

愛川町長

協　力　要　請　書

１　支援を要請する事由

２　納品場所（案内図添付）

３　納品日時

年　　月　　日（　　）

（午前・午後）　　時　　分頃

４　簡易トイレの個数（納品場所別に記載）

５　使用予定期間

年　　月　　日（　　）から

年　　月　　日（　　）まで

６　納品担当者

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

愛　川　町　長　　殿

株式会社　大　真
代表取締役　　印

災害時における簡易トイレ等の調達について（納品･完了）

　　年　　月　　日付愛消本で依頼のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

１（納品・回収）場所

２（納品・回収）日時

年　　月　　日（　　）

（午前・午後）　　時　　分頃

３（使用予定・使用）期間

年　　月　　日（　　）から

年　　月　　日（　　）まで

４（納品・回収）した簡易トイレ等の個数

５（納品・回収）担当者等

【納品・回収担当者名】　　印

【受理・引渡し担当者名】　　印

『協定 2-3-7-2』

災害時における木材供給に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と厚木愛甲木材業協同組合愛川支部（以下「乙」という。）は災害発生により住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な木材の確保が困難となったとき、木材の供給、受領及び支払いに関し（以下「供給等」という。）次の条項により協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害が発生し木材の確保が困難となったときに甲が乙に供給等の協力を求める場合の手続を定めるものとする。

（災害の範囲）

第２条　本協定における災害は、災害対策基本法に定める災害のほか、これに準ずる災害及び事故等で、愛川町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が緊急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

（協力の要請等）

第３条　甲は愛川町内に災害が発生し、木材の確保が困難となった場合に乙の協力を必要とするときは、乙に別記様式１をもって要請するものとする。ただし緊急を要するとき　は電話等をもって要請し、事後書面手続きをするものとする。

２　前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　前条第１項の規定により乙に供給等を要請する場合の手続は本部長が担当するものとする。

（報　告）

第５条　乙は甲の要請に協力した場合は、別記様式２をもってすみやかに報告するものとする。

　ただし、緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後書面手続きをするものとする。

（費用の負担）
第６条　供給した木材及び経費は、災害発生時直前における適正な価格をもって甲が負担するものとする。

（物資の引取）
第７条　木材の引渡し場所は、甲の指定する場所とするものとする。

（補　償）
第８条　前条の規定により木材を供給中の乙が負傷した場合等の補償は、災害対策基本法第８４条第１項の規定により愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１３号）の規定の例による。

（疑義の解決）
第９条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義を生じたときはそのつど甲乙協議をして定めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定は、昭和５７年　６月　１日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続する。

この協議の成立を証するため協定書２通を作成し、甲乙記名押印し、各１通を保有する。

昭和５７年　６月　１日

甲　愛川町角田２５１－１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　愛川町半原４３６８
厚木愛甲木材業協同組合
愛川支部
支部長　小　島　富　保

『協定 2-3-11-1』

災害時における生活必要物資（ＬＰＧ）の調達に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と愛川液化ガス協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙のＬＰＧ及びＬＰＧ使用器具等（以下「ＬＰＧ等」という。）を確保するため、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第１条　甲は、災害時におけるＬＰＧ等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有するＬＰＧ等の調達を文書をもって要請するものとする。ただし緊急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、協会員が保有するＬＰＧ等を調達ができるよう速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（ＬＰＧ等の価格）

第３条　ＬＰＧ等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（ＬＰＧ等引取）

第４条　ＬＰＧ等の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲が当該場所へ職員を派遣し、要請したＬＰＧ等を確認の上、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し、運搬の協力を求めることができるものとする。

（保有数量の報告）

第５条　乙は、甲からＬＰＧ等の保有数量の確認依頼があったときは、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第６条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　８年１２月２７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　愛川町中津３３６－１番地
愛川液化ガス協同組合
理事長　熊　坂　政　男

『協定 2-3-11-2』

災害時における生活必要物資（ＬＰＧ）の調達に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会厚木支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙のＬＰＧ及びＬＰＧ使用器具等（以下「ＬＰＧ等」という。）を確保するため、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第１条　甲は、災害時におけるＬＰＧ等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有するＬＰＧ等の調達を文書をもって要請するものとする。ただし緊急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、協会員が保有するＬＰＧ等を調達ができるよう速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（ＬＰＧ等の価格）

第３条　ＬＰＧ等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（ＬＰＧ等の引取）

第４条　ＬＰＧ等の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲が当該場所へ職員を派遣し、要請したＬＰＧ等を確認の上、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し、運搬の協力を求めることができるものとする。

（保有数量の報告）

第５条　乙は、甲からＬＰＧ等の保有数量の確認依頼があったときは、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第６条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　８年１２月２７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　厚木市飯山３２９８番地
社団法人　神奈川県エルピーガス協会厚木支部
支部長　　小　林　幸　一

『協定 2-3-12-1』

災害時における上水道施設の応急措置についての協定書

愛川町（以下「甲」という。）と愛川管工事協会（以下「乙」という。）は、災害時における上水道施設の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（主　旨）

第１条　この協定は、愛川町の地域において災害が発生したとき、又は災害の発生が予想される場合に、甲が上水道施設の応急措置を円滑に実施するため、乙に協力を求める場合の必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、応急措置を実施するため、乙に協力を要請する。

２　甲は、乙に対し協力を要請するときは、応急措置を実施する場所、被害状況及び作業内容等について文書をもって連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等によることができる。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な資材、車両及び人員等を提供し、速やかに応急措置を実施する態勢をとり、甲の指示に従い、迅速かつ的確に実施するものとする。

２　乙は、応急措置を実施したときは、その状況を速やかに甲に報告しなければならない。

（費用の立替え）

第４条　前条の応急措置に要した費用は乙が一時立て替えておくものとする。

（費用の請求等）

第５条　甲は前条において乙が一時立て替えた費用を乙の請求に基づき支払うものとする。

２　前項の費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価及び甲が水道工事用単価等を勘案し、協議して定めるものとする。

（損害補償）
第６条　第３条の規定に基づき、応急措置に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、愛川町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年愛川町条例第１３号）の規定の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に損害を補償するものとする。

（報　告）
第７条　乙は、この協定による応急措置について協力できる人員、機械及び車両等の状況を毎年４月末日までに甲に別紙により報告するものとする。

（協　議）
第８条　この協定に定めない事項又は、この協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（施行日）
第９条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成１２年９月２７日

甲　愛川町角田２５１番地１
愛川町長　相　馬　晴　義

乙　愛川町中津５５０１番地
愛川管工事協会
会　長　　大野　達男

愛川町地域防災計画追録加除一覧表

注）　追録加除が終わりましたら追録号数、内容現在及び加除整理年月をこの表に記入してください。

追録号数	内容現在	加除整理	備　考
原　本	平成　９年　３月改定	平成　９年　３月	公　表
No.　１　号	平成１１年　３月修正	平成１１年　３月	
No.　２　号	平成１４年　３月修正	平成１４年　３月	
No.　３　号	平成１７年　３月修正	平成１７年　３月	
No.　４　号	平成１９年　４月修正	平成１９年　４月	
No.　５　号	平成２３年　３月修正	平成２３年　３月	
No.　６　号	平成２７年　３月修正	平成２７年　３月	
No.　７　号	平成３１年　３月修正	年　月	
No.　８　号	年　月	年　月	
No.　９　号	年　月	年　月	
No.　10　号	年　月	年　月	
No.　11　号	年　月	年　月	
No.　12　号	年　月	年　月	
No.　13　号	年　月	年　月	
No.　14　号	年　月	年　月	
No.　15　号	年　月	年　月	
No.　16　号	年　月	年　月	
No.　17　号	年　月	年　月	
No.　18　号	年　月	年　月	
No.　19　号	年　月	年　月	
No.　20　号	年　月	年　月	
No.　21　号	年　月	年　月	
No.　22　号	年　月	年　月	
No.　23　号	年　月	年　月	
No.　24　号	年　月	年　月	
No.　25　号	年　月	年　月	